

通常事業

平成25年度：NPO関連予算総括表

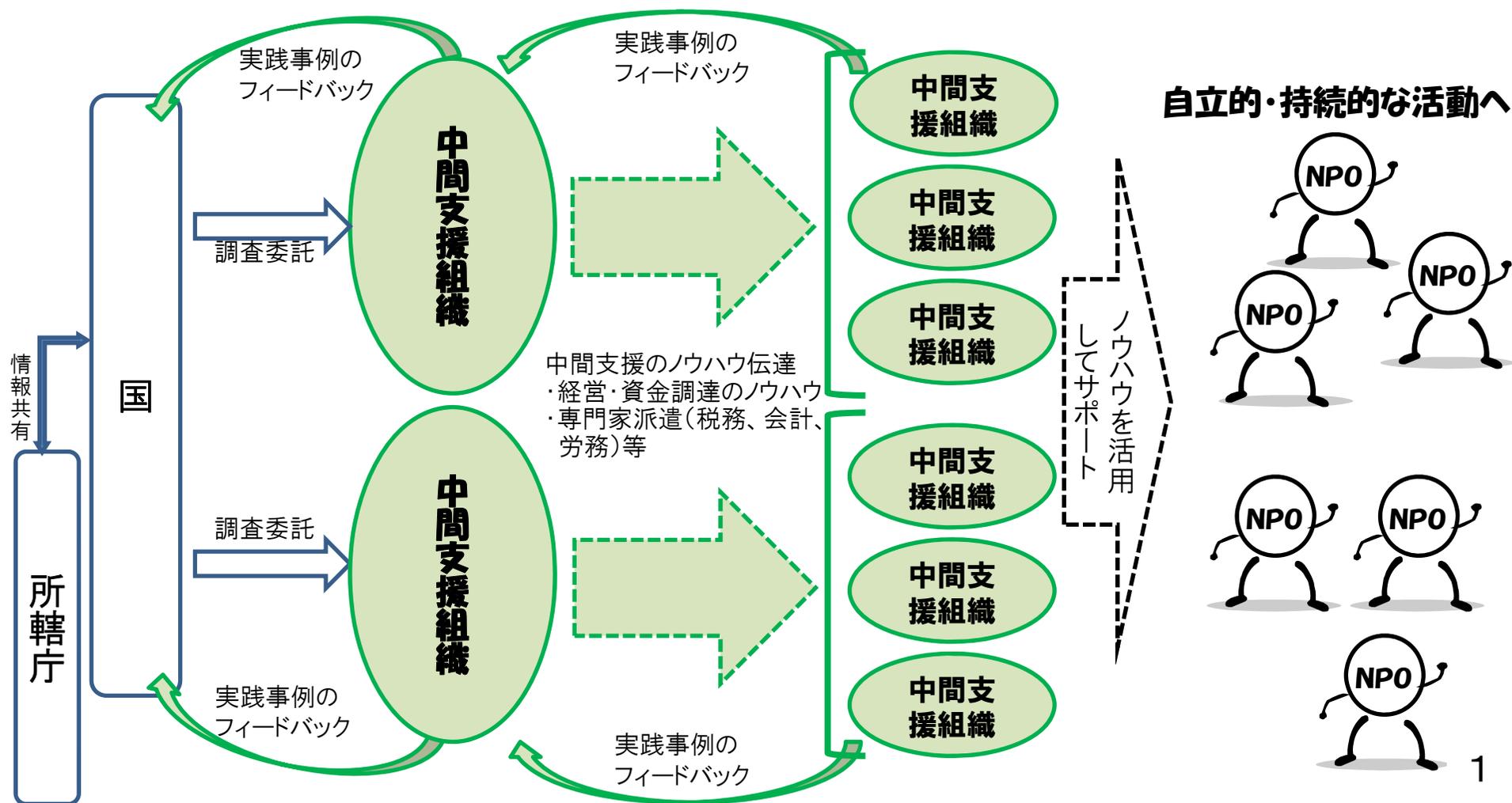
省庁名	内閣府
-----	-----

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
1	市民活動の担い手の運営力強化事業	新規	自立して活動を継続できるNPO等の担い手の拡大に向けて、寄附などの資金集めやネットワークの構築等について、新たな中間支援の方法を調査、企画し、実際の活動における有効性等を実証・検証するとともに、その結果を「全国報告会」の開催を通じて共有し、中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充を進展させていく。	31	-	-	内閣府	全国を3ブロックに分けて公募	内閣府HPに掲載	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（新しい公共・市民活動促進担当）付 03-3581-0862)	-	
合計 (内数事業を除く)		—	—	(増減額) 31 (増減率%) 100		—	—	—	—	—	—	—

市民活動の担い手の運営力強化事業

平成25年度予算案
31百万円

- 調査受託者は、中間支援のノウハウを調査・企画し、自ら実施することにより効果を検証。
- その成果を他の中間支援組織に伝達し、支援の結果等も踏まえ、報告書を作成。
- 「全国報告会」の開催等を通じて、蓄積したノウハウを中間支援組織・所轄庁間で広く共有し、中間支援組織を強化。中間支援組織は、現場で活躍するNPOの自立的な活動をサポート。



連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績	備考
1	NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	新規	NPO等が主体となった東日本大震災からの復興や被災者支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組への支援を行う。	260	—	2/3	①復興支援の担い手の基礎的能力強化事業：岩手県、宮城県、福島県、 ②復興支援の担い手の運営力強化実践事業：NPO法人、自治会、社会福祉法人、協議会等	平成25年度予算成立後、岩手県、宮城県、福島県において順次公募を実施	岩手県、宮城県、福島県の窓口に対して申請	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当）付 03-3581-0511	—	本事業の支援対象者は、岩手県、宮城県、福島県において復興支援や被災者支援を行うNPO等及び上記3県以外で被災者支援を行うNPO等。 P1参照

NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業

平成25年度予算案：2.6億円（新規）【復興庁一括計上予算】

背景

- 東日本大震災の被災地等においては、NPO等（自治会、社会福祉法人、協議会等を含む）が復興支援や被災者支援において大きな役割を果たしてきており、今後、被災地の復興が本格化するに当たって更なる活躍が期待される場所であるが、経営基盤が脆弱であるなどの課題を抱え、円滑な運営のためのノウハウの修得を必要とするNPO等が多い。
- 被災地の復興には中長期にわたる支援が必要とされており、個人・民間企業等からの資金調達に対するインセンティブを高めるなど、復興や被災者支援に自立的かつ継続的に取り組む担い手の育成が必要。

事業概要

内閣府

交付金（補助率：2/3）

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

(1) 復興支援の担い手の基礎的能力強化事業

中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導等

（取組内容）

- ① 資金獲得、NPO会計基準、認定NPO取得、ICT活用による情報発信等のノウハウ修得セミナー、講習会の実施
- ② 協働の取組の促進のための、NPOと民間企業、他団体等との交流 等

設立間もないNPO等や経営基盤の脆弱なNPO等の基礎的経営能力の向上

(2) 復興支援の担い手の運営力強化実践事業

3県が実施する復興・被災者支援（3県から他県に避難されている方々への支援を含む）や「子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援等のうち、NPO等の運営力強化を図ることを内容とする以下に示すテーマ等に係る先駆的な取組に限定して支援。

（支援テーマ例）

- ① 支援活動の実践を通じたNPO等の人材育成（例：避難者の就業支援や被災者のカウンセリング、まちづくり等の専門家の養成）
- ② 支援活動を行うNPO等間のネットワークの形成（例：支援ニーズの共有・マッチング、ノウハウの移転、復興拠点の構築、中間支援組織の強化・育成）

人材育成やネットワーク形成による復興・被災者支援を担う中核的NPO等の育成

高い運営力を有するNPO等の育成

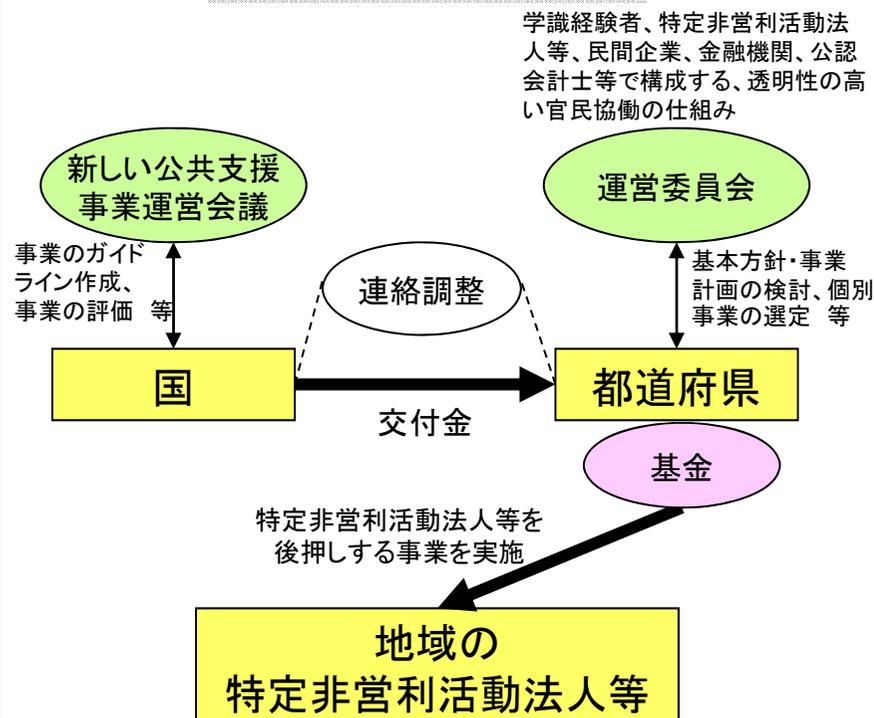
自立して活動できる担い手による、中・長期的な復興・被災者支援の継続

新しい公共支援事業

(平成22年度補正予算87.5億円、平成23年度3次補正予算8.8億円(事業期間は平成24年度末まで))

- 「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分して基金を設置し、特定非営利活動法人等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うとともに、特定非営利活動法人、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援することにより、「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の自立的活動を後押し。
- 東日本大震災の被災者支援や震災復興を行う特定非営利活動法人等を支援するため、平成23年度第3次補正予算により、岩手県、宮城県及び福島県の基金を積み増した。

基本スキーム



<主な支援内容>

- 特定非営利活動法人等の基盤整備等
(財務諸表の作成、認定取得、寄附募集の支援 等)
- 新しい公共の場づくりのためのモデル事業等
(多様な担い手(特定非営利活動法人、自治会、社会福祉法人、行政等)が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)

事業実績等

- 平成22年度補正予算(87.5億円)及び平成23年度3次補正予算(8.8億円)の合計額96.3億円のうち、実施済額は約88億円(92%)[※]。

[※] 各都道府県の運営委員会で採択決定済みのH24年度モデル事業に係る金額を含む。括弧内は事業費ベースの進捗率。

- モデル事業を全国で1,052件実施

(データはいずれもH24年9月末時点)

- 本制度は、平成24年度までの時限的な制度として創設。
- また、平成24年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、廃止の判定を受けたところ。

復興支援型地域社会雇用創造事業（内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 産業・雇用担当）

平成23年度三次補正予算額 32.0億円

復興基本方針

5 復興施策

（2）地域における暮らしの再生

④復興を支える人材の育成

（i）被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。

事業概要・目的

◆被災地における起業と雇用を創造するため、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業や「社会的企業」を担う人材の育成を支援します。

◆「地域社会雇用創造事業」（平成21年度補正予算70億円）の実績を踏まえ、被災地での起業支援と復興に役立つ人材の育成を重点的に支援します。

事業イメージ・具体例

①社会起業インキュベーション

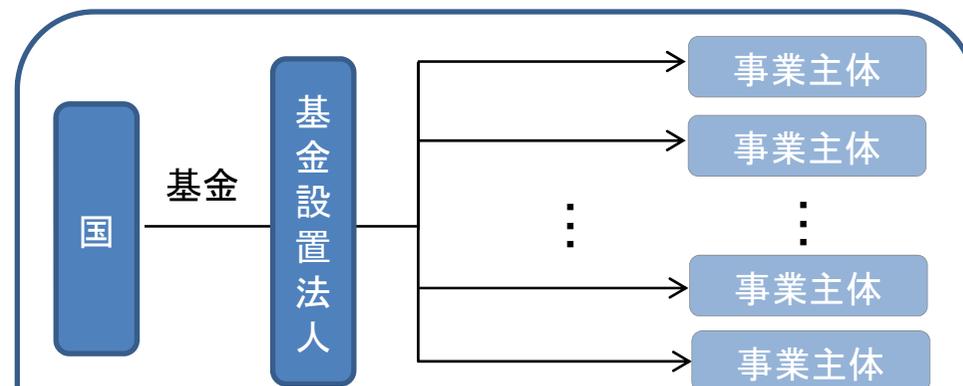
・復興に資する被災地での起業を、コンペティションで選定し、起業のスタートアップを支援します。
・600人程度の起業を目標とします。

②社会的企業人材創出インターンシップ

・研修とインターンシップによって、被災地の復興に役立つ人材育成を実施します。
・2000人程度の人材育成を目標とします。

＜社会的企業の事業の例＞

- 被災地の復興に資する6次産業化分野での取り組み
- 被災者の生活を支援する取り組み など



＜社会的企業支援基金＋延長＞

事業主体は、公募により選定します。被災地のNPO等又はこれと連携しているNPO等に限りま。

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績	備考
1	原災避難区域等帰還・再生加速事業	継続	東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃保全対策を行う。	4800	20800（補正予算）	100%	市町村	—	原子力被災12市町村との相談	復興庁 原子力災害復興班	—	
合計 (内数事業を除く)		—	—	(増減額)		—	—	—	—	—	—	(増減率%)

＜記載要領＞

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、24年度で‘終了’し25年度はやらない事業でも、前年度対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(‘継続’、‘新規’、‘名称変更’、‘統廃合’、‘終了’のいずれか)を記載して下さい。

[予算額欄] 25年度予算額欄には直近の政府案、24年度予算額には前年度の確定している政府案(昨年のヒアリング時と変わっていても可)を記載して下さい。なお、NPOが手挙げ出来るも予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は、()し(〇〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄] 25年度予算額欄と24年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(25・24年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ25・24年度ともその額を除いて下さい。

- NPO等のボランティア活動に対する被災地のニーズが多様化している中、ボランティア活動のニーズとその果たしている役割は依然として大きい。
 - ※被災3県において、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア総数は、計約118万人（岩手県約45万人、宮城県約57万人、福島県約16万人。平成23年3月11日～平成25年3月3日までの累計人数。）
 - その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数。
 - ※発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など息の長い取組を展開。
- 多様なニーズに柔軟に対応するため、行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して取り組む必要がある。
- このため、NPO、ボランティア団体等が活動を円滑に進めるために必要な情報の提供や連絡調整、震災ボランティアの啓発・普及等を行っている。

1. 体制

- NPO等に精通した民間出身の非常勤職員の知見を活用するとともに、岩手・宮城・福島の各復興局に「ボランティア担当」を配置

2. 役割

- 政府の取組に関し、NPO等への情報提供
- 復興に当たって行政・民間それぞれの多様な担い手の連携促進と、連携事例の収集・情報提供
- ボランティア活動全般の促進
- NPO等の活動に係る制度・手続きに関し、関係府省との相談・調整

3. 主な取組内容

- NPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、被災3県での説明会や全国のNPO等が集まる会議等で周知。
- 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成し、NPO等やその中間支援組織に説明。また、当該担い手による連携事例の取りまとめ結果を公表・周知。
- 全国の学生等が被災された方に寄り添う気持ちを持ち続け、被災地で更に活躍してもらうため、「この夏も、ボランティアへ行こう！」キャンペーンを実施。チラシ・ポスターを大学等に掲示・周知。

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (平成25年度予算案、平成24年度補正予算案等によるもの)

被災者の支援や被災地の復興支援に活躍いただいているNPO等の活動を支援するために、「NPO等が活用可能な政府の財政支援」について取りまとめました。

【目次】

- 全体概要.....P.1
- 問い合わせ先.....P.9
- 事業ごとの概要.....P.12

(※)現時点における予算案の内容を取りまとめたものであり、今後の審議過程において、変更はあり得ます。

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（1）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間 ^(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
① 原災避難区域等 帰還・再生加速事業 【復興庁】	東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃保全対策を行う。	約48億円	平成24年度 補正予算案 約208億円	-	市町村	原子力被災 12市町村 (田村市、南相 馬市、川俣町、 広野町、楡葉 町、富岡町、 川内村、大熊 町、双葉町、 浪江町、葛尾 村、飯館村)	P.12
② NPO等の運営力 強化を通じた復興支 援事業 【復興庁(内閣府)】	NPO等が主体となった東日本大震災の被災地の復興や被災者支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組への支援を行う。	約2.6億円 (新規)	-	-	岩手県、宮城 県、福島県	岩手県、宮城 県、福島県に おいて復興支 援や被災者支 援を行うNPO 等及び上記3 県以外におい て3県から避難 されている被 災者の支援を 行うNPO等	P.13
③ 復興支援員 【総務省】	被災自治体が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために設置(委嘱)する「復興支援員」に対して特別交付税措置(震災復興特別交付税(年2回交付(9月、3月))。設置期間は概ね1年以上最長5年以下を想定。 復興支援員は、被災地に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。	震災復興特別 交付税により 措置	震災復興特別 交付税により 措置	特別交付税 措置につい ては、特に 期限は設け ていない。	東日本財特法 に定める「特 定被災地方公 共団体」又は、 「特定被災区 域」を区域とす る地方公共団 体(9県・222市 町村)	全国	P.14 - P.15

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (2)

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先/申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
④ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 【復興庁 (文部科学省)】	地方自治体・国立大学法人・民間団体等に委託し、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、教育相談体制の整備を図る。	約39億円 (継続)	平成23年度 第1次補正 約30億円 平成23年度 第2次補正 約3.5億円 平成24年度 約47億円	平成25年度末 まで	復興庁	被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域	P.16
⑤ 復興教育支援事業 【復興庁 (文部科学省)】	復興に向けた先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。	約1億円 (継続)	平成23年度 第3次補正 約3億円 平成24年度 約0.6億円	平成25年度末 まで	復興庁	岩手県、宮城県、福島県	P.17
⑥ 震災等緊急雇用対応事業 【復興庁 (厚生労働省)】	都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託により、被災された方々(被災求職者)の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。「震災等緊急雇用対応事業」の基金の積み増し、実施期間の延長	-	平成24年度 補正予算案 約500億円 (継続) 平成23年度 第1次補正 約500億円 平成23年度 第3次補正 約2,000億円	平成26年度末 まで ※平成25年度中の事業開始が必要。	県又は市町村	実施可能地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県、栃木県、新潟県、千葉県 の災害救助法適用地域 ※対象者:被災求職者	P.18

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (3)

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先/申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑦ 仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)) 【復興庁 (厚生労働省)】	応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。(「地域支え合い体制づくり事業」の基金の積み増し、実施期間の延長)	約23億円 (継続)	平成23年度 第1次補正 約70億円 第3次補正 約90億円	平成25年度末 まで	県又は市町村	被災地 ※対象者:被災した高齢者等のうち、援護を要する者	P.19
⑧ 地域福祉等推進特別支援事業 【厚生労働省】	地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的に取り組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化するための取り組み、生活不安定者(低所得者層)に対する自立支援の取り組みなどにより地域福祉の推進を図る。	約250億円 (セーフティネット支援対策等事業費補助金[メニュー補助金]の内数) (継続)	平成24年度 約237億円 (セーフティネット支援対策等事業費補助金[メニュー補助金]の内数)	平成25年度末 まで	都道府県 又は市町村	全国	P.20
⑨ 社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業分) 【厚生労働省】	東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で効率化する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行う。	各都道府県に造成している基金において実施 (継続)	約70億円 平成23年度 第3次補正 約145億円のうちの 約40億円	平成25年度末 まで	都道府県 又は市町村	全国	P.21

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（4）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑩ 被災者営農継続 支援耕作放棄地活 用事業 【復興庁 (農林水産省)】	被災を免れた農地や避難先等において荒 廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開 する被災農家又は農業者等の組織する団体 等(NPO法人を含む)の取組を支援。	約6.2億円 (継続)	平成23年度 第3次補正 約17.5億円 平成24年度 約4億円	平成25年度末 まで	地域耕作放棄 地対策協議会	被災農家又 は農業者等 の組織する 団体等	P.22 - P.23
⑪ 農山漁村被災者 受入円滑化支援事 業 【復興庁 (農林水産省)】	東日本大震災の影響により、避難生活を余 儀なくされている被災農家等に対し、受入れ 可能な農山漁村地域における農地、雇用、住 まい等に関する情報を提供するとともに、移 転を希望する被災農家等と受入れ可能地域 とのきめ細やかなマッチング等の支援。	約0.2億円 (継続)	平成23年度 第3次補正 約2億円 平成24年度 約0.1億円	平成28年度末 まで	農林水産省	被災農家等	P.24 - P.25
⑫ 海岸防災林再生 等復興支援事業 【復興庁 (農林水産省)】	東日本大震災で災害を受けた海岸防災林 の再生については、防災意識の向上や地域 の復興シンボリックな活動となるよう、地域住 民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得 つつ、植栽や保育を進めることとしており、こ うした仕組みづくりを支援。	約0.8億円 (新規)	-	平成29年度末 まで	林野庁	-	P.26 - P.27

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（5）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑬ 森林環境保全直接支援事業 【復興庁 ・農林水産省】	集約化を進め、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備を支援。	約257億円 (継続)	平成24年度 補正予算案 約205億円 〔平成24年度 約288億円〕	-	都道府県	-	P.28
⑭ 農業用水保全の森づくり事業 【農林水産省】	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する。	約1,128億円 の一部 (継続)	平成24年度 補正予算案 約1,650億円 の一部 〔平成24年度 約7,525億円 の一部〕	-	都道府県	-	P.29
⑮ 漁場保全の森づくり事業 【農林水産省】	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する。	約1,128億円 の一部 (継続)	平成24年度 補正予算案 約1,650億円 の一部 〔平成24年度 約7,525億円 の一部〕	-	都道府県	-	P.29

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（6）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑯ 環境林整備事業 【農林水産省】	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象害等による被害森林における人工造林等を支援する。	約45億円 (継続)	平成24年度 補正予算案 約50億円 (平成24年度 約4億円)	-	都道府県	都道府県	P.30
⑰ 森林・山村資源 利用交付金 【農林水産省】	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者、地域住民、NPO法人、関係団体など地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。	約30億円 (新規)	-	平成29年度末 まで	都道府県に設 置される地域 協議会	地域で合意 した活動組 織	P.31 - P.32
⑱ 絆の森整備事業 【農林水産省】	市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する。	約1,128億円 の一部 (継続)	平成24年度 補正予算案 約1,650億円 の一部 (平成24年度 約96億円 の一部)	-	都道府県	-	P.33 - P.35

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (7)

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先/申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑱ 日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業 【農林水産省】	民間団体等が実施する、森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報や森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法による総合的普及啓発、NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を支援。	約0.9億円(継続)	H24年度 約1.1億円	平成28年度末 まで	林野庁	-	P.36
⑳ 水産多面的機能発揮対策 【農林水産省】	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者・住民・NPO等が行う多面的機能の発揮に資する国民の生命・財産の保全、地球環境保全、漁村文化の継承などの活動に対して支援。	約35億円 の内数 (新規)	-	平成27年度末 まで	都道府県に設置される地域協議会	漁業者、住民 NPO等で組織する活動組織	P.37 - P.38
㉑ 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業 【復興庁 (経済産業省)】	東日本大震災の被災者の生活支援や被災地における新規事業創出の手段として期待されているソーシャルビジネス(SB)について、先進的なSB事業者のノウハウの移転等により、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるSBの創出や事業基盤の強化を推進し、被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図る。	約2億円 (継続)	平成24年度 約2億円	平成28年度末 まで	復興庁	東日本大震災被災地	P.39

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（8）

事業名	概要	平成25年度概算要求額	平成24年度以前の予算額	事業の実施期間(※)	NPO等による相談先／申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁
② 「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業 【国土交通省】	地元企業、地縁組織、NPO等の「新しい公共」の担い手による地域づくり活動のうち、「事業型」活動を目指す担い手に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が組織的に連携し、助言・指導を中心とした、継続的かつ高度な支援を行う取組を全国から募集し、選定・実施するとともに、支援体制・内容の改善を随時行うことにより、「事業型」活動を目指す担い手による地域づくり活動に対する支援のあり方について、実証的に検討する。	約1億円の一部（継続）	〔平成24年度約0.5億円〕	平成25年度末まで	国土交通省	全国の中間支援組織等	P.40
③ 地域生物多様性保全活動支援事業 【環境省】	生物多様性保全の取組を公募により選定し、地方公共団体、民間団体等、生物多様性に関連する法律に位置付けられた法定計画等の策定主体や、その実施主体に委託し、計画策定やその実証事業を実施する。また、地域における多様な主体の連携・協働を促進するため、地方公共団体が含まれる地域生物多様性協議会による、地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。	約1.9億円（継続）	〔平成24年度約2.1億円〕	平成26年度末まで	環境省の各地方環境事務所	地方公共団体NGO・NPO、事業者、協議会等	P.41
④ 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組促進事業 【環境省】	平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されることを受け、協働取組の充実が必要とされている。特に、環境課題の解決と地域活性化を推進するためには、多様な主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動の有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した協働取組を行うことが重要である。 このため、環境NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動の実証に係る費用の一部を支援する。	約1億円（新規）	—	—	—	自治体、企業地域住民等と協働取組を行うNGO・NPO等	P.42

NPO等が活用可能な政府の財政支援に係る問い合わせ先

ご質問等がある場合は、復興庁の下記までご連絡願います。

・ボランティア・公益的民間連携班(03-5545-7480)

・予算会計班(03-5545-7370)

事業名	府省名 (予算執行府省)	部署名 (予算執行府省)	連絡先 (予算執行府省)
① 原災避難区域等帰還・再生加速事業	復興庁	原子力災害復興班	03-5545-7334
② NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(内閣府)	(政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当))	(03-5253-2111(内線45351))
③ 復興支援員	総務省	自治行政局 地域自立応援課人材力活性化・連携交流室	03-5253-5394
④ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(初等中等教育局児童生徒課)	(03-6734-2389)
⑤ 復興教育支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(初等中等教育局教育課程課)	(03-6734-2425)
⑥ 震災等緊急雇用対応事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(厚生労働省)	(職業安定局地域雇用対策室)	(03-3593-2580)
⑦ 仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業))	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(厚生労働省)	(老健局振興課)	(03-5253-1111(内3985))

⑧ 地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内2857)
⑨ 社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業分)	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内線2857)
⑩ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室)	(03-6744-2442)
⑪ 農山漁村被災者受入円滑化支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(農村振興局中山間地域振興課)	(03-6744-2498)
⑫ 海岸防災林再生等復興支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(林野庁 研究・保全課)	(03-3502-8243)
⑬ 森林環境保全直接支援事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑭ 農業用水保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑮ 漁場保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑯ 環境林整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑰ 森林・山村資源利用交付金	農林水産省	林野庁計画課	03-3502-0048
⑱ 絆の森整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑲ 日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業	農林水産省	林野庁研究・保全課	03-3502-8243
⑳ 水産多面的機能発揮対策	農林水産省	水産庁計画課	03-3501-3082

⑳ 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(経済産業省)	(地域経済産業グループ立地環境整備課)	(03-3501-0645)
㉑ 「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業	国土交通省	国土政策局地方振興課	03-5253-8404
㉒ 地域生物多様性保全活動支援事業	環境省	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室	03-5521-8150
㉓ 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組促進事業	環境省	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室	03-5521-8231

原災避難区域等帰還・再生加速事業 (復興庁原子力災害復興班)

(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費)

平成25年度政府予算案 48億円【復興】 (平成24年度補正予算：208億円)

事業概要・目的

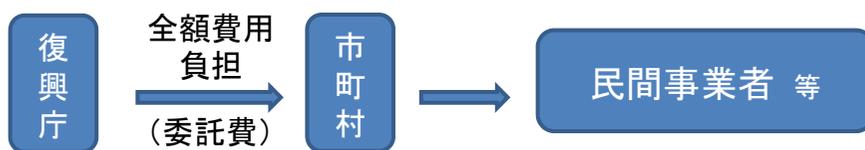
- 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行います。

(参考) 「福島復興再生基本方針」(抄)

第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

- (2) ① 国は、その推進してきた原子力政策の下、甚大な原子力災害の被害を受けることとなったこの区域全体が、再び人々が安全で安心して住むことができるようになり、帰還を望む者が皆帰還し、地域の将来を担う若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応する。

資金の流れ



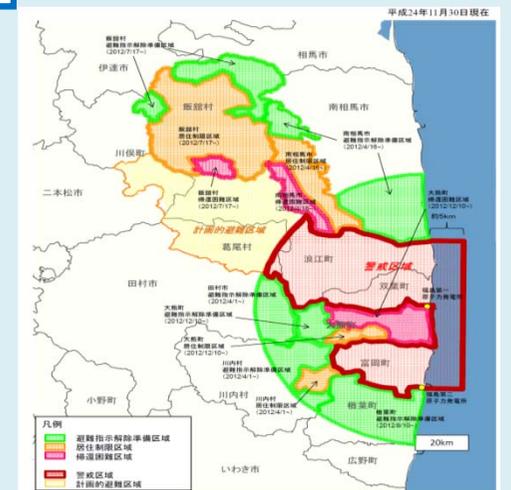
期待される効果

- 原子力災害に遭った市町村への帰還の支援や直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
- ・ 原子力被災12市町村

田村市、南相馬市、川俣町、
 広野町、楡葉町、富岡町、
 川内村、大熊町、双葉町、
 浪江町、葛尾村、飯館村



- (2) 実施事業の例

- ① 避難解除区域への帰還加速のための取組
 - ★ 喪失した生活基盤施設の代替、補完
 区域内外の医療施設、高齢者福祉施設等の再開支援、交通支援、訪問サービス
 - ★ 住民の安全安心の対策
 放射線リスクなどに関する対話集会等への支援
 - ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
 住民への情報提供、自治会活動への支援 等
- ② 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全
 - ★ 荒廃抑制、保全対策
 火災防止のための除草、廃家屋の解体撤去、公共施設等の点検・メンテナンス
 - ★ 住民の一時帰宅支援
 バスの運行、仮設トイレの設置 等

NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業

平成25年度予算案：2.6億円（新規）【復興庁一括計上予算】

背景

- 東日本大震災の被災地等においては、NPO等（自治会、社会福祉法人、協議会等を含む）が復興支援や被災者支援において大きな役割を果たしてきており、今後、被災地の復興が本格化するに当たって更なる活躍が期待される場所であるが、経営基盤が脆弱であるなどの課題を抱え、円滑な運営のためのノウハウの修得を必要とするNPO等が多い。
- 被災地の復興には中長期にわたる支援が必要とされており、個人・民間企業等からの資金調達に対するインセンティブを高めるなど、復興や被災者支援に自立的かつ継続的に取り組む担い手の育成が必要。

事業概要

内閣府

交付金（補助率：2/3）

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

(1) 復興支援の担い手の基礎的能力強化事業

中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導等

（取組内容）

- ① 資金獲得、NPO会計基準、認定NPO取得、ICT活用による情報発信等のノウハウ修得セミナー、講習会の実施
- ② 協働の取組の促進のための、NPOと民間企業、他団体等との交流等

設立間もないNPO等や経営基盤の脆弱なNPO等の基礎的経営能力の向上

(2) 復興支援の担い手の運営力強化実践事業

3県が実施する復興・被災者支援（3県から他県に避難されている方々への支援を含む）や「子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援等のうち、NPO等の運営力強化を図ることを内容とする以下に示すテーマ等に係る先駆的な取組に限定して支援。

（支援テーマ例）

- ① 支援活動の実践を通じたNPO等の人材育成（例：避難者の就業支援や被災者のカウンセリング、まちづくり等の専門家の養成）
- ② 支援活動を行うNPO等間のネットワークの形成（例：支援ニーズの共有・マッチング、ノウハウの移転、復興拠点の構築、中間支援組織の強化・育成）

人材育成やネットワーク形成による復興・被災者支援を担う中核的NPO等の育成

高い運営力を有するNPO等の育成

自立して活動できる担い手による、中・長期的な復興・被災者支援の継続

「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的: 被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体: 被災地方公共団体 ※ 東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・222市町村)
- 設置根拠等: 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間: 概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援

①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度～)

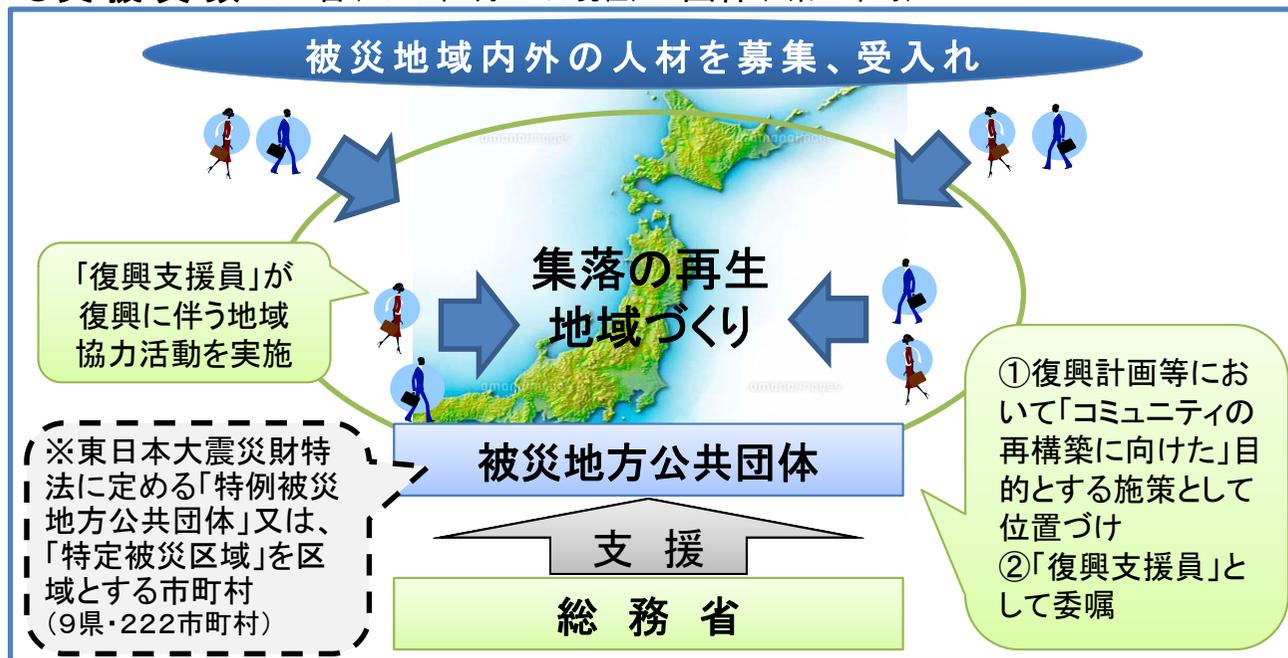
⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の实情に応じて地方公共団体が定める額)^{*}+活動費(必要額)を措置

^{*}参考: 地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、
募集や研修、マネジメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

○支援員数: 67名(2013年1月21日現在) 6団体(2県・4市町)

支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務をNPO団体等に委託することが可能です。



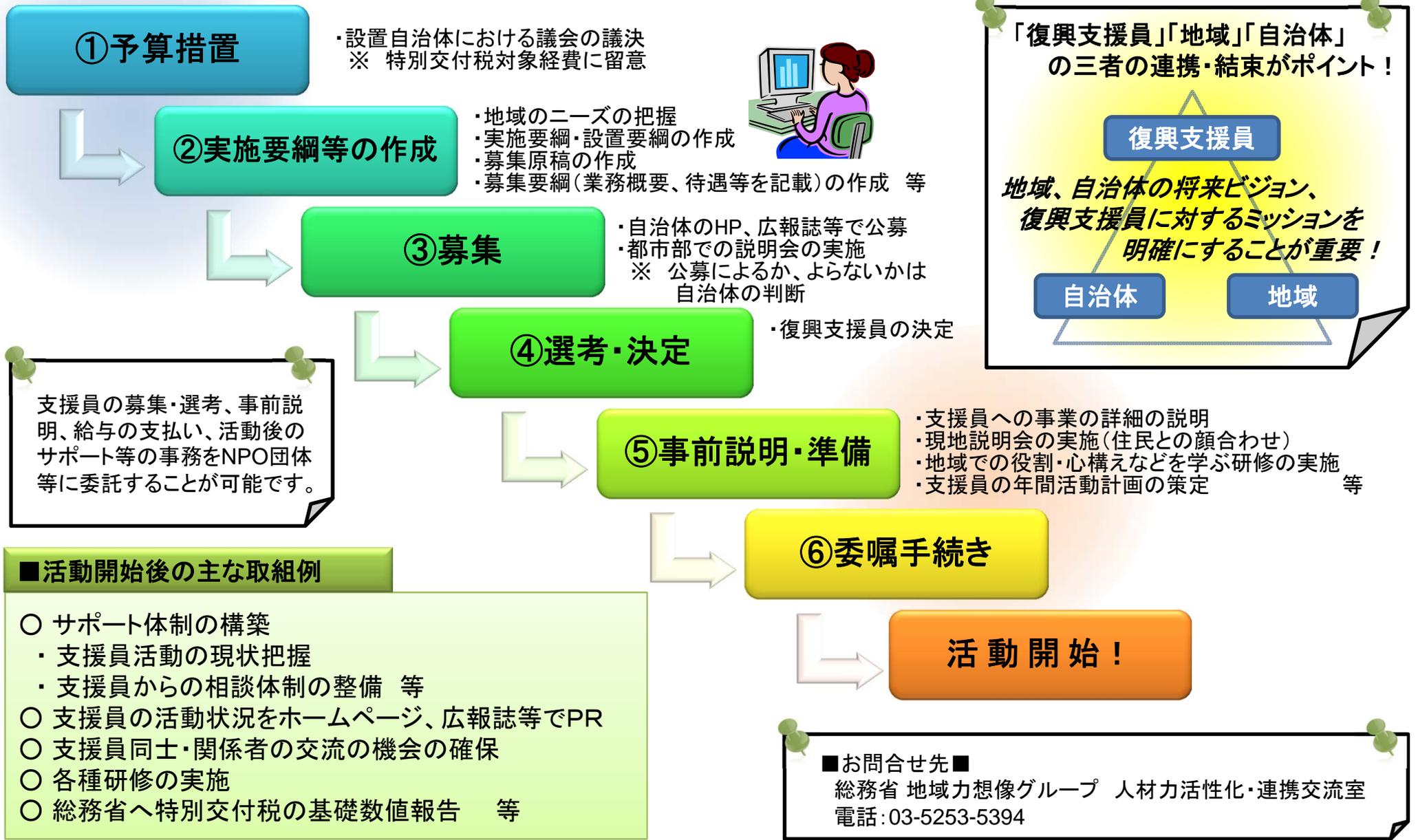
復興に伴う地域協力活動の例

- 被災者の生活支援、見守り・ケア等
 - ・話し合いの場づくり
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等
 - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこし活動の支援
 - ・イベント等の企画・運営支援
 - ・ネットワークづくりの支援
 - ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
 - ・都市との交流事業実施応援等
 - ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、地場製品の販売等
- 集落のビジョン策定

※具体的内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の实情に応じ定める

(参考)総務省通知(2012年1月6日付け)

復興支援員 ～活動までの基本的な流れ～

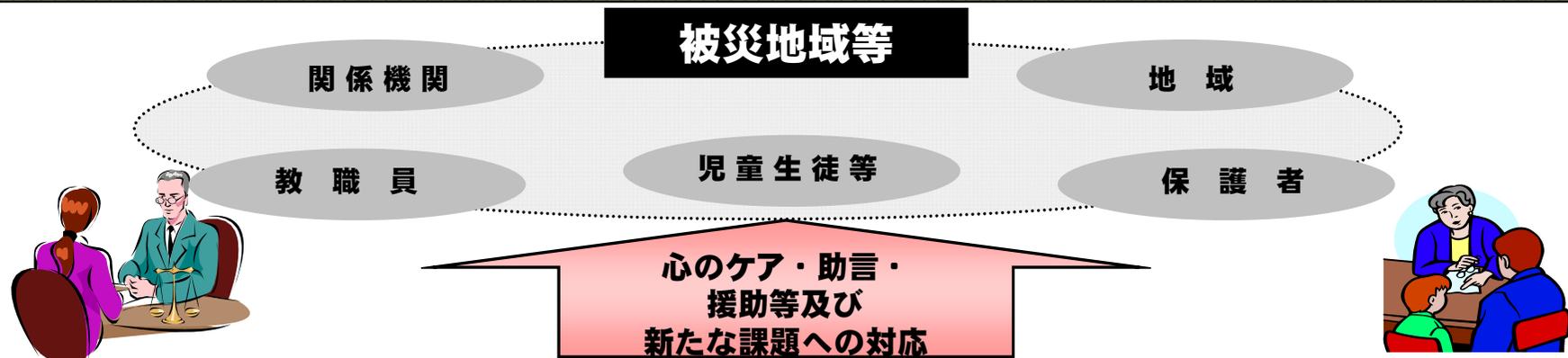


緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成24年度予算額 : 4,702百万円【復興特別会計措置額】
 平成25年度査定額(案) : 3,913百万円【復興特別会計計上額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度予算及び平成24年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成25年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する切れ目ない心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援



進路指導・就職支援

- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験の有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施



障害のある子どもへの支援

- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等



生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置 等

復興教育支援事業

平成24年度予算額	55百万円
うち復興特別会計計上分	55百万円
平成25年度予算額(案)	95百万円
うち復興特別会計計上分	95百万円

被災地では、自治体のみならず、大学・NPO等様々な主体が積極的に関わり、被災地の復興はもとより、今後の我が国の学校教育の新しいモデルとなるような先進的な取組が進められつつある。このような取組は、新学習指導要領が重視している「思考力・判断力・表現力」や「学ぶ意欲」の向上にも大きな役割を果たすことが期待されるものである。

このことを踏まえ、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及する。

【事業内容】

復興に向けた先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。

- ・団体委託費(16件)
- ・協力者会議開催経費



東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための教育

【具体の取組例】

- ①社会を生き抜く力の養成
 - 震災体験や科学的知見を踏まえた防災教育の推進
 - 避難所生活等を踏まえた思いやり、助け合いなど心の教育の推進
- ②絆づくりとコミュニティの再構築
 - 地域の様々なコミュニティ(公共機関、農林水産団体等)の復興への動きと連動した地域学習の推進
- ③未来への飛躍
 - 地域の復興に貢献し自らの生き方を考えるキャリア教育、市民教育の推進
- ④学びのセーフティネット
 - 震災の影響により学習が遅れがちとなった児童生徒への個に応じた授業の推進や体験活動の実施
 - 子どもの安心安全などについて保護者等への相談・カウンセリングの推進

震災等緊急雇用対応事業の積み増し(基金の1年延長)

平成24年度補正要求額:500億円

趣旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が各地に避難していることから、平成23年度より震災等緊急雇用対応事業を実施しているところであるが、沿岸部の雇用者数が震災前の水準まで回復していないなど、雇用の復興には引き続き時間を要すると考えられる。
- このため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るための事業を実施する。

【事業の規模】

3,000億円

23年度1次補正 500億円

23年度3次補正 2,000億円

24年度補正要求額 500億円

【対象期間】

平成25年度末まで

(平成25年度に開始した事業については、平成26年度末まで)

事業概要

◆拡充の概要

- 要求額 500億円
- 事業実施期間の延長 平成24年度末まで → 平成25年度末まで
(注)ただし、平成25年度に開始した事業については、平成26年度末までとする

◆事業概要

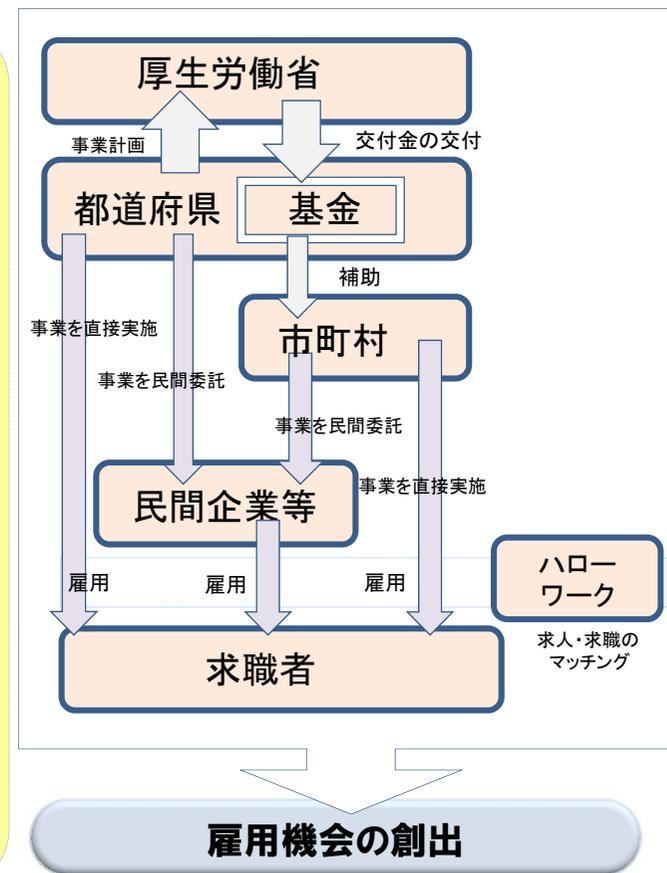
- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能

◆実施地域及び対象者

- 被災地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉県)の災害救助法適用地域)において被災求職者を対象に実施

◆実施要件

- 事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)



地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成25年度予算額（案） 23億円

〔平成23年度1次補正予算額 70億円〕
〔平成23年度3次補正予算額 90億円〕

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- 積増先：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）
- 積増地域：宮城県、福島県（岩手県は基金残分で対応）
⇒ 現行、24年度限りの基金を25年度まで延長（※被災地以外の基金についても延長）
- 事業内容

① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

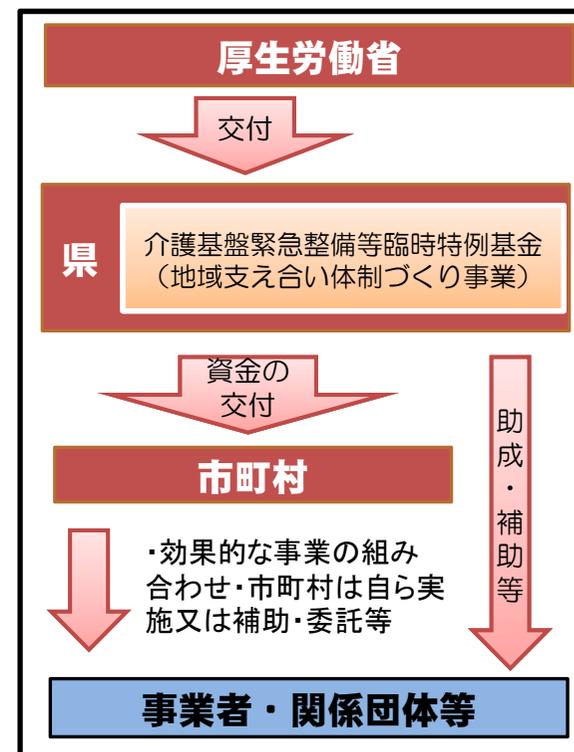
② 孤立防止、介護予防等を支援する取組（活動例の追加）

一般の仮設住宅のほか、特に民間賃貸仮設住宅の入居者の孤立防止、介護予防等を支援するサポート拠点等の取組に対して、支援する。

（活動例）

- ・ 仮設住宅高齢者世帯（民間賃貸分含む）等への訪問相談援助活動（全世帯等ローラー作戦等）
- ・ 高齢者の健康・生きがいがづくりや社会参加につながる活動
- ・ 復興のまちにおける地域支え合い体制づくりやサポート拠点機能の維持

<参考> 事業実施までの流れ



地域福祉等推進特別支援事業

(項) 地域福祉推進費

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

256億円の内数

○ 本事業は、地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的に取り組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取り組み、生活不安定者（低所得者層）に対する自立支援の取り組みなどにより地域福祉の推進を図る。

① 地域福祉等推進（ボランティア分野も含む。）のための先駆的・試行的取り組みに対する補助

ア 実施主体

- ・都道府県、指定都市、市区町村（委託可）
- ・都道府県、指定都市、市区町村が適当と認める団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）

イ 補助率

- ・国1/2、都道府県（指定都市、市区町村）1/2

(参考)

<イメージ例>

- ・災害時の要援護者支援に向けた取り組み
- ・学童の通学安全確保のための地域の取り組み
- ・企業、大学、研究機関等と連携した地域再生の取り組み
- ・孤立死、徘徊等の予防に向けた取り組み
- ・団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取り組み

② 地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する者の設置や拠点づくり・見守り活動等へ補助
生活不安定者（低所得者層）に対する自立支援の取り組みに対する補助

ア 実施主体 市区町村（委託可）

イ 補助率 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

③ 地域人材活用支援事業

定年退職者等が持っている資格やノウハウなどの潜在的な社会資源を発掘し、地域の活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置に対する補助

ア 実施主体 都道府県、指定都市、市区町村（委託可）

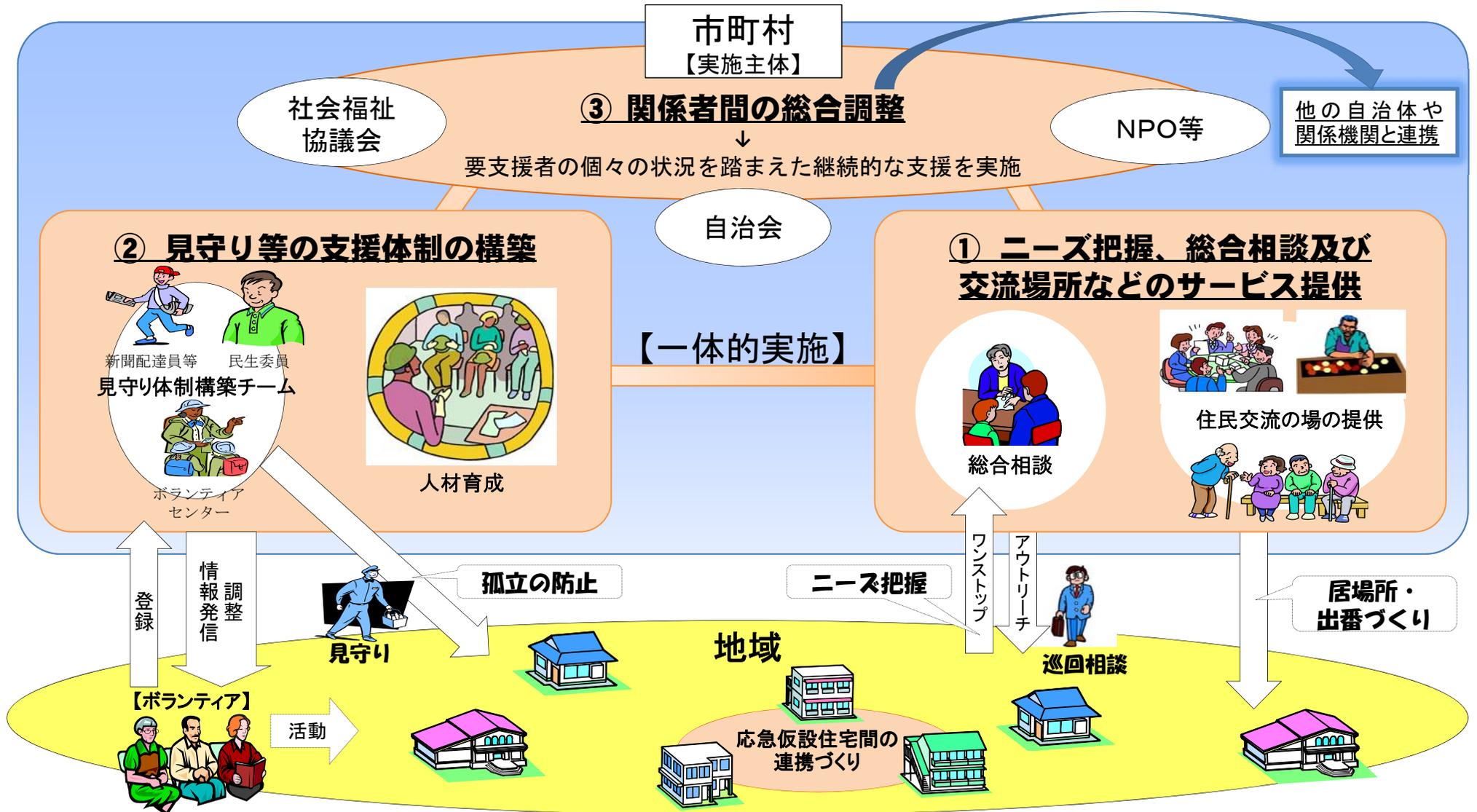
イ 補助率 国1/2、都道府県（指定都市、市区町村）1/2

地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



9 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

【復興特会計上分623(401)百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっています。
- ・一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
- ・このため、このような耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援するきめ細かな措置が求められています。

政策目標

耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を継続

<主な内容>

被災農家等が自ら農業経営を営む場合のほか、受け入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合も対象とします。

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木等の除去、深耕、整地等）、土づくり、再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を定額（雑草・雑木等の除去5万円/10a等）で支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します（補助率1/2以内等）。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

〔補助率：定額（雑草、雑木等の除去5万円/10a等）、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））]

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

H25概算要求額 6.2億円
(うち国費6.2億円)

対象地域

避難元が被災地域

補助対象

耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
→ 地域耕作放棄地対策協議会
→ 取組主体(被災農家等)



被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等

○ 移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。

耕作放棄地対策協議会

○ 被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等

○ 新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないうだろうか。

耕作放棄地対策協議会

○ 協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

協議会が、被災農家等を雇用し、

- ・耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)

10 農山漁村被災者受入円滑化支援事業

【復興特会計上分 18 百万円】

対策のポイント

被災地からやむを得ず移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入れ情報を提供し、受入れ地域とのマッチング等の支援を引き続き実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災の被災地では、津波被害や原発事故等の影響により避難生活を余儀なくされている被災農家等においては、未だに当該地域で営農を再開することが困難な状況が継続しています。
- ・こうした状況を踏まえ、やむを得ず移転を希望する被災農家等に対し、避難先など他地域での営農再開による生活再建のための受入可能な農産漁村地域の情報提供等、きめ細かな支援が必要となっています。

政策目標

本事業を活用して被災地域から移転した農家の離農率が全国平均以下であること

<主な内容>

○被災農家等に対する農山漁村地域の受入れ情報の提供等

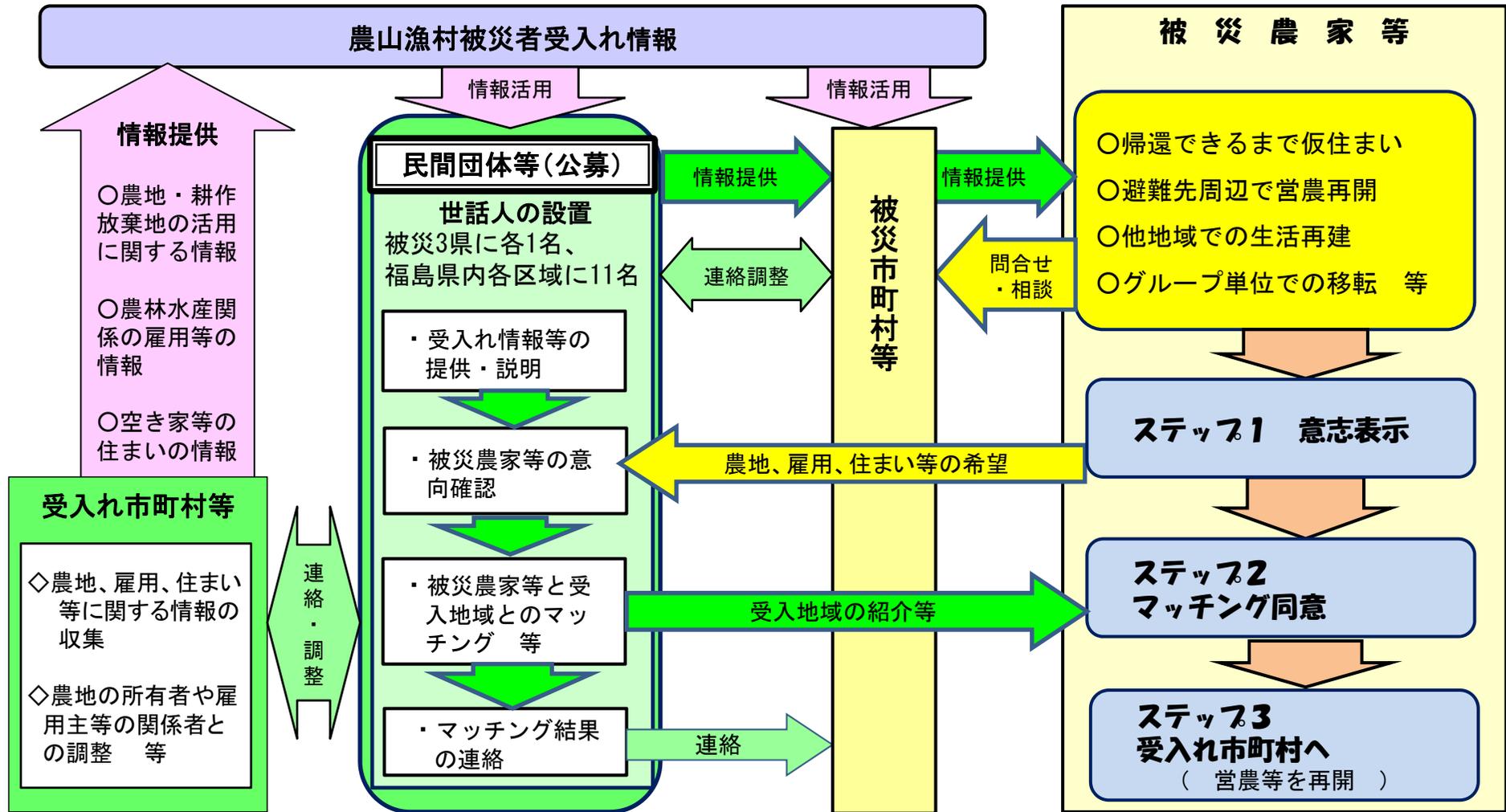
東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、都道府県、市町村、農業関係団体等と連携しつつ、受入れ可能な農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する情報を提供するとともに、やむを得ず移転を希望する被災農家等と受入れ地域とのマッチング等のきめ細やかな支援を引き続き実施します。

農山漁村被災者受入円滑化支援事業 18（10）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課(03-6744-2498(直))]

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

○被災地からやむを得ず他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、農地、雇用、住まい等に関する「農山漁村被災者受入れ情報」を提供し、受入れ可能な地域とのマッチング等のきめ細かな支援を実施。



海岸防災林再生等復興支援事業（新規）

【平成25年度概算決定額（復旧・復興対策） 83,077（0）千円】

事業のポイント

海岸防災林を再生する取組において、地元住民やNPO、企業等が参画する仕組みづくりを支援します。

<背景>

東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、大規模災害に対する防災意識の向上や地域の復興のシンボリックな活動となるよう、地域住民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしています。

政策目標

被災海岸防災林 140kmの復旧・再生

<内容>

- ・地元住民やNPO・企業への意向調査、これらの者と地元自治体との協議会の開催、海岸防災林の機能に関する調査等、地元住民、NPO、企業等が海岸防災林再生に参画していくための仕組みづくりを支援します。
- ・地域住民やNPO等が行う植樹活動が円滑に進むよう、植樹会場の設営、安全対策、参加者の移動等に対して支援します。

<補助率>

定 額

<事業実施主体>

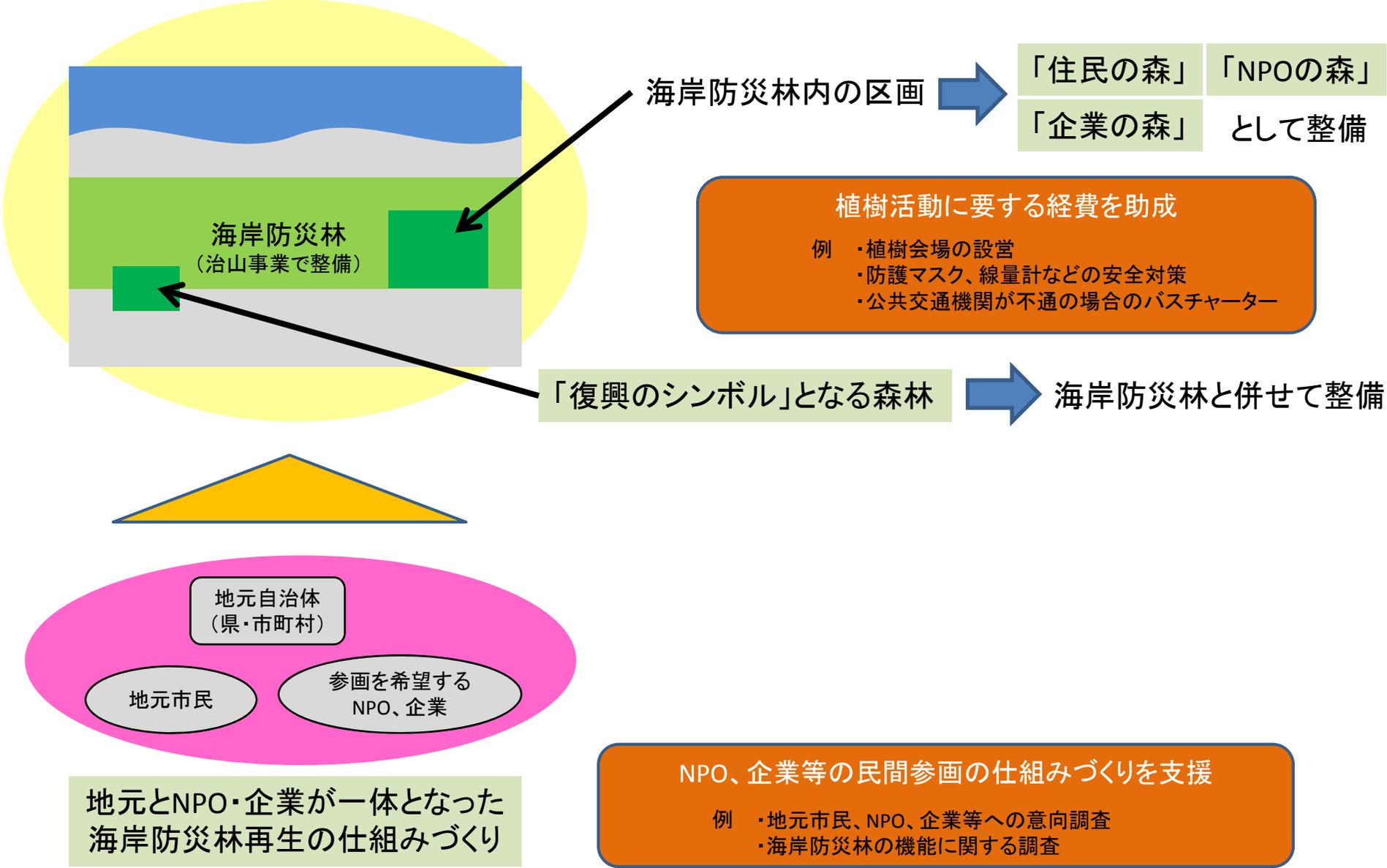
民間団体

<事業実施期間>

平成25年度～29年度

[担当課：林野庁研究・保全課]

海岸防災林再生等復興支援事業【復興枠】



森林管理・環境保全直接支払制度

【23, 193 (28, 846) 百万円】

対策のポイント

間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林は、資源が量的に充実しているものの、林業の低い採算性等から森林所有者の林業への関心が低下して、森林の適正な整備に支障を来し、森林の有する多面的機能が十分に発揮されなくなることが危惧されています。
- ・また、森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収源対策の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・このため、面的なまとまりをもった集約化や路網整備等を行う者を対象に、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備等に対する支援を行います。

政策目標

森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

森林環境保全直接支援事業 23, 193 (28, 846) 百万円
集約化を進め、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

〔 補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、林業事業者等 〕

※ 集約化施業の取組に必要となる森林情報の収集、森林の状況調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動については、「森林整備地域活動支援交付金」により造成された既存基金を活用して支援します。

〔お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065（直））〕

農業用水保全の森づくり事業

森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能等を有しており、農業用水の安定的な供給等に重要な役割を果たしていること、及び京都議定書目標達成計画に定められた森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けて森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にあることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、ダム、ため池、頭首工、揚水機等の農業用水の供給を目的に設置された農業用水を貯留又は取水する施設（以下「貯水池等」という。）への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域（以下「水源地域」という。）において行うもの、及び貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、水源地域の森林の周辺農地に介在する耕作放棄地において行う植林等について、都道府県及び市町村に対し、国が助成を行う制度を定めるものである。

○対象地域

次に掲げるア及びイを満たす水源地域。

- (ア) 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること。
- (イ) 当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源かん養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること。

○事業内容等

森林整備事業の環境林整備事業 及び
農山漁村地域整備交付金の育成林整備事業に準ずる。

漁場保全の森づくり事業

沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの（以下「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。

○対象となる箇所等

以下の漁場及び実施箇所を対象として実施する森林の整備事業等をいう。

- (ア) 対象となる漁場

次に掲げるイ及びロを満たすこと。

- イ 磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること
- ロ 栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること
- (イ) 次に掲げるイ又はロのいずれかを満たす実施箇所であること。
 - イ 栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林
 - ロ 濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

○事業内容等

森林整備事業の環境林整備事業及び
農山漁村地域整備交付金の育成林整備事業に準ずる。

環境林整備事業

【4, 500(447) 百万円】

対策のポイント

森林の多面的機能の発揮の観点から整備が必要な森林において、地方公共団体と森林所有者等との協定に基づいて行う広葉樹林化などを支援します。

<背景／課題>

- ・森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収源対策の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・また、所有者の自助努力等によっては適正な整備が期待できない条件不利地等において、森林の多面的機能を生かせる観点から施業が必要な森林については、公的主体による広葉樹林化などセーフティーネット対策が必要です。

政策目標

森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

1. 公的森林整備への支援

面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難な森林など、自助努力等によっては適正な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化等の施業を支援します。

2. 被害森林の復旧造林等への支援

気象害等による被害森林における復旧造林や松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換について支援します。

（環境林整備事業 4, 500(447) 百万円
補助率：3/10、5/10 等
事業実施主体：地方公共団体、NPO等）

〔お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065（直））〕

森林・山村多面的機能発揮対策[新規]

【3,000(一)百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取組に支援します。

<背景/課題>

- ・森林・林業を支える山村において、過疎化等の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなったことで、竹の侵入等による里山の荒廃が進行しているため、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。
- ・森林の多面的機能を持続的に維持発揮させていくためには、山村地域の住民が協力して里山林等の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制を整えることが不可欠です。

政策目標

○全国1,200地域で地域の特性に応じて里山林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成25～27年度）

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2,985(一)百万円

地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意により設置する民間協働組織（活動組織）による里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する以下の取組に対し、一定の費用を国が支援します。

ア. 地域環境保全タイプ

- ・ 集落周辺の里山林と維持するための景観保全・整備活動、集落周辺での鳥獣被害の防止活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理
- ・ 侵入竹の伐採・除去活動や利用に向けた取組

イ. 森林資源利用タイプ

- ・ 里山林の広葉樹等未利用資源を収集し、木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等として利用する活動や伝統工芸品の原料として活用

ウ. 森林空間利用タイプ

- ・ 地域の森林における森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等

エ. 機材及び資材の整備

- ・ 上記ア及びイの実施のために必要な機材及び資材の整備

（ 補助率：定額（1/2相当）
（1組織当たり500万円を上限）
事業実施主体：地域協議会 ）

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15(一)百万円

森林・山村多面的機能発揮対策による活動成果について、評価及び検証を実施します。

（ 補助率：委託
事業実施主体：民間団体 ）

[お問い合わせ先： 林野庁計画課 (03-3502-0048(直))]

森林・山村多面的機能発揮対策(新規)

【3,000(一)百万円】

背景

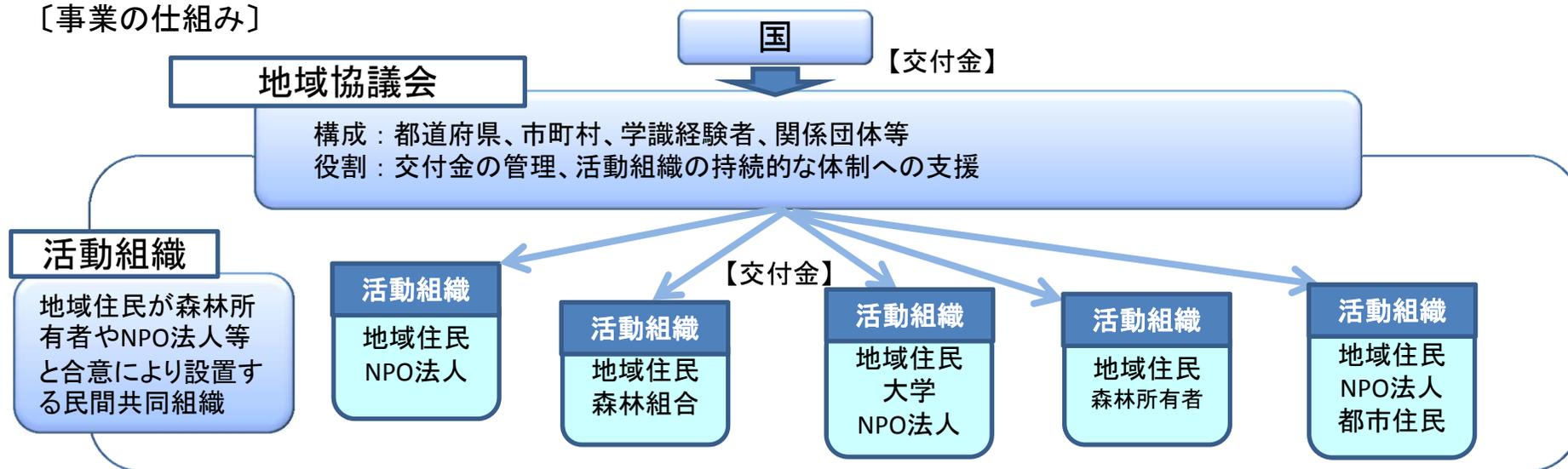
森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が困難となっている。

事業

地域住民が森林所有者、NPO法人、関係団体等と地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保全管理や森林資源の利活用等、森林の多面的機能の維持増進および山村の活性化に資する取組に対し、平成25年度～27年度の3年間、一定の費用を国が支援。

〔・補助率：定額 ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円〕

〔事業の仕組み〕



支援対象となる活動組織の活動内容

地域環境保全タイプ		森林資源利用タイプ		森林空間利用タイプ
	里山林景観を維持するための活動		侵入竹の伐採・除去活動	
			集落周辺の広葉樹の伐採・搬出	
			広葉樹を薪として利用	
				森林環境教育の実践

農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域において、農業農村、森林、水産、海岸の各分野でそれぞれが実施してきた既存の事業を見直し、農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

森林整備事業

共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

○絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

○事業区分及び事業内容等

1) 市民参加型森林整備

集落周辺の里山林や都市近郊林において、森づくりへの市民参加を推進

事業区分	事業内容
ア 全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査を行う事業
イ 共生環境整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等
ウ 付帯施設整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等
エ 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される作業道（絆の森作業道）の開設及び改良
オ 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得
カ 森林管理道整備（開設）	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の開設

①行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施

②市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林施業計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施

③市民開放タイプ

森林施業計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市

民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施

(補助対象は、次のとおり細分する。)

区 分	行政支援タイプ	市民主導タイプ	市民開放タイプ
全体計画調査	○		
共生林整備	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○
用地等取得	○		
森林管理道整備(開設)	○	○	○

2) 野生生物共生林整備

野生生物との共生を図るため、野生生物の生息環境保全に資する森林整備を実施

事業区分	事業内容
ア 共生環境整備	野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等
イ 付帯施設整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等
ウ 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される作業道（絆の森作業道）の開設及び改良
エ 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得
オ 森林管理道整備 (開設)	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の開設

○事業主体

・造林関係

ア 市民参加型整備

①行政支援タイプ

都道府県、市町村

②市民主導タイプ

森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

③市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林施業計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者

イ 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者

・林道関係

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会

○事業要件等

・造林関係

1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりのある森林

・林道関係

【森林管理道開設】

次の要件全てに該当するもの

- ① 地域森林計画に記載された林道
- ② 林道規程に規定する自動車道
- ③ 開設効果指数が0.9以上（ただし、防火林道を除く）、峰越連絡林道の幹線にあっては1.2以上
- ④ 利用区域内森林面積が50ha以上
- ⑤ 全体計画延長が1km以上
ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。
 - a 次のいずれかに該当するものは、利用区域内森林面積が30ha以上、かつ、全体計画延長が0.8km以上
 - (a) 過疎、特定市町村、準特定市町村等
 - (b) 水特、複層林、特保
 - b 長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森林面積が500ha以上、かつ、全体計画延長が1km以上
 - c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域500ha以上、その他は100ha以上
- ⑥ 着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林整備（地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。）が見込まれること
- ⑦ 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上

○補助率

- | | | |
|-------|---------|----------|
| ・造林関係 | 森林整備等 | 1 / 2 |
| | 用地等取得 | 1 / 3 |
| ・林道関係 | 森林管理道開設 | 45 / 100 |

日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業（継続）

【平成25年度概算決定額 87,854（108,000）千円】

事業のポイント

国民参加の森林づくりの推進や、木を使うことが森林の整備や林業の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進や地域材等の森林資源の利用を拡大するための国民運動を展開します。

<背景／課題>

我が国の成熟した森林資源を活かしつつ、森林・林業・木材産業の振興を図るためには、これまで以上に幅広い国民各層に森林づくり活動や木づかい運動への理解と参加を促していくことが重要です。

政策目標

- ・企業による森林（もり）づくり活動実施箇所数が前年より増加
- ・森林（もり）づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数が前年より増加
- ・「木づかい運動」への参加団体数を、277団体（平成22年度末）から平成27年度末までに400団体に増加

<内容>

1. 森林づくり活動や木づかい運動等による総合的普及啓発

森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報、森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法による総合的普及啓発を行います。

2. 国民の参加・体験・学びの促進

NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を促進します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成24年度～28年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課、木材利用課]

水産多面的機能発揮対策（新規）

1 趣 旨

水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。

しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業・漁村が関わる問題が深刻化するに従い、これらの多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るものである。

2 事業内容

(1) 水産多面的機能発揮対策事業

ア 事業の仕組み

都道府県、市町村、漁協等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、地域活動指針の作成、交付金交付事務等を行い、国からの交付金を受けて活動組織に交付金を交付する。

地域協議会、都道府県及び市町村が交付事務を行うために必要な経費について、運営交付金を交付する。

イ 対象とする活動項目

漁業者等が行う水産の多面的機能を図るための、以下の項目について支援。

① 国民の生命・財産の保全： 国境監視、海難救助等

② 地球環境保全： 藻場・干潟等の維持・保全、海洋汚染対策、漂流漂着物処理、漁場環境保全のための植樹等

③ 漁村文化の継承： 教育と啓発の場の提供、漁村の伝統文化、食文化等の伝承
機会の提供

(2) 水産多面的機能発揮対策支援事業

水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う。

3 事業実施主体

〔水産多面的機能発揮対策事業〕 地域協議会、都道府県、市町村

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕 民間団体

4 事業実施期間

平成25年度～平成27年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

3,500,000千円（0千円）

〔水産多面的機能発揮対策事業〕

3,360,000千円（0千円）

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕

140,000千円（0千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082（直）

水産多面的機能発揮対策【新規】

平成25年度概算決定額
3,500(一)百万円

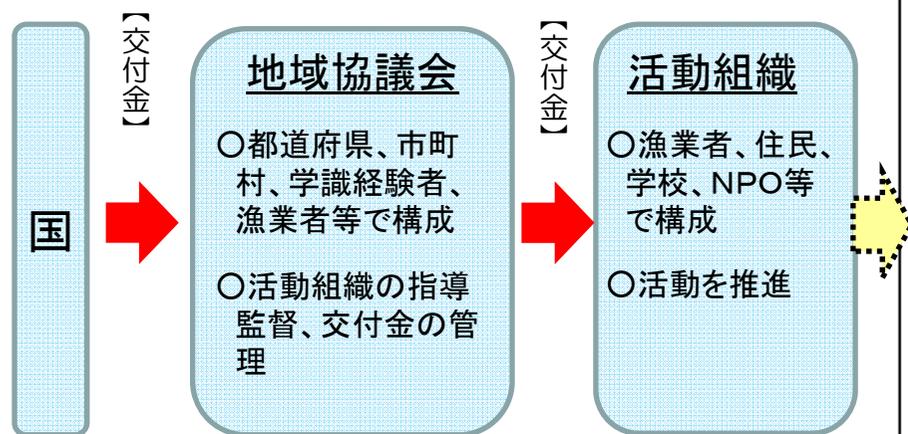
背景

漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村の多面的機能の発揮に支障が生じており、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図ることが必要。

事業内容

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を国が支援。

【事業の仕組】



【主な活動項目】

国民の生命・財産の保全



海難救助



国境監視

地球環境保全



漂流漂着物処理



藻場の保全

漁村文化の継承



食文化等の伝承機会の提供



教育と啓発の場の提供

全国的に漁村の多面的機能が効果的に発揮され、広く国民が享受

水産業・漁村が活性化され、その再生が促進

相乗効果

東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業【復興】

2. 0億円（2. 0億円）

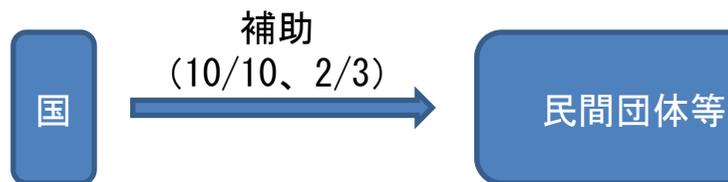
地域経済産業グループ 立地環境整備課
03-3501-0645

事業の内容

事業の概要・目的

- 東日本大震災の被災地の復興のためには、既存の産業の再生・復興に加え、新たな地域産業の構築や雇用の創出が求められています。
- また、被災地の住民の方々は未だに多くの社会的課題を抱えています。復興が長期化するにつれて、ボランティアを中心とする支援活動に加え、被災地の自立化を後押しする、持続的な復興支援も重要です。
- 被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（SB）を振興するため、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を補助します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

経済産業省

(1) SBと企業等の
コーディネート
機能強化

(2) ノウハウ移転・
支援

(3) SB新事業
創出

企業等のリソースを活用した
SBの基盤強化

先進的な
SBの創出

被災地発の新たなSBの創出

(4) 復興フォーラムによる普及啓発

・関係者の巻き込み、
地域の支援体制強化



SBによる新しい雇用・産業の創出

「新しい公共」の担い手による地域づくり推進経費

人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向けた様々な当事者の自発的な「協働の場」、すなわち「新しい公共」を実現するため、地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による地域経営や地域課題解決のシステムに向けた活動環境の整備として、これら「新しい公共」の担い手による地域づくりを促す制度を構築する。

(1)「新しい公共」活動環境整備等検討調査【継続、調査費】

- 全国での個別地域金融機関と活動主体の情報交換の場の設定
- 各地方整備局等による現地調査、ヒアリング等の実施



活動の担い手の視点から活動環境整備のための課題を抽出

活動環境整備に向けた国の施策のあり方等について検討

(2)地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討調査

【継続、調査費】

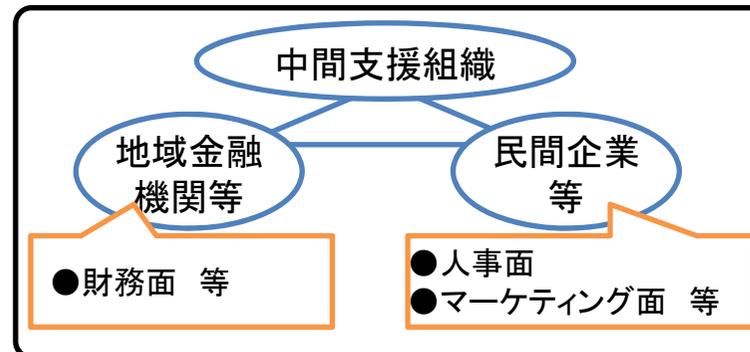
H23 活動主体に対する資金的支援や非資金的支援のあり方に関する検討

H24 連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり方に関する検討
制度検討のための関係府省及び関係主体(地域金融機関、広域中間支援組織など)による連携体制の構築

H25 地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討
基本的枠組みの構築に向けた調査の実施と、関係府省とも連携した基本的枠組みの提案・検討

(3)「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業【継続、調査費】

地元企業、地縁組織、NPO等の「新しい公共」の担い手による地域づくり活動のうち、「事業型」活動を目指す担い手に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が組織的に連携して、助言・指導を中心とした、継続的かつ高度な支援を行う取組を募集・選定・実施するとともに、支援体制・内容の改善を随時行うことにより、「事業型」活動を目指す担い手による地域づくり活動に対する支援のあり方について、実証的に検討する。



助言・指導を中心とした高度な継続的支援

「事業型」活動を目指す担い手

「新しい公共」の担い手による自律的・持続的な地域づくり活動の推進

地域生物多様性保全活動支援事業

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



野生鳥獣の保護管理



外来生物対策



重要地域の保全・再生



地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の推進

生物多様性保全計画策定事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等の策定主体

地域生物多様性保全実証事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等に位置づけられた活動

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等に位置づけられた実施主体

地域生物多様性保全補助事業 (交付金：国費1/2以内)

地域の多様な主体の連携・協働による地域の生物多様性保全・再生活動

地域住民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体などにより構成される地域生物多様性協議会

地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業

平成25年度予算（案）額100百万円【新規】

背景

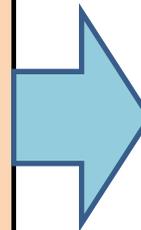
- 平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されることを受け、協働取組の充実が必要とされている。
- 地域の活性化を図るためには、NPO、企業、行政等の協働による取組を活発化させることが必要である。



地域を活性化させるためには、
多様な主体が公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した
協働取組等が必要不可欠

事業の概要

- ①環境NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動を先導的に実施
- ②ブロック単位で採択事業の指導・助言を実施



期待される成果

- ・抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に係る協働取組について、具体的なモデル事業を実施することにより、ノウハウが共有され周辺地域に波及
- ・ブロック単位で支援体制を強化することにより、取組の活発化

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度 予算額 (百万円)	24年度予 算額 (百万円)	補助率	実 地 主 体	公 募 ス ケ ジ ュ ー ル	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績	備考
1	復興支援員	継	被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る復興支援員を設置する自治体に対して、設置に係る費用を震災復興特別交付税により財政措置を行うもの。	-	-		地方公共団体	-	地方公共団体が設置した場合において、総務省から震災復興特別交付税措置（9月及び3月）。※事業を実施後に、総務省に設置に要した額を報告。	総務省地域自立応援課 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	24年度の震災復興特別交付税については、現在集計中。	「復興支援員」を設置する地方公共団体に対して、特別交付税措置
合計 (内数事業を除く)		—	—	(増減額) (増減率%)		—	—	—	—	—	—	—

《記載要領》

- [対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、24年度で‘終了’し25年度はやらない事業でも、前年度対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。
- [新・継区分欄] 当該事業の区分(‘継続’、‘新規’、‘名称変更’、‘統廃合’、‘終了’)のいずれかを記載して下さい。
- [予算額欄] 25年度予算額欄には直近の政府案、24年度予算額には前年度の確定している政府案(昨年ヒアリング時と変わっていても可)を記載して下さい。なお、NPOが手挙げ出来るも予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は、()し(〇〇の内数)と表記して下さい。
- [最後の合計欄] 25年度予算額欄と24年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(24・23年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ25・24年度ともその額を除いて下さい。

(復興支援員)

施策の概要	被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る復興支援員を設置する自治体に対して、設置に係る費用を震災復興特別交付税により財政措置を行うもの。
平成25年度予定額	—
① 補助率	※設置に係る費用を震災復興特別交付税により所要の額を措置。
② 実施主体	地方公共団体
③ 公募スケジュール	—
④ 申請方法	地方公共団体が設置した場合において、総務省から震災復興特別交付税措置（9月及び3月）。 ※事業を実施後に、総務省に設置に要した額を報告。
⑤ 照会窓口	総務省 地域自立応援課 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394
⑥ 前年度の実績	24年度の震災復興特別交付税については、現在集計中。 ※ 6団体（2県・4市町）において計 <u>67</u> 名が活動中 (2013年1月21日現在)
⑦ 前年度予算の執行状況	—

通常事業

平成25年度：NPO関連予算総括表

省庁名	外務省
-----	-----

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績 (H25.1月 末迄)	備考
1	日本 NGO 連携無償資金協力	継続	日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に外務省が資金協力するもの。	6000	5500	上限5千万円 (重点課題案件は上限1億円)	NPO を含む NGO	随時	当該途上国・地域の在外公館, 又は民間援助連携室に申請書を提出(郵送可)。詳細は HP 参照。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html	外務省 国際協力局 民間援助連携室	57件 (うち NPO 45件)	
2	NGO 事業補助金	継続	日本の NGO が海外で実施する経済開発プロジェクトに関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト後の評価、及び国内外における研修会や講習会等に要する経費に対し補助金を交付するもの。	22	20	総事業費の2分の1以下(上限200万円)	NPO を含む NGO	年度毎, 4月~1月 末まで随 時	民間援助連携室に申請書提出。詳細は HP 参照。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/hojyokin.html	外務省 国際協力局 民間援助連携室	19件 (うち NPO 14件)	
3	NGO 活動環境整備事業	継続	日本の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上を目的として、研究会・セミナー、研修等を行うもの。	147	156	全額	NPO を含む NGO	外務省 HP で公表	民間援助連携室に申請書提出。詳細は HP 参照。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo.html	外務省 国際協力局 民間援助連携室	55件 (うち NPO 51件)	
4	JICA 草の根技術協力事業	継続	日本の NGO 等が提案する現地住民の生活改善・生計向上に直接裨益することを目的とした技術協力事業を実施するもの。	2127	2063	上限額まで(1億円(ハートナー型), 2500万円(支援型)等)	NPO を含む NGO 等	ハートナー 型:年2回 支援型:随 時 地域提案 型:年1回	JICA 国内機関に申請書を提出。詳細は HP 参照。 http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/form.html	JICA 国内事業部 市民参加推 進課	192件(う ち NPO70 件)	
合計 (内数事業を除く)	—	—	—	8296 557 (増減額) 7.2%増 (増減率%)	7739	—	—	—	—	—	—	—

日本 NGO 連携無償資金協力予算については、平成22年度に29億円から50億円に大幅に増額した経緯がある。

《記載要領》

[対象事案] NPO に資する事業(NPO が手挙げ出来る事業及び NPO のための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、24年度で‘終了’し25年度はやらない事業でも、前年度対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(‘継続’, ‘新規’, ‘名称変更’, ‘統廃合’, ‘終了’のいずれか)を記載して下さい。

[予算額欄] 25年度予算額欄には直近の政府案、25年度予算額には前年度の確定している政府案(昨年のヒアリング時と変わっていても可)を記載して下さい。

[最後の合計欄] なお、NPO が手挙げ出来るも予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は、()し(〇〇の内数)と表記して下さい。25年度予算額欄と24年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(25・24年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ25・24年度ともその額を除いて下さい。

平成25年度：NPO関連予算総括表
〔通常事業〕

文部科学省

目 次

◆ 生涯学習分野	1
◆ 初等中等教育分野	1
◆ スポーツ・青少年分野	2
◆ 科学技術・学術分野	3
◆ 文化分野	4
参考資料	7

省庁名	文部科学省
-----	-------

○生涯学習分野

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
1	学校・家庭・地域の連携協力推進事業 (学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業)	継続	地域住民等の参画により、学校の支援や放課後等の子どもたちへの様々な活動機会の提供等の教育支援活動を行う地方公共団体の取組を補助。	(4,924の内数)	(4,692の内数)	3分の1(地方公共団体向け補助)	地方公共団体	—	都道府県・指定都市・中核市から申請	社会教育課地域・学校支援推進室 03-5253-4111(内3260)	166(地方公共団体から一部業務を委託された団体数)	実施主体である市町村が一部業務をNPO法人等に委託可

○初等中等教育分野

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
2	民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業	継続	特別支援教育に関し、発達障害・就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。	(25の内数)	(25の内数)	委託事業であり、申請金額の査定あり	NPO法人、民間団体、大学等	平成25年3~4月募集(予定)	指定の様式により申請	初等中等教育局特別支援教育課庶務係・発達障害企画係 03-5253-4111(内2430・3192)	委託件数:5団体 (うちNPO法人は2団体)	

○スポーツ・青少年分野

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
3	スポーツ振興くじ助成	継続	スポーツ振興くじ (toto) の収益により、NPO法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体が行う主に地域のスポーツ振興を目的とする事業に対して助成を実施。	未定	16,916	①地域スポーツ施設整備助成：3分の2～5分の4 ②総合型地域スポーツクラブ助成：10分の9 ③将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成：5分の4 ④スポーツ団体スポーツ活動助成：3分の2～10分の9 ⑤2020オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会招致活動支援助成：5分の4	NPO法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体	①平成24年10月18日～平成25年1月31日 ②平成24年10月18日～12月28日 ③④⑤平成24年10月18日～平成25年1月15日	独立行政法人日本スポーツ振興センターへ申請	独立行政法人日本スポーツ振興センター振興事業部助成課 03-5410-9180	配分総額：2,822件、約16,916百万円 (うちNPOへの配分額：570件、約1,881百万円)	
4	スポーツ振興基金による助成	継続	政府出資金と民間からの寄附金を原資とし、その運用益により、NPO法人を含むスポーツ団体が行う主に競技力向上を目的とした強化活動、大会開催等のスポーツ活動に対して助成を実施。	未定	700	3分の2	NPO法人を含むスポーツ団体	平成24年10月31日～平成25年1月31日	独立行政法人日本スポーツ振興センターへ申請	独立行政法人日本スポーツ振興センター振興事業部助成課 03-5410-9180	配分総額：162件、700百万円 (うちNPOへの配分額：17件、約41百万円)	
5	子どもゆめ基金による助成	継続	未来を担う、夢を持った子どもの健全育成の推進を図るため、民間団体等が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。	2,300	2,300	予算の範囲内で審査委員会が決定	NPO法人、民法法人等の青少年教育に関する事業を行う民間の団体	1次募集(終了) 平成24年9月14日～平成24年12月5日 2次募集(予定) 平成25年5月1日～6月28日 ※2次募集の対象は、平成25年10月1日～平成26年3月31日までに行われる活動で、経費が30万円以下のもの。	団体から直接申請又は都道府県政令指定都市の設置する窓口を通して申請	(独)国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部助成課0120-579-081	採択件数3,433件 (NPO法人は577件)	

○科学技術・学術分野

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
6	多様な科学技術コミュニケーション活動の推進	継続	科学コミュニケーター養成や展示手法・連携活動の実践等を行うとともに、成果を全国に普及展開する。 また、科学館等を中核としたネットワークを構築する。 この中で、NPOが応募できる事業として、参加者にとって身近な場で実施される体験型・対話型の科学コミュニケーション活動を支援する「活動実施支援」がある。	741 (運営費交付金中の推計額)	921 (運営費交付金中の推計額)	委託事業であり、申請金額の査定あり	大学、科学館、地方自治体、NPO法人等	(活動実施支援) 平成25年2月4日～3月11日	指定の様式により申請	基盤政策課理解増進企画係 03-6734-4191 独立行政法人科学技術振興機構 科学コミュニケーションセンター 03-5214-7493	(機関活動支援) 採択件数:46件 (うちNPO法人は6件)	
7	サイエンス・チャレンジ・サポート	名称変更	主に中高生を対象に、科学の甲子園や国際科学オリンピックなどの「研鑽・活躍の場の構築」と、科学部活動の支援など「人材育成活動の実践」への支援を通じて、将来の科学技術を担う人材を育成するための基盤を整備する。 この中でNPOが応募できるものとしては、サイエンス・パートナーシップ・プログラム(平成24年度までは講座型学習活動支援(SPP))、サイエンスキャンプなどがある。	1,340 (運営費交付金中の推計額)	998 (運営費交付金中の推計額)	委託事業であり、申請金額の査定あり	学校、大学、科学館、NPO法人等	(サイエンス・パートナーシップ・プログラム) 平成25年1月11日～2月14日 (サイエンスキャンプ) 平成25年1月16日～2月12日	指定の様式により申請	基盤政策課理解増進推進係 03-6734-4191 独立行政法人科学技術振興機構理数学習支援センター 03-5214-7638	(サイエンス・パートナーシップ・プログラム) 採択件数:540件 (うちNPO法人は3件) (サイエンスキャンプ) 採択件数:86件 (うちNPO法人は2件)	平成24年度までサイエンス・パートナーシップ・プラットフォーム

○文化分野

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
8	芸術文化振興 基金による助 成	継続	広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していきける環境の醸成と基盤の強化を図るため、芸術家・芸術団体が行う芸術の創造普及を図るための活動、地域の文化振興を目的として行う活動、文化に関する団体が行う文化の振興普及を図るための活動等に対して支援する。	未定	1,334	募集案内に定める助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内	募集案内に定める要件を満たす任意団体等（応募区分ごとに異なる。）	平成24年11月募集 平成25年3月下旬決定（予定） 平成25年9月下旬決定（予定）	独立行政法人日本芸術文化振興会が配布する募集案内に基づき申請	独立行政法人日本芸術文化振興会基金部 03-3265-7411 (代表)	採択件数: 774件 (うちNPO法人は20件)	
9	トップレベルの舞台芸術創造事業	継続	我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となっているトップレベルの芸術創造活動を支援することにより、我が国の芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成する。	3,152	3,153	公演等の制作にかかる経費の一部（申請金額の査定あり）	我が国の芸術団体（応募要領に申請要件有）	平成24年11月上旬～11月中旬募集 平成25年3月内定（予定）	独立行政法人日本芸術文化振興会基金部へ指定の様式により申請	文化庁文化部 芸術文化課支援推進室育成係 03-5253-4111 (内2081, 2082) 文化庁文化財部 伝統文化課総務係 03-5253-4111 (内2863)	実施件数: 342件 (うちNPO法人は12件)	
10	芸術による国際交流活動への支援	継続	海外で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援する。	862	866	公演等の制作にかかる経費の一部（申請金額の査定あり）	我が国の芸術団体（応募要領に申請要件有）	平成24年9月～10月下旬募集 平成25年3月内定（予定）	指定の様式により申請	文化庁文化部 芸術文化課支援推進室育成係 03-5253-4111 (内2081, 2082) 文化庁文化財部 伝統文化課総務係 03-5253-4111 (内2863)	実施件数: 62件 (うちNPO法人は7件)	
11	次代の文化を創造する新進芸術家育成事業	継続	新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い視野、広い見聞、広い分野に関する知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資する。	1,181	844	委託事業であり、金額の査定あり	我が国の芸術団体等（申請要件有）	平成24年9月～10月下旬募集 平成25年3月内定（予定）	株式会社JT Bコミュニケーションズ へ指定の様式により申請	文化庁文化部 芸術文化課支援推進室育成係 03-5253-4111 (内2081, 2082) 文化庁文化財部 伝統文化課総務係 03-5253-4111 (内2863)	実施件数: 56件 (うちNPO法人は3件)	

○文化分野(つづき)

12	次代を担う子どもの文化芸術体験事業	継続	芸術団体・芸術家による優れた文化芸術体験に触れる機会を子どもたちに提供する。	4,784	4,503	委託事業であり、申請金額の査定あり	文化芸術の振興を図ることを目的として活動する団体(応募要領に申請要件あり)	平成25年3月募集(予定) 平成25年3~4月内定(予定)	指定の様式により申請	文化庁文化芸術文化課文化活動振興室 事業支援係 03-5253-4111 (内2835)	採択団体:17団体 (うちNPO法人は7団体)
13	劇場・音楽堂等活性化事業	新規	劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や専門の人材の養成、普及啓発活動を総合的に支援することにより、文化拠点としての活性化等を図り、地域コミュニティの創造と再生を推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。	3,003	—	自己負担金の範囲内、かつ募集案内に定める補助対象経費の2分の1以内又は事業実施に係る経費の一部(申請金額の査定あり)	地方公共団体、法人格を有する者等	平成25年2月募集(特別支援事業、共同制作支援事業、活動別支援事業) その他は未定	指定の様式により申請	文化庁文化芸術文化課文化活動振興室劇場音楽堂担当 03-5253-4111 (内3163)	—
14	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	継続	文化庁で取りまとめた標準的カリキュラム案等を活用し、日本語教室の実施、日本語指導者養成、教材作成を一体的に行う実践を支援するとともに、地域日本語コーディネーター研修などを実施する。	164	195	委託事業であり、申請金額の査定あり	大学、地方公共団体、公益法人、NPO法人等	平成24年11~12月募集 平成25年2月内定	指定の様式により申請	文化庁文化国際語課 日本語教育指導・普及係 03-5253-4111 (内2839)	委託件数:85件 (NPO法人は28件) 【内訳】 地域日本語教育実践プログラム(A) :64件(NPO法人は22件) 地域日本語教育実践プログラム(B) :21件(NPO法人は6件)
15	NPO等による文化財建造物の管理活用事業	継続	文化財建造物の所有者等に代わり管理活用を担う人材及び団体等を育成するため、NPO等が実施する、中長期的な文化財建造物管理活用の取組を支援し、優れたノウハウを蓄積するとともに、その結果を広く公開する。	14	14	委託事業であり、申請金額の査定あり	NPO法人、募集案内に定める要件を満たす社団法人、財団法人、任意団体等	平成25年3~4月募集(予定) 4~5月決定(予定)	指定の様式により申請	文化庁文化財部 参事官(建造物担当)付 整備活用部門 03-5253-4111 (内2798)	委託件数:6団体 (うちNPO法人は3団体)

○平成24年度限りの事業

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
16	社会教育による地域の教育 力強化プロ ジェクト	終了	地域の抱える課題に対する効果的な取組事例の収集・提供や社会教育の振興方策の相談体制を整備するとともに、社会における重要なテーマについて、行政だけではなく市民やNPOなどの民間が主体となって課題に取り組むことが期待されるテーマを具体的に指定して、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。	—	82	委託事業であり、申請金額の査定あり	実行委員会等	—	—	生涯学習政策局 社会教育課 地域学習活動企画係 03-5253-4111 (内3284)	委託件数：23団体 (うちNPO法人は10団体)	
17	生徒指導・進路指導総合推進事業	終了	生徒指導・進路指導上の諸課題への対応策等について調査研究を行い、その有効性を検証し、全国に成果の普及を図るなどの取組を実施する。対応策等の実践にあたっては、各自治体及びNPO法人、民間団体等に委託する。	—	(227の内数)	委託事業であり、申請金額の査定あり	自治体及びNPO法人、民間団体等	—	—	初等中等教育局 児童生徒課生徒指導第一係 03-5253-4111 (内3299)	委託件数：82団体 (うちNPO法人は25団体)	
18	学校・家庭・地域の連携協力推進事業 (帰国・外国人児童生徒受入促進事業)	終了	地域のNPO等との連携により、外国語が使える支援員等を活用し、地域や学校における外国人児童生徒の受入体制の整備を行う。	—	(8,516の内数)	3分の1 (地方公共団体向け補助)	地方公共団体	—	—	初等中等教育局 国際教育課 日本語指導係 03-5253-4111 (内2035)	補助件数：25件 (6府県、19指定都市・中核市) (NPO法人は該当なし)	本事業は、NPO法人が直接事業を実施することはできないが、地方公共団体が実施する取組の中で、NPO法人等の関わりが期待できるもの。
19	優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業	終了	トップレベルの劇場・音楽堂や地域の中核となる劇場・音楽堂からの創造発信事業を支援することにより、我が国の舞台芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成し、「文化芸術立国」の推進に資する。	—	1,474	自己負担金の範囲内、かつ募集案内に定める補助対象経費の2分の1以内	地方公共団体法人格を有する者等	—	—	文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室劇場音楽堂担当 03-5253-4111 (内3163)	採択団体数：71団体(うちNPO法人5団体)	
	合計	—	—	17,541 (未定分+内数事業を除く) (増減額： △16,759) (増減率： △49%)	34,300 (内数事業を除く)	—	—	—	—	—	—	—

参 考 资 料

学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業

25年度要求額 4,924百万円の内数（前年度予算額 4,692百万円の内数）【補助率】

地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみの学校安全体制の整備」「スクールヘルスリーダー派遣」の教育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることを可能とし、より充実した教育支援活動を支援する。

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

都道府県・市町村の委員会の一本化や合同研修の実施など、各地域の実情に応じた教育支援活動を有機的に組み合わせて実施が可能

〈都道府県〉推進委員会の設置

- 域内の他事業との連携や総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動支援員等の研修の実施
- 子どもの健康等に関する指導助言 等

〈市町村〉運営委員会の設置

- コーディネーターの配置
- 活動内容、運営方法の検討
- 支援活動の実施

研修の実施

コーディネーター

・各活動の企画運営の中心となって、学校や地域、地域の団体等との総合的な調整等を行う

安全管理員、教育活動支援員、 学習アドバイザー、スクールガード・リーダー等

・これまでの経験や知識を活かし、学習の支援や専門性のある活動等の支援、子どもの安全確保のための見守りや遊び、交流活動等を行う

参画・協力・支援
地域住民等

活動の実施

実施箇所 11,500箇所

【学校の支援活動】

- ・授業等の学習補助
- ・教職員の業務補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り など



【放課後等の支援活動】

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など



放課後等の支援活動(放課後子ども教室)については、「放課後児童クラブ」と「放課後子どもプラン」として引き続き連携して実施

【家庭の支援活動】

- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供
- ・親子参加行事支援 など



地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、地域の教育力の向上を図る

民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業

平成25年度予算額(案) : 24,888千円 (25,213千円)

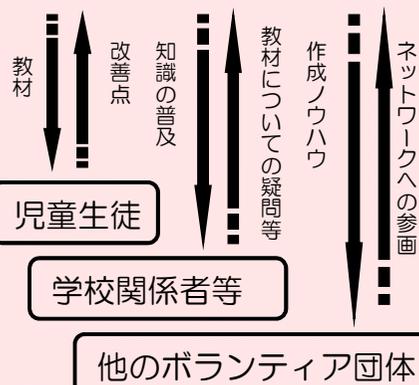
発達障害等のある児童生徒の障害特性などに応じた教科用特定図書等や教材を提供するため、その支援技術等に関する研究や普及推進を実施する。また、特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。

■障害のある児童生徒のための教材普及推進事業

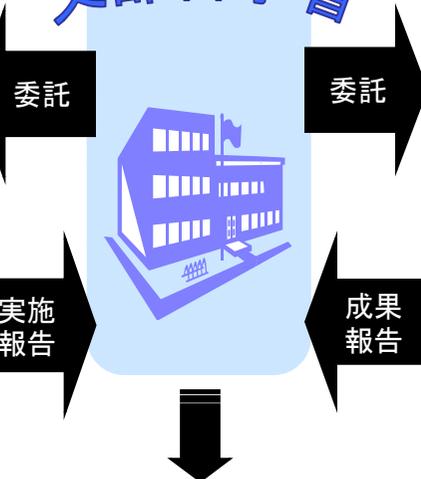
障害特性に応じた教材を作成する中核となる団体の育成、活動の支援を図る。マニュアルを作成し、他の団体とネットワークを形成してノウハウを普及し、適切な教材を児童生徒等に対して提供できる環境整備を図る。

児童生徒に対しても教材の取扱説明書等を作成して活用を促進するとともに、使用後の改善すべき点等を収集することによってユーザー側のニーズを把握する。

学校関係者等に対しても教材の知識の普及推進を図る。



文部科学省



■発達障害等の障害特性に応じた教材・支援技術等の実証研究

大学等を対象に、発達障害等の子どもの障害特性に応じた教科用特定図書等の普及・運用の在り方についての実証的研究を行い、発達障害等のある児童生徒の困難の改善を図る。これまでの研究で得られた教科用特定図書等や教材、支援技術の効果的な機能についての基礎的なノウハウを踏まえ、今後の教科用特定図書等に関する全国への普及・運用の在り方について調査研究を実施する。

【研究内容】

- ・ 発達障害等の障害特性に応じた教科用特定図書等や教材の普及可能性
- ・ 教科用特定図書等や教材の運用に際しての配慮
- ・ 教科用特定図書等や教材を使用した効率的な指導方法 等



<期待される効果>

- 障害のある児童生徒の教科学習等における困難の改善、学習意欲や学力の向上、自立と社会参加の促進
- 民間団体と連携した特別支援教育の推進

■特別支援教育に関するNPO等の活動・連携に関する実践研究

障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、発達障害児への学習支援等特に課題とされている分野等に関する研究を委託し、その研究成果を普及する。



■スポーツ振興くじ・スポーツ振興基金の助成金の概要

●趣旨

- スポーツ振興くじ(toto)の収益を財源に、スポーツ団体等が行う主に地域スポーツの振興のための事業に助成する。
- また、スポーツ振興基金の運用益等を財源に、スポーツ団体等が行う主に競技水準向上のための事業に助成する。

スポーツ振興くじ助成金

設立経緯

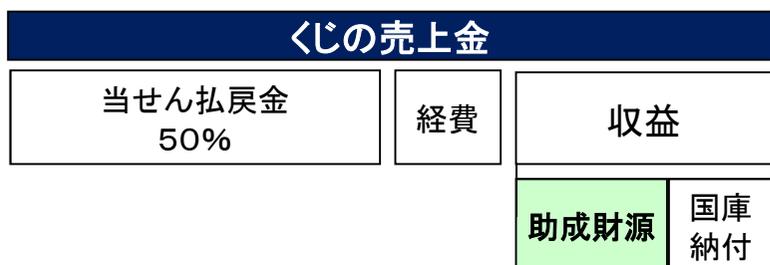
- 平成10年、スポーツ振興財源の確保手段の一つとして、超党派の議員立法により「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」が成立
- 平成13年にくじの全国販売、平成14年に助成を開始

主な助成内容

- ・地域スポーツ施設の整備を助成
- ・総合型地域スポーツクラブの活動を助成
- ・スポーツ団体のスポーツ活動を助成
- ・将来性を有する競技者の発掘育成活動を助成
- ・国際競技大会の開催を助成 等

助成財源の概要

- Jリーグの試合の結果に関するくじを発売し、その収益の一部を助成に充てる。
- 平成24年度は、約180億円を助成に充てている。



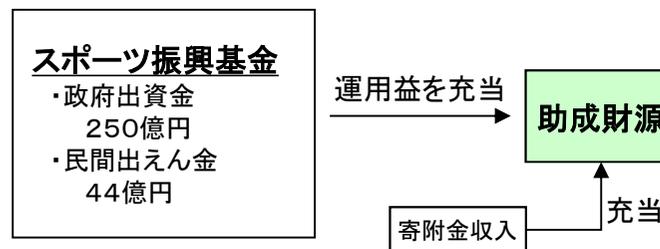
← 2/3 → ← 1/3 →

スポーツ振興基金助成金

- 平成2年、スポーツ団体や経済界から、政府と民間で資金を拠出し、競技水準向上等のための安定的・継続的な財源として基金設置の要請がなされ、国会審議を経て創設

- ・スポーツ団体の選手強化活動を助成
- ・スポーツ団体の大会開催を助成 等

- 約294億円の基金の運用益等を助成に充てる。
- 平成24年度は、約7億円を助成に充てている。



「子どもゆめ基金」事業

(前年度予算額	23億円)
25年度予算額(案)	23億円

1. 事業要旨

未来を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。

2. 実施主体

独立行政法人国立青少年教育振興機構

3. 事業内容

(1) 助成事業

青少年団体等の行う以下の活動に対して助成金を交付

- ① 子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成
 - ア 子どもを対象とする体験活動
 - ・ 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
 - ・ 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など
 - イ 子どもの体験活動の支援する活動
 - ・ 子どもの体験活動の指導者養成 など
- ② 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成
 - ア 子どもを対象とする読書活動
 - ・ 読書会活動、読み聞かせ会 など
 - イ 子どもの読書活動の支援する活動
 - ・ 子どもの読書活動の振興を図るフォーラムの開催 など
- ③ 子ども向けソフト教材を開発・普及する活動に対する助成
 - ・ 子どもの体験活動や読書活動を支援する・補完する、インターネット等で利用可能なデジタル教材を開発し、普及する活動

(2) 普及啓発事業

子どもの体験活動や読書活動の振興を図るための普及啓発事業等の実施

4. 助成対象団体

民法法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

5. 行政刷新会議の事業仕分け(平成21年11月)等への対応

平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分け及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)を踏まえ、基金は、民間出せん金(82百万円)を残し、政府出資金約100億円全額を国庫返納した(平成23年3月納付済み)。ただし、NPO法人等の民間団体が実施する草の根レベルの活動への継続的な支援のため、事業費については、国立青少年教育振興機構運営費交付金の中で予算措置をしている。

多様な科学技術コミュニケーション活動の推進

※運営費交付金中の推計額

平成25年度予定額 : 741百万円
 (平成24年度予算額 : 921百万円)

背景

科学技術イノベーション政策を国民の理解と信頼と支持の下に進めていくには、科学技術の現状と可能性やその潜在的リスク等について、国民と政府、研究機関、研究者との間で認識を共有することが求められている。そのため、双方向のコミュニケーション活動等をより一層積極的に推進することが重要となっている。

目的

・科学技術イノベーション政策を国民の理解と信頼と支持の下に進めていくため、先端科学技術と社会をつなぐ人材の養成や展示手法開発・連携活動の実践、科学技術のリスクを含む科学技術コミュニケーションに関する調査・研究、自治体や科学館・公的研究機関等を中核とした主体的な科学技術コミュニケーションネットワークを構築する。

概要

・先端科学技術と社会をつなぐ科学コミュニケーターを実践を通じて養成するとともに、先端科学技術に関する展示手法の開発や学校・科学館等との連携活動を推進する。また、国民一人一人が情報を得て自ら判断することを目的とした科学技術のリスクを含む科学技術コミュニケーションの調査・研究を実施する。更に、自治体等が実施する科学技術コミュニケーションネットワーク構築活動を支援する。

科学技術コミュニケーション人材養成・手法開発

科学コミュニケーター人材養成 326百万円 (342百万円)

現場における実践的な研修を通して5年間で計画的に養成。



先端科学技術と社会をつなぐ人材として科学館、大学、民間企業等に輩出。



展示手法開発 188百万円 (243百万円) **連携活動** 8百万円 (13百万円)

・先端科学技術と社会の関わりや可能性を共有する常設展示や企画展(巡回展)の開発。



研究機関や学校、科学館と連携し、出前講座等の連携活動を実施。

・研究開発成果の活動主体への普及展開



連携

機関活動推進

機関活動支援 14百万円 (49百万円)



・大学や科学館等が実施する近隣の地域の児童生徒や住民に広く開かれ、参加者にとって身近な場で実施される体験型・対話型の活動を支援。

ネットワーク形成 118百万円 (173百万円)



・自治体や大学等を中核として、地域の様々な活動主体が相互に連携する地域ネットワーク構築活動を支援。

リスクを含む科学技術コミュニケーションの推進

リスクを含む科学技術コミュニケーション基礎調査・研究
10百万円 (5百万円)

・リスクコミュニケーションを含む科学技術コミュニケーションを効果的に推進していくため、大学、研究機関等と連携して、基礎的な調査および研究を実施。

連携

リスクに関する科学技術コミュニケーションのネットワーク形成支援
11百万円 (23百万円)

・大学や科学館などの活動主体が連携しながら、リスクに関する科学技術コミュニケーション活動を普及・展開、活動手法の開発・共有を図る取り組みを支援。



方針

・「科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)
国は、国際科学技術コンテストに参加する児童生徒を増やす取組や、このような児童生徒の才能を伸ばす取組を進めるとともに、「科学の甲子園」の実施など、科学技術に対する関心を高める取組を強化する。
国及び教育委員会は、大学や産業界とも連携し、研究所や工場の見学、出前型の実験や授業など、実践的で分かりやすい学習機会を充実する。 等

概要

主に中高生を対象に、「研鑽・活躍の場の構築」と、「人材育成活動の実践」を通じて、チャレンジする意欲・能力のある児童生徒を支援

人材育成のための研鑽・活躍の場の構築

- **科学技術コンテスト支援・開催** 640百万円(323百万円)
 - 教科系オリンピック支援(数学、物理、化学、生物学、情報、地理、地学)
国際大会への日本代表選手派遣(派遣・訓練等)、日本開催支援(地理)
国内大会の開催支援(コンテストの周知活動等)
 - 課題研究系コンテスト支援
 - 「科学の甲子園」の推進・中学生対象「科学の甲子園ジュニア」の創設
チーム制で理科・数学等の筆記・実技の総合力を競うことを通じて切磋琢磨する場を構築・推進(全国的な大会の実施、代表選考の支援)

人材育成活動の実践

- **次世代科学者育成プログラム** 700百万円(675百万円)
意欲・能力ある児童生徒を対象にした大学等が実施する課題研究・体系的教育プログラムを支援
- **中高生の科学部活動振興プログラム**
科学部活動を活性化し、研究者等との連携により生徒の資質を発掘、伸長する取組を支援(3年間)
- **サイエンス・パートナーシップ・プログラム**
大学、科学館等と学校現場との連携した体験的・問題解決的取組を支援
- **サイエンスキャンプ**
最先端の研究現場等における合宿型の学習活動を支援。25年度はアジアサイエンスキャンプを日本で開催。
- **女子中高生の理系進路選択支援プログラム**
科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者と女子中高生の交流等により理系進路選択を支援

研鑽・活躍の場の構築

人材育成活動の実践



- 世界で活躍できる卓越した人材の輩出!!
- 科学技術イノベーションを支える理数系人材の輩出!!



国際的な場での研鑽・活躍

科学技術コンテスト
(科学オリンピック・
科学の甲子園等)

・切磋琢磨の場
・より高い目標の設定



高校で発展的な講義

中高生の
科学部活動振興

次世代科学者
育成プログラム

観察・実験等を通じた
課題解決型学習

サイエンス
パートナーシップ
プログラム

サイエンスキャンプ
女子中高生の
理系進路選択支援

学校と大学等の連携を支援

大学等が行う人材育成を支援

トップレベルの舞台芸術創造事業

(24年度予算額 3,153百万円)
25年度予定額 3,152百万円

目的：我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となっているトップレベルの芸術創造活動を支援することにより、我が国の舞台芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成し、「文化芸術立国」の推進に資する。

【対象団体】

舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっている我が国の
トップレベルの芸術団体

【対象活動】

- (1) 年間事業支援型
年間の舞台芸術創造活動（77団体）
- (2) 事業単位支援型
舞台芸術創造活動（56事業）



【支援方法】（平成23年度より）

- ・ 1事業単位又は一定期間を見越して事業が実施できるよう、年間の優れた活動を継続的に支援。
- ・ 収支差補助を見直し、創造活動に係る経費を支援。

【効果】

- 我が国の舞台芸術水準の更なる向上
- 国民の優れた舞台芸術公演の鑑賞機会の充実
- 関連産業の発展、雇用の創出



芸術による国際交流活動への支援

(24年度予算額 866百万円)
25年度予定額 862百万円

海外の優れた芸術団体との共同制作公演や海外で開催される国際芸術祭等への参加を支援することにより、国際芸術交流を推進し、世界最高水準の芸術団体・芸術家の養成を図る。

我が国と海外の優れた芸術団体が交流し、新たな芸術・文化に触れることで、我が国の芸術家・芸術団体の表現力を高める。

海外で活躍できる資質をもつ芸術団体に公演等の機会を与えることにより、我が国の芸術家・芸術団体の海外団体とのネットワークを拡げ、その国際発信力を高める。

海外フェスティバル等への参加

芸術団体の海外フェスティバルへの参加や海外公演等を支援

〔これまでの活動例〕
平成中村座ニューヨーク公演



東アジア交流

我が国と東アジア地域各国との芸術交流を促進するため、これに係る公演等を支援



国際共同制作

我が国と外国の芸術団体の共同制作を支援

〔これまでの活動例〕
SPAC公演『ドン・ファン』



国際芸術公演

我が国で行われる国際舞台芸術のフェスティバルを支援

〔これまでの活動例〕
ラ・フォル・ジュルネ・ジャポン
「熱狂の日」音楽祭2009

次代の文化を創造する新進芸術家育成事業

(24年度予算額844百万円)
25年度予定額1,181百万円

現状と課題

- 新進芸術家の公演は、採算が特に厳しいため、各芸術団体による実施は困難であり、発表の機会、実技を披露する機会が不十分。
- 個々の芸術団体においては、各団体の個性や芸術理念に適合した実演家を育成し、分野や団体の枠を越えた育成公演・研修がなかなか実施されない。
- 次代の芸術界を担い、海外への発信力ある創造性豊かな人材が必要。

事業内容

国として積極的に強化すべきものに対しては、支援対象を明確にしつつ、戦略的に支援を行う必要がある。

「舞台芸術人材の育成及び活用について」(平成21年7月 文化審議会文化政策部会)

新進芸術家や将来優れた芸術家として活動することが期待される若手芸術家の発表・研修の機会や、実技を披露し評価を得る機会を提供するとともに、分野や団体の枠を越えた育成を行う。〈実施対象：芸術系大学に拡充〉

①発表機会等の提供

発表の機会が乏しい新進芸術家や将来優れた芸術家として活動が期待される若手芸術家に公演等の機会や実技を披露する機会を提供し、活動する場、評価を得て一定の指導を得る場を確保

②研修機会の提供

芸術団体の個性や芸術理念にとらわれない、様々な指導者による若手芸術家のための講習会、ワークショップ等を実施

③古典芸能に係る人材確保

体験入門研修、講習会、ワークショップなどを実施し、次代の古典芸能等に係る人材を確保

④分野の枠を越えた育成事業の実施

分野の枠を越えた新進芸術家の公演・研修などを実施 → 更なる表現力・可能性の拡大等

効果

- 世界で通用するトップレベルの芸術家の育成
- 新進芸術家を応援する観客層の拡大

- 波及効果により共演者等の芸術水準が向上
- 将来、優れた指導者となり、若手を育成

「強い人材」の育成

次代を担う子どもの文化芸術体験事業

(24年度予算額 4,503 百万円)
25年度予定額 4,784 百万円

現状と課題

- 我が国の将来を担う子どもたちの感性を芽生えさせ、豊かな情操を養うためには、義務教育期間中において、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験することが効果的。
※ 国民が文化振興のために国に力を入れて欲しい事項は、「子どもたちの文化芸術体験の充実」が最も多く49%（内閣府調べ）
※ 児童・生徒に与える効果は、「豊かな心や感性・創造性をはぐくめた」93%、「舞台芸術への関心を高められた」97%（文化庁調べ）
- しかしながら、文化庁の現状の事業規模で提供できる鑑賞・体験機会は、義務教育期間中に1.7回分のみ。地方財政の逼迫により、学校単独での鑑賞体験事業についても、数年前から減少。（（社）日本芸能実演家団体協議会調べ）

義務教育期間中の子どもたちに対し、最低2回（「現代舞台芸術」「伝統芸能」各1回）、質の高い文化芸術に触れる機会を提供できるよう、3年程度での実現を目指し、一流の芸術団体や芸術家による巡回公演事業や派遣事業を実施。

巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において舞台芸術公演を実施。その際、事前に公演に関するワークショップを実施。
- 学校は教育活動の一環として位置づけ、児童・生徒だけでなく、保護者等も参加可能。

【 1,477公演 】

派遣事業

- 芸術家個人や小規模グループの芸術家が、学校に訪れ講話、実技指導を実施。
- 国、教育委員会と地域のNPO法人等が、連携して、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。

【 2,612カ所 】

効果



- 優れた才能の芽を育てる。将来の芸術家や観客層を育成する。
- 児童・生徒の創造性やコミュニケーション能力を育む。
- 東日本大震災の被災地において実施することにより、児童・生徒の心のケアに役立てる。



劇場・音楽堂等活性化事業

(新規)
25年度予定額 3,003百万円

現状と課題

- 現在の我が国では、如何に地域のコミュニティを再生し、地域の活性化を確保していくのかが、大きな課題。
- 我が国の文化施設の多くは、多目的利用・貸館公演が中心で、劇場・音楽堂等としての機能の発揮が不十分。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中、相対的に地方で多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。



- 平成24年6月、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行。
- 同法において、劇場・音楽堂等は、文化芸術の継承・創造・発信の場、人々が共に生きる絆を形成する地域の文化拠点として規定。
- また、劇場・音楽堂等の事業等に対する支援を行うなど、国が取り組むべき事項を明確にし、環境整備等を進めることが規定。

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、実演芸術の専門的人材の養成、実演芸術の普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し、総合的に支援

1 特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成事業、普及啓発事業等を総合的に支援。

- 支援施設数：15施設
- 支援内容：事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援



2 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の芸術団体と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出、新振付、翻訳初演等)を支援。

- 支援件数：
 - オペラ 2公演
 - 舞踊 2公演
 - 演劇 2公演
- 支援内容：事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

3 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む実演芸術の創造活動や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- 支援件数：
 - 創造活動(公演事業) 70件
 - 人材養成事業 40件
 - 普及啓発事業 40件
- 支援内容：事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

4 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演に対し支援。

- 支援件数：50件
- 支援内容：巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援



5 劇場・音楽堂等基盤整備事業

劇場・音楽堂等において自主的・主体的な実演芸術活動が行われる環境を醸成するため、各種情報提供、調査研究及び研修会(アートマネジメント研修、技術職員研修)を文化庁が実施。

我が国の実演芸術の水準向上

全国的な劇場・音楽堂の活性化

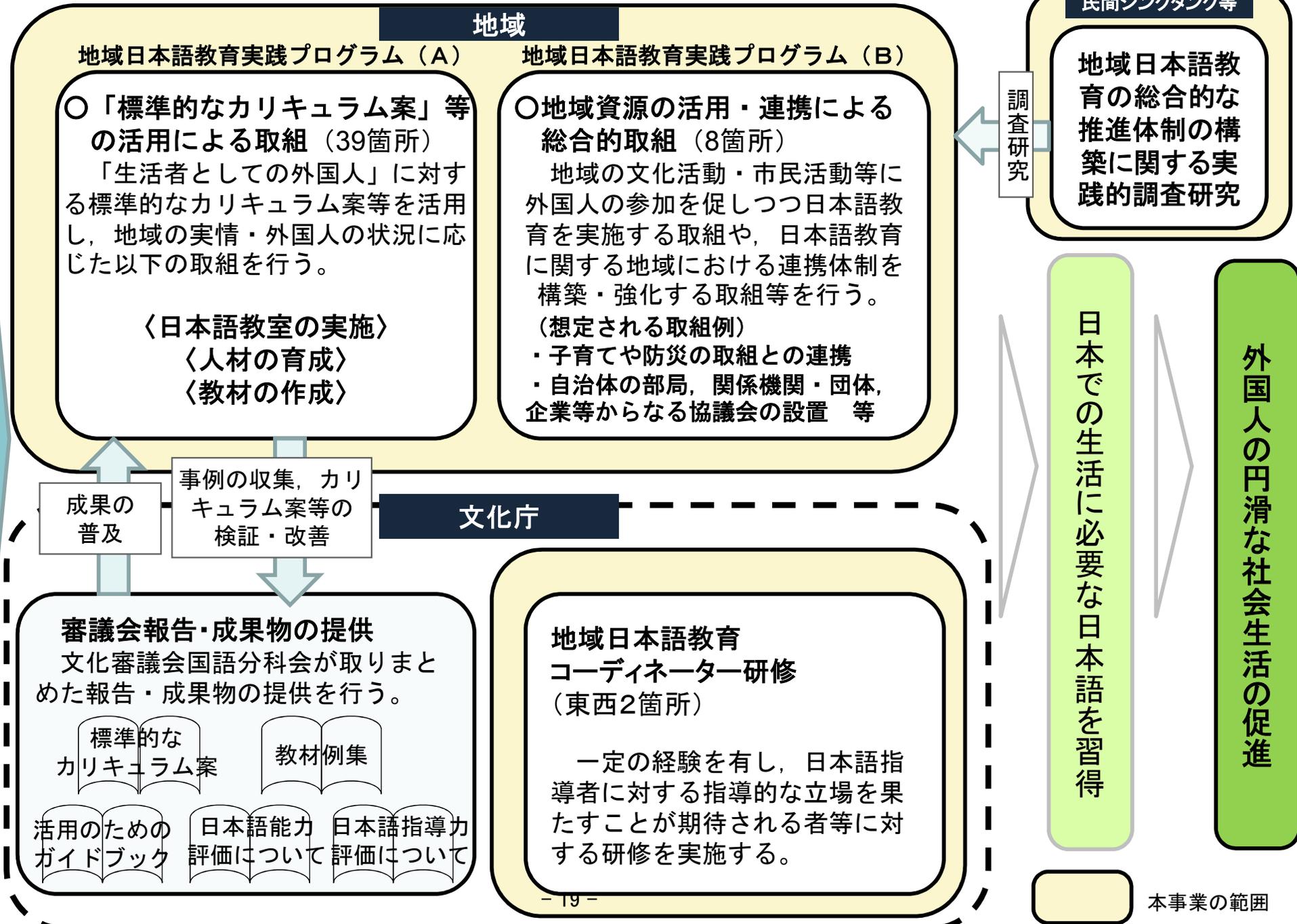
地域コミュニティの創造と再生

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

平成25年度予定額164百万円
(平成24年度予算額195百万円)

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策(Ⅱ国の施策)を講じていく必要



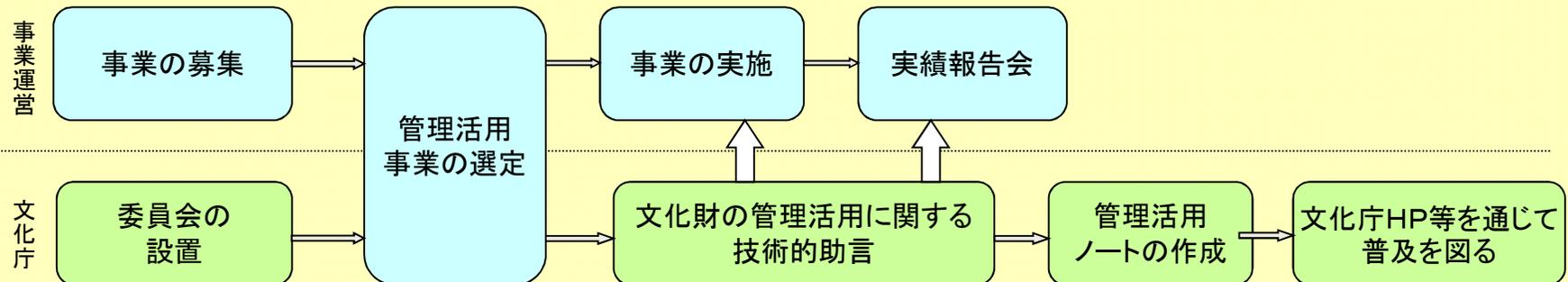
NPO等による文化財建造物の管理活用の推進事業

25年度予定額 14百万円(前年度予算額 14百万円)

文化財建造物の適切な維持管理と活用を所有者等のみで行うには限界があり、NPOや市民団体（以下、NPO等とする）の協力が必要となっている

文化財建造物の所有者等に代わり、管理活用を担う人材及び団体等を育成するため、日常的に文化財建造物の管理活用を担っている、あるいは文化財建造物の活用を主目的として活動するNPO等が実施する、中長期的な文化財建造物管理活用の取組へ事業を委託して、優れたノウハウを蓄積するとともに、その結果を広く公開する。

文化財建造物の適切な維持管理と積極的な活用が図られる体制を構築



平成25年度：NPO関連予算総括表
〔復興(震災・原発事故)関連事業〕

文部科学省

省庁名	文部科学省
-----	-------

○初等中等教育分野

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
1	復興教育支援事業	継続	被災地における自治体や大学・NPO等の多様な主体による復興に向けた特色ある教育支援の取組に対する支援を行う。	95	55	委託事業であり、申請金額の査定あり	自治体、大学、NPO等	平成25年 2月下旬～ 3月募集 (予定)	指定の様式により申請	初等中等教育 局教育課程課 庶務・助成係 03-5253-4111 (内2364)	委託件数:12団体 (うちNPO法人は4 団体)	
2	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	継続	被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を学校等へ派遣し、教育相談体制を整備する。併せて、生徒指導アドバイザーを活用するなどして被災した児童生徒に対する生徒指導の充実を図る。事業の実施にあたっては各自治体及び法人格を有する団体に委託する。	(3,913の内 数)	(4,702の内 数)	委託事業であり、申請金額の査定あり	自治体及び 法人格を有 する団体	平成25年 2月 平成25年 4～5月決定 (予定)	指定の様式により申請	初等中等教育 局児童生徒課 生徒指導第二 係 03-5253-4111 (内2905)	委託件数:91団 体 (うちNPO法人は 26団体(予 定))	

○スポーツ・青少年分野

3	スポーツ振興くじ助成 (東日本大震災復 旧・復興支援助成)	継続	スポーツ振興くじ(toto)の収益により、NPO法人を含むスポーツ団体が行う総合型地域スポーツクラブの復興等を目的とする事業に対して助成を実施。	未定	982	被災地の 総合型地 域スポー ツクラブ 支援事 業:10分 の10(定 額)	NPO法人を 含むスポ ーツ 団体	平成24年10月 18日～12月28 日	独立行政法人 日本スポー ツ 振興センタ ー へ申請	独立行政法人 日本スポー ツ 振興センタ ー 振興事業部 助 成課 03-5410-9180	配分総額:259 件、982百万 円 (うちNPOへの配 分額:84件、約31 百万円)	
合計	—	—	—	95 (未定分+内数 事業を除く) (増減額: △942) (増減率: △91%)	1037 (内数事業を除 く)	—	—	—	—	—	—	—

参 考 资 料

復興教育支援事業

平成24年度予算額	55百万円
うち復興特別会計計上分	55百万円
平成25年度予算額(案)	95百万円
うち復興特別会計計上分	95百万円

被災地では、自治体のみならず、大学・NPO等様々な主体が積極的に関わり、被災地の復興はもとより、今後の我が国の学校教育の新しいモデルとなるような先進的な取組が進められつつある。このような取組は、新学習指導要領が重視している「思考力・判断力・表現力」や「学ぶ意欲」の向上にも大きな役割を果たすことが期待されるものである。

このことを踏まえ、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及する。

【事業内容】

復興に向けた先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。

- ・団体委託費(16件)
- ・協力者会議開催経費



東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための教育

【具体の取組例】

- ①社会を生き抜く力の養成
 - 震災体験や科学的知見を踏まえた防災教育の推進
 - 避難所生活等を踏まえた思いやり、助け合いなど心の教育の推進
- ②絆づくりとコミュニティーの再構築
 - 地域の様々なコミュニティー(公共機関、農林水産団体等)の復興への動きと連動した地域学習の推進
- ③未来への飛躍
 - 地域の復興に貢献し自らの生き方を考えるキャリア教育、市民教育の推進
- ④学びのセーフティネット
 - 震災の影響により学習が遅れがちとなった児童生徒への個に応じた授業の推進や体験活動の実施
 - 子どもの安心安全などについて保護者等への相談・カウンセリングの推進

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度第1次補正予算額 : 3,015百万円

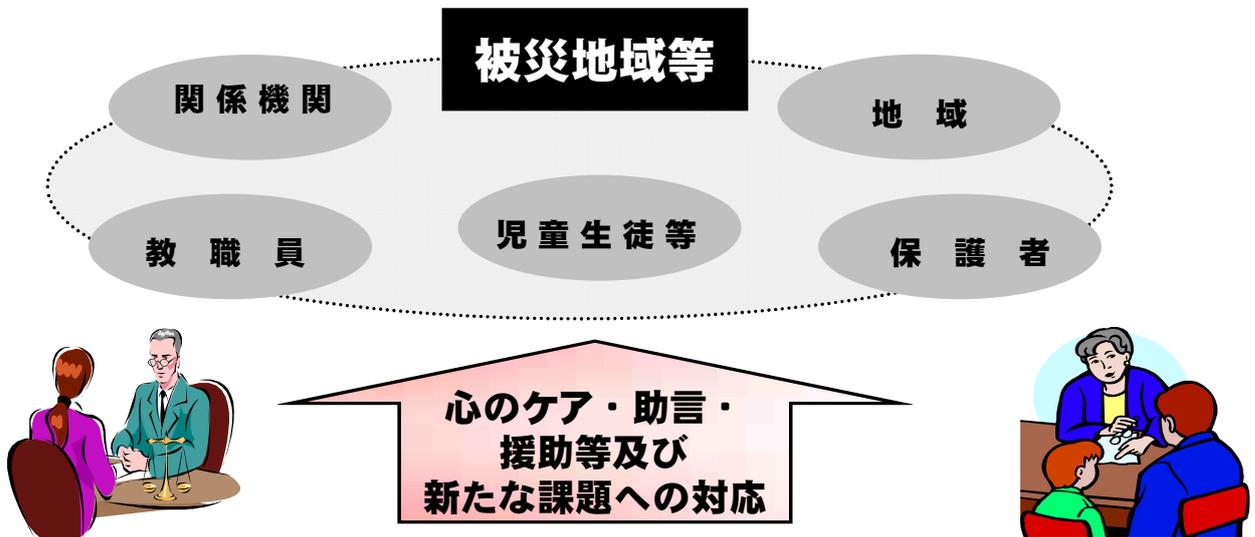
平成23年度第3次補正予算額 : 351百万円

平成24年度予算額 : 4,702百万円【復興特別会計措置額】

平成25年度予算額(案) : 3,913百万円【復興特別会計計上額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度補正予算及び平成24年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成25年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する切れ目ない心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

進路指導・就職支援

- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
- このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

障害のある子どもへの支援

- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置等

通常事業

平成25年度:NPO関連予算総括表

省庁名	厚生労働省
-----	-------

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
1	重点分野雇用創出事業	継続	都道府県に造成した基金を活用し、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待される分野における新たな雇用機会を創出する。	—	(21年度第2次補正予算(15,000)、22年度予備費(10,000)、22年度補正予算(10,000)、24年度予備費80,000の内数)	都道府県及び市区町村から委託費として支給	委託主体：都道府県及び市区町村 委託先：民間企業、NPO等	各都道府県及び市区町村によって異なる。	各都道府県及び市区町村において策定する個々の事業計画ごとに設定。	都道府県及び市区町村担当課	年度終了後に集計	資料1頁
2	起業支援型地域雇用創造事業	新規	都道府県に造成した基金を活用し、地域の産業・雇用振興施策に沿った分野における新たな雇用機会を創出する。	—	(24年度補正予算(100,000の内数))	都道府県及び市区町村から委託費として支給	委託主体：都道府県及び市区町村 委託先：民間企業、NPO等	各都道府県及び市区町村によって異なる。	各都道府県及び市区町村において策定する個々の事業計画ごとに設定。	都道府県及び市区町村担当課	年度終了後に集計	資料2頁
3	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施	継続	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保険、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な実施を行う。 ○就業支援(委託費) 1箇所当たり就業支援担当者2~6名配置	4,634	4,346	○就業支援(委託費):1箇所当たり就業支援担当者2~6名配置	社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人で、都道府県知事が指定した法人	平成25年2月頃	各都道府県知事が実施法人を指定し、各都道府県が当該法人を厚生労働省に推薦する。	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課地域就労支援室 TEL : 03-5253-1111 (内線5832)	27件 302百万円	資料3頁 「24年度NPOへの実績」欄には、平成23年度の委託契約時のNPO法人への委託件数及び委託額を記載している。

4	障害者就業・生活支援センター事業 (生活支援等事業)	継続	就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。	812	1,054	1/2	都道府県(都道府県知事が指定したNPO法人等への委託可)	各都道府県によって異なる。	各都道府県によって異なる。	各都道府県担当課	—	資料3頁
5	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)、「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。	6,100	5,200	1/2	都道府県、指定都市、中核市	各都道府県及び市区町村によって異なる。	各都道府県及び市区町村によって異なる。	各都道府県及び市区町村担当課	39団体 583百万円	資料4頁
6	自殺防止対策事業	継続	自殺対策に取り組む民間ボランティア団体の活動に対し、財政支援する。	104	136	定額	厚生労働省	例年12月～1月に公募	各都道府県経由で申請	各都道府県(自殺対策担当部署)	9団体 32百万円	資料5頁
7	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県が行う公共職業訓練(離職者に対する訓練)について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等への委託訓練を実施する。	(31,750の内数)	(33,174の内数)	委託費については、訓練コース、期間、受講者数等によってそれぞれ異なる。 ※標準的な委託単価については、1人1ヶ月当たり約6万円	委託先:専修学校・各種学校、大学・大学院事業主、NPO等 実施主体:都道府県	各都道府県によって異なる。	都道府県が実施する委託先の募集に応募する。	都道府県担当課	—	資料6頁

8	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施	継続	民間教育訓練機関等多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様に対応した委託訓練を実施する。	(1,345 の内数)	(1,499 の内数)	委託費については、訓練コース、期間、受講者数等によってそれぞれ異なる。 ※標準的な委託単価については、1人1ヶ月当たり約6万円	委託先：企業、社会福祉法人、事業主、NPO等 実施主体：都道府県	各都道府県によって異なる。	都道府県が実施する委託先の募集に応募する。	都道府県担当課	—	資料7頁
9	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する	(68,024 の内数)	(147,925 の内数)	訓練の受講者1人につき月5万～7万円	実施機関：専修学校・各種学校、大学・大学院、事業主、NPO等 実施主体：都道府県労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	原則として四半期ごとに受け付けている(時期は都道府県によって異なる。)	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県センターに認定申請書等を提出する。	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県職業訓練支援センター	—	資料8頁
10	地域若者サポートステーション事業	継続(一部新規)	ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、各地域において若者自立支援のための関係機関のネットワークを構築の上、キャリア・コンサルタント等による専門相談、就職プログラム等の総合的な支援を実施。 また、学校との連携を構築し、中退者、在学生支援を実施するとともに、新たに、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施。	(※1)	1,956(当初予算)	定額補助	民間団体	平成25年1月16日～2月18日	地方公共団体の推薦書を添付した企画書を提出する。	厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室	76件 1,312百万円(※2)	資料9頁 (※1)平成24年度補正予算で基金に60億円積み増し。 (※2)実績は、委託契約時の委託件数、委託額。

11	キャリア教育専門人材養成事業	継続	労働行政としてこれまで培ってきたキャリア・コンサルティングの専門性を活かし、発達課題に応じた実践的なキャリア教育をサポート・推進する専門人材を養成するための研修を実施	25	14	委託費の上限額内で交付	民間団体等	平成25年2月7日～3月4日	企画書の提出	厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室	1件 14百万円(※)	資料10頁 (※)実績は委託契約額
12	乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(30,700の内数)	定額(1/2相当)	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	-	資料11頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
13	養育支援訪問事業	継続	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(30,700の内数)	定額(1/2相当)	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	-	資料12頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
14	地域子育て支援拠点事業	継続	地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(30,700の内数)	1/2	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	-	資料13頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
15	一時預かり事業(地域密着型)	継続	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(30,700の内数)	1/2	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	-	資料14頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。

16	地域保育・子育て支援モデル事業	継続	市町村内における地域的な需給不均衡について、小規模かつ多機能な保育事業を実施し、地域の保育ニーズにきめ細かく対応する。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(安心こども基金(平成23年度四次補正までの積み立て額503,100)の内数)	定額(1/2相当)	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	—	資料15頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
17	放課後児童健全育成事業	継続	児童館や学校の余裕教室、公民館などに放課後児童クラブを設置し、共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。	(28,674の内数)	(27,801の内数)	1/3	市町村、社会福祉法人、NPO法人等	各市町村によって異なる	各市町村によって異なる	各市町村担当者	—	資料17頁 NPO助成実績については、自治体に対し他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
18	子育て支援サービス事業費等	継続	民間企業や子育てNPO等が、児童福祉法に規定する「放課後児童健全育成事業」を実施するための施設や、子育て親子の交流・相談支援事業を行う際に必要な整備費等を助成する。	(225の内数)	(301の内数)	定額	(財)こども未来財団	各事業、開催時期によって異なる((財)こども未来財団のHPを参照のこと)	各事業、開催時期によって異なる((財)こども未来財団のHPを参照のこと)	(財)こども未来財団事業振興課 03-5510-1832	—	資料18頁 NPO助成実績については、(財)こども未来財団対し他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
19	ボランティア育成支援等事業費	継続	子育てサークルリーダーや子育てNPO指導者等の育成と資質の向上を図るための研修等を開催し、地域における多様な子育て支援活動の展開を図る。	(82の内数)	(130の内数)	定額	(財)こども未来財団	各事業、開催時期によって異なる((財)こども未来財団のHPを参照のこと)	各事業、開催時期によって異なる((財)こども未来財団のHPを参照のこと)	(財)こども未来財団研修調査課 03-5510-1832	—	資料19頁 NPO助成実績については、(財)こども未来財団対し他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。

20	がん検診従事者研修事業	継続	見落としの少ない、精度の高い乳がん検診を実施するため、乳がん検診に必要なマンモグラフィ機器の読影医師・撮影技師に対する研修を実施。	(31の内数)	(39の内数)	1/2	都道府県、公益法人、NPO法人	平成24年度末～25年度当初に都道府県を通じて実施計画書の提出を依頼	実施計画書を平成25年6月頃までに国に提出	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課 03-5253-1111(内線4604)	1件 2百万円	資料20頁 24年度NPOへの実績の欄には、平成24年度補助金交付決定件数及び交付決定額を記載している。
21	がん臨床試験基盤整備事業	継続	臨床研究コーディネーターやデータマネージャーを雇用し、質の高い研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を行う。	100	150	定額 (10/10)	NPO法人等	平成25年3月以降公募予定	公募により事業計画書の提出を求める	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課 03-5253-1111(内線4604)	5件 150百万円	資料21頁 24年度NPOへの実績の欄には、平成24年度補助金交付決定件数及び交付決定額を記載している。
22	HIV感染者等のNPO等への支援事業	継続	HIV感染者等で構成されるNPO等による活動を支援し、効果的で当事者性のあるHIV感染予防の普及啓発や患者支援を図る。	(139の内数)	(153の内数)	定額 (10/10)	公益法人、NPO法人等	平成25年3月12日企画書提出期限	公募により企画書の提出	厚生労働省健康局疾病対策課 03-5253-1111(内線2358)	4件	資料22頁 公益法人、NPO法人等を対象に企画競争を実施
23	地域の健康増進活動支援事業	名称変更	地域において健康づくりに取り組む公益法人・NPO法人等の活動を支援することにより、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。	(80の内数)	(90の内数)	定額 (10/10)	公益法人、NPO法人等	平成25年3月頃	公募により事業計画書の提出	健康局がん対策・健康増進課 03-5253-1111(内線2396)	実績無し	資料23頁 昨年度まで実施してきた「実践的な予防活動支援事業」の名称を今年度より変更

24	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	継続	施設内保育施設の整備、市町村における先進的な取り組み等に対する支援を行う。	(4,015 の内数)	(4,406 の内数)	定 額 (10/10)	市区町村	25 年度(当初)分について、25 年 3 月末までに提出。(予定)	管轄する都道府県を経由し、国(各地方厚生局)に提出。	各市区町村担当課	—	資料 24 頁 当該交付金は、市区町村の策定する市町村整備計画に対して交付するものであり、市区町村から NPO へ助成を行う場合がある。市区町村によって NPO への委託状況が異なるため、実績把握は困難。
25	地域介護・福祉空間整備推進交付金	継続	地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るために必要な設備やシステムに要する経費などに対し、助成を行う。	(1,110 の内数)	(1,310 の内数)	定 額 (10/10)	市区町村	25 年度(当初)分について、25 年 3 月末までに提出。(予定)	管轄する都道府県を経由し、国(各地方厚生局)に提出。	各市区町村担当課	—	資料 25 頁 当該交付金は、市区町村の策定する市町村整備計画に対して交付するものであり、市区町村から NPO へ助成を行う場合がある。市区町村によって NPO への委託状況が異なるため、実績把握は困難。
26	地域支援事業交付金	継続	要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業に対し交付金を交付する。 ①介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業・任意事業	(62,335 の内数)	(64,170 の内数)	① 国 25/100 都道府県 12.5/100 市町村 12.5/100 ② 国 39.5/100 都道府県 19.75/100 、市町村 19.75/100	市区町村	各市町村によって異なる。	各市町村によって異なる。	各市町村担当課	—	資料 26 頁 実施主体は市町村であるが、事業を NPO に委託している場合がある。市町村によって NPO への委託状況が異なるため、実績把握は困難。

27	権太等残留邦人集団一時帰国事業	継続	権太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、権太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援するもの。	(39の内数)	(38の内数)	委託費の上限額内で交付	民間団体等	平成24年12月12日公示	公募により意思表示を求める(公募内容等の条件を満たす参加者が複数の場合は企画競争を実施)	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111(内線3465)	1件 38百万円	資料27頁 「24年度NPOへの実績」欄には、平成24年度委託契約時の委託件数及び委託額を記載している。
28	中国残留邦人等地域生活支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する事業。	(25,000の内数)	(23,724の内数)	10/10	都道府県及び市区町村(必要に応じて民間団体等に委託可)	各都道府県、市区町村によって異なる。	各都道府県、市区町村によって異なる。	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111(内線3463)	—	資料28頁 実施主体は都道府県及び市区町村であるが、一部では、事業をNPO法人等へ委託している。自治体によってNPO法人等への委託状況が異なる。
29	地域生活支援推進事業	継続	全国7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流センターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助する。	(8の内数)	(8の内数)	委託費の上限額内で交付	民間団体等	各中国帰国者支援・交流センターによって異なる。	中国帰国者支援・交流センターが実施主体を選定	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111(内線3463)	9件 126万円 (平成25年1月時点)	資料29頁 センターによってNPO法人等への委託状況が異なる。
30	海外未送還遺骨情報収集事業	継続	海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内及び現地において情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う。	(130の内数)	(123の内数)	委託費の上限額内で交付	民間団体等	事業実施地域によって異なる。	企画競争による企画提案書の提出	厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室 03-5253-1111(内線3478)	1件 13百万円	資料30頁 「24年度NPOへの実績」欄には、25年2月末現在の実績を記載している。

31	遺骨帰還等派遣費補助事業	継続	海外等で戦没した日本人の遺骨帰還等に民間協力者が参加する際の旅費を補助する。また、民間団体等が行う慰霊友好親善事業に対し補助を行う。	(365の内数)	(365の内数)	遺骨帰還等事業(10/10) 慰霊巡拝事業(1/3) 慰霊友好親善事業(定額)	遺族及び戦友団体、民間団体等	平成25年2月22日公示	公募による事業計画書の提出	厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室03-5253-1111(内線4510)	2件 18百万円	資料31頁 「24年度NPOへの実績」欄には、平成25年2月末現在の交付決定件数及び交付決定額を記載している。
32	ひきこもり対策推進事業	継続	ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、また、ひきこもりサポーターを養成・派遣することで、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	(25,000の内数)	(23,700の内数)	定額(1/2)	都道府県、指定都市、市町村(市町村はひきこもりサポーター派遣事業に限り)	各都道府県、指定都市、市町村によって異なる。	各都道府県、指定都市によって異なる。	各都道府県、指定都市、市町村担当課	—	資料32頁 実施主体は左記の通りであるが、事業をNPOに委託している場合がある。実施主体によってNPOへの委託状況が異なるため、実態把握は困難
33	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービスにつなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める。	(25,000の内数)	(23,700の内数)	定額(10/10)	都道府県	各都道府県によって異なる。	各都道府県によって異なる。	各都道府県担当課	—	資料33頁 実施主体は左記の通りであるが、事業をNPOに委託している場合がある。実施主体によってNPOへの委託状況が異なるため、実態把握は困難
34	子どもの健全育成支援事業	継続	子どものいる生活保護世帯の自立支援のために、①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援、等を行う。	(5,000の内数)	(23,700の内数)	10/10	都道府県及び市(特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む) ※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	—	資料34頁 実施方法については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。

35	就労意欲喚起等支援事業	継続	就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起を図るための支援を行う。	※	※	10/10	都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。） ※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	-	資料 36 頁 ※各都道府県に造成されている基金により、25年度まで事業を実施。 実施方法については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。
36	被保護者の社会的な居場所づくり支援事業	継続	被保護者の自立支援を推進するために、「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(5,000 の内数)	(23,700 の内数)	10/10	都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。） ※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	-	資料 37 頁 実施方法については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。
37	日常・社会生活及び就労自立総合支援事業	名称変更	生活保護受給者等のうち、通常の就労支援では直ちに就職には結びつきにくい方を対象に、基本的な日常生活習慣の改善支援、就職に結びつきやすい基礎技能などの習得支援、個別求人開拓等の取組を総合的に実施	(5,000 の内数)	(23,700 の内数)	10/10	都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。） ※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	-	資料 38 頁 「福祉事務所等におけるトランポリン機能の強化（仮称）」から名称変更。 実施方法については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。

38	居住の安定確保支援事業(仮称)	新規	賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業	(5,000 の内数)	—	10/10	都道府県及び市(特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。) ※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	—	資料 39 頁
39	地域福祉等推進特別支援事業	継続	地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的な取組に対して支援を行う。	(25,000 の内数)	(23,700 の内数)	・国 1/2、都道府県(指定都市、市区町村)1/2 ・国 10/10	・各自治体 ・各自治体が事業実施にあたり、適当と認める団体(NPO法人等) ・国が公募するものについては、採択された法人(NPO法人等)	・各自治体によって異なる。 ・国が公募するものについては時期未定。	・各自治体によって異なる。 ・国が公募するものについては事業計画書等を国に提出。	・各自治体地域福祉担当課 ・国が公募を行うものについては、厚生労働省社会・援護局地域福祉課 予算係 03-5253-1111 (内線 2857)	19 件 2.5 億円	資料 40 頁 NPOへの実績については国から直接、NPO法人に行ったものであり、自治体が交付決定を行ったものについては把握が困難。
40	安心生活創造事業	統廃合	一人暮らし世帯等への見守り及び買い物支援を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせるための支援を行う。	—	(23,700 の内数)	国 定 額 (10/10 相当)	市町村	市町村によって異なる	市町村によって異なる	各市町村の地域福祉担当課	—	資料 41 頁 NPOへの実績については、実施主体によって方法が異なるため把握は困難。
41	社会的包摂・「絆」再生事業 (ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業分)	継続	ホームレス又はホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業を地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援を行う。	—	(12,000 の内数) 〔予備費〕	国 10/10	都道府県又は市区町村 (一部事業は都道府県知事が適当と認める団体も含む)	各自治体によって異なる。	各自治体によって異なる。	各自治体の福祉担当課	—	資料 42 頁 NPOへの実績については、実施主体によって方法が異なるため把握は困難。

合計 (内数事業を除く)	—	—	11,775 (増減額) — (増減率%) —	12,856	—	—	—	—	—	—	—
-----------------	---	---	-------------------------------------	--------	---	---	---	---	---	---	---

重点分野雇用創出事業の積み増し(基金の1年延長)

趣旨

- 全国の雇用情勢が依然として厳しい中、経済情勢は厳しさを増しており、先行きの景気悪化が懸念されている。特に、特定の地域では、経済のグローバル化や長引く円高の影響を受けて、当該地域の雇用を支えてきた工場が撤退すること等により、大量に離職者が発生するといった状況も見られる。
- このため、重点分野雇用創出事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長し、失業者の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るための事業を実施する。

【事業の規模】

4,300億円

21年度2次補正 1,500億円

22年度予備費 1,000億円

22年度補正予算 1,000億円

24年度予備費 800億円

【対象期間】 平成25年度末まで

事業の概要

◆拡充の概要；

○積み増し額：800億円

○事業実施期間の延長：平成24年度末まで → 平成25年度末まで

◆事業概要；

○ 成長分野として期待されている分野において地域の求職者に対し、新たな雇用機会を提供する

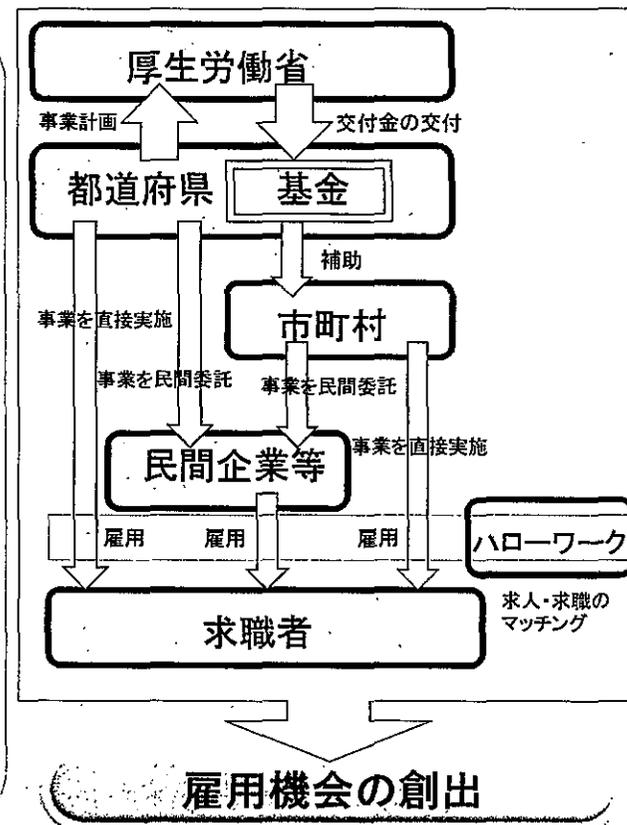
- ① 介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究分野
- ② 地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野

○ 都道府県又は市町村が民間企業、NPO等への委託等により実施

◆対象地域及び対象者； 全国の失業者

◆実施要件；

- 事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上
- 雇用期間は1年以内(被災求職者は複数回更新可)



起業支援型地域雇用創造事業の概要

平成24年度補正額
1000億円

趣旨

- 依然として厳しい雇用情勢が続く中、景況感は更なる悪化の傾向が見られるなど景気悪化への懸念が強まっている。このような中、地域の雇用を支えていた工場の閉鎖等厳しい雇用情勢に直面する地域が増加しており、こうした地域では安定的な雇用の受け皿を創造していくことが喫緊の課題となっている。
- 特に、国際競争にさらされる産業分野においては競争の激化により工場の海外移転が進む中、地域に根ざした事業を支援することにより雇用の創出が期待できることから、「起業支援型地域雇用創造事業」を創設し、地域の雇用の受け皿の確保を図る。

事業の概要

- 地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業、NPO等(以下「企業」)へ事業を委託し、失業者を雇い入れて実施。
- 委託先の事業者が失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、一時金(1人当たり30万円)を支給。

【対象者・対象地域】

失業者を事業の対象とし、工場の閉鎖等により雇用情勢が著しく厳しいと都道府県が認める地域など。

【支援対象企業】

起業後10年以内の企業(※1)であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業(※2)。なお、選定に当たっては、有識者の意見を聴取する。

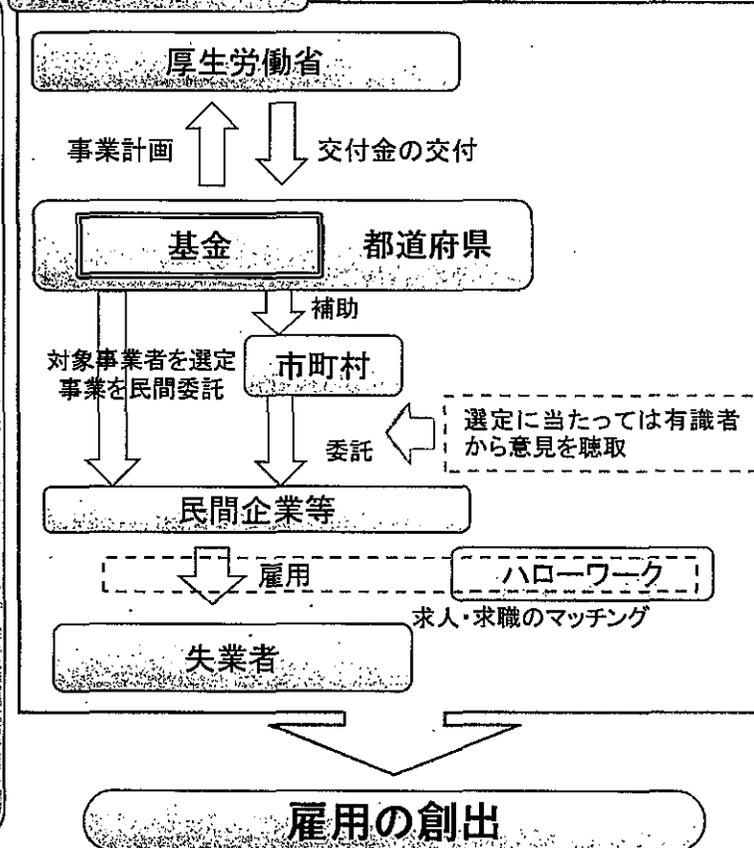
(※1) 起業には分割・合併による新会社設立は含まない。

(※2) 事業所が複数ある場合にあつては、その多くが同一都道府県内に所在する企業

【その他要件等】

- ・ 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が1/2以上
- ・ 雇用期間は1年以内(被災求職者は複数回更新可)
- ・ 対象期間は平成25年度末まで(※平成25年度までに開始した事業は平成26年度末まで)

事業スキーム



- 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施
- 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）

	平成 24 年度予算額		平成 25 年度予算額
就業支援 :	4,346,047 千円	→	4,634,213 千円
生活支援 :	必置職員配置分 890,330 千円	→	812,240 千円
	(その他経費 163,938 千円	→	地域生活支援事業で対応)

(1) 趣旨

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者就業・生活支援センターにおいて障害者に対して就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

(2) 事業内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。

- <就業支援>
 - 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）、求職活動支援
 - 職場定着支援
 - 事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
 - 関係機関との連絡調整
- <生活支援>
 - 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
 - 関係機関との連絡調整
 - 就労系サービスの利用に関するモデル事業（平成 25 年度 8 箇所）

(3) 実施箇所数

平成 24 年度 316 センター → 平成 25 年度 332 センター（予定）

(4) 補助率等

雇用（職業安定局）と福祉（障害保健福祉部）の連携事業として実施

- 就業支援（委託費）：1 箇所当たり就業支援担当者 2～6 名配置
- 生活支援（補助金）：補助額については、当該都道府県により設定（生活支援担当者 1 名配置）（補助率 国 1/2、都道府県 1/2）

(5) 実施主体

社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人で、都道府県知事が指定した法人

(6) 申請方法

各都道府県知事が指定し、厚生労働省に推薦する

(7) 選定スケジュール

平成 25 年 2 月頃

(8) 照会窓口

- 就業支援：厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課地域就労支援室 TEL:03-5253-1111（内線 5832）
- 生活支援：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL:03-5253-1111（内線 3044）

(9) 平成 23 年度実績

実施箇所数 313 センター（平成 24 年 3 月 31 日時点）、支援対象者 94,960 人、就職件数 13,769 件

1 社会福祉施設等施設整備費

平成 24 年度予算額 平成 25 年度予算(案)
6,100,000 千円 → 5,207,000 千円

1. 事業概要

障害者総合支援法を着実に推進し、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図る。

2. 事業内容

障害児・者が地域で安心して生活を送ることができるよう、グループホームなどの「住まいの場」の整備を進めるとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

また、障害児・者の地域移行を進めるため、生活介護や就労移行支援などの「日中活動の場」の整備を推進する。

あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）で対象となっていた施設の改修（賃貸物件を含む）及び施設と一体的に行う大規模生産設備等の整備を補助対象に追加する。

具体的には、以下の施設整備に対して補助を行う。

- ・障害者の生活介護、自立訓練、就労移行支援等の日中活動に係る事業
- ・障害者のグループホーム及びケアホーム

これらの創設、改修等

- ・障害者支援施設
- ・障害児施設
- ・身体障害者社会参加支援施設 等

※ なお、地域自主戦略交付金により対応した大規模修繕等及び保護施設等の整備については、同交付金が廃止されたことから本補助金で対応。

3. 創設年度 昭和 21 年度

- ・グループホーム、ケアホームについては平成 20 年度
- ・療養介護、児童がけいせい、短期入所、宿泊型自立訓練は平成 22 年度
- ・居宅介護事業所、相談支援事業所及び児童福祉法の一部改正による施設は平成 24 年度

4. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

5. 補助事業者 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人 等

6. 補助率 2/3（負担割合 国 1/2、都道府県・市 1/4、設置者 1/4）

[間接補助]

自殺防止対策事業

平成25年度予算案 103,760千円

(事業概要)

平成19年6月に策定された「自殺総合対策大綱」において、民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺対策を進める上で、不可欠であるとされている。今後、本大綱に基づき、さらに自殺対策を強力に推進するためには、国及び自治体での取組のほか、民間団体の取組についても重要である。こうした民間団体の取組に対する財政支援の充実が求められていることから、先駆的な自殺の防止等に関する活動を行う民間団体を選定し、支援するために必要な経費である。

(実施主体)

国、競争により選定

(補助率)

定額

(事業内容)

・評価委員会開催

事業実施内容の評価、検証等を行うための評価委員会の開催

・自殺予防のための電話相談事業

誰ひとり相談する人もなく、自殺など精神的危機に追い込まれる人たちに対しての電話による相談事業

・自殺予防のための講習会事業

多重債務問題や職場における人間関係問題等、自殺に繋がる問題を抱えている人たちを対象とした講習会を実施

・孤独による自殺予防のための傾聴支援員派遣事業

地域住民に身近な立場で悩みや相談を受け止め、話し相手になる傾聴支援員の養成講習を実施および支援員の派遣事業

・自殺予防のためのシェルター事業

自殺企図者等の緊急一時宿泊施設の運営

・自殺予防のためのメール相談事業

(24年度実績) 15団体

- 日本いのちの電話連盟 フリーダイヤルによる電話相談事業
- チャイルドライン 子どもの電話相談事業
- 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 サラ金被害者の相談事業
- 心に響く文集・編集局 自殺企図者の命を救うための人命救助事業
- おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ 「グリーフ・ワーク」と「命の授業」を核にした地域における自殺対策モデルの構築事業

等

離職者訓練（委託訓練）の概要

平成25年度予定額:約318億円

対象人員:約12.1万人

1. 概要

国及び都道府県が行う公共職業能力開発施設内で行うものづくり系を中心とした訓練のほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校などの民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しています。

2. 実施形態

委託先	専修学校・各種学校、大学・大学院、NPO、事業主、事業主団体
委託主体	都道府県（職業能力開発主管課）
訓練対象者	離職者（ハローワーク求職申込者）〔受講料：無料〕
訓練コース	例：介護サービス科、情報処理科 等
訓練期間等	標準3カ月（1カ月当たり原則100時間以上）



障害者の態様に応じた多様な委託訓練の概要

(求職障害者等のための地域における多様な職業訓練の実施)

平成25年度予定額 13億円

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となつて、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

厚生労働省

- 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 都道府県訓練実施計画ヒアリング・都道府県への予算配賦
- 事業実施に係る助言・指導、訓練支援員の研修等の実施

(地域)

委託契約

都道府県 (職業能力開発校)

職業能力開発促進法
第15条の6第3項に基づき実施

- 訓練実施計画の作成、都道府県予算編成
 - 個々の障害者の態様及び地域の企業ニーズに即した多様な委託訓練の設定
 - 訓練支援員の配置 (障害者職業訓練コーディネーター、障害者職業訓練コーチ)
- (委託訓練先の開拓・選定、訓練のコーディネート、訓練生の受講中の支援・訓練修了後の就職支援等)



委託契約

委託訓練実施機関 (民間団体)

<委託先> 企業 | 社会福祉法人 | NPO法人 | 民間教育訓練機関

<訓練内容>

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6万円が上限

<訓練コース>

- ① 知識・技能習得訓練コース (知識・技能の習得) ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース (企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上)
- ③ e-ラーニングコース (訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得)
- ④ 特別支援学校早期訓練コース (生徒を対象として、実践的な職業能力の開発・向上)
- ⑤ 在職者訓練コース (雇用継続に資する知識・技能の習得)



障害者団体

特別支援学校

福祉・医療・保健機関

労働局・ハローワーク



障害者

求職
申込み

職業相談

受講
あつせん

ハローワーク

訓練修了

職業紹介

就職

企業

求職者支援制度について

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者
具体的には、
 - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
 - ・ 雇用保険の適用がなかった者
 - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等が対象

訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

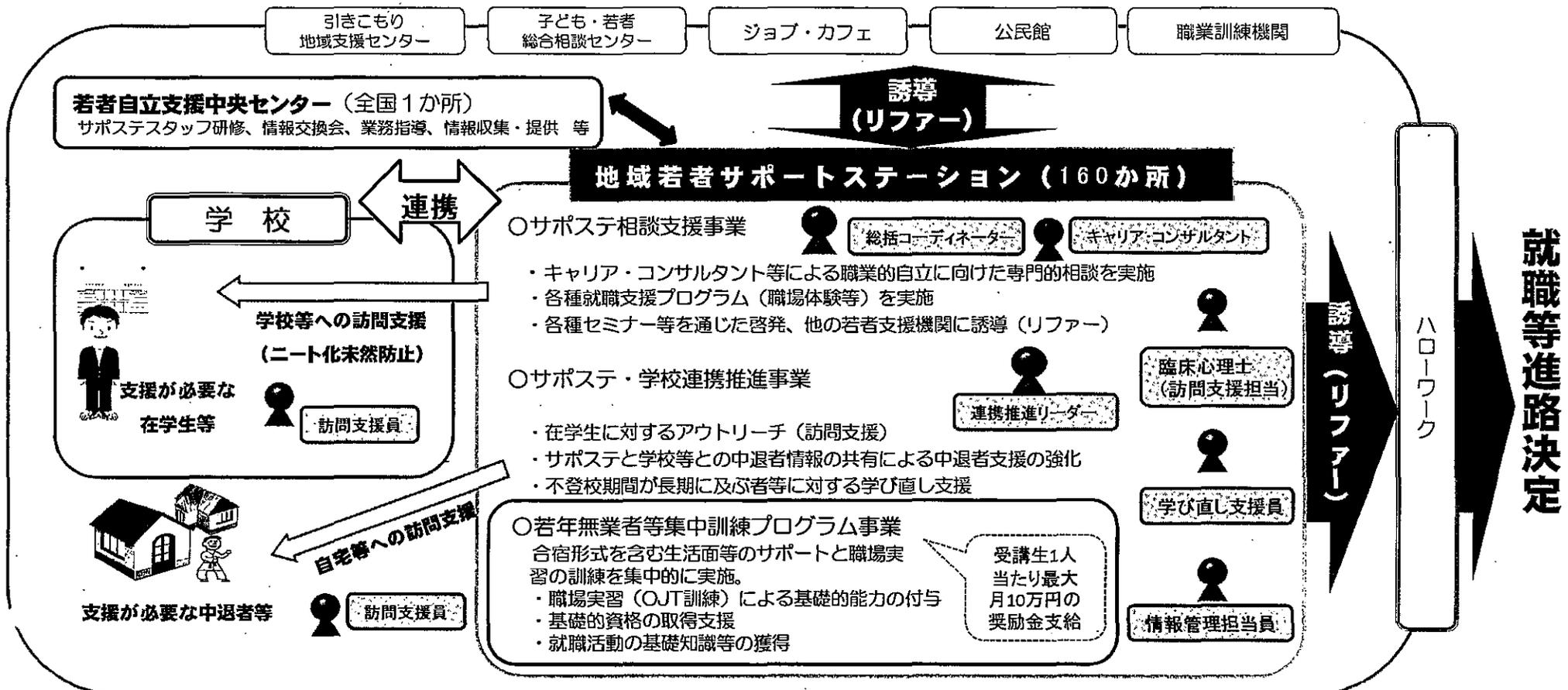
- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

地域若者サポートステーション事業 24年度補正予算額 60億円 (0億円)

- 若者の数が減っているにもかかわらず、ニートの数は高止まりしているが、ニート等の若者の就労を支援することは、将来生活保護に陥るリスクのある層を経済的に自立させ、社会の支え手とする重要な施策である。その自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要。
- このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」(愛称: サポステ)を運営し、ニート等の若者の就労など進路決定に向けたサポートを行う(平成18年度より事業開始)。
- 平成24年度補正予算により、サポステの設置拠点を拡充するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」により学校との連携を構築し、在学生・中退者支援を推進することによりニート化の未然防止等を図る。加えて、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施し、ニート等の若者の就労を強力に支援する。



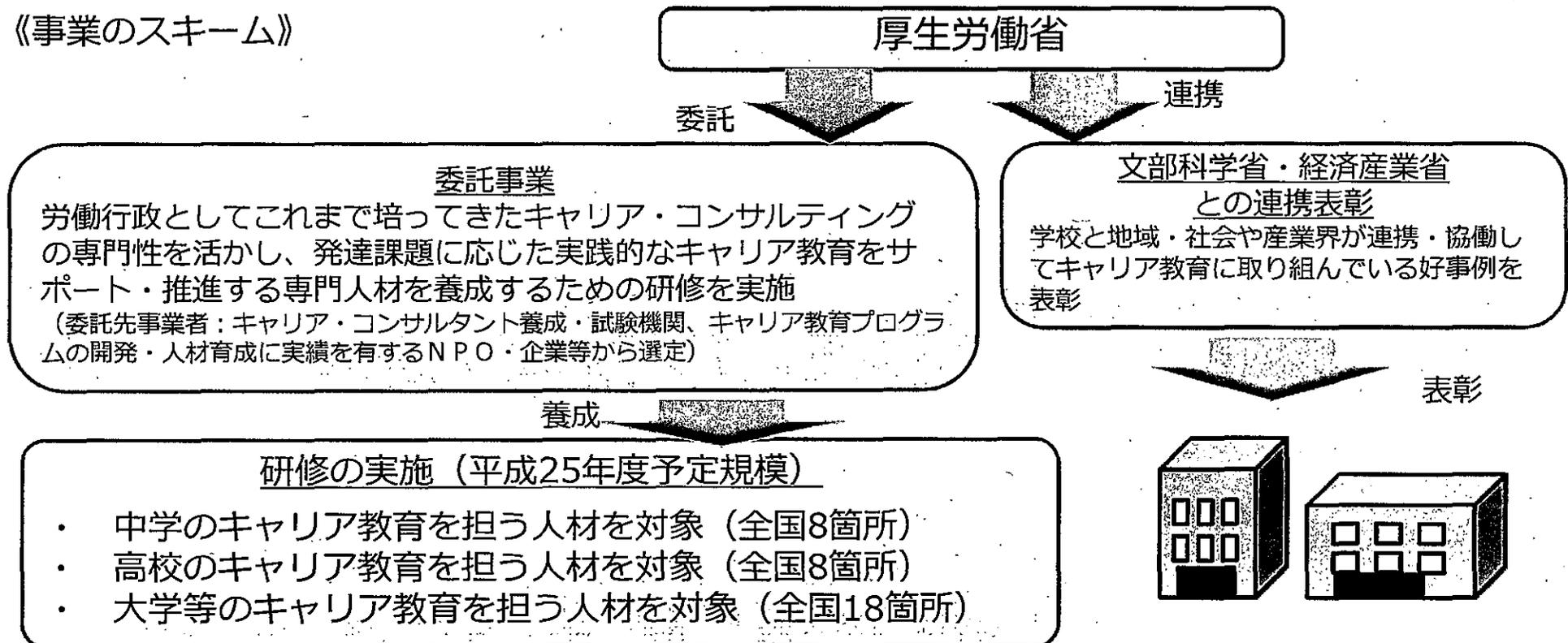
キャリア教育専門人材養成事業

平成25年度予定額 25百万円 (14百万円)

《平成25年度要求のポイント》

- ・キャリア教育を効果的に企画・運用・調整する人材の養成、外部人材（キャリア・コンサルタント等）の活用促進
- ・学校・産業界等によるキャリア教育に関する好事例について、新たな表彰制度を創設

《事業のスキーム》



乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

～ 一般会計 ～

（平成24年度補正予算により安心こども基金へ移行）

（主な内容）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

1. 予算額等の推移

（単位：百万円、か所（市町村数））

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度予算案
予算額	38,800(内数)	36,100(内数)	50,000(内数)	30,700(内数)	—
実績か所	1,512	1,561	1,613	—	—

※平成22年度までの予算額は、次世代育成支援対策交付金における予算額。

※平成23年度及び平成24年度の予算額は、子育て支援交付金における予算額。

※実績か所数は雇用均等・児童家庭局総務課調べ。

2. 事業内容

（1）生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

（2）訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

（3）訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 沿革 平成19年度 生後4か月までの全戸訪問事業創設
次世代育成支援対策交付金に計上
平成21年度 乳児家庭全戸訪問事業として児童福祉法に規定
平成23年度 子育て支援交付金に計上
平成25年度 安心こども基金へ移行（平成24年度補正予算）

4. 補助根拠 予算補助

5. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

6. 補助率 定額（1/2相当）

養育支援訪問事業

～ 一般会計 ～

(平成24年度補正予算により安心こども基金へ移行)

(主な内容)

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

1. 予算額等の推移

(単位：百万円、か所(市町村数))

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度予算案
予算額	38,800(内数)	36,100(内数)	50,000(内数)	30,700(内数)	—
実績か所	996	1,041	1,098	—	—

※平成22年度までの予算額は、次世代育成支援対策交付金における予算額。

※平成23年度及び平成24年度の予算額は、子育て支援交付金における予算額。

※実績か所数は雇用均等・児童家庭局総務課調べ。

2. 事業内容

(1) 乳児家庭等に対する支援

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援を行う。

(2) 不適切な養育状態にある家庭等に対する支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

3. 沿革

平成16年度	育児支援家庭訪問事業創設
平成17年度	次世代育成支援対策交付金に計上
平成21年度	養育支援訪問事業として児童福祉法に規定
平成23年度	子育て支援交付金に計上
平成25年度	安心こども基金へ移行(平成24年度補正予算)

4. 補助根拠 予算補助

5. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

6. 補助率 定額(1/2相当)

地域子育て支援拠点事業

～ 一般会計 ～

(平成24年度補正予算により安心こども基金へ移行)

(主な内容)

○地域子育て支援拠点事業の機能強化(「地域機能強化型」の創設)

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設する。

1. 予算額等の推移

(単位：百万円、か所)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度予算案
予算額	(10,193)	36,100 (内数)	50,000 (内数)	30,700 (内数)	—

※21年度の予算額は、児童育成事業費(年金特別会計)における予算額。

※22年度予算額は、次世代育成支援対策交付金における予算額。

※平成23年度及び平成24年度の予算額は、子育て支援交付金における予算額。

2. 事業内容

○基本事業(下記の4事業を全て実施)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 子育て親子の交流の促進 | (2) 子育て等に関する相談の実施 |
| (3) 子育て支援に関する情報の提供 | (4) 講習等の実施 |

(1) 一般型

常設の地域子育て支援拠点を開設し、基本事業を実施する(従来のひろば型とセンター型を再編)。

(2) 地域機能強化型

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」とともに、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」の強化を支援する。

(3) 連携型

児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子のつどいの場を設け、子育て中の当事者をスタッフとして交え、子育て家庭への支援を実施する。

3. 補助根拠 予算補助

4. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

5. 補助率 1/2

一時預かり事業

～ 一般会計 ～

(平成24年度補正予算により安心こども基金へ移行)

(主な内容)

○一時預かり事業の機能強化

子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

1. 予算額等の推移

(単位：百万円、か所)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度予算案
予算額	(2,512)	36,100 (内数)	50,000 (内数)	30,700 (内数)	—
実績か所	6,027	6,366	7,254	—	—

※平成21年度の予算額は、児童育成事業費（年金特別会計）における予算額。

※平成22年度予算額は、次世代育成支援対策交付金における予算額。

※平成23年度及び平成24年度の予算額は、子育て支援交付金における予算額。

※平成23年度実績か所は、交付決定ベース。

2. 事業内容

(1) 保育所型

保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所において就学前の児童を一時的に預かる。

(2) 地域密着型

保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、多様なサービス提供主体が駅前等の利便性の高い場所や地域子育て支援拠点施設において就学前の児童を一時的に預かる。

3. 沿革

平成22年度 一時的保育事業創設

平成21年度 一時預かり事業として児童福祉法に規定
地域密着型を創設

平成22年度 次世代育成支援対策交付金に計上

平成23年度 子育て支援交付金に計上

平成25年度 安心こども基金へ移行（平成24年度補正予算）

4. 補助根拠 予算補助

5. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

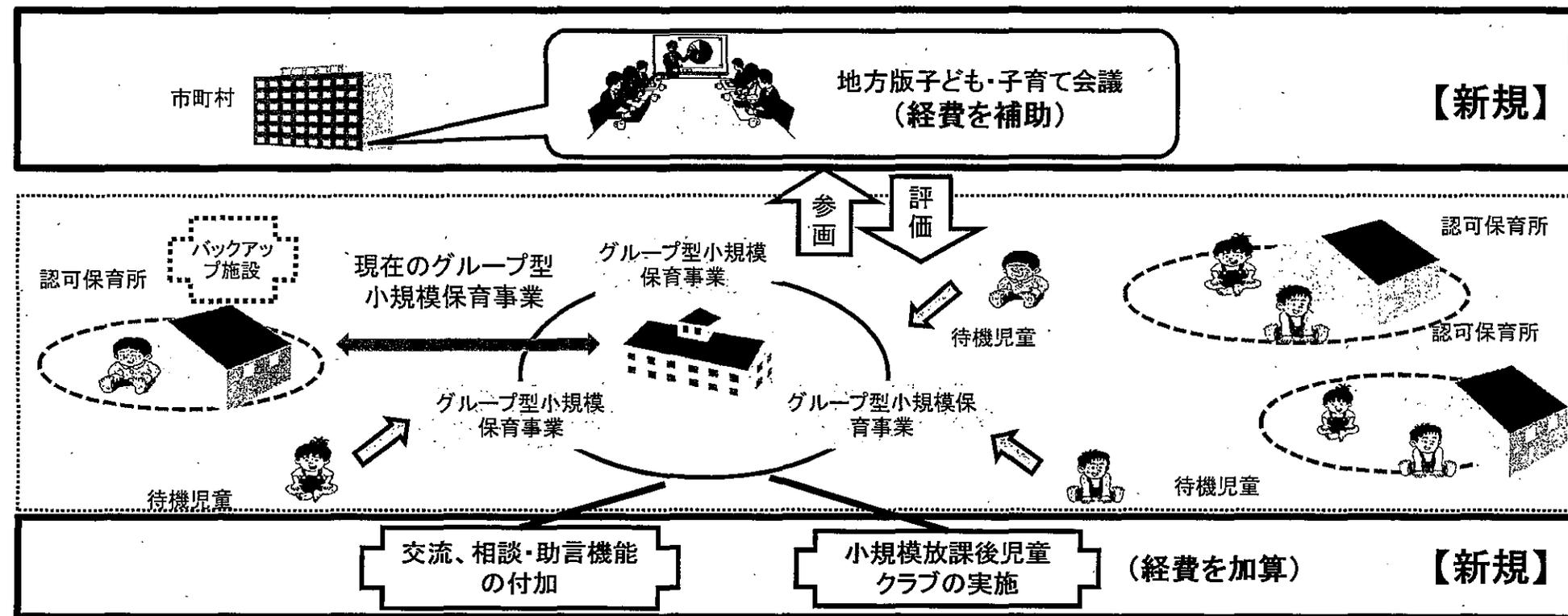
6. 補助率 1/2

「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

【大都市モデル】（待機児童を50人以上抱える特定市町村などを想定） ※25市町村程度

- 待機児童を多く抱える人口集中地域において、現在、実施している「グループ型小規模保育事業」をベースとして実施する。
- 具体的には、下記の補助により、住民の多様なニーズにきめ細かく応えるとともに、新たに配置された職員との連携・協力により、「グループ型小規模保育事業」の円滑な実施を図る。
 - ① 子育て当事者等が参加する「地方版子ども・子育て会議」を設置する経費
 - ② 「交流、相談・助言機能」や「小規模放課後児童クラブ」（10人未満）を併せて設置するのに必要な経費

<イメージ>



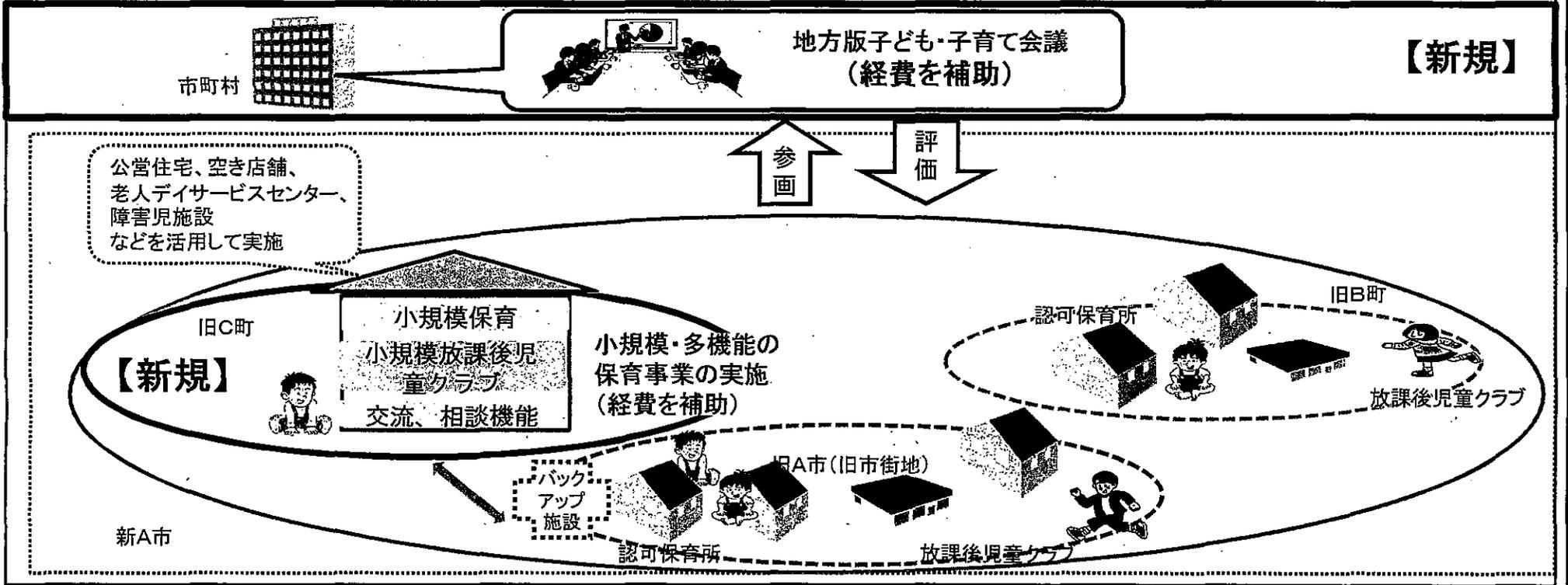
【一般市町村モデル】（合併により市域が拡大した市町村などを想定）※150市町村程度

- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・老人デイサービスセンター、障害児施設等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施する。
- その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」の機能も持たせることとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。

（補助の例）

- ◆ 地方版子ども・子育て会議等費（会場借料、賃金職員雇い上げ費等）
- ◆ 小規模保育（定員18名）、小規模放課後児童対策（10名未満）、交流・相談助言
・常勤保育士・非常勤保育士・調理師・嘱託医手当・事業費（保育材料費、保健衛生費等）・賃借料

<イメージ>



放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成24年5月現在)

- クラブ数 21,085か所 (参考:全国の小学校約21,166校)
- 登録児童数 851,949人 (全国の小学校1~3年生約328万人の23%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 7,521人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,429か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

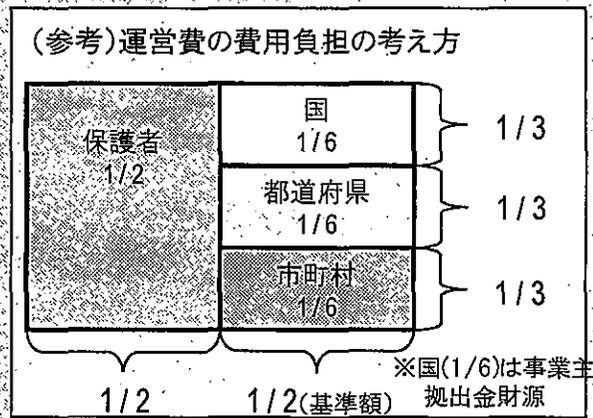
【事業に対する国の助成[児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成25年度予算案 315.8億円(平成24年度予算 307.7億円)

【主な内容】

- 運営費 (279.3億円 → 287.4億円)
 - ・保育の利用者が引き続き放課後児童クラブを利用できるよう箇所数の増を図る。(26,310か所 → 27,029か所)
 - ・1クラブ当たりの基準額(児童数40人の場合)
319.1万円(総事業費638.2万円) → 336.0万円(総事業費672.0万円)*
*研修受講のための費用等を新たに計上

- 整備費 (28.3億円 → 28.3億円)
 - ・放課後児童クラブを新たに設置するための創設整備(基準額:2,150.4万円)のほか、耐震化に対応するための改築、大規模修繕及び受入枠の拡大に繋がる拡張の整備区分を追加。
 - ・また、学校の余裕教室等の改修によるクラブ室の設置や、大規模クラブの解消を図るための改修等に必要な費用を支援する。(基準額:700万円*)
*備品購入のみの場合は、基準額:100万円



子育て支援サービス事業費等

1. 趣旨

民間企業や NPO 等による放課後児童クラブの整備や、子育て親子の交流・相談支援事業を行う際に必要な整備費を助成すること等により、仕事と子育ての両立支援、子育てに優しい環境づくりの推進、企業の子育て支援に関する取組を促進し、もって児童の健全育成及び資質の向上を図る。

2. 事業内容

民間企業や NPO 等が行う放課後児童クラブの整備などの取組を実施するための経費を助成する。

【主な内容】

- ・放課後児童クラブ・子育て支援のための拠点施設整備事業
- ・事業所内保育施設環境づくり支援事業

3. 実施主体

財団法人 こども未来財団

4. 平成25年度予算額（案）

225百万円

5. 補助率

定額補助（10／10相当）

6 照会窓口

こども未来財団事業部事業振興課（03-5510-1832）

ボランティア育成支援等事業費

1. 趣旨

地域の子育て支援の担い手である子育て NPO 等の民間活動を支援するために、子育て NPO 指導者や子育てサークルリーダーのための研修会やセミナーを開催することにより、地域における多様な子育て支援策の充実を図る。

2. 事業内容

子育て NPO 指導者や子育てサークルリーダー等の育成と資質の向上を図るための研修等を開催し、その経費を助成する。

【主な内容】

- ・子育て支援者向け研修事業
- ・地域子育て支援拠点研修事業

3. 実施主体

財団法人 こども未来財団

4. 平成25年度予算額（案）

82百万円

5. 補助率

定額補助（10／10相当）

6 照会窓口

こども未来財団事業部研修事業課（03-5510-1832）

がん検診従事者研修事業

現状と課題

現在我が国では、乳がんが女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約5万人以上が発症、約1万2千人が死亡し、年々増加する傾向にある。

対応策

市町村（特別区を含む。）において実施するマンモグラフィによる乳がん検診（以下「マンモグラフィ検診」という。）を促進し、乳がん検診の受診率を向上させるため、マンモグラフィ検診に従事する医師及び診療放射線技師に対して、更に十分な知識・技術を修得させるための研修を実施することにより、乳がん患者の早期発見、死亡率の減少に資することを目的とした事業を行う。

事業内容

- 〔マンモグラフィ撮影技師養成研修、マンモグラフィ読影医師養成研修〕
- ・研修期間は1開催当たり、少なくとも2日間開催すること。
 - ・1開催当たりの定員は50名以下とすること。なお、50名を超える場合においても、50名毎を一単位として以下の要件を満たすこと。
 - ・研修内容は特定非営利活動法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会（以下「精中委」という。）が実施する認定講習会と同等の内容とすること。
 - ・講師の選定は精中委が実施する認定講習会と同等の者とすること。
 - ・開催場所は研修会を行える十分な広さ、設備を備えていること。
 - ・本事業の研修を修了した者については、原則として、精中委が実施するマンモグラフィ技術評価試験を受験させるものとする。

その他

実施に当たっては、研修事業が確実に実施できる体制を確保すること。
申請時期は、各年度、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱発出時に期限設定される。

がん臨床試験基盤整備事業

平成 25 年度予算額 (案) 100,000 千円

1. 要求要旨 (目的)

多くのがんに対する標準治療は、化学療法・手術・放射線療法を組み合わせた集学的治療であるが、製薬企業による治験のみではがん治療の進歩は十分に達成されず、研究者主導臨床試験が不可欠である。

各種がんに対する標準的治療の確立のため、集学的治療などに関する研究者主導臨床試験を推進するとともに、臨床研究コーディネーター (CRC) やデータマネージャーを雇用し、質の高い研究者臨床試験の実施基盤の整備・強化を図る。

2. 事業内容

CRC やデータマネージャーを雇用し、質の高い研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を行う。

3. 実施主体 NPO 法人等

4. 補助率 定額 (10/10 相当)

H I V感染者等のN G O等への支援事業

1. 事業目的

H I V感染者や同性愛者等で構成されるN P O・N G Oによる活動を支援し、効果的に当事者性のあるH I V感染予防の普及啓発や患者支援を図ることを目的としている。

2. 事業内容

- ・コミュニティセンターにおいて男性同性愛者（MSM）等向けの予防啓発活動を行う。
- ・陽性者支援のための電話相談事業を行う。
- ・MSM向けのH I V検査を実施する。

3. 補助率等

定額（10／10）

4. 実施主体

民間団体等

5. 公募スケジュール・申請方法

①同性愛者等のH I Vに関する相談・支援事業（コミュニティセンター分）

平成25年2月 6日公告

平成25年2月15日説明会

平成25年3月12日企画書提出期限

②同性愛者等のH I Vに関する相談・支援事業（HPによる検査相談体制等情報提供）

平成25年2月 6日公告

平成25年2月15日説明会

平成25年2月28日企画書提出期限

③H I V陽性者等のH I Vに関する相談・支援事業（ピア・カウンセリング等による支援事業）

平成25年2月 6日公告

平成25年2月15日説明会

平成25年3月 8日企画書提出期限

④H I V陽性者等のH I Vに関する相談・支援事業（関西地域における支援事業）

平成25年2月15日公告

平成25年2月21日説明会

平成25年3月 8日企画書提出期限

6. 照会窓口

厚生労働省健康局疾病対策課 TEL 03-5253-1111(内線2358)

7. 平成25年度予算（案）／平成24年度予算額

139百万円の内数 ／ 153百万円の内数

実践的な予防活動支援事業

1. 事業の目的

地域において健康づくりに取り組む公益法人・NPO法人等の活動を支援することにより、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

2. 事業概要

健康づくり活動に取り組む公益法人やNPO法人等のボランティアを活用した自由かつ主体的な発想に基づく活動について、公募を行い、優れた事例について活動を支援するとともに、事例収集及びその効果検証を行う。

3. 実施主体 公益法人、NPO法人等の民間団体（公募により選定）

4. 補助率 定額（10／10相当）

5. 照会先 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）について

平成24年度予算額

平成25年度予算額（案）

4,406,000千円 → 4,014,768千円

1 目的

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」により、都市型軽費老人ホームや施設内保育施設の整備、市町村における先進的な取組み等に対する支援を行う。

2 事業内容

（1）既存事業

上記交付金の事業メニューを着実に実施するための所要額を確保する。
（主な交付単価）

事業区分	単位	交付基準単価	
		24年度	25年度（案）
都市型軽費老人ホーム整備事業	整備床数	150万円	同左
施設内保育施設整備事業	施設数	1,000万円	同左
市町村提案事業	施設数	3,000万円	同左

（2）新規事業（事項要求）

高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動の場となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備を実施する。

（交付単価）

事業区分	単位	交付基準単価（案）
地域支え合いセンター整備事業	施設数	3,000万円 （新築の場合）
		650万円 （既存施設の改修の場合）

3 実施主体 市区町村

4 補助率 定額

5 備考

○平成24年度をもって地域自主戦略交付金（内閣府所管）が廃止されることに伴い、指定都市分についても、平成23年度以前と同様、ハード交付金において支援を行う。平成24年度予備費において、平成25年度の介護基盤の整備等に必要な経費として513.6億円を計上し、総額として、24年度予算（44.1億円）を上回る、553.7億円を確保したところ。

地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）について

平成24年度予算額

平成25年度予算額（案）

1,310,000千円 → 1,110,000千円

1 目的

地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」と相まって地域密着型サービス等の導入に必要な不可欠な設備やシステムに要する経費などに対して支援する。

2 事業内容

上記交付金の事業メニューを着実に実施するための所要額を確保する。

（主な交付単価）

事業区分	単位	交付基準単価	
		24年度	25年度（案）
定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	2,000万円	1,000万円
都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	30万円	同左
訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	300万円	同左

3 実施主体 市区町村

4 補助率 定 額

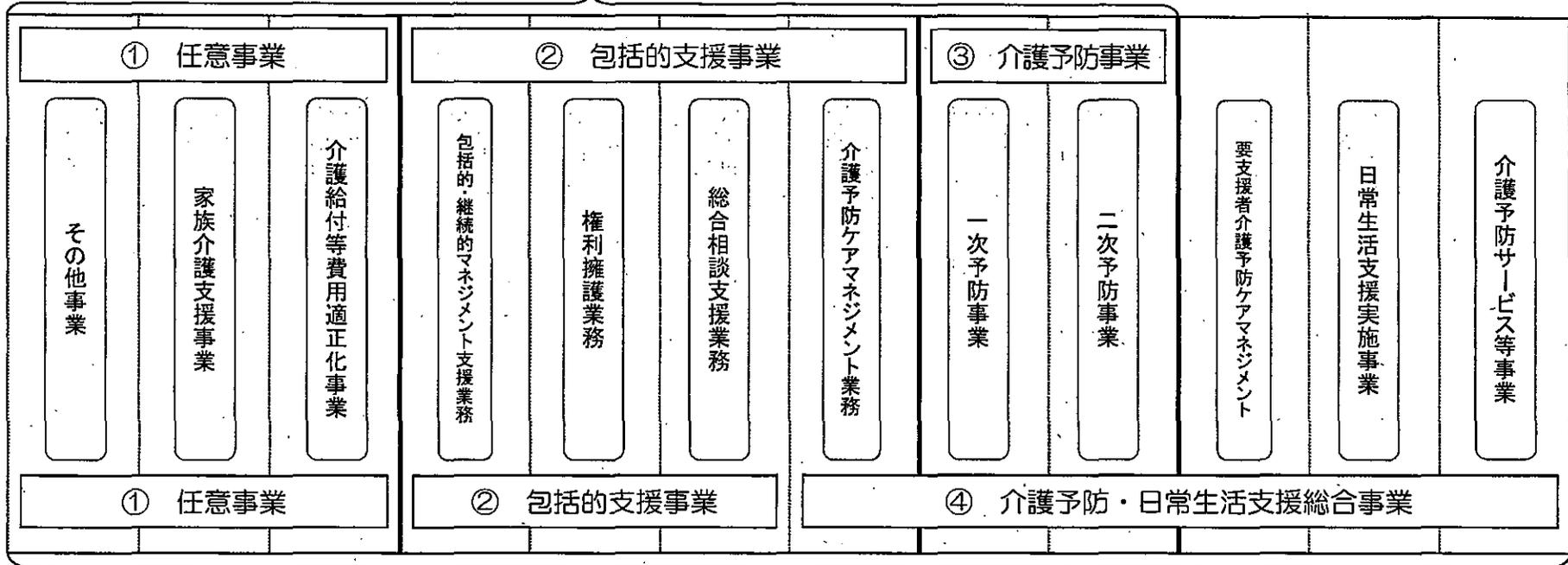
5 備 考

平成24年度予備費において、定期巡回・随時対応サービスに必要な経費について、平成25年度以降に事業の開始を予定していた事業者の計画の前倒し等に対応するため、4億円を計上し、総額として、24年度予算（13.1億円）を上回る、15.1億円を確保したところ。

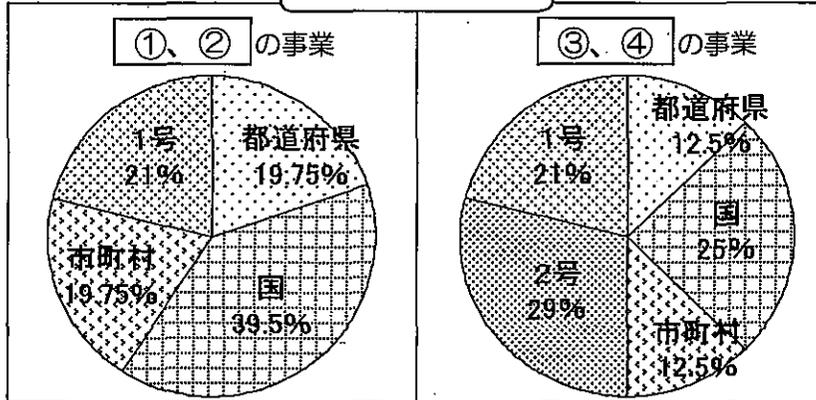
地域支援事業について

○ 要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村において「地域支援事業」を実施。

介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村



財源構成



介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村

※ 事業の実施規模は、給付見込額に対する以下の割合

○ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村（3%+1%以内）

・「介護予防・日常生活支援総合事業」……………（2%+1%以内）

・「包括的支援事業」+「任意事業」……………（2%以内）

注）介護予防ケアマネジメント業務は、介護予防・日常生活支援総合事業として実施

○ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村（3%以内）

・「介護予防事業」……………（2%以内）

・「包括的支援事業」+「任意事業」……………（2%以内）

樺太等残留邦人集団一時帰国事業

1 事業概要

樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援するものです。

2 具体的な事業内容

- (1) 樺太等残留邦人の一時帰国及び永住帰国希望についての実態の把握
 - ・ 樺太現地事務所による残留邦人の帰国についての意向調査の実施
 - ・ 調査結果をもとに帰国日程等の調整
- (2) 一時帰国した残留邦人の身元を引き受け、親族に代わって滞在期間中の世話をを行う
 - ・ 一時帰国の日程の立案、交通機関の予約
 - ・ 出入国の際の送迎、上陸地オリエンテーションの実施
 - ・ 在日親族訪問に係る連絡調整、引率、通訳の派遣
 - ・ 関係自治体や関係機関との連絡調整
 - ・ 宿泊・訪問先、見学施設等への引率、通訳

3 事業受託の条件等

- (1) 本事業は、①ロシア語が堪能な職員を確保できること、②樺太の現地に事務所を置くことができること等を条件とし、NPO法人等に委託して実施することとしています。
- (2) 25年度の年間帰国予定人数は、概ね68世帯111人です。

4 予算額等

(単位：百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23年度		24年度		25年度予算案		23年度	24年度	25年度	
合計	うちNPO 法人活用分 (委託契約額)	合計	うちNPO 法人活用分 (委託契約額)	合計	うちNPO 法人活用分				
39	39	38	38	39	NA	1	1	NA	公募により 選定

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室帰国・受入援護係 TEL03-5253-1111(内線 3465)

中国残留邦人等地域生活支援事業

1 事業概要

地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する事業です。

2 具体的な事業内容

NPO法人等と連携をとりながら以下の事業等を行っています。

(1) 身近な地域での日本語教育支援事業

- ・中国残留邦人等が日本語学習を希望する場合に、安定的な日本語学習教室等の開催や学習内容の充実を図るための支援を行います。

(2) 地域で実施する日本語交流事業

- ・中国残留邦人等が地域で孤立することを防止すること等を目的とした日本語交流事業の開催を支援します。

3 事業受託の条件等

本事業は、日本語が不自由なため地域社会にうまくとけ込めないなど、中国残留邦人等の方々の抱える事情を理解し、その心情に配慮した支援、取組を行うことができるNPO法人等に委託することとしています。

4 予算額等

(単位：百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23年度		24年度		25年度予算案		23年度	24年度	25年度	
合計	うちNPO法人活用分	合計	うちNPO法人活用分	合計	うちNPO法人活用分				
20,000 の内数	20,000 の内数	23,724 の内数	23,724 の内数	25,000 の内数	25,000 の内数	NA	NA	NA	地方自治体 が選定

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室地域支援係

TEL03-5253-1111 (内線 3463)

事業を実施したい場合は、最寄りの都道府県市区町村担当窓口まで

地域生活支援推進事業

1 事業概要

全国7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流センターでは、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助しています。

2 具体的な事業内容

NPO法人等と連携・協力し、次に掲げるような取組を行います。

- ① 中国帰国者等の健康増進、介護予防を目的とする活動
- ② 中国帰国者等に対する交流・学習支援 等

3 事業受託の条件等

- (1) 本事業は、日本語が不自由なため地域社会にうまくとけ込めないなど、中国残留邦人等の方々の抱える事情を理解し、その心情に配慮した支援、取組を行うことができるNPO法人等に委託することとしています。
- (2) 各中国帰国者支援・交流センターがNPO法人等の選定を行っています。

4 予算額等

(単位：百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23年度		24年度		25年度予算案		23年度	24年度	25年度	
合計	うちNPO法人活用分	合計	うちNPO法人活用分	合計	うちNPO法人活用分				
8	8の内数	8	8の内数	8	8の内数	NA	NA	NA	平成22年度から開始の事業各センターが選定

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室地域支援係
TEL03-5253-1111 (内線 3463)

海外未送還遺骨情報収集事業

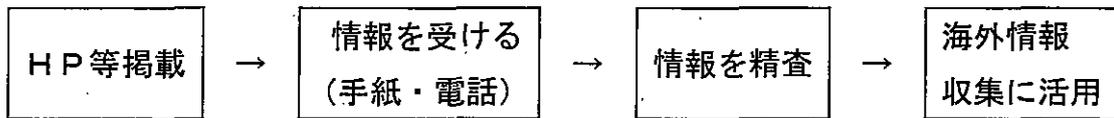
1 事業概要

海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内及び現地において情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行います。

2 具体的な事業内容

(1) 国内情報収集

① 未送還遺骨情報保有者から情報収集



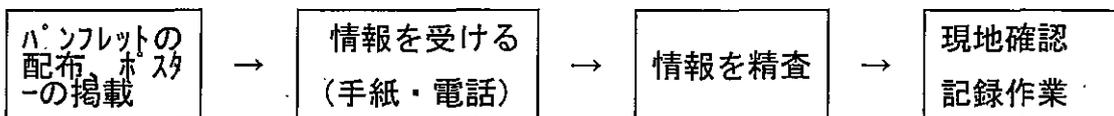
※必要に応じ面談

② 内容精査及び派遣計画の策定

(2) 海外情報収集

実施内容

① 現地住民等から情報収集



※必要に応じ面談

② 記録の精査及び報告書の作成

【5地域において情報収集】

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア
⑤旧ソ連地域

3 事業受託の条件等

本事業は、慰霊事業の趣旨をよく理解し、事業の履行が確実であること等を条件とし、選定することとしています。

4 予算額等

(単位:百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23年度		24年度		25年度予算案		23年度	24年度	25年度 予算案	
合計	うちNPO 法人活用分	合計	うちNPO 法人活用分 (委託契約額)	合計	うちNPO 法人活用分				
108	0	123	13	130	NA	0	1	NA	企画競争により選定

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課外事室外事企画係 TEL03-5253-1111 (内線3478)

遺骨帰還等派遣費補助事業

1 事業概要

海外等で戦没した日本人の遺骨帰還等に民間協力者が参加する際の旅費を補助します。また、民間団体等が行う慰霊友好親善事業に対し補助を行います。

2 具体的な補助内容

(1) 遺骨帰還等事業

政府遺骨帰還団に参加する遺族等に対し旅費相当額を補助（10/10）

(2) 慰霊巡拝事業

政府慰霊巡拝団に参加する遺族に対し旅費相当額を補助（1/3）

(3) 慰霊友好親善事業

戦没者遺児が旧主要戦域を訪れ、同地域に居住する先の大戦の関係者等と共に友好親善及び慰霊追悼を行うための経費を補助（定額）

3 事業受託の条件等

(1) 本事業は、遺骨帰還等事業の趣旨を理解し、現地の事情に精通し、きめ細かな支援を行うことができると認められるNPO法人等に、旅費等の補助を行っています。

(2) 遺骨帰還等事業について、平成24年度は28回派遣しています。

4 予算額等

(単位:百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23年度		24年度		25年度予算案		23年度	24年度	25年度 予算案	
合計	うちNPO 法人活用分	合計	うちNPO 法人活用分 (交付決定額)	合計	うちNPO 法人活用分				
367	8	365	18	365	NA	2	2	NA	平成23年度から公募 型方式に変更

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課外事室経理係 TEL03-5253-1111（内線4510）

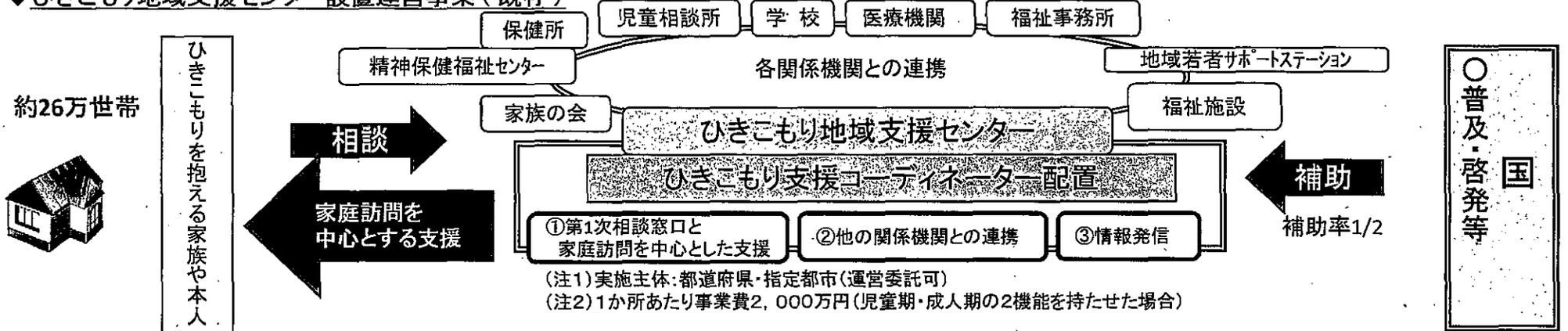
ひきこもり対策推進事業の拡充

平成25年度予算案 : セーフティネット支援対策等事業費補助金250億円の内数

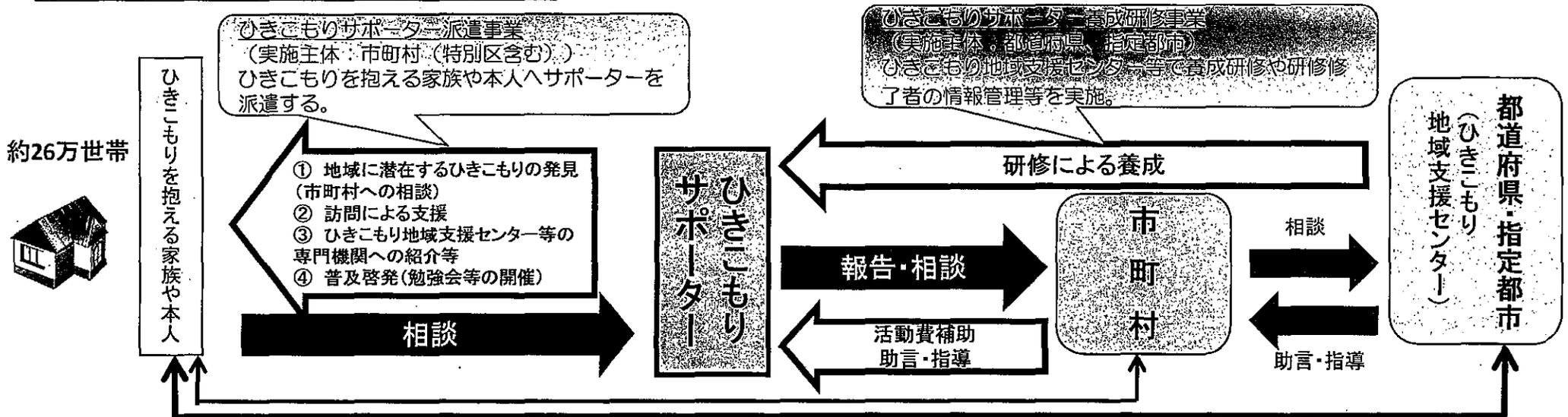
【要求要旨】

- 各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を平成21年度から整備(平成25年2月現在:38ヶ所設置済み)してきたが、今後もさらに設置を促進する必要がある。
- ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないか、当事者による支援(ピアサポート)や訪問などが十分に行われていないのではないか、等の課題がある。
- そのため、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」(=ひきこもり家族等の当事者(ピアサポート)等含む)を養成し、派遣する事業を行う。

◆ひきこもり地域支援センター設置運営事業(既存)

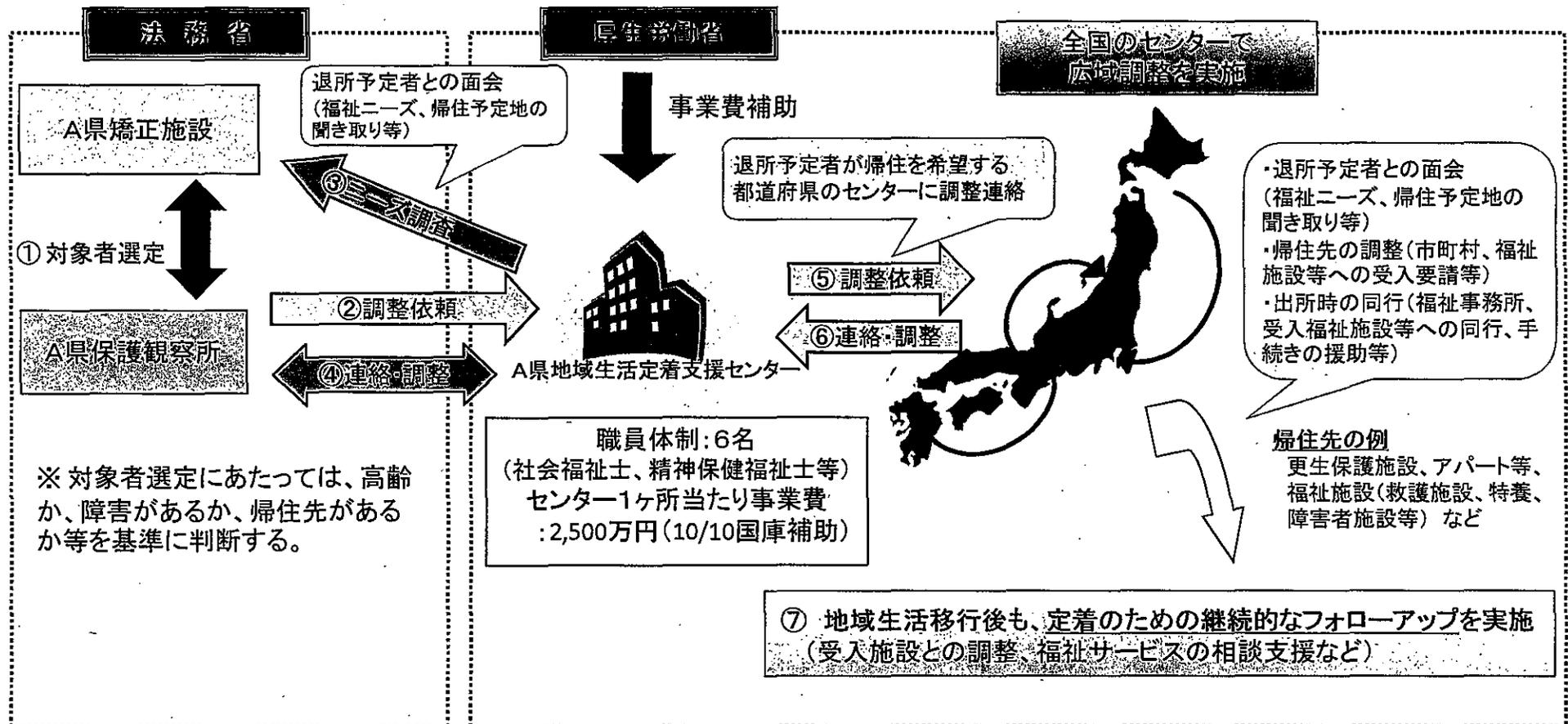


◆ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業(新規)



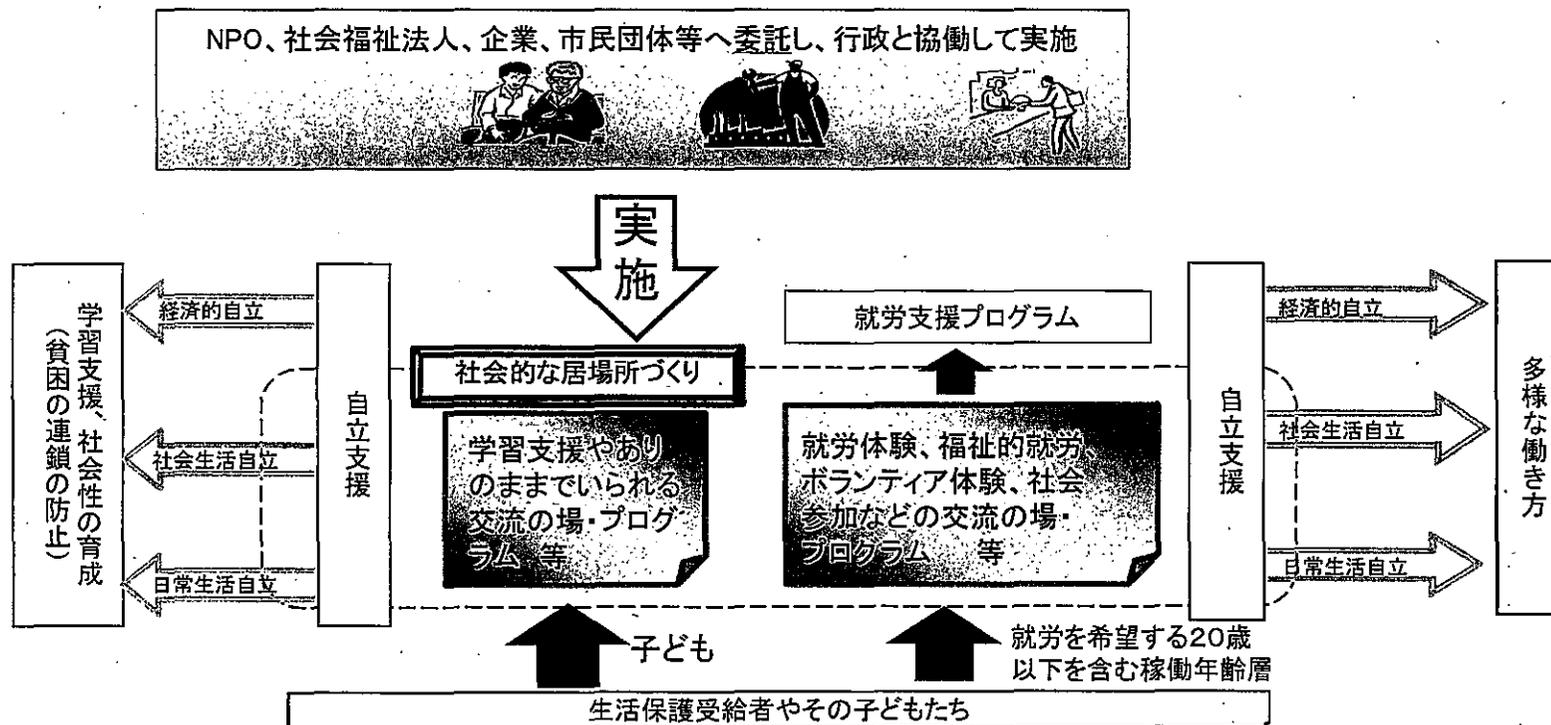
地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。受入先に帰住
(平成23年度は延べ1041名のコーディネートを実施し、うち500名が受入先に帰住)



生活保護受給者の「社会的な居場所づくり支援事業」

「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と行政との協働により、社会から孤立する被保護者に対する様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもに対する学習支援を行うなど、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。



(参考)社会的居場所づくりの例

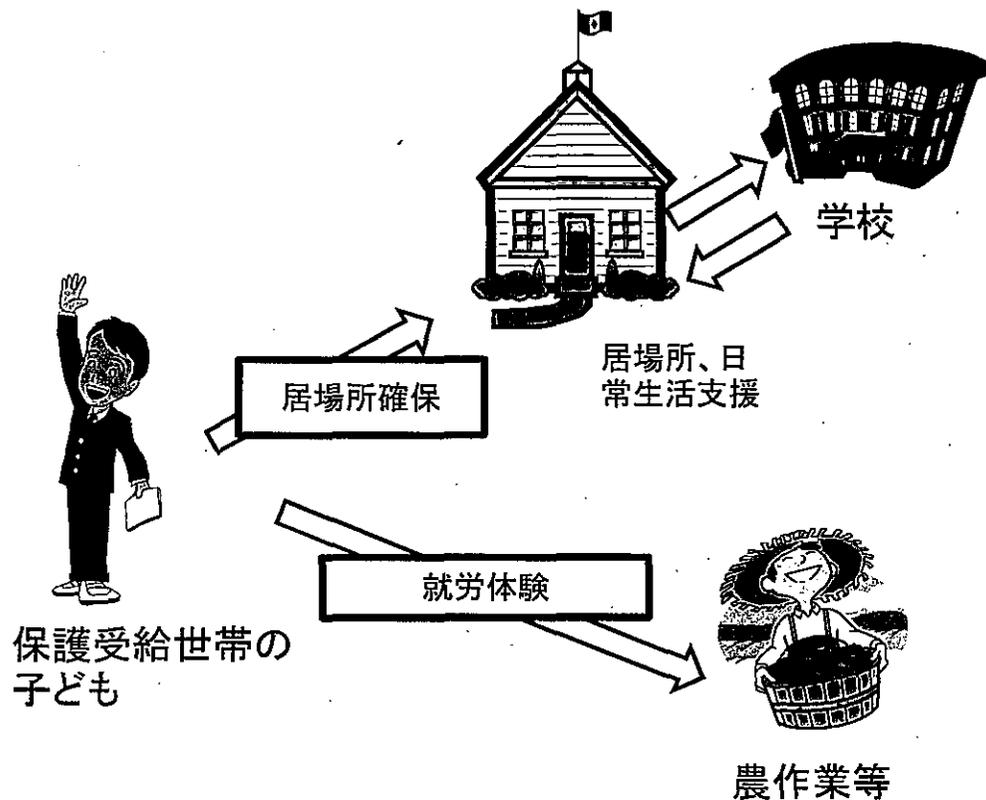
- 就労体験、福祉的就労、ボランティア体験、社会参加などの交流の場、プログラム 等
 - 作業所ボランティア: 知的障害者施設において、知的障害者の方とコミュニケーションをとりながら作業の補助を行う
 - ヘルパー同行: 介護事業所の介護職員に同行して高齢者宅を訪問し、介護の補助を行う
 - 公園管理ボランティア: 公園緑化協会の協力のもと、公園管理業務を行う
 - インターンシップ: 民間事業所で産業廃棄物の選別作業を行う
- 学習支援やありのままにいられる交流の場、プログラム 等
 - 子どもの学習支援: 生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、高校受験のための学習支援教室を開催し、学力向上及び社会性の育成を図る
 - 子どもの健全育成: 日常的な生活習慣、引きこもり、不登校など子どもに関する課題を抱える世帯に対して支援を行う

【平成25年度から新たに実施予定】

生活保護の子どもへの貧困対策支援の充実（「貧困の連鎖」の防止）

【考え方】

- 生活保護世帯の子どもが大きくなって保護を受けるという「貧困の連鎖」は克服すべき課題。
- 従前からの学習支援、日常生活支援、養育支援、高校の中退防止に加え、居場所確保の強化や、長期休暇時の就労体験を通じた更なる日常生活の支援が必要。



【概要】

<就業前・放課後の居場所機能の強化>

- 子どもの生活習慣をつけるためには、朝食を摂り、毎日学校へ登校すること、放課後も引き続き社会性をつけることが必要。
- そのため、子どもが就業前、終業後も通え、その場所で日常生活に必要な支援を全般的に行う居場所の提供を強化する。

<就労体験の実施>

- 長期休暇中等に、日常生活習慣を身につけるとともに、更に就労活動の基礎となるよう、
 - ・ 農作業等の活動を通じた就労の体験
 - ・ 「働く大人」像の実体験の場を提供する。

就労意欲喚起等支援事業について ～概要～

- 就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起をはじめとした総合的な支援を実施する就労意欲喚起等支援事業を平成21年度より実施。

既存の就労支援メニュー

生活保護受給者等就労支援事業による就労支援

対象者：就労意欲が高い者・就労阻害要因がない者
実績：支援対象者数24,771人 就職・増収13,404人（平成23年度）

就労支援専門員を活用した福祉事務所の自立支援プログラムによる就労支援

対象者：就労意欲・就労能力を有する者
実績：参加者80,678人 就職・増収31,006人（平成22年度）

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者等を対象とした支援メニューの追加

対象者

①就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者

②就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

支援項目

①就労意欲喚起のためのカウンセリング、②生活能力向上のための訓練、③就労能力向上のための職業訓練、④職業紹介、⑤就職活動支援、⑥離職防止支援 など

委託先

民間職業紹介事業者、NPO法人等

既存のメニューへスムーズな移行

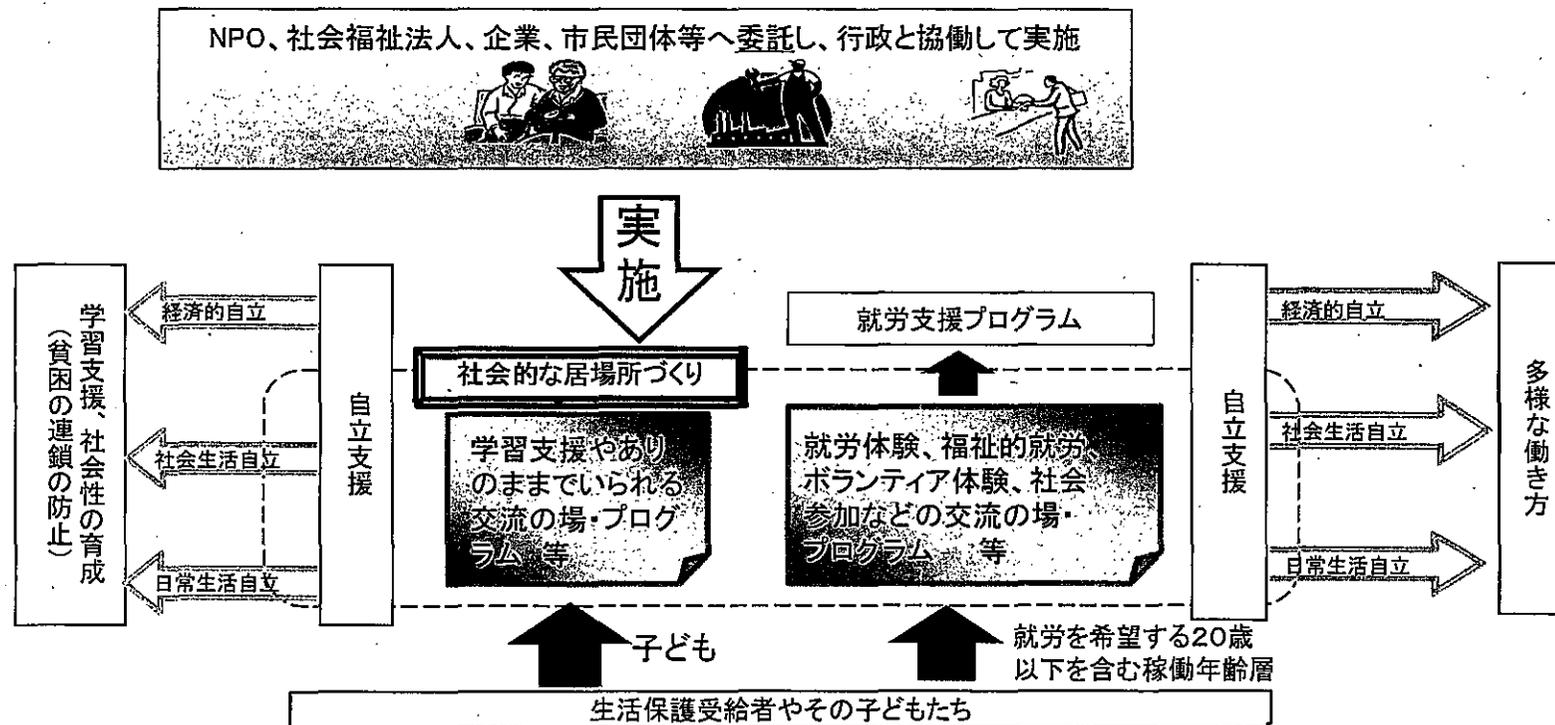
高

生活能力・就労能力
就労意欲

低

生活保護受給者の「社会的な居場所づくり支援事業」

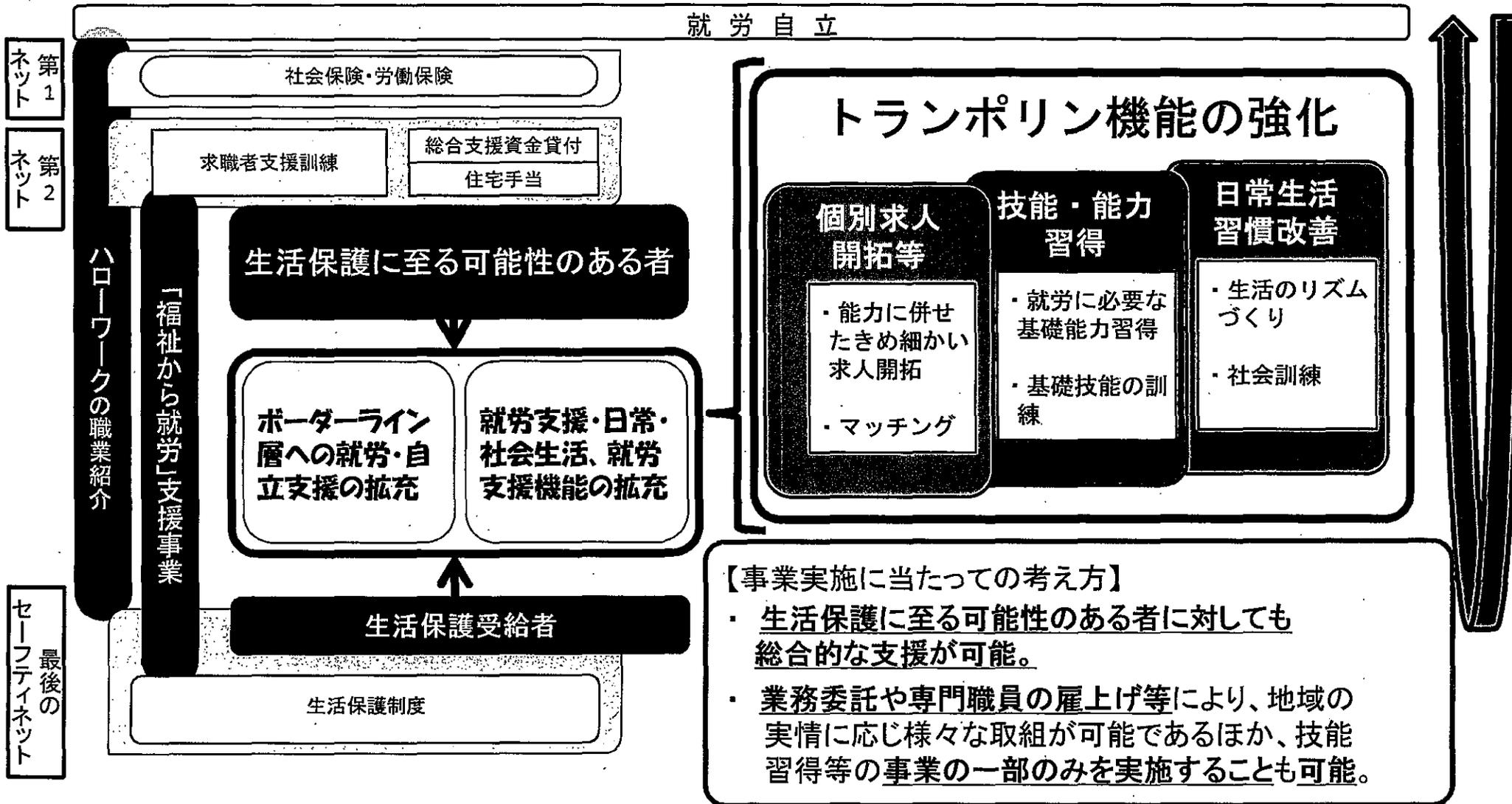
「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と行政との協働により、社会から孤立する被保護者に対する様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもに対する学習支援を行うなど、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。



(参考) 社会的居場所づくりの例

- 就労体験、福祉的就労、ボランティア体験、社会参加などの交流の場、プログラム 等
 - 作業所ボランティア: 知的障害者施設において、知的障害者の方とコミュニケーションをとりながら作業の補助を行う
 - ヘルパー同行: 介護事業所の介護職員に同行して高齢者宅を訪問し、介護の補助を行う
 - 公園管理ボランティア: 公園緑化協会の協力のもと、公園管理業務を行う
 - インターンシップ: 民間事業所で産業廃棄物の選別作業を行う
- 学習支援やありのままにいられる交流の場、プログラム 等
 - 子どもの学習支援: 生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、高校受験のための学習支援教室を開催し、学力向上及び社会性の育成を図る
 - 子どもの健全育成: 日常的な生活習慣、引きこもり、不登校など子どもに関する課題を抱える世帯に対して支援を行う

○ 生活保護に至る可能性のある者及び生活保護受給者であって、従来の就労支援のみでは就労が困難な者を対象に、日常生活から個別求人開拓までのきめ細かい支援を総合的かつ段階的に実施。



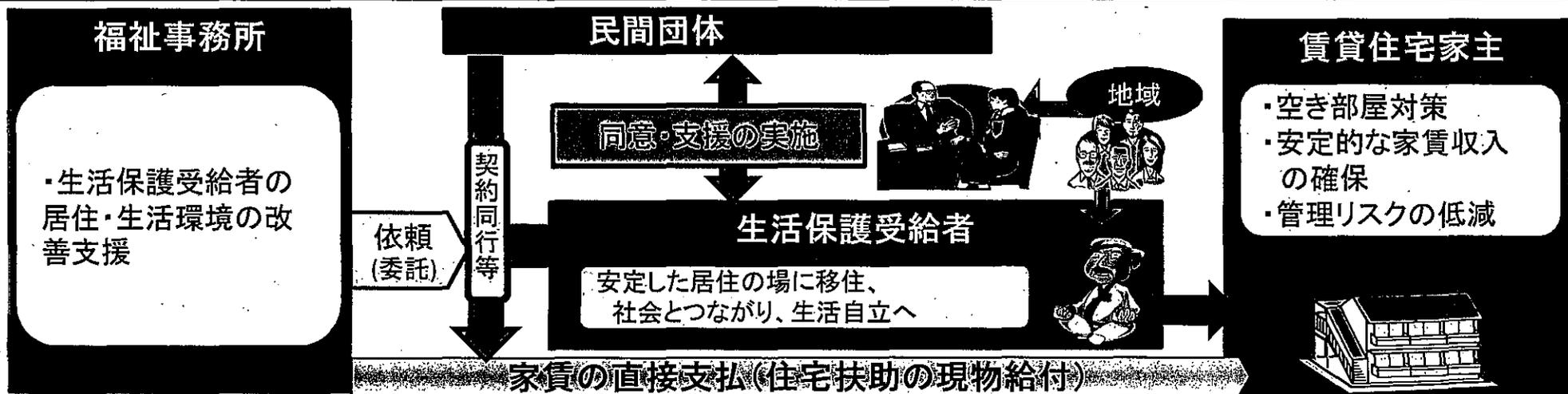
生活保護受給者への居住支援

【考え方】

- 住宅扶助の代理納付の仕組みを利用して、家賃滞納のリスク解消という大家に対するメリットと引換に既存民間住宅ストックへの生活保護受給者の受入を促進する。
- あわせて、地域に円滑に定着できるかといった大家の不安や、代理納付した場合、本人と大家の間で解決すべき日常生活上の課題についてまで自治体での対応を求められる状況があることに鑑み、この居住支援を地域で見守り活動を行う民間団体に委託する。
- この場合、高齢・独居の多い生活保護受給者の一定の日常生活支援・相談を行ってもらうことにより、孤立防止や地域での生活をできる限り継続することが可能となることも見込める。

【概要】

- 住宅への入居を希望する生活保護受給者に対し、不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援を行う。
- 家賃の代理納付を促進する。
- 受給者が地域に円滑に溶け込めるように支援する。
 - ・入居している受給者に対する見守り
 - ・地域で活動する団体への加入、ボランティア活動への参加等を受給者に働きかけ 等



地域福祉等推進特別支援事業

(項) 地域福祉推進費

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

250億円の内数

○ 地域社会における今日的課題の解決をめざす、先駆的・試行的に取り組み対する支援を行い地域福祉の推進を図る。

- 【実施主体】
- ① 都道府県、指定都市、市区町村（委託可）
 - ② 都道府県、指定都市、市区町村が適当と認める団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）
 - ③ 国が公募したものについては採択された法人

- 【補助率】
- ①・②については、国1/2、都道府県（指定都市、市区町村）1/2
 - ③については、国10/10

(参考)

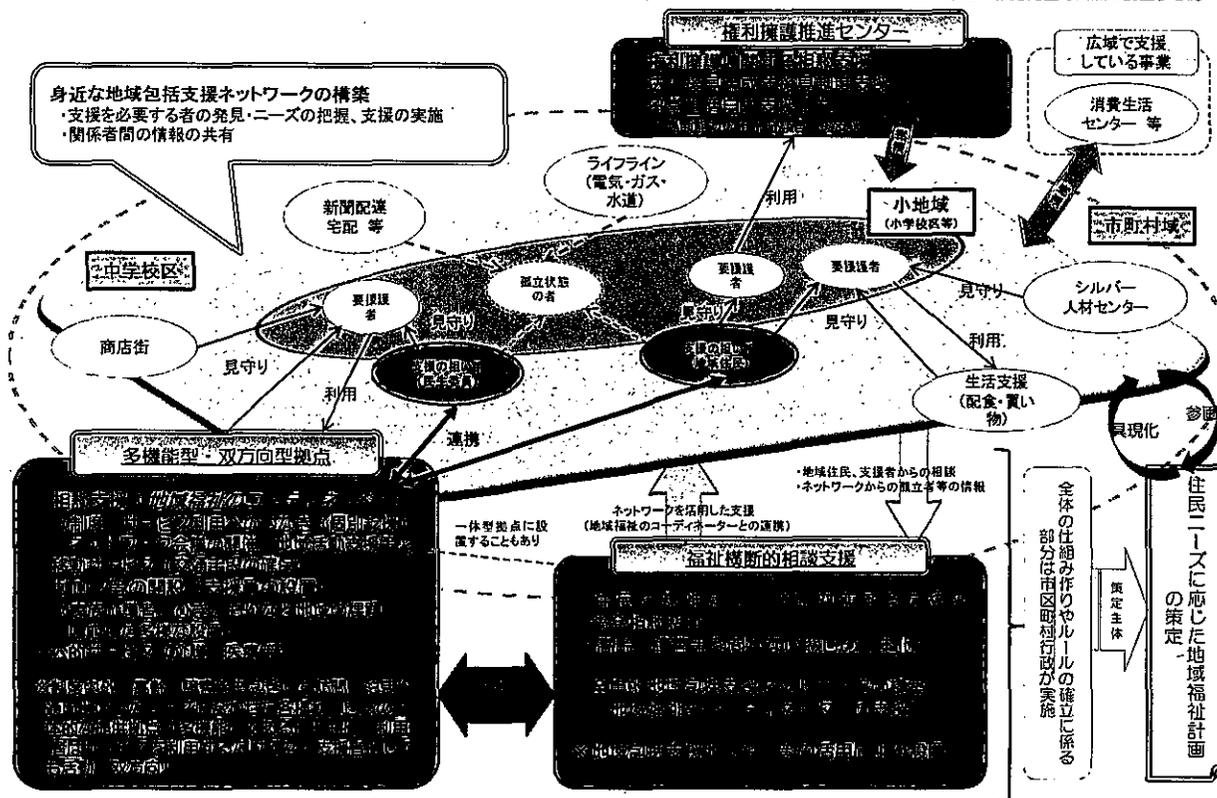
<イメージ例>

- ・ 災害時の要援護者支援に向けた取り組み
- ・ 学童の通学安全確保のための地域の取り組み
- ・ 企業、大学、研究機関等と連携した地域再生の取り組み
- ・ 孤立死、徘徊等の予防に向けた取り組み
- ・ 団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取り組み
- ・ 熱中症の予防に向けた取り組み

安心生活基盤構築事業

○ 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成25年度予算額（案）：セーフティネット支援対策等事業費（250億円）の内数）

地域における社会的孤立防止体制の構築イメージ ※地域福祉のコーディネーターを多機能型・双方向型の拠点に配置する例



①安心生活創造事業

- 実施主体：市区町村
- 補助率：定額（@1,000万円（人口規模に応じて増額）、選択事業を実施する場合は+@1,000万円）
- (1) 基本事業
 - ・抜け漏れのない実態把握
 - ・社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
 - ・抜け漏れのない支援の実施
 - ・買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施
 - ・地域福祉の調整役（コーディネーター）の配置 等
 - ・自主財源の確保
 - ・寄付や物販等を通じた財源の確保
 - ・住民参加を促進するための普及啓発
 - ・参加を促すイベントや研修による人材確保 等
- (2) 選択事業（基本事業の上乗せとして実施）
 - ・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体制の構築
 - ・多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
 - ・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置 等
- 5年間の有期補助（補助単価は逡減）
- 平成25年度は100市区町村（170校区）程度を対象

②日常生活自立支援事業

- 日常生活自立支援事業
- 判断能力の不十分な者への契約等の支援
- 実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会
- 補助率：1/2

安心生活創造事業成果報告書（H24. 8）※平成21年度～23年度のモデル事業の成果・課題等を収載
 【今後重要と考えられる取組み】
 ①社会的孤立を防ぐための官民間わなない多様な主体との連携・協働 ②総合的な相談支援体制の確立
 ③地域福祉計画の策定 ④契約支援・権利擁護の必要性 ⑤要援護者も社会参加・自己実現できる仕組み

社会的包摂・「絆」再生事業

(ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業分)

(項) 地域福祉推進費

(目) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金

120億円の内数

1. 目的

ホームレスやホームレスとなるおそれのある方、あるいはニートやひきこもりなど地域で孤立した生活を営む生活困窮者（東日本大震災被災者も含む）に対して、総合相談や緊急一時宿泊施設の提供、生活再建等にかかる事業をNPO等民間支援団体と自治体が連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

2. 事業内容

(1) ホームレス自立支援事業等

ホームレスやホームレスとなるおそれのある方に対して巡回相談や自立支援センターでの生活相談・指導及び職業相談などを行うことにより、地域生活への復帰、路上化予防、再路上化防止を図る。

(2) NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業

自治体とNPO等民間支援団体が連携し、生活困窮者（東日本大震災被災者も含む）に対して総合相談、安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を一体的に実施し、生活困窮者等の地域生活への復帰を図る。

当事業は、NPO等民間支援団体が都道府県から助成を受け、実施主体となることができる。

3. 実施主体 地方自治体等

4. 補助率 10/10

省庁名	厚生労働省
-----	-------

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度 NPOへの実績	備考
1	震災等緊急雇用対応事業	継続	被災県に造成した基金を活用し、震災等の影響による失業者の一時的な雇用機会を創出する。	—	(23年度1次補正予算(50,000(被災地))、23年度3次補正予算(200,000(全国))、24年度補正予算(50,000(被災地))の内数)	県及び市町村から委託費として支給	委託主体: 県及び市町村 委託先: 民間企業、NPO等	各県及び市町村によって異なる	各県及び市町村において策定する個々の事業計画ごとに設定。	県及び市町村担当課	—	資料1頁
2	雇用復興推進事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)	継続	被災県に造成した基金を活用し、被災地で安定的な雇用を創出するため、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。	—	(23年度3次補正予算(151,000)の内数))	県及び市町村から委託費として支給	委託主体: 県及び市町村 委託先: 民間企業、NPO等	各県及び市町村によって異なる	各県及び市町村において策定する個々の事業計画ごとに設定。	県及び市町村担当課	—	資料2頁 平成24年度末までに開始した事業について3年間支援。
3	地域支え合い体制づくり事業	継続	東日本大震災の被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する「介護等のサポート拠点」の運営等、被災者の生活支援を行う。	2,304	※	10/10	岩手県 宮城県 福島県 及び市町村 ※NPO法人等への委託可能	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体における高齢者福祉担当課	—	資料3頁 ※23年度1次補正予算(70億円)、3次補正予算(90億円)を活用し、事業を実施。 24年度NPOへの実績については、実施主体によって実施方法が異なるため、把握は困難。

4	社会的包摂・「絆」再生事業 (地域コミュニティ復興支援事業分)	継続	東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行う。	—	(120,00 の内数)	10/10	原則市区町村(市町村による実施が困難な場合、都道府県又は都道府県知事が適当と認める団体も含む)	各自治体によって異なる	各自治体によって異なる	各自治体担当課	—	資料4頁 NPOへの実績については、実施主体によって実施方法が異なるため把握は困難。
5	被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業	継続	社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置し、被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災自治体や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。	※	※	10/10	都道府県及び市(特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。)※NPO法人等への委託可	各自治体によって異なる。	各自治体によって異なる。	各自治体担当課	—	資料5頁 ※23年度第3次補正予算において、各都道府県に造成されている基金に積み増し、25年度まで事業を実施。 24年度NPOへの実績については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。
合計 (内数事業を除く)		—	—	2,304 (増減額) — (増減率%) —		—	—	—	—	—	—	—

震災等緊急雇用対応事業の積み増し(基金の1年延長)

平成24年度1次補正:500億円

趣旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が各地に避難していることから、平成23年度より震災等緊急雇用対応事業を実施しているところであるが、沿岸部の雇用者数が震災前の水準まで回復していないなど、雇用の復興には引き続き時間を要すると考えられる。
- このため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るための事業を実施する。

【事業の規模】

3,000億円	
23年度1次補正	500億円
23年度3次補正	2,000億円
24年度1次補正	500億円

【対象期間】

平成25年度末まで
(平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末まで)

事業概要

◆拡充の概要

- 要求額 500億円
- 事業実施期間の延長 平成24年度末まで → 平成25年度末まで
(注)ただし、平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末までとする

◆事業概要

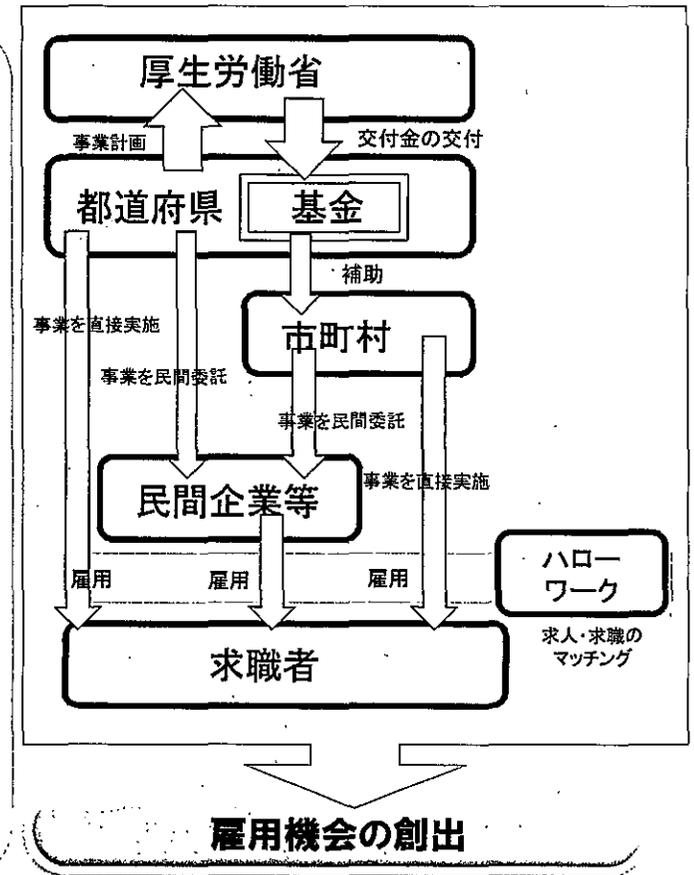
- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能

◆実施地域及び対象者

- 被災地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉県)の災害救助法適用地域)において被災求職者を対象に実施

◆実施要件

- 事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)



生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の概要

趣旨

【事業の規模】 1,510億円の内数

- 被災地で安定的な雇用を創出するため、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。具体的には、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。

事業の概要

【実施可能地域】 被災県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)

※被災県の災害救助法適用地域で事業を実施

【実施主体】 都道府県又は市町村が民間企業、NPO等に委託して実施

【事業実施期間】 平成27年度末まで(平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援)

【対象者】 被災求職者(被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者)

【雇用形態】 雇用期間は原則1年以上とし、更新を可能とする

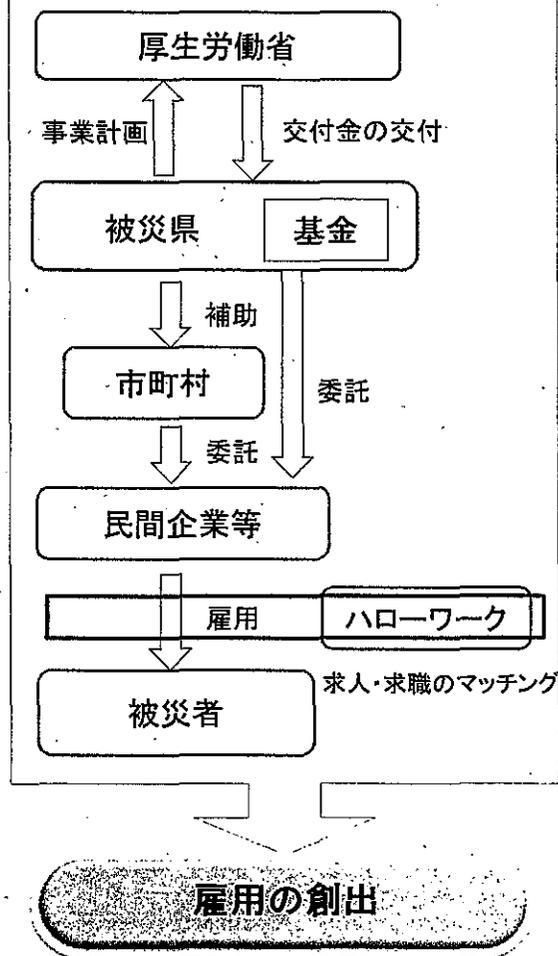
(注)委託期間終了後も事業を継続し、正規雇用化に努める

【事業の採択】 雇用面でのモデル性がある事業かどうかの判断は、以下などを目安として、自治体が総合的に判断する。事業選定等に当たっては、適宜しごと協議会等を活用する。

- 事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか
- 若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか、働きやすい環境(就労形態、ユニバーサルデザイン等)となっているか 等

【その他】 委託費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合が1/2以上

事業スキーム



地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成25年度予算額（案）	23億円
平成23年度1次補正予算額	70億円
平成23年度3次補正予算額	90億円

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- 積増先：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）
- 対象地域：岩手県、宮城県、福島県
⇒ 現行、24年度限りの基金を25年度まで延長
- 事業内容

① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

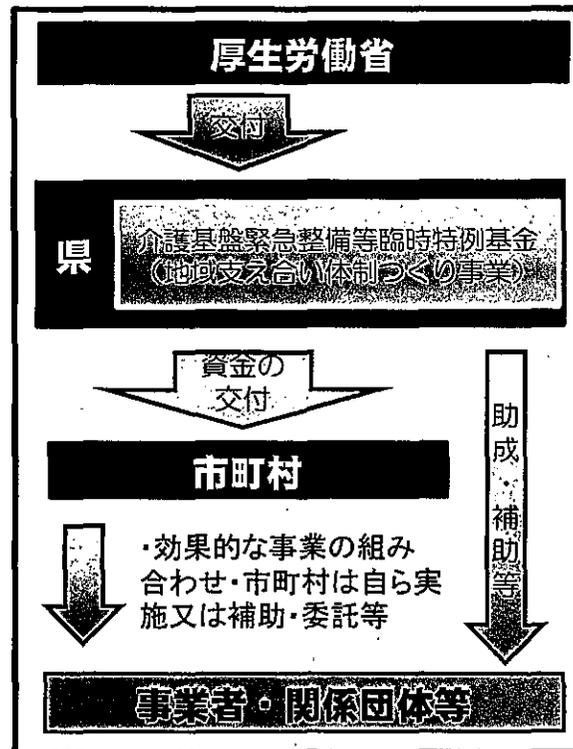
② 孤立防止、介護予防等を支援する取組（活動例の追加）

一般の仮設住宅のほか、特に民間賃貸仮設住宅の入居者の孤立防止、介護予防等を支援するサポート拠点等の取組に対して、支援する。

（活動例）

- ・ 仮設住宅高齢者世帯（民間賃貸分含む）等への訪問相談援助活動（全世帯等ローラー作戦等）
- ・ 高齢者の健康・生きがいがづくりや社会参加につながる活動
- ・ 復興のまちにおける地域支え合い体制づくりやサポート拠点機能の維持

<参考> 事業実施までの流れ

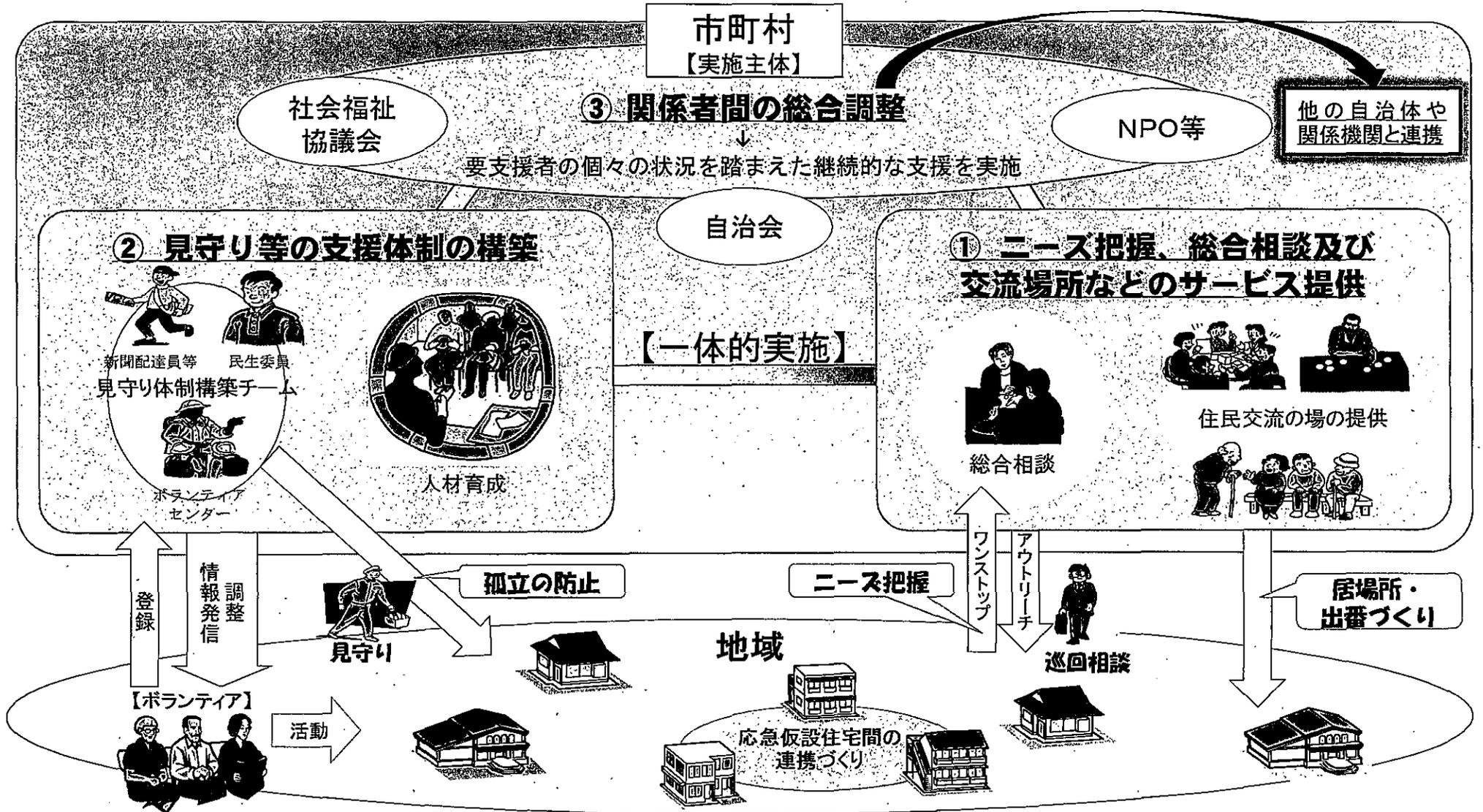


地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。

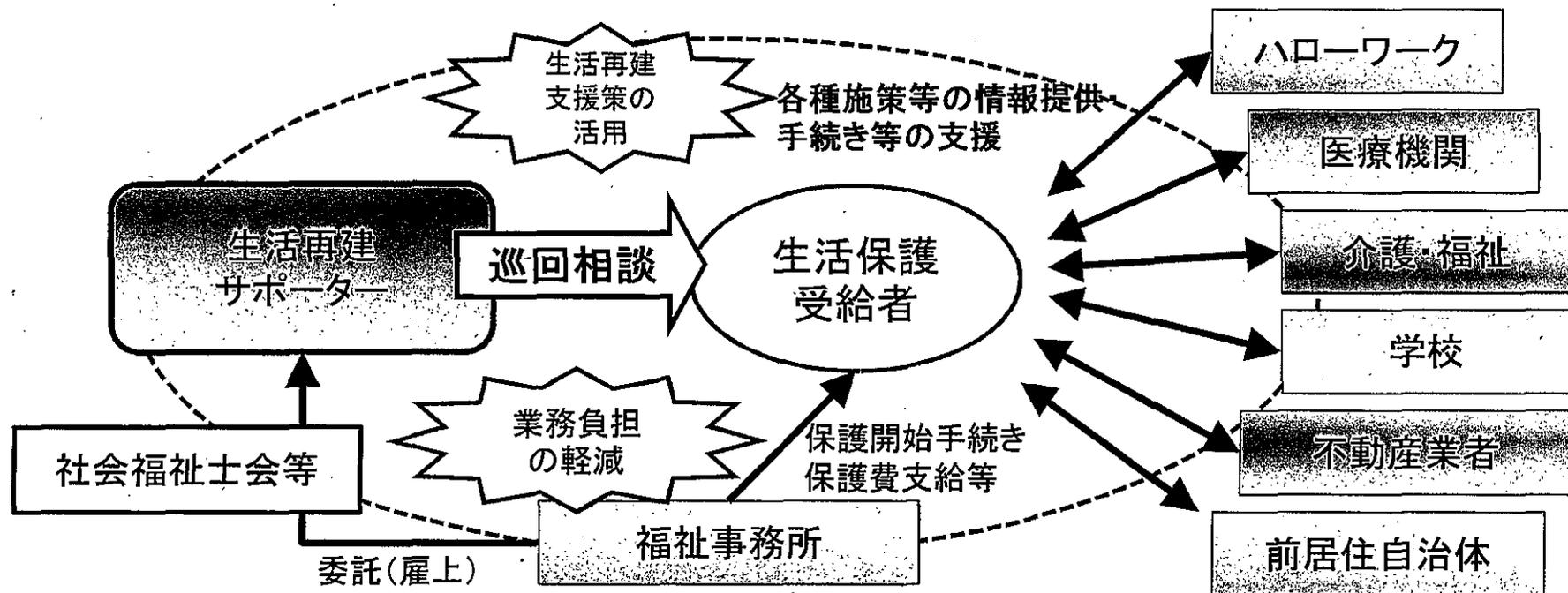
- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業の概要

- 生活保護受給者は、もともと社会的なつながりが希薄な者が多く、被災し、生活基盤の多くを失った中で、生活を再建していくためには、個別支援が必要不可欠。
- 特に、遠隔地に避難している場合は、地縁等もない中で日常生活全般にわたって様々な生活再建の支援が必要。
- 各自治体では、受給者が急増する中で業務負担が増大しており、ケースワーカーが十分な支援を行うことは困難。

- 社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置。
- 被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災地や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。



連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへ の実績	備考
1	日本の食を広げるプロジェクト	新規	食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけるなどし、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等の取組を実施	2,281	—	委託費	(公募) 民間団体、 NPO法人等	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:5月中旬	応募申請書を 作成の上、照会 窓口へ提出 (調整中)	農林水産省 大臣官房 政策課 (実施内容 調整中であ り、調整後 内容毎に照 会窓口を設 置予定)	—	p.1
2	日本の食を広げるプロジェクト	新規	食に対する多様な関心の高まりを活用して、民間団体が国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけるなどし、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等の取組を支援	1,670	—	定額、 1/2	(公募) 民間団体、 NPO法人等	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:5月中旬	応募申請書を 作成の上、照会 窓口へ提出 (調整中)	農林水産省 大臣官房 政策課 (実施内容 調整中であ り、調整後 内容毎に照 会窓口を設 置予定)	—	p.1
3	農林水産政策科学研究委託事業	継続	外部の研究者の幅広い知見を活用することが適切と考えられる政策研究課題について、公募により研究を実施	83	91	委託費	(公募) 大学、民間 団体、NPO法 人等	公募開始:4月上旬 公募締切:4月下旬 選定期間:7月下旬	府省共通研究 開発管理シス テム(e-Rad) を經由して応 募。	農林水産政 策研究所 政策研究調 整官	1実施主体 8百万円 交付決定済	p.3

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
4	農場生産衛生向上体制整備促進事業	継続	農場 HACCP の認証取得を促進するための農場指導員の養成及び農場 HACCP が行われている農場を中心とした加工・流通業者等関係者が一体となった高度な衛生管理等を行う取組の支援	15	18	定額	(公募) 民間団体、民間企業、NPO 法人など	公募開始:2月12日 公募締切:3月4日 選定期間:3月上旬	応募申請書を作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課	1実施主体 7百万円 交付決定済	p. 4
5	消費・安全対策交付金のうち地域における日本型食生活等の普及促進	継続	地域の自主性の下、地域における食育の取組を支援	(2,096の内数)	(2,606の内数)	定額 (1/2)	都道府県、市町村、農業者団体、消費生活協同組合、特認団体(NPO法人等)	都道府県の定めるところによる。	事業実施計画書を作成の上、都道府県知事に提出	農林水産省 消費・安全局 消費者情報官	2実施主体 0.8百万円 交付決定済	p. 5
6	食育実践活動推進事業	終了	「日本型食生活」の実践を推進するため、広域的、先進的に食育に取り組む活動に対する支援	—	76	定額	(公募) 民間団体、NPO 法人など	—	—	農林水産省 消費・安全局 消費者情報官	—	
7	6次産業化推進支援事業	名称変更	農林漁業者等の6次産業化等を推進するため、農林漁業者等に対する新商品開発や販路開拓等を支援	(741の内数)	(711の内数)	定額、 2/3、 1/2	(公募) 農林漁業者、民間企業、NPO 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口、北海道農政事務所、地方農政局、沖縄総合事務局へ提出	農林水産省 食料産業局 産業連携課	3実施主体 1.4百万円 交付決定済	p. 6

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
8	知的財産の総合的活用の推進	新規	知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、地理的表示保護制度の導入に向けた取組、海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止、農産物のDNA品種識別技術の実用化等の取組を支援	(128の内数)	—	定額、 1/2	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	公募開始: 3月下旬 公募締切: 4月下旬 選定期間: 4月下旬~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 新事業創出課	—	p. 7
9	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	新規	農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援	165	—	定額	(公募) 地方公共団体、農林漁業者の組織する団体、 民間企業、 NPO 法人など	公募期間: 3月下旬 公募締切: 4月下旬 選定期間: 4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、北海道農政事務所、地方農政局、沖縄総合事務局へ提出	農林水産省 食料産業局 再生可能エネルギーグループ	—	p. 9
10	食品産業環境対策推進事業のうち食品廃棄物等削減推進事業	新規	関係者の責任を明確にしたルールに則ったフードバンク活動等、食品ロスの削減や過剰包装の削減活動の構築に必要な具体的検討のために必要な経費を支援	(66の内数)	—	定額	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	公募開始: 3月下旬 公募締切: 4月下旬 選定期間: 4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、北海道農政事務所、地方農政局、沖縄総合事務所へ提出	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課	—	p. 10
11	食品産業グローバル革新支援事業のうち食品の品質管理体制強化対策事業	新規	衛生管理・品質管理の基盤となる事項(施設・設備及び作業の衛生管理事項等について定めたもの)の整備・普及と HACCP 導入支援を一体的に実施します	(319の内数)	—	定額、 1/2	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	公募開始: 3月下旬 公募締切: 4月下旬 選定期間: 4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 企画課	—	p. 12

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへ の実績	備考
12	食品産業グローバル革新支援事業のうち食品規格等統一・調和事業	新規	諸外国における食品の国内規格・基準等について調査を行うとともに、これらの統一・調和を図るためのワークショップ開催を支援	(319の内数)	—	定額	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 輸出促進グループ	—	p. 13
13	災害に強い食品サプライチェーン構築事業	新規	近い将来、首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域において、災害時でも機能する食品のサプライチェーンの構築に向けた食品産業事業者等による取り決め及びこれに基づく調達や輸送等のバックアップなどの実証の実施を支援	34	—	定額	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 食品小売サービス課	—	p. 14
14	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	名称 変更	食料産業分野におけるイノベーションの創出を促進するため、農林漁業者と異業種との連携による市場ニーズに即した新商品等の創出を支援するほか、機能性成分を活用した商品化等、AI（アグリインフォマティクス）システムの実用化を支援	(340の内数)	(1,383の内数)	定額、 2/3、 1/2	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 新事業創出課	2実施主体 121百万円 交付決定済	p. 15
15	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち6次産業総合推進委託事業	終了	都道府県の6次産業化サポートセンターにおいて、6次産業化の先達・民間の専門家（ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等）による、IT活用や輸出を含めた経営の発展段階に即した個別相談や、課題解決に向けた実践研修会等の取組を支援	—	(734の内数)	委託費	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 産業連携課	2実施主体 31百万円 委託契約済	

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
16	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち食品産業環境対策支援事業のうちフードバンク活動推進事業	終了	フードチェーンでの余剰食品の廃棄削減と有効利用を図るため、NPO法人、食品関連事業者及び社会福祉法人等が連携して、商品として流通できない食品を社会福祉法人等に提供するフードバンク活動の実施に向けた具体的な検討のために必要な経費を支援	—	(95の内数)	定額	(公募) 民間企業、 NPO法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 バイオマス 循環資源課	—	
17	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち食品の品質管理体制強化のサポート	終了	輸出志向の高い等の意欲的な事業者等に対し、品質管理体制強化のための情報提供及び人材育成の取組に対して支援	—	(912の内数)	定額、 1/2	(公募) 民間企業、 NPO法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 企画課	—	
18	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち輸出拡大サポート事業のうちマッチング対策	統廃合	輸出に意欲のある国内の生産者、食品事業者等に、海外の外食事業者団体が主催する商談会等に出展させることにより、具体的なビジネスにつなげる取組を支援	—	(912の内数)	定額	(公募) 民間企業、 協同組合、 NPO法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 食品小売サ ービス課	1実施主体 19百万円 交付決定済	

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへ の実績	備考
19	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち輸出拡大サポート事業のうち海外外食事業者を通じたジャパンブランドの構築・発信支援対策	統廃合	情報発信力の強い海外外食事業者を通じたジャパンブランドの構築と日本食材の輸出拡大のための、(1)日本料理の情報発信、(2)日本食文化と日本食材の普及、(3)日本料理店の海外進出支援の取組を支援	—	(912の内数)	定額	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 食品小売サービス課	1実施主体 77百万円 交付決定済	
20	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち輸出拡大サポート事業のうち日本食文化発信基盤整備事業	終了	ジャパンブランドの再構築に資する観点から、我が国の農林水産物や食文化等を海外を含めて幅広く発信する国民的祭典を開催することで、輸出拡大につなげ、我が国農林水産物・食品産業の発展・強化を図る取組を支援	—	(912の内数)	定額	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 食品製造卸売課	—	
21	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち東アジア食品産業海外展開支援事業	終了	我が国食品産業の経営体質・国際競争力を強化するため、東アジア地域への投資促進・事業展開を支援	—	(76の内数)	定額	(公募) 民間企業、 NPO 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 輸出促進グループ	1実施主体 10百万円 交付決定済	

連番	事業名	新・継続区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
22	農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業	終了	農山漁村において、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の再生可能エネルギー発電事業を円滑に開始するため、関係者による協議会の開催や地域での合意形成のための取組を行う	—	(532の内数)	定額	(公募) 地方公共団体、農林漁業者の組織する団体、民間企業、NPO 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 再生可能エネルギーグループ	—	
23	産地活性化総合対策事業のうち農業生産工程管理体制構築事業	継続	GAPを導入する生産者や生産者団体、GAPの指導者等の取組を支援するため、GAPの点検項目や取組内容等に関するデータベースの構築を支援	(2,271の内数)	(5,288の内数)	定額	(公募) 民間企業、NPO 法人、協議会など	公募開始:3月中旬 公募締切:4月中旬 選定期間:4月下旬~5月中旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 生産局農産部技術普及課	1実施主体 8百万円 交付決定済	p.16
24	生産環境総合対策のうち有機農業推進分	継続	地方公共団体の参入受入体制の整備を促すための先進事例等の調査・提供、実需者の有機農産物への理解促進のための講習会等を実施	35	52	定額	(公募) 民間企業、NPO 法人など	公募開始:4月上旬 公募締切:4月下旬 選定期間:5月中旬~6月中旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 生産局農産部農業環境対策課	—	p.17
25	女性・高齢者等活動支援事業	継続	女性や高齢者といった多様な人材が農業・農村でいきいきと活躍できる環境作づくりに向け、女性経営者相互のネットワークの形成や情報交換の場の設定、農村高齢者が行う技術指導、障害者就労の推進等へ取組を支援	196	200	定額、 2/3	(公募) 民間団体、NPO 法人など	公募開始:3月上旬 公募締切:3月下旬 選定期間:4月中	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 経営局 就農・女性課女性・高齢者活動推進室	6実施主体 11百万円 交付決定済	p.19

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
26	新規就農・経営継承総合支援事業のうち農業者育成支援事業	名称変更	高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関との連携の下、地域の中核となる教育機関の教育の強化に向けて行う教育の改善計画の策定及び計画に基づく教育の実施の取組を支援	(595の内数)	(595の内数)	定額、 1/2	都道府県、 市町村、NPO 法人など	申請開始:2月下旬 申請締切:3月下旬 審査期間:4月中	応募申請書作成の上、都道府県へ提出	農林水産省 経営局 就農・女性課		平成24年度は新規就農総合支援事業のうち農業者育成支援事業 p. 22
27	耕作放棄地再生利用緊急対策	継続	荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援	所要額 4,517	所要額 3,513	定額、 1/2以内等	耕作放棄地 対策協議会 (都道府県協議会、地域協議会)	随時	地域協議会へ 交付申請(計画策定は地域協議会)	農林水産省 農村振興局 農村計画課	4取組団体 2百万円 交付予定	予算額欄については基金所要額を記載 p. 24
28	都市農村共生・対流総合対策交付金	新規	地域協議会やNPO等多様な主体が連携して取り組む農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動や民間団体、NPO等による人と情報のネットワーク構築のための取組を総合的に支援	(1,950の内数)	—	定額、 定額 (1/2以内)	(公募) 地域協議会、NPO法人など	公募開始:3月 公募締切:4月 選定期間:5月	応募申請書作成の上、照会窓口、地方農政局等へ提出	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	p. 25
29	「農」のある暮らしづくり交付金	新規	都市及び都市近接地域において、住民・NPO・農業者等が取組む「農」を楽しめる暮らしづくりを推進するための多様な取組や施設の整備を支援	(550の内数)	—	定額、 定額 (1/2以内)	(公募) 民間団体、 NPO法人など	公募開始:3月 公募締切:4月 選定期間:5月	応募申請書作成の上、照会窓口、地方農政局等へ提出	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	p. 26
30	食と地域の交流促進対策推進交付金のうち食と地域の交流促進支援対策	終了	個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組拡大につなげる民間団体の活動を支援	—	90	定額	(公募) 民間団体、 NPO法人など	—	—	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
31	食と地域の交流促進対策整備交付金	終了	都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市住民の理解を促進しつつ都市農業を振興するために必要な市民農園の整備等を支援	—	68	定額	(公募) NPO 法人などの民間団体、市町村	—	—	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	
32	農山漁村ふるさと応援推進事業	終了	都市住民、企業、NPO等国民各層が農林水産業の生産活動や農山漁村集落の共同活動等を支援する取組を促進するための、ボランティア活動に係る農山漁村のニーズと参加希望者のマッチングを支援	—	40	定額	(公募) 民間団体、NPO 法人など	—	—	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	
33	日本の森林づくり・木づかい 国民運動総合対策事業	名称 変更	NPO 等による森林づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を支援	(88の内数)	(108の内数)	定額	(公募) NPO 法人、民間団体等	公募開始:2月中旬 公募締切:3月下旬 選定期間:4月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 研究・保全課	10 法人 47 百万円 交付決定済	p. 27
34	(国際林業協力関係) 途上国持続可能な森林経営推進事業のうち途上国森づくり事業(旧名称:途上国森づくり事業)	名称 変更	NGO等による海外森林保全活動や、貧困問題が一因となり森林の荒廃が見られる地域の森林等の復旧・保全の支援、鉱山などの開発跡地の植生回復活動をするための情報整備や人材育成研修を行う	(74の内数)	(83の内数)	定額	(公募) 民間団体等 (NPO 法人の事業への参加については、公募結果による事業実施主体への応募となる)	公募開始:2月中旬 公募締切:3月下旬 選定期間:4月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 計画課	—	p. 28
35	森林資源総合利用指針策定事業	新規	山村地域に豊富に賦存する再生可能エネルギー利用を促進するために、森林資源を適正に管理しつつ森林の多面的機能の発揮や山村活性化を図るための森林資源総合利用指針を策定し全国に普及する	20	—	定額	(公募) 民間団体、NPO法人等	公募開始:2月中旬 公募締切:3月下旬 選定期間:4月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 計画課	—	p. 29

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
36	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	新規	森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取組を支援	2,985	—	定額 (1/2相当)	地域協議会 (地域協議会から保全活動を行う活動組織 (NPO法人も構成員となることが可能)に対し、交付金を交付)	随時	地域住民や森林所有者等で活動組織を構成し、保全活動の採択申請書等作成の上、地域協議会へ提出	農林水産省 林野庁 計画課	—	p. 30
37	木質バイオマス産業化促進事業	新規	木質バイオマスの利用促進に必要な調査、全国的な相談・サポート体制の構築、技術開発等を支援	(559の内数)	—	定額	(公募) 民間団体等	公募開始:2月下旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月下旬	応募申請書を作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 木材利用課	—	p. 32
38	地域材供給倍増事業	継続	地域材の供給体制の構築や、公共建築物をはじめとした各分野での地域材の利用拡大の取組を支援。	(554の内数)	(1,018の内数)	定額 1/2	(公募) 民間団体等	公募開始:2月下旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月下旬	応募申請書を作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 木材産業課 木材利用課	4実施主体 80百万円 (交付決定済)	p. 33
39	森林環境保全直接支援事業	継続	集約化を進め、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備を支援	23,193	51,875	3/10 (沖縄2/3)	都道府県、 市町村、森林組合、NPO 法人等	随時	補助金交付申請書を作成し、都道府県の出先事務所等に提出。	農林水産省 林野庁 整備課	—	p. 34

連番	事業名	新・継続区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
40	環境林整備事業	継続	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象害等による被害森林における人工造林等を支援	4,500	5,457	3/10 (沖縄2/3)	都道府県、市町村、森林組合、NPO法人等	随時	補助金交付申請書を作成し、都道府県の出先事務所等に提出。	農林水産省 林野庁 整備課	—	p. 35
41	漁場保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援	(112,828の内数)	(917,555の内数)	3/10 (沖縄2/3)	都道府県、市町村、森林組合、NPO法人等	随時	予定する事業内容等をまとめ都道府県に提出	農林水産省 林野庁 整備課	—	p. 36
42	農業用水保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援	(112,828の内数)	(917,555の内数)	3/10 (沖縄2/3)	都道府県、市町村、森林組合、NPO法人等	随時	予定する事業内容等をまとめ都道府県に提出	農林水産省 林野庁 整備課	—	p. 36
43	絆の森整備事業	継続	市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援	(112,828の内数)	(174,614の内数)	1/3、 5/10	都道府県、市町村、森林組合、NPO法人等	随時	予定する事業内容等をまとめ都道府県に提出	農林水産省 林野庁 整備課	—	p. 36
44	森林総合利用推進事業	終了	—	—	29	—	—	—	—	—	1実施主体 29百万円の内数を交付決定済(共同提案)	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへ の実績	備考
45	有害生物漁業 被害防止総合 対策事業	新規 (終期 延長)	大型クラゲ等の有害生物について、日本 近海の出現状況調査、情報提供、改良漁 具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓 による大型クラゲ国際共同調査、トドの 効果的な追い払い方法の実証試験、出現 実態や生態の把握等を総合的に支援	(504の内数)	(578の内数)	定額、 1/2	特定非営利 活動法人 水産業・漁 村活性化推 進機構	既存基金への造成 であり公募は実施 しない	—	農林水産省 水産庁増殖 推進部 漁場資源課	1実施主体 376百万円 交付決定済	p. 37
46	漁場機能維持 管理事業のうち漁場漂流・漂 着物対策促進 事業	新規	漁業系資材のリサイクル技術の開発・普 及や現場での実証試験及びコンサルティ ング、使用済漁業系資材の実態把握及び 適正な管理・処分方法の検討並びに漂流 物等の回収・処分費用を助成	(44の内数)	(49の内数)	定額	(公募) 民間団体	公募開始:3月上旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月中旬	課題提案書を 作成の上、照会 窓口へ提出	農林水産省 水産庁増殖 推進部 漁場資源課	—	p. 38
47	水産業体質強 化総合対策事 業のうち再編 整備等推進支 援事業	継続	資源水準に見合った漁業体制の構築を 推進するため、資源管理計画に基づき漁 業者が自主的に行う減船等の取組を支援	100	125	定額	特定非営利 活動法人 水産業・漁 村活性化推 進機構	既存基金への造成 であり公募は実施 しない	—	農林水産省 水産庁漁政 部企画課水 産業体質強 化推進室	1実施主体 125百万円 交付決定済	p. 39
48	安全な漁業労 働環境確保事 業のうち安全 な漁業労働環 境確保事業	新規	漁船の労働環境の改善や海難の未然防止 等について知識を有する「安全推進員」 を養成する講習会を支援。	16	—	定額	(公募) 民間団体等	未定	課題提案書を 作成の上、照会 窓口へ提出	農林水産省 水産庁企画 課		p. 40
49	漁場機能維持 管理事業のうち韓国・中国等 外国漁船操業 対策事業	継続	外国漁船の操業により影響を受けている 漁業者が、外国漁船の投棄漁具等を回 収・処分する取組等を支援	2,917	2,252	定 額 (1/2、 以内、 2/5 以 内、1/3 以内)	(公募) 民間団体	公募開始:3月上旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月中旬	課題提案書を 作成の上、照会 窓口へ提出	農林水産省 水産庁資源 管理部漁業 調整課	1実施主体 2,252百万円 交付決定済	p. 41

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
50	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち木材利用を促進する増殖技術開発事業	継続	地域において産出される木材の持続的な利用に取り組む団体を対象に、増殖礁の技術開発及び実証試験に対する支援	(154の内数)	(203の内数)	定額	(公募) 民間団体等	公募開始:3月上旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月中旬	課題提案書等作成の上、照会窓口に提出	農林水産省 水産庁漁港漁場整備部 整備課	—	p. 42
51	内水面漁業振興対策事業	継続	資源の造成を効果的に展開するため、内水面の水産資源の生息環境の改善やカワウ・外来魚駆除に向けた取組等を支援	352	210	定額、 1/2	(公募) 民間団体等	公募開始:3月上旬 公募締切:3月中旬 選定期間:3月中旬	課題提案書等作成の上、照会窓口に提出	農林水産省 水産庁増殖推進部栽培養殖課	—	p. 43
52	水産多面的機能発揮対策事業	新規	水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮のため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対し支援	(3,360の内数)	—	定額	地域協議会 (地域協議会から保全活動を行う活動組織(NPO法人も構成員となることが可能)に対し、交付金を交付)	随時	漁業者等で活動組織を構成し、保全活動の採択申請書等作成の上、地域協議会へ提出	農林水産省 水産庁漁港漁場整備部 計画課	—	p. 45

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへ の実績	備考
53	新規漁業就業者総合支援事業(漁業就業者確保・育成対策事業)	名称 変更	就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等を支援	—	(396の内数)	定額	一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター	既存基金への造成であり公募は実施しない	—	農林水産省 水産庁企画課		24年度予備費から基金化
54	漁船・遊漁船等安全対策事業のうちサバイバル事業及び漁船員のスキルアップ等事業	終了	漁業者等の安全確保を目的とし、サバイバル訓練や海難防止講習等を支援	—	18	定額	—	—	—	農林水産省 水産庁企画課	水産業・漁船 活性化推進 機構 12百万円 交付決定済	
55	水産業体質強化総合対策事業のうち漁業構造改革総合対策事業	継続	高性能漁船と高度な品質管理手法の導入等により、漁業の収益性を高める取組を支援	—	3,000	定額	特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構	既存基金への造成であり公募は実施していない	—	農林水産省 水産庁資源管理部漁業調整課	1実施主体 8,000百万円 (予定)	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへ の実績	備考
56	環境・生態系保 全活動支援事 業	終了	国民への水産物の安定供給と藻場・干潟 等の有する公益的機能の維持を図るた め、漁業者や地域の住民等が行う藻場・ 干潟等の保全活動を支援	—	(361の内数)	定額	地域協議会 (地域協議 会から保全 活動を行う 活動組織 (NPO 法人 も構成員と なることが 可能) に対 し、交付金 を交付)	—	—	農林水産省 水産庁漁港 漁場整備部 計画課	—	
合計 (内数事業を除く)		—	—	38,561 (増減額) △25,038 (増減率%) △39.4%	63,600	—	—	—	—	—	—	—

(注) 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

日本の食を広げるプロジェクト

【3, 984（一）百万円】

対策のポイント

国内外の市場を目指して、現場発の発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけつつ、地産地消、国産消費の拡大、輸出の促進等を推進します。

<背景／課題>

- ・食料自給率及び食料自給力の維持向上を実現するためには生産面の努力に加え、消費面でも大幅な変革が必要です。
- ・国内外では、教育、健康・福祉、観光や文化等多様な面からも日本の「食」への関心が高まっています。
- ・国内外の市場を目指して、国産農林水産物・食品の消費を拡大していくためには、現場の発想と多様な面からの関心を捉え、様々なモノ・サービスと結びつけつつ、進めていく必要があります。

政策目標

- 食料自給率の向上に資するよう国産農林水産物の消費拡大を促進
- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(4,511億円（平成23年）→1兆円水準（平成32年）)

<主な内容>

食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけるなどし、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等に取り組みます。

委託費、補助率：定額、1／2
委託先、事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房政策課食ビジョン推進室(03-6738-6120(直))]

日本の食を広げるプロジェクト H25新規

1. 趣旨

国内外の食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけつつ、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等を図り、もって食料自給率及び自給力の維持向上等に資する。

- (1) 地産地消型: 地産地消の取組により地域での消費拡大を推進
- (2) 全国展開型: 地域での地産地消等消費拡大の取組を全国的に展開
- (3) 海外展開型: 海外における国産農林水産物・食品の消費拡大の取組により輸出を促進

2. 予算規模 40億円

3. 事業採択

国産農林水産物の消費拡大を図る事業を事業毎に採択する。その際、以下の取組を優先して採択する。

(①生産者、消費者等からの提案に基づくなど現場発の発想が踏まえていること、②多様な事業者、モノやサービスと結合していること。)

4. 事業実施主体

民間団体等(委託費、補助(定額、1/2))

(1) 地産地消型

○事業内容: メニューコンテスト等による商品開発、販路開拓、人材育成、情報交換、購買促進、現地検討会 等

○具体取組例

- ・地域における幅広い品目・サービスによる地産地消の取組
- ・ジビエ、伝統作物の普及促進
- ・消費者の購買促進のための取組への支援
- ・教育や観光との連携による地産地消の取組
- ・病院・高齢者等への配食サービスにおける地産地消の取組 等

(2) 全国展開型

○事業内容: プロジェクト検討、国内での商談、見本市への出展、人材育成、情報交換、普及イベント・セミナー 等

○具体取組例

- ・地産地消の全国的なネットワーク化の取組
- ・幅広い品目について、生産者と消費者が連携した消費拡大のための全国的な取組
- ・消費者の発想に基づく米粉等の全国的な普及・啓発の取組 等

(3) 海外展開型

○事業内容: プロジェクト検討、国内外での商談、海外見本市への出展、人材育成、情報交換、普及イベント・セミナー、日本食の実践 等

○具体取組例

- ・料理人、日本食と食文化を組み合わせた海外展開拡大に向けた取組
- ・地域の事業者による生産・流通等がセットになった海外展開の取組
- ・飲食、物販、旅行、文化も含めた「食に関する場」の海外展開
- ・海外展開のためのブランド確立に向けた取組 等

「地域」から「日本全国」、「世界」へ

農林水産政策研究調査委託費

【83(91)百万円】

対策のポイント

行政部局からの政策研究ニーズに対応していくため、公募方式により大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用した研究を推進します。

<背景/課題>

・農林水産政策に係る研究については、政策研が行政部局との連携を図りながら、その時々行政上の課題に即した研究テーマ（課題）を設定し、関係部局と一体になって実施しています。他方、現在、国内外で農林水産業、農林水産政策に大きな影響を与える環境の変化が生じているところであり、新たな視点や長期的視点に立った政策研究の充実も求められています。

政策目標

農林水産政策の推進方向に対応した政策の選択肢を行政部局に提言

<主な内容>

1. 長期的視点から農林水産政策の企画立案・推進に必要な研究のうち、専門性等の観点から、外部の研究者の幅広い知見を活用することが適切と考えられるものについて、研究課題の公募を行い、外部専門家等による審査を経て採択された課題に対し委託研究を実施します。
2. 研究の実施中は、政策研の所員がプログラムオフィサーとして進行管理を行うほか、必要に応じ助言・指導等を行います。
3. 研究の実施段階（2年度目）には中間評価、研究の終了後には事後評価を行います。

農林水産政策研究調査委託費 83(91)百万円
事業実施主体：大学、民間団体等

お問い合わせ先：農林水産政策研究所 (03-6737-9046 (直))

農場生産衛生向上体制整備促進事業費（継続）

【15（18）百万円】

対策のポイント

HACCPの考え方を採り入れた家畜の飼養衛生管理（農場HACCP）を推進し、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼確保を図ります。

<背景／課題>

- ・畜産物の安全性を向上させるためには、個々の生産農場における衛生管理を向上させ、病原微生物等によるリスクを低減し、健康な家畜・畜産物を生産することが重要です。
- ・生産農場における衛生管理に、危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を採り入れ、家畜の飼養者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理（農場HACCP）の取組を推進することが必要です。

政策目標

農場HACCPに取り組む農場を全国的に拡大
（平成19年度：約2,000戸→平成25年度：約5,000戸）

<内容>

1. 事業内容

（1）生産から消費まで一体となった高度衛生管理の取組支援

農場HACCPが行われている農場を中心として加工・流通業者等関係者が一体となった高度な衛生管理を行う取組に対し、協議会の開催費やモニタリング経費等を支援します。

（2）農場指導員の養成

認証取得を促進するための農場指導員を養成します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成19年度～25年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直））]

地域における日本型食生活等の普及促進（拡充）

【消費・安全対策交付金2,096(2,606)百万円のうち352(12)百万円】

対策のポイント

農林漁業に触れながら、食や農への理解を深める食育を実践する「教育ファーム」や地域の食育関係団体のネットワーク化等、地域に根ざした食育活動に対する支援を行います。

<背景/課題>

- ・我が国の食生活をめぐる様々な問題を踏まえ、平成17年に食育に関する国の責務や基本的施策を定めた「食育基本法」が策定されました。
- ・農林水産省においては、食事バランスガイドの普及、食を支える農業体験機会の提供等の取組を実施し、消費者の食や農業に対する関心を高める等、一定の成果を上げてきましたが、①食の重要性についての認知は広がってきているものの、バランスの良い日本型食生活等の実践には至っていない、②関心の低い消費者の割合も依然として高い、という課題があり、健全な食生活の実践を促す取組、関心の低い消費者への働きかけや気づきを促す取組が求められています。

(日本型食生活とは)

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいいます。

政策目標

日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（27年度までに27%）

<主な内容>

1. 事業内容

食育推進リーダーの育成・活動支援や地域でのネットワーク作りへの支援を行います。また、食に対する感謝の念を深めていく上で必要な農林漁業に関する理解の増進を図るため、農林水産物の生産の場における食育活動を支援します。

【支援の対象となる活動の例】

- ・「日本型食生活」の普及・実践等をテーマにした食育総合展示等の開催
- ・地域における食育ボランティアの活動をコーディネートする食育推進リーダーの育成及び活動
- ・地域で食育に取り組む団体のネットワークの整備、活動事例の収集、情報提供
- ・農林漁業者等による食育活動

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 平成18年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））]

6次産業化支援事業

【1, 443(3, 639) 百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇を増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消等の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業者等の新商品開発・販路開拓や、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援します。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 6次産業化推進支援事業

741(1,445) 百万円

(1) 地域段階支援

農林漁業者等による6次産業化、農商工連携、地産地消等の取組を推進するため、地域の農林漁業者等による計画づくりや新商品開発・販路開拓、農林漁業者等を対象とした技術研修、異業種との交流会の開催などの取組を支援します。

(2) 全国段階支援

中央6次産業化サポートセンター(仮称)において、6次産業化の専門人材の育成、経営の発展段階に即した個別相談等を実施し、農林漁業者等による6次産業化等の取組を支援します。また、販路開拓の機会を創出する商談会・フェアの開催等への支援や取組の推進に必要な情報提供等を行うとともに、県域を超える広域で多様な事業者が連携しネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓等について支援します。

補助率：定額、1/2以内
〔六次産業化・地産地消法等の認定者へは2/3以内〕
事業実施主体：民間団体等

2. 6次産業化整備支援事業

702(2,194) 百万円

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、当該事業計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備を支援するとともに、広域で取り組む6次産業化ネットワークによる取組に必要な大規模な加工施設等の整備を支援します。

補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先： 食料産業局産業連携課 (03-6744-2063 (直))

知的財産の総合的活用の推進 [新規]

【128(0)百万円】

対策のポイント

知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、地理的表示保護制度の導入に向けた取組、海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止、農産物のDNA品種識別技術の実用化等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農林漁業と流通、食品、観光、輸出などの新結合による新たな起業に向けたネットワーク作りを通じた6次産業化の本格的な事業展開を推進するに当たっては、農山漁村の持つ知的財産として地域ブランド製品の価値を十分に評価し、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組を一層強化することが重要です。
- ・一方、中国等において、第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題が生じており、我が国の農林水産業に影響を与えかねない重大な問題であるため、引き続き、諸外国における監視等を行う必要があります。

政策目標

隠れた知的財産の発掘・活用による売上げ拡大
(3年間で5億円の売上げ増)

<主な内容>

1. 知的財産総合活用事業

育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用し、地域ブランド製品の国内外における価値を最大限に高め、これを活用した加工食品の開発、観光業の振興及び輸出の促進等により地域振興を図る新たなビジネスモデルを構築する取組において、地域における協議や市場調査、専門家への相談等の取組を支援します。

2. 知的財産発掘・活用推進事業

知的財産発掘・活用全国協議会を設置し、大手流通業バイヤー等へのアンケート調査等により、知的財産の総合的なデータベースを構築するほか、地域協議会を設置し、地域情報の調査や知的財産の活用に向けた地方相談会の開催等を行います。

さらに、地理的表示保護制度の検討の基礎とするため、必要となる地域と製品の結びつきに係る認定スキーム等について、産地への現地調査等を行います。

3. 知的財産活用型新産業推進モデル事業

伝統野菜などの地方の知的財産とIT等の異業種との連携による新たな農業展開や特別な燻製による保存方法など地方に埋もれた知的財産の他地域への展開といった取組のほか、地球温暖化に対応した野菜の新品種の開発を支援します。

4. 知的財産を活用した国際展開の推進

我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願される問題に対し、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」への支援を通じ、監視強化等を実施するとともに、育成者権や商標権等の知的財産をセットで保護することによりロイヤリティー収入を確保し、国際展開を目指す新たなビジネスの普及を実施します。

また、海外への輸出を図る農産物のDNA品種識別技術及び産地判別技術の実用化に取り組み、品種保護を図る取組を支援します。

<事業実施主体> 民間団体等

<補助率> 1の事業：1/2以内
2の事業：定額
3、4の事業：定額、1/2以内

<事業実施期間> 平成25年度～平成27年度

お問い合わせ先：食料産業局新事業創出課
1～4（DNA品種識別技術を除く）の事業（03-6738-6442（直））
4（DNA品種識別技術）の事業（03-6738-6444（直））

農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業

【165（－）百万円】

対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

<背景／課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待されます。
- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要です。

政策目標

再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を5年後に全国100地区実現

<主な内容>

農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援します。

1. 地域における活動への支援

150（－）百万円

発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体、地方公共団体）

2. ワンストップ窓口（専門家・団体による各地域へのサポート）の設置

15（－）百万円

発電事業の事例の収集・分析・紹介、技術・法令・制度等を習得するための研修会の実施、資金計画や事業者等との折衝への助言など、発電事業の構想から運転開始に至るまでに必要なサポートを行う取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

お問い合わせ先：

食料産業局再生可能エネルギーグループ（03-6744-1507（直））

食品産業環境対策推進事業

【106(一)百万円】

対策のポイント

食品廃棄物対策を新たなステージへ進展させるため、高付加価値の国産肥飼料化やバイオガス化等の地域活性化につながる新たな食品リサイクルシステムの構築や食品廃棄物等の発生抑制を図るとともに、民間提案を活かした改善の取組等による中小企業にも取り組みやすい地球温暖化・省エネルギー対策の促進を支援します。

<背景/課題>

震災・原発事故に伴う電力需給のひっ迫や燃料価格が高騰する中、中小企業の多い食品関連事業者が排出する食品廃棄物の肥飼料・エネルギーへの有効利用や省エネルギー等の促進は喫緊の課題となっています。

また、食品廃棄物等のエネルギー利用とともに食品廃棄物の発生抑制やCO₂排出削減に率先して取り組むことは、原料が農産物であり他産業に比べ環境の影響を受けやすい食品産業において重要であることから、食品産業のさらなるグリーン化を通じて循環型社会の形成を推進します。

政策目標

○地球温暖化防止に資するため、「バイオマス活用推進基本計画」に定めるバイオマスの利用率目標について、食品廃棄物の目標約40%(2020年度目標)の達成に寄与

<主な内容>

1. 食品廃棄物対策新ステージ展開事業 86(一)百万円

(1) 食品廃棄物対策環境整備(全国推進)(補助事業) 19(一)百万円

国産肥飼料やバイオガス等のリサイクルに適した分別手法の調査・普及、マッチングによる新たな食品リサイクルを推進するとともに、消費者の意識の喚起や企業の枠を超えた話し合いによる商取引慣行等の改善による食品廃棄物等の発生抑制の調査・普及等を支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

(2) 食品廃棄物対策実践事業(地域推進)(補助事業) 27(一)百万円

① 新たな食品リサイクル推進事業 15(一)百万円

農畜産物のブランド化等に資する高付加価値の肥飼料化やバイオガスのエネルギー利用等の地域活性化につながる新たな食品リサイクルのシステムづくりを支援します。

〔補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等〕

[平成25年度予算の概要]

② 食品廃棄物等削減推進事業

12 (一) 百万円

関係者の責任を明確にしたルールに則ったフードバンク活動等、食品ロスの削減や過剰包装の削減活動の構築に必要な具体的検討等を支援します。

(補助率：定額
事業実施主体：民間団体等)

(3) 食品産業リサイクル状況等調査事業 (委託事業)

40 (一) 百万円

食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等に基づく点検指導等の効率化を図るためのデータベースの整備及びリサイクルの進捗状況に関する調査等を実施します。

(事業実施主体：民間団体)

2. 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 (補助事業)

20 (一) 百万円

低炭素社会づくりの推進に向けた新たな地球温暖化の国内対策等を踏まえ、中小企業が多い食品関連事業者による取組を戦略的に普及促進するとともに、震災を契機に見直されている国民の「もったいない」意識をフードチェーンにおける民間提案を活かした改善につなげ、中小企業にも取り組みやすい地球温暖化・省エネルギー対策を促進する取組を支援します。

(補助率：定額
事業実施主体：民間団体等)

お問い合わせ先：食料産業局バイオマス循環資源課

1の事業 食品リサイクル班 (03-6744-2066 (直))

2の事業 環境対策班 (03-6744-2067 (直))

食品産業グローバル革新支援事業 [新規]

【370(0)百万円】

対策のポイント

食品産業事業者が中小企業等の金融支援スキームの活用等により海外展開を行う取組や、品質管理体制の強化等食品産業事業者の国内基盤強化のための取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農業・食料関連産業は、我が国最大の産業分野の1つ（国内生産額の11%、95.3兆円）であり、その潜在的成長力を顕在化させ、市場規模の拡大を図ることが急務となっています。
- ・このため、我が国経済の急速なグローバル化の流れに、食品産業が対応し、持続的に発展していくため、急成長する新興国等の市場への海外展開を推進するとともに、国際的に通用する品質管理体制の強化等の国内基盤の強化を図る必要があります。

政策目標

2020年の食品関連産業の市場規模を120兆円に拡大する

<主な内容>

1. 海外展開活動推進事業

中小企業経営力強化支援法等の金融支援スキームを活用するなど、意欲ある企業の取組をソフト面から支援するため、情報の受発信や課題解決に向けたネットワークの構築等を実施します。

(1) 海外展開事例等情報収集・発信事業

26(0)百万円

潜在力を持つ食品産業事業者の海外展開につながるような成功事例等の情報収集を行うとともに、総合的な情報サイトにおいてワンストップで情報発信を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

(2) 海外展開体制強化事業

17(0)百万円

海外における食品産業特有の諸制度（食品安全、食品表示等）等について、中小食品産業事業者等を対象とする研修会を開催するとともに、異業種間を含め、フードシステムとして海外展開を推進する際のマッチング支援を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

(3) 現地ネットワーク構築事業 10(0)百万円

海外展開を行った食品産業事業者による現地ネットワーク化を行い、各企業が抱える諸問題の共有と解決に向けての検討や関係方面への働きかけ等を行います。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. グローバル革新条件整備事業

(1) 食品の品質管理体制強化対策事業 281(0)百万円

衛生管理・品質管理の基盤となる事項(施設・設備及び作業の衛生管理事項等について定めたもの)の整備・普及とHACCP導入支援を一体的に実施します。

補助率：定額、1/2額、委託費
事業実施主体：民間団体等

(2) 国際標準化推進事業 25(0)百万円

食品に関するISO等国际規格をめぐる諸外国の情勢等の把握とともに、関連国際会議において諸外国と連携を図りながら、我が国の食品産業の実態に即した国際標準の原案作成に関する検討等を行います。

補助率：委託費
事業実施主体：民間団体等

(3) 食品規格等統一・調和事業 11(0)百万円

諸外国における食品の国内規格・基準等について調査を行うとともに、これらの統一・調和を図るためのワークショップを開催します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1及び2(3)の事業

食料産業局輸出促進グループ (03-6744-1502 (直))

食料産業局食品小売サービス課 (03-3502-5741 (直))

2(1)及び(2)の事業

食料産業局企画課 (03-3591-8654 (直))

緊急時におけるサプライチェーン確保対策 [新規]

【51(0)百万円】

対策のポイント

食品のサプライチェーンを構成する事業者間の協定の締結を推進するとともに、災害に強いサプライチェーンを確保するための取組みを支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災では、被災地はもとより、バックアップ機能を発揮すべき関東地方においても、食料供給の停滞により社会的混乱が発生したところです。
- ・このため、緊急時に備えて、サプライチェーンを構成する食品産業事業者間で締結された協定の実効性を確保するためには、演習を実施することにより、緊急事態における詳細な手順の確認を行うとともに、協定の検証・見直しを恒常的に行う必要があります。
- ・特に、近い将来、首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域において、災害発生時にも円滑な食料供給を可能とするため、食品サプライチェーンにおける事業者間の相互協力体制の構築が急務となっています。

政策目標

- 事業終了翌年度（26年度）に流通量の2割に当たる事業者の演習の実施を通じて緊急時における食料の安定供給に資する
- 災害時にも食品サプライチェーンを維持するための事業者間協定の締結数の増加

<主な内容>

1. 緊急時における食料の安定供給対策事業

17(0)百万円

サプライチェーンを構成する食品産業事業者間で締結された協定の実効性を確保するため、複数の事業者が共同で演習を実施するためのマニュアルを作成します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

2. 災害に強い食品サプライチェーン構築事業

34(0)百万円

近い将来、首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域（3箇所）において、災害時にも消費者への円滑な食料供給ルートを確保するため、食品産業事業者等が災害時の食品流通に関する協定を締結するとともに、同協定に基づく調達や輸送のバックアップなどのシミュレーションを行う取組を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1の事業 大臣官房食料安全保障課（03-6744-1398（直））

2の事業 食料産業局食品小売サービス課（03-3502-7659（直））

緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

【361(1, 387)百万円】

対策のポイント

農林漁業・農山漁村に関連する豊富な資源を活用する農林漁業者と異業種の事業者との連携により、農山漁村地域における新産業の創出に貢献します。

<背景/課題>

- ・農林水産業・農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等厳しい状況にありますが、農林水産物をはじめ自然エネルギー等の資源が豊富に存在しています。
- ・これらの資源を活用した農林漁業者と異業種の事業者との新結合を推進することにより、平成32年度までに6次産業化の市場規模を10兆円とする目標実現に貢献し、農林漁業者の所得を増大させ、地域に根ざした農林漁業の活性化を図ることが必要です。

政策目標

農林漁業の成長産業化に必要な政策シーズ構築による6次産業化の市場規模拡大への貢献
(約1兆円(22年度)→3兆円(27年度)→10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 緑と水の環境技術革命総合戦略策定事業

食料産業分野におけるイノベーションの創出を促進するため、市場調査等に基づき、新たな総合戦略を策定します。

2. 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

(1) 事業化可能性調査

農林漁業者と異業種の事業者との連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施を支援します。

(2) 新技術等の開発実証

農林漁業者と異業種の事業者との連携により、市場ニーズに即し、事業化が見込まれる新商品や新たなサービスについて、実用化に向けた新技術等の実証支援を行います。

3. 新事業創出に必要な革新的技術の導入支援

(1) 新需要創造支援事業

農作物の機能性成分等を活用した新食品・新素材の商品化プランの策定や有効性・安全性の情報発信を支援します。

(2) AIシステム実証事業

AI(アグリインフォマティクス)システムを構成する要素技術のうち、実用化段階にある技術の実証を支援します。

<事業実施主体> 民間団体等

<補助率> 1の事業: 定額(委託)
2(1)の事業: 定額、(2)の事業: 2/3、1/2
3(1)の事業: 定額、1/2、(2)の事業: 定額

<事業実施期間> 平成22年度～平成26年度

[お問い合わせ先: 食料産業局新事業創出課 (03-6738-6317(直))]

農業生産工程管理（GAP）の普及推進

【消費・安全対策交付金	2,096	(2,606)	百万円の内数】
【産地活性化総合対策事業	2,271	(5,288)	百万円の内数】
【東日本大震災農業生産対策交付金			
	10,427	(2,899)	百万円の内数】

対策のポイント

食品の安全性等を向上し、需要者や消費者の信頼を確保するため、高度な取組内容を含むGAPの普及を推進します。

<背景／課題>

- ・GAPの導入産地は毎年着実に増加しており、平成23年3月末現在、2,194産地（福島県を除く）がGAPを導入しています。
- ・食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するためには、高度な取組内容を含む「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」に則した取組を行うことが必要です。
- ・また、近年、農産物価格の低迷、肥料の高騰等により、食料供給力の持続性が減退している産地が増大している中で、GAPの実践により産地の収益力を向上させる取組が必要です。
- ・さらに、被災により生産を休止したり風評被害を受けた産地においては、需要者や消費者の信頼の回復を目指したGAPの実践が期待されています。

政策目標

平成27年度までに

- ・GAP導入産地 3,000産地
- ・ガイドラインに則したGAP導入産地 1,600産地

<主な内容>

1. GAPの普及推進

(1) 都道府県等におけるGAPの普及推進

ガイドラインに則したGAPの導入を進めるため、都道府県における推進方針の検討や、普及組織を対象とした指導者の育成、普及組織による産地への指導等を支援します。また、GAPに関する情報提供により、産地の取組を支援します。

(2) 産地におけるGAPの導入支援

産地での研修会の開催や取組に必要な分析・実証、取組を支援するソフトウェアの活用を支援します。

2. 被災地における産地ブランドを再興するGAPの導入支援

津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応した高度なGAPの導入を支援します。

[お問い合わせ先：生産局農産部技術普及課（03-6744-2435（直））]

2. 有機農業の推進

【生産環境総合対策事業（有機農業総合支援）

49（67）百万円】

【産地活性化総合対策事業（有機農業推進分）

2,271（5,288）百万円の内数】

対策のポイント

有機農業への参入支援、栽培技術の体系化、有機農産物の理解促進等の地域段階だけでは対応困難な取組を推進するとともに、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための安定供給力強化等の取組を支援します。

<背景／課題>

有機農業推進法に基づき、有機農業の一層の拡大を図るために、**有機農業技術の確立・普及、安定供給の確保**の推進が必要であるとともに、有機JAS認定農産物の**流通の更なる拡大**を促進するため**実需者の有機農産物への理解促進や供給力拡大**の取組が求められています。

政策目標

有機JAS認定農産物の生産量を26年度までに50%増加

<主な内容>

1. 全国段階での有機農業の総合的な支援

- ① 地方公共団体における有機農業の参入受入体制の整備を促すため、有機農業先進事例の調査や、有機農業が地域に定着することによる経済的波及効果について収集・分析を推進します。
- ② 全国の有機農業の標準的栽培技術の体系化を推進します。また、有機農業等の普及のため、優良な取組事例や技術情報を発信します。
- ③ 有機農産物の流通の更なる拡大を促進するため、実需者に対する有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会の開催、地域ブロック毎のマッチングフェアの開催、生産者向けの販売戦略に関する情報提供等を推進します。

生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援

49（67）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 有機農業に取り組む産地の供給力拡大対策

有機農業に取り組む産地の供給力拡大に向け、産地が策定した産地供給力拡大プログラムに基づく①産地販売力強化、②安定供給力強化、③有機農業者育成力強化の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち
有機農業供給力拡大地区推進事業
2, 271 (5, 288) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：有機農業供給力拡大協議会

3. 有機農業の推進に必要な施設の導入支援

有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給等を行うための機械施設のリース方式による導入を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち
農畜産業機械等リース支援事業(産地活性化型)
2, 271 (5, 288) 百万円の内数
補助率：物件購入相当の1/2以内
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課(03-6744-2114(直))]

女性・高齢者等活動支援事業

【196(200)百万円】

対策のポイント

- 地域農業の活性化や6次産業化で活躍する女性経営者の飛躍的な発展を支援します。
- 高齢者、障害者等の多様な人材が活躍できる環境づくりを支援します。

<背景/課題>

- ・女性は農業就業人口の51%（H24）を占め、地域農産物を活用した起業活動等の取組を通じて、農業や地域の活性化において重要な役割を果たしています。
- ・地域農業の活性化や6次産業化の推進に当たっては、女性の能力の積極的な活用が不可欠であり、地域で活躍する女性経営者の飛躍的な発展を支援することが重要です。
- ・また、農業委員（同5.7%（H23））、農協役員（同4.4%（H23））など地域の政策・方針決定の場への女性の登用割合は依然として低く、女性の参画を一層の促進することが必要です。
- ・農業就業人口の60%（H24）が65歳以上となっている中で、農業・農村の活性化に高齢農業者の有する豊富な技術や経験を活かすことが求められています。
- ・農業の持つ心身機能の回復等の多面的な機能が注目されており、これら機能を活用した障害者の農業・農村で活躍できる環境づくりが重要となっています。

政策目標

- 地域農業の活性化や6次産業化における女性の能力の活用
- 農業委員及び農協役員について、女性のいない組織の解消（H25年度まで）
〔農業委員会 1,793委員会のうち女性委員のいない委員会890（H20年度）
農協 818農協のうち女性役員のいない農協535（H19年度）〕

<主な内容>

1. 女性経営者発展支援事業

105（105）百万円

地域で活躍する女性経営者の飛躍的な発展を支援するため、女性経営者相互のネットワークの形成や異業種・民間企業との交流・情報交換の場となる地域段階でのワークショップの開催、全国レベルの情報交換による女性経営者の声の集約等の取組を推進します。

2. 男女共同参画加速化事業

55（58）百万円

農山漁村の男女共同参画への理解・気運醸成を図り、女性農業者等の地域への参画を一層促進するため、意識啓発等に係る研修やシンポジウムの開催等の取組を支援します。

[平成25年度予算の概要]

3. 農村高齢者活動支援事業

22(23)百万円

農業に関する豊富な知識や技術、経験を活かし、高齢者が新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援します。

4. 障害者就労支援事業

13(14)百万円

農業分野における障害者就労を推進するための仕組みや組織づくり、農業側と福祉側とのマッチング、普及・啓発等の取組を支援します。

〔 女性・高齢者等活動支援事業 196(200)百万円
補助率：定額、2/3
事業実施主体：協議会、NPO法人、任意団体等 〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6600(直))]



女性・高齢者等活動支援事業



女性や高齢者、障害者といった地域の多様な人材が農業・農村でいきいきと活躍できる環境づくりに向けた取組を支援します。

女性経営者発展支援事業

地域で活躍する女性経営者のネットワークづくりを支援します！



【事業内容】

- 地域段階における異業種経営者等を交えたワークショップ、交流会の開催及び参加者を中心とした地域ネットワークの形成・発展
- 全国段階における全国レベルのネットワークにおける取組の充実・発展等の取組に要する経費を助成します。

男女共同参画加速化事業

女性農業者の経営・社会参画を進めるための取組を支援します！

【事業内容】

- 男女共同参画に関する理解や気運醸成を図り、女性農業者等の経営・社会参画を促進するためのブロックレベルの研修会開催等の取組に要する経費を助成します。

農村高齢者活動支援事業

農村高齢者の能力を地域に活かす取組を支援します！



【事業内容】

- 技術や経験が豊富な高齢農業者による新規就農者等地域の農業者の育成や技術指導の実施等の取組に要する経費を助成します。

障害者就労支援事業

農業分野への障害者就労を進めるための取組を支援します！

【事業内容】

- 農業分野での障害者就労を推進するための仕組みづくりや組織づくり、農業側と福祉側とのマッチング、研修会の開催等の取組に要する経費を助成します。

事業実施主体：協議会、NPO法人、任意団体等

新規就農・経営継承総合支援事業

【23, 877（13, 574）百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、40歳未満の若い就農者は1万4千人（平成23年）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指す

<主な内容>

1. 新規就農者確保事業 23, 282（12, 980）百万円
（※うち青年就農給付金事業：17, 490百万円）

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

また、青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援（最長2年間）します。

2. 農業者育成支援事業 595（595）百万円

今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援します。

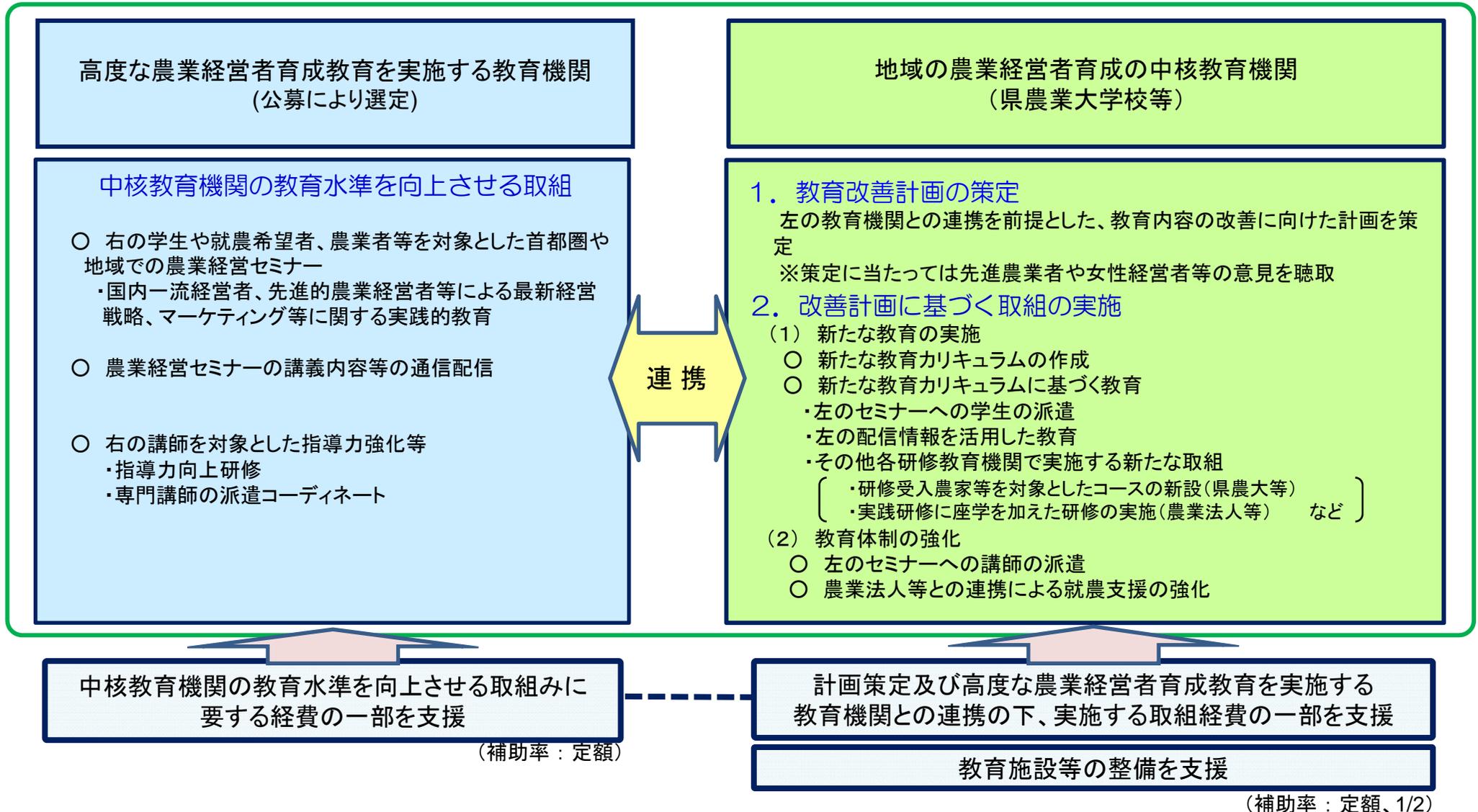
また、就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験の実施を支援します。

補助率：定額、1／2
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469（直））]

○ 農業経営者育成教育機関に対する支援

- 就農希望者や経営発展を目指す農業者等のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関や高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関へ支援を実施



耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【(所要額) 4, 517 (3, 513) 百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、荒廃した耕作放棄地を解消（6千haの解消（25年度））

<主な内容>

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去、土づくり等）や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

〔補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））]

都市農村共生・対流総合対策交付金〔新規〕

【1,950(一)百万円】

対策のポイント

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進します。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、健康づくり等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このような状況を踏まえ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用の増大により地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要です。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体を各地で立ち上げ、関係省庁連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援していく必要があります。

政策目標

全国300地域において、都市と農村の共生・対流を通じた所得・雇用の増大を実現（平成25～29年度）

<主な内容>

1. 集落連携推進対策

中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり上限800万円等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等）

2. 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり250万円）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等）

3. 施設等整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援します。

（補助率：1/2等（1地区当たり上限2,000万円、上限なし）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等）

4. 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体、NPO等）

お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946 (直))
農村振興局中山間地域振興課 (03-3502-6005 (直))

「農」のある暮らしづくり交付金 [新規]

【550（一）百万円】

対策のポイント

都市及び都市近接地域において、「農」を楽しめる暮らしづくりを推進します。

<背景／課題>

- ・社会の高齢化・成熟化が進み、国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを楽しみたいというニーズが高まっています。
また、東日本大震災を経て、防災の観点からも都市とその近接地域の農地を維持・活用すべきとの主張が広がっています。
- ・しかしながら、現状において、住民が「農」にかかわる機会は十分に確保されておらず、また、都市農地を地震や水害への備えとして活用する取組も遅れています。
- ・このため、都市やその近接地域において「農」を楽しめる暮らしづくりを推進していく必要があります。

政策目標

都市的地域における市民農園の区画数の拡大
(15万区画 (23年度) → 20万区画 (29年度))

<主な内容>

1. 「農」のある暮らしづくり推進対策

都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり上限400万円）
事業実施主体：民間団体、NPO、市町村等）

2. 「農」のある暮らしづくり整備対策

「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な①市民が多様な目的で「農」と関わるための施設（市民農園、屋上・河川敷菜園、障害者雇用農園等）、②地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設、③「農」の持つ公益的機能を維持増進するための施設等について、その整備に要する経費を支援します。

（補助率：1/2以内
事業実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業法人、認定農業者等、市町村等）

3. 「農」のある暮らしづくり支援対策

「農」を楽しめる暮らしづくりを全国で推進するため、専門家の派遣、都市農業関係情報の整備、効果的な情報提供手法の開発等の活動を支援します。

（補助率：定額（1件当たり上限1,000万円）
事業実施主体：民間団体、NPO等）

お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033（直））

日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業（継続）

【平成25年度概算決定額 87,854（108,000）千円】

事業のポイント

国民参加の森林づくりの推進や、木を使うことが森林の整備や林業の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進や地域材等の森林資源の利用を拡大するための国民運動を展開します。

<背景／課題>

我が国の成熟した森林資源を活かしつつ、森林・林業・木材産業の振興を図るためには、これまで以上に幅広い国民各層に森林づくり活動や木づかい運動への理解と参加を促していくことが重要です。

政策目標

- ・企業による森林（もり）づくり活動実施箇所数が前年より増加
- ・森林（もり）づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数が前年より増加
- ・「木づかい運動」への参加団体数を、277団体（平成22年度末）から平成27年度末までに400団体に増加

<内容>

1. 森林づくり活動や木づかい運動等による総合的普及啓発

森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報、森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法による総合的普及啓発を行います。

2. 国民の参加・体験・学びの促進

NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を促進します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成24年度～28年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課、木材利用課]

途上国持続可能な森林経営推進事業（新規）

【82（0）百万円】

事業のポイント

企業、NGO等多様な主体による海外森林保全活動を推進するために、情報整備や人材育成、プロジェクト形成調査支援、実証活動を通じた森林造成・保全技術の開発と普及を行います。

<背景／課題>

- ・ **持続可能な森林経営**の推進は、1992年の地球サミットで「森林原則声明」が採択されて以降、地球規模の重要な課題として認識され、その実施に向けて国連等の場で継続的に議論が行われてきました。
- ・ 持続可能な森林経営の推進を阻む原因は地域ごとに異なりますが、根本的な要因として世界人口の増加や貧困問題等の社会経済問題が背景にあるほか、森林の農地等への転用、焼畑移動耕作、過放牧や薪炭材等の過剰採取、更新困難地における**技術の不足**等、地域に応じて様々な要因が複雑に絡み合っているのが実情であり、当該途上国政府による適切な森林・林業政策の下で、**地域住民自らによる森林保全等の取組み**を促していくことが重要です。
- ・ こうした中、**先進国の知見や経験**を活かしながら、必要な**技術の開発**、**多様な主体による取組の推進**等**多様な手法を組み合わせ**、効果的な支援を行っていくことが課題となっています。

政策目標

1. 国際的な協調の下で開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組の起点となり得る企業、NGO等による森林保全プロジェクトを事業終了までに25件以上形成する。
2. 砂漠化や水資源問題が深刻化する半乾燥地域における森林造成・管理手法の開発と普及に関し、事業対象地域周辺の農民に対して、森林造成・管理手法等に関するワークショップを行い、その内容を理解した農民が全参加者の80%以上となる

<主な内容>

1. 途上国森づくり事業

(1) 海外森林保全参加支援事業

森林保全活動候補地に係る**情報整備**、**NGO等の活動支援**、途上国における**森林保全活動事例の収集・分析**、**情報共有のためのワークショップ**等の開催を行う。

(2) 貧困削減のための森づくり支援事業

貧困問題から森林の過剰利用が見られる地域で持続的な森林の利用を図るため、**実証活動**を通じて必要な技術を確認し、**技術指針**を作成、普及する。

(3) 開発地植生回復支援事業

鉱物の採掘等によって荒廃した土地周辺の植生を回復するため、**実証活動**を通じて必要な技術を確認し、**技術指針**を作成し、普及する。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

事業実施期間：平成22年度～平成26年度

2. 森林・水環境保全のための実証活動支援事業

砂漠化や水資源問題が深刻化する**半乾燥地域**において、**水収支バランスに配慮した植林地選定手法**と**森林造成・管理手法**を開発し、その普及を図る。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

事業実施期間：平成21年度～平成25年度

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3591-8449（直））]

森林資源総合利用指針策定事業（新規）

【平成25年度概算決定額 20,000（0）千円】

事業のポイント

森林資源を適正に管理しつつ、再生可能エネルギー利用を推進し、森林の多面的機能の発揮や山村活性化を図ります。

（背景）

- ・再生可能エネルギー資源が豊富に賦存する山村において、固定価格買取制度の導入を契機として、これら資源を活用することが山村地域の活性化にとって有効な手段となっています。
- ・今後、森林資源の再生可能エネルギー利用が本格化する段階を迎えたことから、森林資源を適正に管理しながら再生可能エネルギー利用としてののを促進し、森林の多面的機能の維持増進や山村活性化を図ることが重要です。

政策目標

木質バイオマス等利用量を平成27年度までに300万 m^3 に増加

<内容>

1. 山村における再生可能エネルギー利用に関する調査
固定価格買取制度を受けて、再生可能エネルギー利用の導入が森林の持つ多面的機能の発揮や山村地域の活性化に与える影響を調査し、森林資源を適正に管理しつつ再生可能エネルギー利用を推進するための課題や適正な手法を検討します。
2. 森林資源総合利用指針の作成及び普及
1の調査、検討を踏まえて、地域振興に資する森林総合利用指針を策定し、それを全国に普及します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成25年度～26年度（2年間）

[担当課：林野庁計画課]

森林・山村多面的機能発揮対策[新規]

【3,000(一)百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取組に支援します。

<背景/課題>

- ・森林・林業を支える山村において、過疎化等の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなったことで、竹の侵入等による里山の荒廃が進行しているため、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。
- ・森林の多面的機能を持続的に維持発揮させていくためには、山村地域の住民が協力して里山林等の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制を整えることが不可欠です。

政策目標

○全国1,200地域で地域の特性に応じて里山林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成25～27年度）

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2,985(一)百万円
地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意により設置する民間協働組織（活動組織）による里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する以下の取組に対し、一定の費用を国が支援します。

ア. 地域環境保全タイプ

- ・ 集落周辺の里山林と維持するための景観保全・整備活動、集落周辺での鳥獣被害の防止活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理
- ・ 侵入竹の伐採・除去活動や利用に向けた取組

イ. 森林資源利用タイプ

- ・ 里山林の広葉樹等未利用資源を収集し、木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等として利用する活動や伝統工芸品の原料として活用

ウ. 森林空間利用タイプ

- ・ 地域の森林における森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等

エ. 機材及び資材の整備

- ・ 上記ア及びイの実施のために必要な機材及び資材の整備

（ 補助率：定額（1/2相当）
（1組織当たり500万円を上限）
事業実施主体：地域協議会 ）

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15(一)百万円
森林・山村多面的機能発揮対策による活動成果について、評価及び検証を実施します。

（ 補助率：委託
事業実施主体：民間団体 ）

[お問い合わせ先： 林野庁計画課 (03-3502-0048(直))]

森林・山村多面的機能発揮対策(新規)

【3,000(一)百万円】

背景

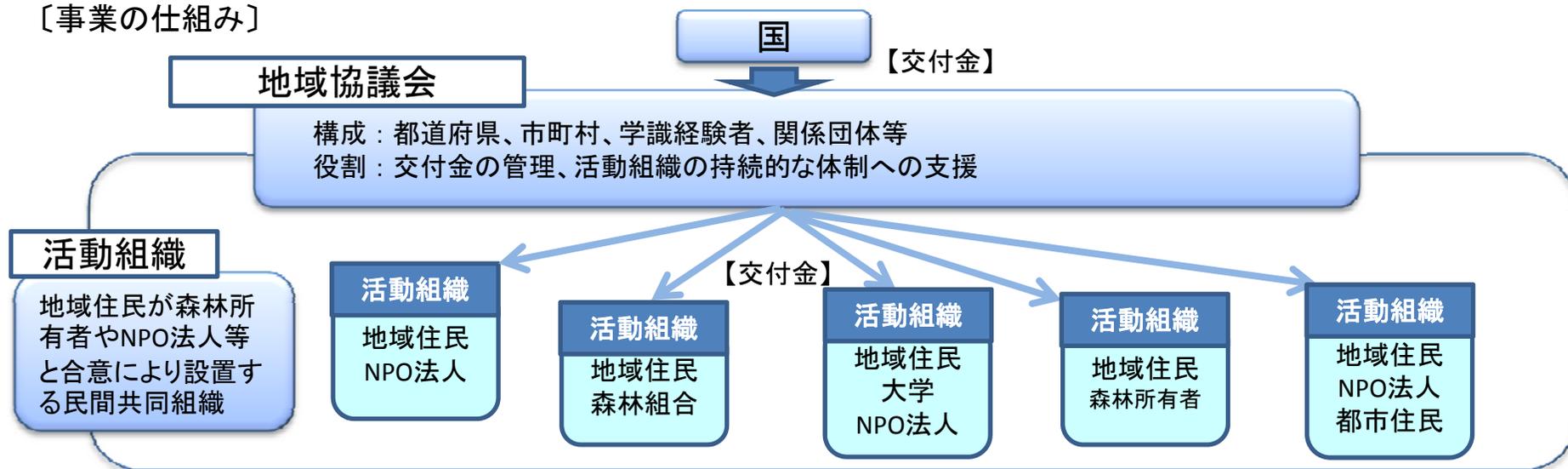
森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が困難となっている。

事業

地域住民が森林所有者、NPO法人、関係団体等と地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保全管理や森林資源の利活用等、森林の多面的機能の維持増進および山村の活性化に資する取組に対し、平成25年度～27年度の3年間、一定の費用を国が支援。

〔・補助率：定額 ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円〕

〔事業の仕組み〕



支援対象となる活動組織の活動内容

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動



侵入竹の伐採・除去活動



集落周辺の広葉樹の伐採・搬出



広葉樹を薪として利用

森林空間利用タイプ



森林環境教育の実践

木質バイオマス産業化促進事業（新規）

【平成25年度概算決定額 558,623（0）千円】

事業のポイント

木質バイオマスの産業化を促進するため、木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や、技術開発等を支援します。

<背景／課題>

- ・地域資源の一つである林地残材等が、年間約2,000万m³発生するとともに、森林資源が年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林整備や山村地域の活性化等を図ることが重要です。
- ・このため、「森林・林業基本計画」に基づいた木質バイオマスの利用拡大に向けて、取組上の課題解決に向けた支援体制の構築や効率的な加工・利用システムのための新たな技術開発、木質バイオマス利活用施設等の整備を推進することが必要です。

政策目標

木質バイオマス利用量の増加（71.7万m³（23年度）→300万m³（27年度））

<内容>

1. 木質バイオマスの利用促進のための支援体制構築

未利用木質バイオマスを利用した発電・熱供給・熱電併給推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた全国的な相談・サポート体制の確立に対し支援します。

2. 新たな木質バイオマスの加工・利用システムの技術開発等

- ① 未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料や発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良、実証プラントの整備等に対する支援
- ② 木質バイオマス利活用施設等の整備に係る資金の借入に対する利子助成

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成25年度～27年度（3年間）

[担当課：林野庁木材利用課、研究・保全課]

地域材供給倍増事業（継続）

【平成25年度概算決定額 553,724（1,018,205）千円】

事業のポイント

「木材自給率50%」を目指し、地域材の供給体制の構築や、公共建築物をはじめとした各分野での地域材の利用拡大の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の生産・加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進を通じた、公共建築物や住宅等での地域材の一層の利用拡大、固定価格買取制度の下での木質バイオマスの利用拡大等各分野での取組を進めていくことが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,005万 m^3 （23年度）→2,800万 m^3 （27年度））
- 公共建築物の木造率の向上（8.3%（22年度）→24%（27年度））

<内容>

1. 連携等を通じた地域材供給体制の構築支援

品質・性能の確かな地域材を安定的かつ効率的に供給できるようにするため、中小製材工場等の水平連携等の構想作成、工務店と連携した建築部材の共通化、木製ガードレールほか多様な用途への供給体制の構築等に対して直接支援します。

2. 地域材利用拡大支援

地域材の利用を拡大するための取組に対して、次の支援を行います。

- ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援
- ② 耐火性・耐震性を備えた地域材製品の開発支援、地域材を活用した住宅等での健康・省エネ効果の把握への支援等
- ③ 大規模木造建築物用の新たな地域材製品の生産技術開発等への支援
- ④ 海外での地域材の品質等の実証、合法木材の普及などを通じた地域材差別化・信頼性向上の取組への支援

<補助率>

定額、1／2

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成23年度～27年度（5年間）

[担当課：林野庁木材利用課、木材産業課]

森林管理・環境保全直接支払制度

【23, 193 (28, 846) 百万円】

対策のポイント

間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林は、資源が量的に充実しているものの、林業の低い採算性等から森林所有者の林業への関心が低下して、森林の適正な整備に支障を来し、森林の有する多面的機能が十分に発揮されなくなることが危惧されています。
- ・また、森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収源対策の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・このため、面的なまとまりをもった集約化や路網整備等を行う者を対象に、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備等に対する支援を行います。

政策目標

森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

森林環境保全直接支援事業

23, 193 (28, 846) 百万円

集約化を進め、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

（補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、林業事業者等）

※ 集約化施業の取組に必要となる森林情報の収集、森林の状況調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動については、「森林整備地域活動支援交付金」により造成された既存基金を活用して支援します。

〔お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065（直））〕

環境林整備事業

【4, 500(447) 百万円】

対策のポイント

森林の多面的機能の発揮の観点から整備が必要な森林において、地方公共団体と森林所有者等との協定に基づいて行う広葉樹林化などを支援します。

<背景／課題>

- ・森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収源対策の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・また、所有者の自助努力等によっては適正な整備が期待できない条件不利地等において、森林の多面的機能を生かせる観点から施業が必要な森林については、公的主体による広葉樹林化などセーフティーネット対策が必要です。

政策目標

森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

1. 公的森林整備への支援

面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難な森林など、自助努力等によっては適正な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化等の施業を支援します。

2. 被害森林の復旧造林等への支援

気象害等による被害森林における復旧造林や松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換について支援します。

（環境林整備事業 4, 500(447) 百万円
補助率：3/10、5/10 等
事業実施主体：地方公共団体、NPO等）

〔お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065（直））〕

農山漁村地域整備交付金（公共）

【112,828（9,614）百万円】

対策のポイント

自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した**防災・減災対策を総合的に推進**することが必要です。
- ・また、農山漁村地域の活性化を図るため、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進**を図ります。

政策目標

- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（27年度）
- 森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備等
- 海岸堤防等の整備率 66%（28年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、以下の整備のうち、農山漁村地域の防災力の向上、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備による地域の活性化に寄与度の大きい事業を選択することが出来ます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

※農山漁村地域整備交付金には、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策617百万円）を含む。

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること	農村振興局農村整備官	(03-6744-2200 (直))
森林分野に関すること	林野庁計画課	(03-3501-3842 (直))
水産分野に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5304 (直))

有害生物漁業被害防止総合対策事業（新規）

1 趣 旨

近年、我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲ、トド、ナルトビエイ、ザラボヤ、キタミズクラゲ等の有害生物により、作業の遅延、漁獲物の鮮度低下、漁獲量の減少、漁具の破損等、我が国の漁業に甚大な被害が発生し、顕在化している。

これらの有害生物による漁業被害は、漁業者の自助努力だけでは防ぐことのできない台風等の自然災害と同様のものであり、また、広域的に発生していることから、漁業被害の防止・軽減対策を実施するための基金造成に対して国が助成し、同基金を活用した機動的・総合的な対策を実施していく必要がある。

2 事業内容

(1) 大型クラゲ国際共同調査事業

日中韓の国際的枠組みの下で、東シナ海及び黄海における大型クラゲのモニタリング調査、出現予測シュミレーション技術の精度向上のための技術開発、科学情報の共有等を行うことを支援する。

(2) 有害生物出現調査及び情報提供事業

我が国近海域における大型クラゲ等の有害生物の出現状況を把握するとともに、これらの有害生物の出現情報や出現予測情報を漁業関係者に提供することを支援する。

(3) 改良漁具等の導入促進事業

漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の混獲及びこれらの有害生物による漁具の破損を回避するための改良漁具等の導入に要する経費を助成する。

(4) 有害生物駆除事業

漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の駆除に要する経費を助成する。

(5) 有害生物陸上処理事業

漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う陸揚げされた大型クラゲ等の有害生物の処理及び有効利用に要する経費を助成する。

(6) 有害生物被害軽減実証事業

トドについて、効果的な追い払い手法の実証試験、効果的な忌避手法の開発、出現実態や生態の把握を行うことを支援する。

3 事業実施主体 民間団体等

4 事業実施期間 平成25年度～平成27年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

503,692千円（0千円）

（目）水産資源回復対策事業費補助金

6 補助率等 定額、1/2

7 担当班及び内線

環境調査班 内線6810

漁場保全調整班 内線6802

（担当課：水産庁漁場資源課）

漁場機能維持管理事業のうち 漁場漂流・漂着物対策促進事業（新規）

1 趣 旨

第171回通常国会において海岸漂着物の円滑な処理と発生抑制を目的とした「海岸漂着物処理推進法」が、平成21年7月15日に公布・施行され、漂流・漂着物の問題は、本法に則した政策の実施が求められているところである。また、近年、漁業者の生活の糧となる漁場では、無数の漂流物が流入、滞留・堆積し、漁場環境を悪化させており、深刻な問題となっている。

そのような中、漁場に流入し滞留している漂流物については、漁業者が漁業活動中に回収を行っているところであるが、漁場内の漂流・堆積物の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者負担の軽減を図る必要がある。

また、漂流・漂着物のうち、漁業系資材について削減方策やリサイクル技術の開発を行ってきたところであるが、同技術の普及や現場での実証的な試験・技術開発による、更なるコスト削減を図るとともに、使用済漁業系資材が漂流・漂着物の発生源の一つと考えられることから、これらの適正な保管・処理を推進する必要がある。

2 事業内容

(1) 漂流・漂着物発生源対策等普及事業

漁業系資材のリサイクル手法の技術開発の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処理処分法の検討について支援する。

さらに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加工し、水産一次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発を行う。

(2) 漁場漂流・漂着物対策促進事業

漁場において漁業者が漁業活動中に回収した漂流物等を処理するための費用、流木などの大型漂流物等やドラム缶など内容物が不明な容器が漂流物等である場合に専門業者に回収、処理を依頼する費用及び災害時において漁業者が漂流物等を回収、処理する費用について助成する。

3 委託先及び事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成25年度～平成29年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

43,857千円（0千円）

（目）漁業経営安定事業費補助金

6 補助率等

定額

7 担当班及び内線番号

事業内容（1）について	漁場保全調整班	内線6802
事業内容（2）について	海洋保全班	内線6808

（担当課：水産庁漁場資源課）

水産業体質強化総合対策事業のうち再編整備等推進支援事業（継続）

1 趣 旨

資源水準に見合った漁業体制の構築を推進するため、「資源管理計画」に基づき漁業者が自主的に行う減船等を支援する。

2 事業内容

(1) 国は、事業実施主体が行う本事業の実施のための基金造成に対し助成し、事業実施主体は、以下の事業について事業実施機関（漁業協同組合連合会、漁業協同組合等）に対し助成金を支出する。

①再編整備支援事業

資源管理計画に基づき行われる減船等に対して支援を行う。

②魚種転換等支援事業

資源管理計画に基づき、対象魚種の漁獲努力量を削減するために、漁獲対象魚種又は漁業種類の転換に必要な漁具・漁ろう設備の取得と不要漁具の処理に対して支援を行う。

(2) 事業実施機関は、事業実施主体からの助成金と都道府県、漁業者等の負担により事業資金を造成し、これらの事業を実施する。

3 事業実施主体

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

4 事業実施期間

平成21年度～平成25年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

99,618千円（124,523千円）

（目）漁業経営安定対策事業費補助金

6 補助率等

定額

事業実施機関に対する助成率

	事業助成	融資助成
①再編整備支援事業：大臣許可漁業	4/9以内	1/2以内
	(※2/9を加算)	
知事許可漁業	1/3以内	1/2以内
	(※1/6を加算)	
②魚種転換等支援事業：	1/2以内	

※日本海及び東シナ海における暫定水域及びその周辺水域等で操業する漁業者が取組を行う場合

7 担当班及び内線番号

整備班	内線	6574
資源管理企画担当	内線	6663
指定漁業第1及び2班	内線	6703・6704

（担当課：水産庁企画課
管理課
漁業調整課）

安全な漁業労働環境確保事業（新規）

1 趣 旨

漁船の海難及び海中転落による死者・行方不明者は、全船舶の海難及び人身事故の中で最も多い。このため、漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する「安全推進員」を養成し、漁業労働環境の向上等を通じて海難事故の減少を図る事業を実施し漁船安全操業対策の充実を図る。

また、遊漁船の海難事故及び漁村等の海浜における遊漁者の転落事故も多発していることから、遊漁船利用者等の安全の確保を図るため、遊漁船業者等に対する安全講習会の開催を行うとともに、漁村等海浜における遊漁者への安全指導について支援を行う。

2 事業内容

安全な漁業労働環境確保事業

（1）安全な漁業労働環境確保事業

海難事故の分析やライフジャケット等の選定等を行う漁業労働環境カイゼン対策会議の開催及び漁船の労働環境の改善等の知識を有する「安全推進員」を養成する。

（2）遊漁安全確保推進事業

遊漁船事故情報の収集・分析を行うとともに、遊漁船業者等に対して安全講習会を行う。また、漁港等海浜に指導員を派遣し、現場で遊漁の安全等指導を行う。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

（1）の事業 平成25年度～平成29年度

（2）の事業 平成24年度～平成26年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

24,347千円（0千円）

（目）漁業経営安定事業費補助金

6 補助率

定額

7. 担当班及び内線番号

（1）の事業 漁業労働班 内線6571 （担当課：水産庁企画課）

（2）の事業 遊漁調整班 内線6705 （担当課：水産庁漁業調整課）

漁場機能維持管理事業のうち 韓国・中国等外国漁船操業対策事業（拡充）

1 趣 旨

近年、我が国水域における外国漁船の不法操業等により、漁場が荒廃し、我が国漁業関係者に重大な影響を与えている。特に、日本海と東シナ海においては、本来我が国が主権的権利を行使すべき水域に、広大な日韓暫定水域や日中暫定措置水域等が設定されており、当該水域においては外国漁船による無秩序な操業により、多くの資源が低位水準となっていることから、水産物の安定供給を図るため、資源の回復を着実に実施することが必要である。

このため、関係漁業者が、漁場生産力の回復・維持及び操業機会の拡大の観点から、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組、漁具破損等の被害の救済等への支援を行うことにより、影響を受けている漁業者の経営安定を図るものである。

2 事業内容

- (1) 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して当該作業に係る経費を助成する。また、我が国漁業者が外国漁業者と民間レベルで資源管理について認識を共有することを促進するために必要な取組に対して助成を行う。
- (2) 外国漁船の影響を受ける漁業者に対し、漁場情報を提供するとともに、外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部を助成する。また緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等に対して助成を行う。
- (3) 暫定措置水域による影響を受けている漁業者が資源管理計画に基づき行う種苗放流に対する助成を行う。
- (4) 漁業協同組合等が漁船を用いて行う、外国漁船の操業状況調査、漁場調査等及び外国漁船による被害漁具等の現状復帰に対して助成を行う。

3 事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成22年度～平成25年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

2,917,307千円（2,252,053千円）

（目）漁業経営安定対策事業費補助金

6 補助率等

定額、1/2以内、2/5以内、1/3以内

7 担当班及び内線番号

操業調整担当 内線6702

（担当課：水産庁漁業調整課）

木材利用を促進する増殖技術開発事業（継続）

1 趣 旨

水産関連事業では、木材が有する魚類の餌料効果や早期の蛸集効果といった性質に注目し、平成15年度から間伐材を魚礁の部材に利用する「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を推進しているところであるが、永久構造物として機能を発揮するための加工に手間と費用がかかること、魚礁1基当たりを利用できる木材の量が少ないこと等から、全国的な木材利用の拡大にはつながっていない。

他方、森林は河川を通して豊富な栄養塩類を漁場へ供給しており、豊かな漁場は健全な森林保全によって育まれている。こうした森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要であるが、近年、木材価格の下落等による林業採算性の悪化等を背景に、適正な整備が行われない森林が増加しており、このような状態が続けば、水産動植物の良好な生息環境を保全できないおそれがある。

本事業では、水産関連事業に木材を利用することによって、増殖機能の増加による水産業への貢献及び間伐材を利用することによる循環型社会の形成を図るため、その利用が全国的に広がるよう、製作が簡易でかつ木材の利用率が高い増殖用基材を開発するとともに、地域で産出される木材の継続的な利用を推進する活動を行う団体を対象として増殖礁の技術開発及び実証試験に対する支援を行う。

2 事業内容

(1) 木材の利用率が高い増殖礁の開発

- ・木材を活用した増殖礁に関し、木材の変質状況等を踏まえた耐久性を考慮しつつ、水産生物の増殖に効果的な構造と配置手法の検討を行う。
- ・開発された増殖礁の試験的設置を行い、効果に関するモニタリング調査と、それを踏まえた改良等を行う。
- ・検討会の開催やマニュアル・事例集の作成など、木材の水産利用の促進に向けた情報交換及び技術普及活動を行う。

(2) 地域で産出される木材を活用した増殖礁の実証等

- ・既に一定の知見と実績を有し、かつ漁業及び林業関係者等の意欲がある地域において、地元で産出される木材を活用した増殖礁の開発から製作、設置及びそのモニタリング調査の実施に対して支援を行うものである。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成22年度～平成26年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

153,645千円（203,235千円）

（目）水産資源回復対策事業費補助金

6 補助率等

定 額

7 担当班及び内線番号

設計班 内線6880

（担当課：水産庁整備課）

健全な内水面生態系復元等推進事業（拡充）

1 趣 旨

内水面漁業は、四季折々の淡水魚介類の供給に加え、釣りなど自然とのふれあいの場の提供を通じ、潤いのある国民生活にとって重要な役割を果たしている。

しかしながら、河川・湖沼は、都市化に伴う漁場環境の悪化による漁獲量の減少、溪流魚の著しい減少による遺伝的多様性の低下、疾病の発生やカワウ・外来魚による被害の増加によるウナギをはじめとする内水面魚種の漁獲の減少といった問題に直面しており、これらを解決するための技術開発や漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量を維持・回復し、淡水魚介類の安定供給を図る。

2 事業内容

(1) 委託事業

ア 外来魚抑制管理技術高度化事業（継続）

外来魚を抑制管理する手法について、残された課題として、深い場所等で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発する。

イ 内水面資源生息環境改善手法開発事業（新規）

ウナギをはじめとした内水面魚種の棲み場所として必要な環境を維持した河川環境の造成を行うため、内水面魚種の分布状況及び生息環境の特徴といった基礎データの収集、天然水域における内水面魚種の行動を把握するための追跡調査を行う。

ウ 放流用種苗育成手法開発事業（新規）

ウナギ等の内水面資源について、放流前に天然魚に近い状況での育成方法を行うことにより、放流後に再生産に寄与する放流資源の開発を行う。

(2) 補助事業（継続）

地域間の連携による推進体制の整備やその下での広域的なカワウの生息状況調査、追い払い及びその捕獲、外来魚の駆除、ドライアイスを活用したカワウの繁殖抑制や効果的な外来魚駆除、都市との交流を通じた啓蒙活動等の内水面生態系の復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援する。

3 委託先及び事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成15年度～平成29年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

197,301（190,900）千円

6 補助率等

2の(1) 委託費

2の(2) 定額、1/2

7 担当班及び内線番号

事業内容(1)ウ以外について 内水面班 内線6825

事業内容(1)ウについて 沿岸調整班 内線6701

（担当課：栽培養殖課、漁業調整課沿岸・遊漁室）

鰻供給安定化事業（拡充）

1 趣 旨

シラスウナギについては3年連続での不漁となっており、資源状態の低下が危ぶまれる状況の中、シラスウナギ、親ウナギ（活鰻）ともに価格が上昇しており、消費の落ち込みが顕著となっている。

このため、ウナギの生態や資源状況等についての調査、異種ウナギの養殖を行う際に自然環境へ逸散しないための養殖技術の開発、ウナギの遺伝情報を活用した系群判別等の技術開発を行うとともに、従来から行っているウナギの放流についてより効果の高い放流方法の検討・実践への支援等、今後の資源回復及び安定供給を図るために必要な対策を早急に実施することが必要となっている。

2 事業内容

(1) 委託事業

ア 鰻生息状況等緊急調査事業（新規）

ウナギ資源の増殖を図るための基礎データとするため、河川等におけるウナギの分布域、分布量の調査及びシラスウナギの来遊時期、来遊量、来遊場所の年間を通じた調査を行う。

イ 異種鰻育成手法緊急開発事業（新規）

ニホンウナギ以外の種を国内で養殖する場合に、自然環境への逸散を防止するための技術的な検討を行うとともに、ガイドラインを作成する。

ウ 遺伝情報を活用した鰻資源管理育種等技術開発事業（新規）

ニホンウナギの系群構造・分布状況の把握、人工種苗量産化、異種ウナギの適切な利用に資するため、遺伝情報を活用し、系群判別や養殖に適したウナギの選別、生きているシラスウナギから異種ウナギを判別する技術を開発する。

(2) 補助事業（拡充）

放流事業について、放流するウナギの多様化の検討や実践、放流数の拡充を行うための経費及び国際的なウナギ資源の適切な管理を確保するための民間レベルの話し合いの促進やシラスウナギの来遊経路の変化の可能性を調査するための経費を支援する。

3 委託先及び事業実施主体 民間団体等

4 事業実施期間 平成15年度～平成29年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額） 154,546（19,546）千円

6 補助率等 2の（1）委託費 2の（2）定額、1/2

7 担当班及び内線番号 事業内容（1）ウ以外について 内水面班 内線6825 事業内容（1）ウについて 研究指導課 先端技術班 内線6780

（担当課：裁培養殖課、研究指導課）

水産多面的機能発揮対策（新規）

1 趣旨

水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。

しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業・漁村が関わる問題が深刻化するに従い、これらの多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図る事が急務であり、日本再生戦略の食と農林漁業の再生の具現化を行うものである。

2 事業内容

(1) 水産多面的機能発揮対策事業

ア 事業の仕組み

都道府県、市町村、漁協等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、地域活動指針の作成、交付金交付事務等を行い、国からの交付金を受けて活動組織に交付金を交付する。

地域協議会、都道府県及び市町村が交付事務を行うために必要な経費について、運営交付金を交付する。

イ 対象とする活動

漁業者等が行う水産の多面的機能を図るための、以下の活動項目について支援。

① 国民の生命・財産の保全： 国境監視、海難救助等

② 地球環境保全： 藻場・干潟等の維持・保全、海洋汚染対策、漂流漂着物処理、漁場環境保全のための植樹等

③ 漁村文化の継承： 教育と啓発の場の提供、漁村の伝統文化、食文化等の伝承機会の提供

(2) 水産多面的機能発揮対策支援事業

水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う。

3 事業実施主体

〔水産多面的機能発揮対策事業〕 地域協議会、都道府県、市町村

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕 民間団体

4 事業実施期間 平成25年度～平成27年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

3,500,000千円（0千円）

3,360,000千円（0千円）（目）水産多面的機能発揮対策交付金

140,000千円（0千円）（目）漁村振興対策事業費補助金

6 補助率等

〔水産多面的機能発揮対策事業〕 定額

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕 定額

7 担当班及び内線番号

企画班 内線6844

（担当課：水産庁計画課）

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績	備考
1	農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業	終了	被災地域の農山漁村において、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の再生可能エネルギー発電事業を円滑に開始するため、関係者による協議会の開催や地域での合意形成のための取組を行う。	—	(237の内数)	定額	(公募) 地方公共団体、農林漁業者の組織する団体、民間企業、NPO 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 再生可能エネルギーグループ	—	
2	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち食料の供給機能強化推進事業	終了	被災地の円滑な食料供給体制を構築するため、原材料調達、食料の輸送・在庫のあり方等の検討、取りまとめを行う取組に対して支援	—	25	定額	(公募) 民間企業、NPO 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 食品小売サービス課	—	
3	農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業	終了	仮設住宅入居者等が利用できる農園において、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援	—	13	定額	市町村、NPO 法人等	—	—	農林水産省 経営局 就農・女性課 女性・高齢者活動推進室	7実施主体 5.8百万円 交付決定済	
4	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	継続	被災を免れた地域や避難先等において荒廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農家等の取組を支援	(623の内数)	(401の内数)	定額、 1/2以内 等	耕作放棄地 対策協議会 (都道府県協議会、地域協議会)	随時	地域協議会へ 交付申請(計画 策定は地域協議会)	農林水産省 農村振興局 農村計画課	—	p. 1

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績	備考
5	農山漁村被災者受入円滑化支援事業	継続	被災地からやむを得ず移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入れ情報を提供し、受入れ地域とのマッチング等の支援を実施。	18	—	定額	(公募) 民間団体等	公募開始:2月下旬 公募締切:3月中旬 選定期間:3月下旬	提案書を作成の上、照会窓口へ提出。	農林水産省 農村振興局 中山間地域振興課	—	平成23年度3次補正予算 p.2
6	海岸防災林再生等復興支援事業	新規	・地元住民やNPO・企業への意向調査、これらの者と地元自治体との協議会の開催、海岸防災林の機能に関する調査等、地元住民、NPO、企業等が海岸防災林再生に参画していくための仕組みづくりを支援。 ・地域住民やNPO等が行う植樹活動が円滑に進むよう、植樹会場の設営、安全対策、参加者の移動等に対して支援。	83	—	定額	(公募) NPO 法人等 民間団体	公募開始:2月中旬 公募締切:3月中旬 選定期間:3月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 研究・保全課	—	p.3
7	漁業復興担い手確保支援事業	継続	被災地域における漁業関係の雇用機会を通じた若青年漁業者の技術習得の支援や新規就業希望者の就業支援等により、復興に必要な担い手の確保・育成を支援	700	1,068	定額	(公募) 民間団体等	未定	課題提案書等作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 水産庁漁政部企画課	—	p.4
8	漁業経営体質強化機器設備導入支援事業	継続	被害を受けた漁業者のグループ等が行う省エネルギー性能が相当程度優れた漁業用機器設備(LED集魚灯・漁船用エンジン)等の導入費用を支援。	(326の内数)	(239の内数)	定額	(公募) 民間団体等	未定	課題提案書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 水産庁漁政部 企画課	1実施主体 (NPO法人と民間団体で構成された共同実施機関)239百万円 交付決定済	p.5

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績	備考
9	漁業・養殖業復興支援事業	終了	漁業・養殖業の復興を推進するため、収益性の高い操業体制への転換や養殖業の共同化による経営の再建に必要な経費を支援	—	10,606	定額	特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構	—	—	農林水産省 水産庁資源管理部漁業調整課	1実施主体 10,606百万円	
合計 (内数事業を除く)		—	—	801 (増減額) △10,910 (増減率%) △93.2%	11,711	—	—	—	—	—	—	—

(注) 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

【復旧・復興対策(復興庁計上) 623(401)百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっています。
- ・一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
- ・このため、このような耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援するきめ細かな措置が求められています。

政策目標

耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を継続

<主な内容>

被災農家等が自ら農業経営を営む場合のほか、受け入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合も対象とします。

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業(雑草・雑木等の除去、深耕、整地等)、土づくり、再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を定額(雑草・雑木等の除去5万円/10a等)で支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備(用排水施設の整備等)や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します(補助率1/2以内等)。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

〔補助率：定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課 (03-6744-2442(直))]

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

【復興・復興対策（復興庁計上） 18百万円】

対策のポイント

被災地からやむを得ず移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入れ情報の提供、受入れ地域とのマッチング等の支援を引き続き実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災の被災地では、津波被害や原発事故等の影響により避難生活を余儀なくされている被災農家等においては、未だに当該地域で営農を再開することが困難な状況が継続しています。
- ・こうした状況を踏まえ、避難生活を余儀なくされている被災農家等がやむを得ず移転を行わざるを得ない場合に、受入れ可能な農山漁村地域に関する情報提供や受入れ地域とのマッチング等、営農再開に向けたきめ細やかな支援を行うことが必要となっています。

政策目標

本事業を活用して被災地域から移転した農家の離農率が全国平均以下であること

<主な内容>

○被災農家等に対する農山漁村地域の受入れ情報の提供等

東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、都道府県、市町村、農業関係団体等と連携しつつ、受入れ可能な農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する情報を提供するとともに、移転を希望する被災農家等と受入れ可能地域とのマッチング等のきめ細やかな支援を引き続き実施します。

農山漁村被災者受入円滑化支援事業 18（10）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課（03-6744-2498（直））]

海岸防災林再生等復興支援事業（新規）

【平成25年度概算決定額（復旧・復興対策） 83,077（0）千円】

事業のポイント

海岸防災林を再生する取組において、地元住民やNPO、企業等が参画する仕組みづくりを支援します。

<背景>

東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、大規模災害に対する防災意識の向上や地域の復興のシンボリックな活動となるよう、地域住民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしています。

政策目標

被災海岸防災林 140kmの復旧・再生

<内容>

- ・地元住民やNPO・企業への意向調査、これらの者と地元自治体との協議会の開催、海岸防災林の機能に関する調査等、地元住民、NPO、企業等が海岸防災林再生に参画していくための仕組みづくりを支援します。
- ・地域住民やNPO等が行う植樹活動が円滑に進むよう、植樹会場の設営、安全対策、参加者の移動等に対して支援します。

<補助率>

定 額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成25年度～29年度

[担当課：林野庁研究・保全課]

漁業復興担い手確保支援事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた沿岸部の被災地では、漁業就業者が大幅に減少する可能性があり、被災漁業者の廃業や離職が進むことが懸念されている。

このため、漁労技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進する観点から、被災した若青年漁業者が行う他の経営体における技術習得や被災地域における漁業に就業を希望する者への支援を行い、将来を見据えた中核的な漁業の担い手の確保・育成を行う。

2 事業内容

(1) 若年漁業者等の技術習得支援

- ① 若青年漁業者等が漁業の再開までの期間を活用し、他の漁船や他地域等において行う新たな漁法や技術の習得を支援。
- ② 漁業に関する資格の取得等に係る経費を支援。

(2) 新規就業者の確保

壊滅的な被害を受けた被災地では、早急に漁業就業者を確保する必要があるため、より確実な定着が見込まれる漁家子弟を含めた新規就業希望者の就業を支援。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成24年度～平成27年度

5 平成25年度概算決定額

700,000千円(1,067,956千円)

(目)漁業経営安定対策事業費補助金

6 補助率

定額

7 担当班及び内線番号

漁業労働班 内線6571

(担当課：水産庁企画課)

漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災によって、我が国の漁業生産量の5割を占める重要な水産業の拠点である東日本太平洋沿岸の漁業・関連産業に甚大な被害が発生した。

復興の基本方針等では、復興に向け、①漁船の近代化・合理化の促進を進め漁業の体質強化を図る、②LED等の省エネ製品の導入促進を行うなどの旨が示されており、震災後の状況において、燃油コストの増加を防ぎつつ、燃油価格の高騰による影響を受けないよう、燃油消費量そのものを根本的に削減させる取組の推進が引き続き不可欠である。

このため、被災地の漁業を単なる現状復旧にとどまらない「省エネに優れた高収益・環境対応型漁業」に転換させつつ、迅速かつ効率的な漁業の再建を実現すべく、「省エネルギー性能が相当程度優れた漁業用機器設備」の導入に着目した支援を行う。

2 事業内容

東日本大震災の被害を受けた漁業者のグループ等が行うLED集魚灯・漁船用エンジン（船外機・船内機）等の省エネルギー性能が相当程度優れた漁業用機器設備の導入費用を支援し、被災地全体の省エネ化の推進を図る。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成23年度～平成25年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

325,534千円（239,375千円）

（目）漁業経営安定対策事業費補助金

6 補助率等

定額（漁業者グループが行う機器設備の導入費用に対する助成率は1/2以内）

7 担当班及び内線番号

効率化推進班 内線6574

（担当課：水産庁企画課）

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績	備考
1	企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)社会貢献型事業関連	終了	子育て支援対策、高齢者対策をはじめ多様な社会的課題をビジネスの手法で解決するSB事業者が必要とする設備資金、運転資金に対する融資を行う。	-	-	-	株式会社、特定非営利活動人等	随時	日本政策金融公庫の各店舗へ「第三者(中核的支援機関)からの協力・助言を得た事業計画」等の必要書類等を提出	地域経済産業グループ 立地環境整備課 03-3501-0645	0件/2件 (※23年度実績)	-
2	中心市街地魅力発掘・創造支援事業	継続	中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取組を支援する。具体的には、①まちの魅力を高めるための事業化調査、②先導的・実証的な取組、③専門人材の派遣に対し、重点的支援を行う。	1,000	1,500 (補正予算)	1/2 2/3 ※1	まちづくり会社 商店街振興組合 商工会議所、商工会 特定非営利活動法人等	(24年度補正予算) 平成25年2月27日(水)~平成25年3月18日(月) (25年度予算) 未定	所在地を所轄する経済産業局へ申請書を提出	商務流通保安グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754 中小企業庁商業課 03-3501-1929 各経済産業局担当課室	-	-

3	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	終了	中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村の基本計画のうち、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資する事業に対して支援する。	-	2,413	1/2 2/3 ※1	まちづくり会社 商店街振興組合 商工会議所、商工会 特定非営利活動法人等	-	-	商務流通保安グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754 中小企業庁商業課 03-3501-1929 各経済産業局担当課室	3件/39件 12百万円 (交付決定額)	
4	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策補助金	新規	自家消費向けの再生可能エネルギー発電システム（太陽光発電、風力発電等）の設置補助を行う。また、当該システムと併せて、その発電量の変動を抑えるための蓄電池を設置	3000	976	1/2 以内 1/3 以内	地方自治体、特定非営利活動法人、公益法人	未定	公募に対して申請書等を提出	資源エネルギー庁、新エネルギー対策課 03-3501-4031	2件	
5	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業	継続	高いエネルギー効率を有する再生可能エネルギーの熱利用設備を低コスト化し、その一層の利用拡大を図るため、地中熱やバイオマス熱利用を含む熱利用設備の導入に対して補助を行う。	4000	4003	1/2 以内 1/3 以内	地方自治体、特定非営利活動法人、公益法人	未定	公募に対して申請書等を提出	資源エネルギー庁、新エネルギー対策課 03-3501-4031	1件	
6	JAPANブランド育成支援事業	新規	複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等のプロジェクトに係る経費を補助する。	3,151百万円の内数	-	定額、 2/3	商工会 商工会議所組合 特定非営利活動法人	平成25年2月28日~3月21日(予定)	所在地を所轄する経済産業局へ申請書等を提出	中小企業庁 経営支援部新事業促進課 03-3501-1767	3件/59件	

							等					
7	新事業活動・農工商連携等促進支援事業（農工商等連携対策支援事業（連携体構築支援事業）（支援機関型））	新規	農工商等連携促進法により認定された支援事業計画に基づき一般社団・財団法人又はNPO法人が行う、中小商工業者と農林漁業者との交流機会の提供等の取り組みに係る経費の一部を補助する。	1,860百万円の内数	-	2/3	一般社団・財団法人 特定非営利活動法人	平成25年2月15日～3月11日	所在地を所轄する経済産業局へ申請書等を提出	中小企業庁 経営支援部新事業促進課 03-3501-1767	1件/2件	
8	地域中小商業支援事業	新規	地域の共助活動の拠点となる取組や地域住民に求められる機能を継続的・自立的に提供できるようにするための取組など、商店街を身近で快適な場とするための意欲的な取組を支援する。	3,869	—	1/3 1/2 2/3	民間事業者、 商店街振興組合、 商工会議所、 商工会 特定非営利活動法人、 商店街等と民間企業等との連携体	未定	申請書等を提出（提出先は未定）	中小企業庁商業課 03-3501-1929 各経済産業局担当課室	—	

3

合計 (内数事業を除く)	—	—	11,869 (増減額) 2,977 (増減 率%) 33%	8,892	—	—	—	—	—	—	—
-----------------	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	---	---

※1 中心市街地魅力発掘創造支援事業費補助金について

・中心市街地活性化法等、法律に基づく認定要件により補助率が異なる。

《記載要領》

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、24年度で‘終了’し25年度はやらない事業でも、前年度対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(‘継続’、‘新規’、‘名称変更’、‘統廃合’、‘終了’のいずれか)を記載して下さい。

[予算額欄] 25年度予算額欄には直近の政府案、24年度予算額には前年度の確定している政府案(昨年のヒアリング時と変わっていても可)を記載して下さい。

なお、NPOが手挙げ出来るも予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は、()し(〇〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄] 25年度予算額欄と24年度予算額欄の縦野を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(25・24年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ25・24年度ともその額を除いて下さい。

+

中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金

(平成24年度補正予算：15.0億円)

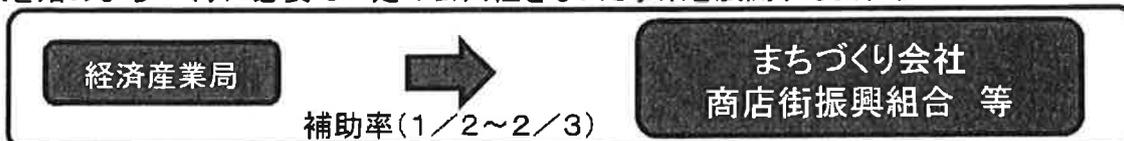
(平成25年度政府予算原案：10.0億円)

- ◆地域の個性や生活者のニーズに立脚した、まちの魅力を高め、生活者が安心して暮らすために必要な商機能の維持・強化に資する取組であって、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業を支援。【補助率1/2～2/3】

【補助対象者】

まちづくり会社(※)、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人等

※自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始めまちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社。



【事業イメージ】

1. 中心市街地魅力発掘事業(中心市街地活性化法による認定の有無は問わない。)

①まちの魅力掘り起こし調査【補助金額：100万円～1,000万円】

- ◆まちの魅力を探るための調査に対し支援。(例)ニーズ調査、マーケティング調査等

②専門人材活用【補助金額：100万円～1,000万円】

- ◆まちづくり事業に専門的な知見を有する人材の招聘等に対し支援。

(例)経営コンサルタント、建築家、デザイナー、タウンマネージャー等

2. 中心市街地魅力創造事業(中心市街地活性化法による認定が必要。)

③先導的・実証的な取組【補助金額：100万円～3億円】

- ◆①の調査やそれと同様のまちの魅力を探る調査による分析に基づいた、以下の類型に該当する事業を支援。ただし、地域全体への波及効果や効果の持続性が弱い事業(地元に関連のない単なるイベント等)は対象外。

○生活者の利便性の向上に資するとともに、中心市街地に欠けている機能を補完する施設等

(例)子育て支援施設等を併設した複合商業施設

○地域産業資源を活用した製品の加工・販売・発信施設等

(例)地域製品の販売所、地域の製造業者と連携して商品開発が行えるインキュベーション施設

○まちづくりのコンセプトを具現化するデザインコードに基づいて整備される中核施設等

(例)町家等の歴史的建造物を活用した商空間整備

○持続的なにぎわい創出につながるイベント事業

(例)市民が企画・参加し、個々の商品を地域の魅力やまちのイメージにつなげるイベント事業

○まちづくりに関わる事業者が連携して行う面的波及効果が見込まれる事業

(例)地域公共交通機関とまちづくり会社が連携したICカードを活用した電子マネーサービス事業

※平成25年2月27日から3月18日まで申請を受け付けています。(平成24年度補正予算)

【お問い合わせ】経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局
(裏面ご参照)

【お問い合わせ先一覧】

担当課室	住所及び電話	管轄地域
北海道経済産業局 流通産業課商業振興室 担当: 藤森、吉田	〒060-0808 札幌市北区北8条2 札幌第1合同庁舎 TEL: 011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 担当: 及川、丸山、中川	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL: 022-221-4914	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 担当: 藤本、和田、池嶋	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL: 048-600-0318	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、新潟 長野、山梨、静岡
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 担当: 箕浦、榎本、山田、片桐	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL: 052-951-0597	愛知、岐阜、三重 富山、石川
近畿経済産業局 流通・サービス産業課 担当: 川田、石原	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL: 06-6966-6025	福井、滋賀、京都 大阪、兵庫、奈良 和歌山
中国経済産業局 流通・サービス産業課 担当: 腰本、森、多久田	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL: 082-224-5653	鳥取、島根、岡山 広島、山口
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 担当: 三好、山本、向井	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL: 087-811-8524	徳島、香川 愛媛、高知
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 担当: 土田、尾花	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL: 092-482-5456	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 担当: 大城、下地	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL: 098-866-1731	沖縄
経済産業省 中心市街地活性化室 担当: 竹本、鴻上、梅原、本宮	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL: 03-3501-3754	—

独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金 30.0億円(9.8億円)

資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
03-3501-4031

事業の内容

事業の概要・目的

- 再生可能エネルギーは、エネルギー起源の温室効果ガスの排出削減に寄与すること等から、一定程度、自家消費向けとして導入されています。
- 具体的には、企業等が環境問題に積極的に取り組むことに加え、東日本大震災以降の電力供給への懸念等から、再生可能エネルギー発電設備を設置し、その電力を自ら消費するニーズが高まっています。
- また、再生可能エネルギー発電設備は、季候等の環境条件によって発電量が変動しますが、蓄電池を併設することによって、再生可能エネルギーの安定供給を図ることができます。
- 本事業により、蓄電池を含めた自家消費向けの再生可能エネルギー発電システムに対する支援を行い、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

○再生可能エネルギーの内訳

- ・太陽光発電
- ・バイオマス発電
- ・地熱発電
- ・風力発電
- ・小水力発電
- 等

※上記のうち「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものを対象とします。

取組例



太陽光発電(東京都の例)



蓄電池

太陽光発電+蓄電池の電力変動



○地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業【補助率1/2以内】

—地方自治体等による再生可能エネルギー発電システム設備導入及び地方自治体と連携して行う設備導入に対して補助を行います。

また、地方自治体でなくとも、災害等の緊急時等に地域の防災拠点に蓄電池を提供することを条件に、民間事業者が取り組む再生可能エネルギー発電設備と蓄電池の導入に対して補助を行います。

○再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進対策事業【補助率1/3以内】

—民間事業者による設備導入に対して補助を行います。

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 40.0億円（40.0億円）

資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
03-3501-4031

事業の内容

事業の概要・目的

- 再生可能エネルギーの中でも、太陽熱や地中熱等の熱利用は、給湯や冷暖房等で活用が見られますが、その導入は必ずしも進んでいません。特に、熱利用分野の大きな課題は導入コストが高いことであり、そのコスト低減が重要な課題となっています。
- また、再生可能エネルギーの一層の拡大には、発電分野だけでなく熱利用分野での導入が非常に重要です。
- 本事業により、例えば地中熱や雪氷熱等を活用した冷暖房設備を商業施設等に導入する場合や、太陽熱給湯システムを民間事業者のチェーン店舗に導入する等、波及効果の期待できる案件を中心に熱利用設備等の導入に対して支援を行い、導入の拡大を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

○再生可能エネルギー熱利用の内訳

- ・ 太陽熱利用
- ・ 地中熱利用
- ・ 温度差エネルギー利用
- ・ バイオマス熱利用
- ・ 雪氷熱利用
- ・ バイオマス燃料製造



太陽熱利用

出典：NEDO太陽熱FT
業務報告書



バイオマス熱利用

出典：NEDO新エネ
ガイドブック



雪氷熱利用

出典：NEDO新エネ
ガイドブック

○地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業

【補助率 1/2 以内】

地方自治体等による熱利用設備導入及び地方自治体と連携して行う熱利用設備導入に対して補助を行います。

○再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業

【補助率 1/3 以内】

民間事業者による熱利用設備導入に対して補助を行います。

JAPANブランド育成支援事業

※平成25年度当初予算：中小企業海外展開総合支援事業（31.5億円の内数）

<事業の概要・目的>

○本事業では、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図ります。

・戦略策定段階への支援

自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援します。小規模事業者が使いやすいものとするため、申請書類を簡素化し、補助上限額を引き下げます。

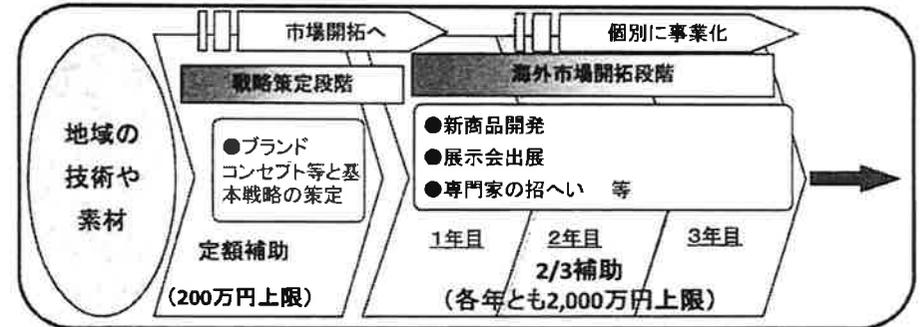
・海外市場開拓段階への支援

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、展示会出展等のプロジェクトに対して支援します。海外販路開拓を継続的に支援するため、最大3年間の支援を実施します。

<支援対象>

対象者：商工会、商工会議所、組合、NPO等

- ・戦略策定段階（補助上限額 200万円：定額補助）
- ・海外市場開拓段階（補助上限額 2,000万円：2/3補助）



(実施プロジェクト例)

【「甲州ワイン」のEU輸出プロジェクト】



- ・過去採択事業。世界的な和食ブームを背景に、日本固有の「甲州ブドウ」から造った「甲州ワイン」を、ワインの本場欧州市場をターゲットとして展開することで、「甲州ワイン」の世界的な認知と産地確立や市場拡大を目指す取組。
- ・経済産業局が、3年間にわたり継続的に海外でのプロモーション等を支援。

【今治タオルプロジェクト】



- ・過去採択事業。ブランディングプロジェクト・クリエイティブディレクターにアートディレクターの佐藤可士和氏を起用。
- ・国内最大のタオル産地である今治から、質へのこだわりと使い心地を重視した、人にやさしい安心・安全なタオルを提案している。

新事業活動・農商工連携等促進支援事業 — 農商工等連携対策支援事業 — (補助金)

事業概要

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、互いの経営資源を有効に活用して行う新事業活動に対して、その必要となる試作品開発や市場調査等に対して補助金を交付し、農商工連携による中小企業者の経営の向上、農林漁業者の経営の改善を支援する。

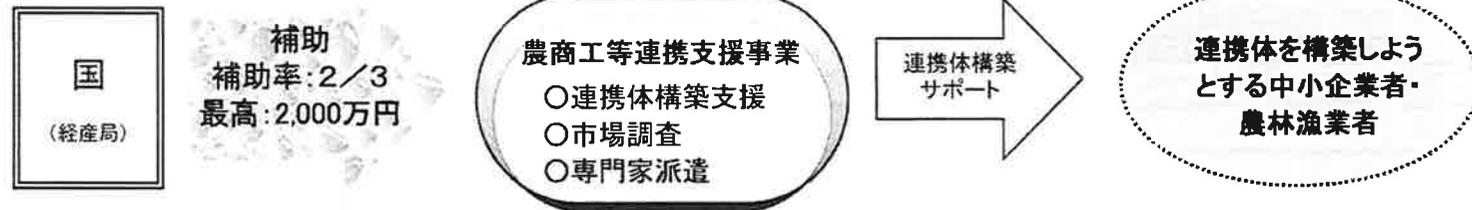
①事業化・市場化支援事業

農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者



10

②連携体構築支援事業 (支援機関型)



農商工等連携支援事業計画の認定を受けた者

地域中小商業支援事業

平成25年度当初予算 38.7億円(新規)

中小企業庁 商業課
03-3501-1929

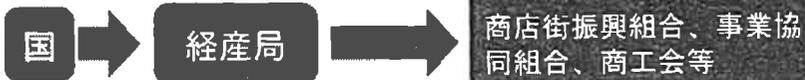
事業の内容

事業の概要・目的

- 高齢者、女性、子どもたちを含めた地域住民が安心して生活ができ、地域のつながりが実感できる場として、商店街を始めとした地域の中小事業者に対する地域住民の期待が高まっています。
- このため、地域の共助活動の拠点となる取組や地域住民に求められる機能を継続的・自立的に提供できるようにするための取組など、商店街を身近で快適な場とするための意欲的な取組を支援することで、中小小売事業者及び商店街の活性化を図ります。

条件(補助率、対象者、補助金額)

①中小商業活力向上事業



補助率	適用条件
2/3	・2以上の社会課題に対応し、地域商店街活性化法の認定取得
1/2	・2以上の社会課題に対応
1/3	・1の社会課題に対応

※ 社会課題：少子化・高齢化、安全・安心、創業・人材、環境等に対応する事業

②、③地域商業再生事業



事業イメージ

①商店街の活性化につながる事業

商店街の活性化計画の推進を目的としてソフト・ハード一体で取り組む活性化事業等



チャレンジショップ



集客イベント事業

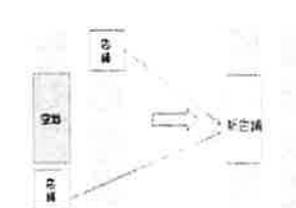
②地域住民のコミュニティニーズに応える事業

共助活動の拠点となる子育て支援、健康相談施設の整備等



③商店街の構造改革につながる事業

環境変化に対応した店舗の集約化、次代を担う人材育成等



11

省庁名	復興庁（経済産業省）
-----	------------

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募 スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの 実績	備考
1	東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業	継続	被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス(SB)を振興するため、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を補助。	200	200	定額、 2/3 ※	株式会社、 特定非営利 活動法人等	—	—	地域経済産業 グループ 立地環境整備 課 03-3501-0645 各経済産業局 担当課室	7件/17件 59百万円 (交付決定額)	—
合計 (内数事業を除く)	—	—		(増減額) (増減率%)		—	—	—	—	—	—	—

《記載要領》

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、24年度で‘終了’し25年度はやらない事業でも、前年度対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(‘継続’、‘新規’、‘名称変更’、‘統廃合’、‘終了’)のいずれかを記載して下さい。

[予算額欄] 25年度予算額欄には直近の政府案、24年度予算額には前年度の確定している政府案(昨年のヒアリング時と変わっていても可)を記載して下さい。なお、NPOが手挙げ出来るも予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は、()し(〇〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄] 25年度予算額欄と24年度予算額欄の縦野を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(25・24年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ25・24年度ともその額を除いて下さい。

※ 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業の補助率について

- ① ソーシャルビジネス企業連携支援機能強化事業、
- ② ソーシャルビジネスノウハウ移転・支援事業、
- ③ ソーシャルビジネス新事業創出事業
- ④ ソーシャルビジネス震災フォーラム事業の4つより構成されており、上記①、②及び④の補助率が定額、上記③の補助率が2/3。

東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業【復興】 2.0億円（2.0億円）

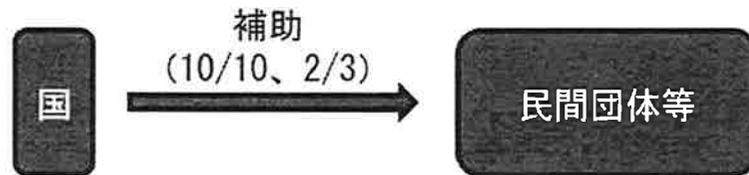
地域経済産業グループ 立地環境整備課

事業の内容

事業の概要・目的

- 東日本大震災の被災地の復興のためには、既存の産業の再生・復興に加え、新たな地域産業の構築や雇用の創出が求められています。
- また、被災地の住民の方々は未だに多くの社会的課題を抱えています。復興が長期化するにつれて、ボランティアを中心とする支援活動に加え、被災地の自立化を後押しする、持続的な復興支援も重要です。
- 被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（SB）を振興するため、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を補助します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

経済産業省

(1) SBと企業等の
コーディネート
機能強化

(2) ノウハウ移転・
支援

(3) SB新事業
創出

企業等のリソ
ースを活用した
SBの基盤強化

先進的な
SBの創出

被災地発の新
たなSBの創出

(4) 復興フォーラムによる普及啓発

・関係者の巻き込み、
地域の支援体制強化



SBによる新しい雇用・産業の創出

1. NPOへの補助

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
1	民間まちづくり活動促進事業	継続	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備を含む実証事業等に対して、国が補助を行う。	160	182	1/3 [間接補助] ※都市再生特別措置法に基づく都市再生整備推進法人に指定された場合は、1/2[直接補助]	民間事業者等(NPO含む)・都市再生整備推進法人・土地所有者等	3月1日締め切り	都市局に申請	都市局 まちづくり推進課	-	-
2	暮らし・にぎわい再生事業	継続	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣により中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区において、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を支援する。 中心市街地活性化基本計画に位置付けられた都市機能導入施設を民間事業者等(NPO含む)が整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3等 [間接補助]	地方公共団体・民間事業者等(NPO含む)	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 まちづくり推進課 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地区数:40地区
3	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネータ業務に要する費用及びまちづくりNPO等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくりNPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	交付先の地方公共団体数 7件(平成25年01月現在)
4	都市再生整備計画事業	継続	市町村が作成した都市再生整備計画に位置付けられたハード事業(道路、公園、住宅等)からソフト事業(まちづくり活動支援等)まで、NPO等が行う事業にも幅広く活用できる交付金を交付する。	※1	※1	- [交付金(NPOに対しては間接補助)]	市町村、NPO等	交付先の各市町村において決定	交付先の各市町村において決定	都市局 市街地整備課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地区数:808地区

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
5	都市再生総合整備事業	継続	都市再生のトリガーとなる地区において、先行的都市基盤施設等の整備や都市の魅力と活力を引き出す都市拠点の整備を実施することにより、円滑な土地利用転換を推進する。 地方公共団体等の計画に位置付けられた地域生活基盤施設の整備やコーディネート等を民間事業者等(NPOを含む)が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内または1/2以内 [間接補助]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地区数:13
6	宅地耐震化推進事業	継続	大地震時等に滑动崩落の危険性が特に高く、一定の要件(相当数の居住者、公共施設等への被害をもたらすおそれ等)を満たす大規模盛土造成地において、防災性の向上を図るため、滑动崩落防止対策を推進する。 国土交通省は、地方公共団体が、大規模盛土造成地滑动崩落防止事業を行うNPO等の事業主体に対して補助する場合に、当該地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は、NPO等の事業主体が、大規模盛土造成地滑动崩落防止計画に基づき滑动崩落防止のための設計・工事を行う際に要する費用に対して補助を行う。	※1	※1	1/4以内 [間接補助]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 都市安全課 都市防災対策推進室	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地方公共団体数:40件
7	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する。 国土交通省は、地方公共団体等が都市防災事業計画に基づき実施する調査・工事等に要する費用に対して補助を行う。 地方公共団体は、防災街区整備推進機構等(NPOを含む場合がある)が実施する調査・工事等に要する費用に対し補助を行う	※1	※1	1/3以内または1/2以内 [間接補助]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 都市安全課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地方公共団体数:100件
8	市民緑地等整備事業	継続	NPO等の緑地管理機構が市民緑地契約又は緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、 緑地管理機構	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	—

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
9	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局公園緑地・景観課	※2(地方公共団体が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	-
10	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。	※1	※1	1/3以内(自転車関連経費で環境モデル都市等については1/2以内) [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、協議会、NPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局街路交通施設課整備室	※2(地方公共団体が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	NPOによる予算執行なし
11	マンション再生環境整備事業	終了	適正かつ持続可能なマンションの維持管理を行う環境を整備するため、専門的な知識やノウハウをもってマンション管理組合の活動を支援する法人等(NPOを含む)の立ち上げ等を支援し、総合的なマンション再生に関する相談体制等を構築する。	-	(100の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助]	マンション管理組合の活動を支援する法人等	公募手続中(近々採択予定)	国土交通省HPにて手続きを公表し、市街地建築課マンション政策室にて受付	住宅局市街地建築課マンション政策室	応募者の中から2~3のNPO法人を支援。	-
12	マンション管理適正化・再生推進事業	新規	新たな管理適正化方式や東日本大震災を踏まえた新たな防災対策等マンションの課題解決に向けた合意形成等の成功事例の蓄積を通じ、今後増大することが予想されている老朽化したマンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図る。	(151の内数)	-	10/10 (定額補助) [直接補助]	マンション管理組合の活動を支援する法人等	検討中	検討中(国土交通省HPにて手続きを公表し、市街地建築課マンション政策室にて受付を予定している)	住宅局市街地建築課マンション政策室	-	-
13	長期優良住宅等推進環境整備事業	終了	国土交通省は、長期優良住宅等にふさわしい良好な街なみの維持・形成に資する地域マネジメントや、住み替え等の推進に資する空き住宅の再生・活用等を行うNPO等に対して補助を行う。	-	(200の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助]	地権者組織、NPO法人等	補助事業者において公募を実施	補助事業者において募集を実施	国土交通省住宅局市街地建築課住環境整備室	補助事業者において平成24年に応募を実施、48のNPO法人等を支援。	-

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
14	基本計画等作成等事業	継続	国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等(NPO法人を含む場合がある)に対して補助を行う。	※1	※1	1/3 [間接補助]	地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局市街地建築課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	地区数:13
15	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等(NPOを含む場合がある)の運営・活動(勉強会、資料収集等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等(NPOを含む)が行う上記事業に対して補助を行う。	(12,760の内数) ※1	(15,130の内数) ※1	2/3、1/2、1/3等 [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局市街地住宅整備室	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	—
16	地域住宅計画に基づく事業	継続	地方公共団体が主体となって行う公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域の自主性と創意工夫を活かした取組みを総合的かつ計画的に推進する。 国土交通省は、地方公共団体の作成した地域住宅計画に位置づけられた、民間事業者やNPO法人等への支援事業を含む幅広い事業(ハード事業・ソフト事業)に要する費用に対して助成を行う。	※1	※1	1/2 [交付金(NPOに対しては間接補助)]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局住宅総合整備課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	事業実施主体数: 1, 606主体
17	住宅セーフティネット基盤強化推進事業	継続	賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用等の促進を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を図る。 国土交通省は、実施主体が行う賃貸住宅関連紛争処理を円滑化する取組みの実施等に対して補助を行う。	(450の内数)	(515の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助]	民間事業者、NPO法人等	検討中	検討中	国土交通省住宅局住宅総合整備課安心居住推進課	事業件数:30件	—

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
18	高齢者等居住安定化 推進事業	継続	高齢者、障害者、子育て世帯向けの 先導的な住まいづくり・まちづくりに関 する取組み、サービス付き高齢者向け 住宅の整備を行う事業などを支援し、 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の 安定確保を図る。 国土交通省は、評価委員会において 選定した公募による提案者(NPOを含 む)、サービス付き高齢者向け住宅の 整備を行う事業者(NPOを含む)が行う 住宅の整備等に要する費用に対して 補助を行う。	(34,000の内数)	(35,500の内数)	1/10.1/3等 [直接補助]	民間事業者、NP O法人等	補助事業者にお いて公募を実施	補助事業者にお いて募集を実施	住宅局安心居住 推進課	NPOへの補助: 22件 (評価委員会に よる選定事業 分)	事業件数:79件 (評価委員会に よる選定事業 分)
19	観光地域づくりプラット フォーム支援事業	終了	様々な滞在型観光の取組みを推進し、 市場との窓口機能等を担う「観光地域 づくりプラットフォーム」の形成を促進し つつ、着地型旅行商品の企画・販売、 人材育成等を行う取組を支援。(NPO を含む)	-	246	①設立準備段階 10/10 (定額補助) ②運営初期段階 2/5 [直接補助]	民間組織		観光庁HPにて 手続きを公表し、 地方運輸局また は沖縄総合事務 局にて受付	総合政策局事業 統括調整官室 観光庁観光地域 振興課	NPOへの補助: 1件	支援地域数:23 地域
20	観光地域づくりブランド 確立支援事業	新規	国内外から選好される国際競争力の 高い魅力ある観光地域づくりを促進す るため、国土交通省は、地域の取組段 階に応じ、地域のマネジメントを中心 的に担う民間団体等が行う地域独自の 「ブランド」の確立を通じた日本の顔と なる観光地域の創出に向けた取組を 支援する。	343	-	① 観光地域ブラン ド化基盤づくり支 援10/10 (上限500万円) ② 観光地域ブラン ド化確立支援 2/5 [直接補助]	地域のマネジメ ントを中心に 担う民間団体等	検討中	検討中	観光庁観光地域 振興課	-	-
合計		-		503 (+75) (+17.5%)	428	-	-	-	-	-	-	-

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

2. NPOとの連携

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	実施主体	公募スケジュー ル	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
1	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	継続	河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。 国土交通省及び地方公共団体は、この登録された「子どもの水辺」におけるソフト・ハード面の様々な支援を実施。例えば、協議会に対し、子どもの水辺サポートセンターから資機材の貸出、情報提供等を支援。	(652,917の内数)	(625,409の内数)	国、地方公共団体	通年	市区町村教育委員会や河川管理者、市民団体等で構成される「子どもの水辺」協議会において、「子どもの水辺」を選定し、「子どもの水辺サポートセンター」へ登録。また、「子どもの水辺」とするため河川整備が必要な場合には、「子どもの水辺」協議会において、「水辺の楽校構想」を作成の上、各市区町村長から当該市区町村の存する都道府県知事を通じて国土交通省水管理・国土保全局長に対して申請書を提出	各河川管理者 (国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	-	「子どもの水辺」再発見プロジェクト登録箇所数290箇所(平成23年3月末) 「水辺の楽校」プロジェクト登録箇所数279箇所(平成23年3月末)
2	自然再生事業	継続	国土交通省及び地方公共団体は、蛇行河川の復元や湿地・干潟の再生等の河川における良好な自然環境を保全・復元する自然再生事業を市民団体、NPO等との協働により推進する。	(652,917の内数)	(625,409の内数)	国、地方公共団体	通年	右記問い合わせ先に直接連絡	各河川管理者 (国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	-	36水系で実施
3	海辺の環境教育の推進	継続	市民による港の良好な自然環境の活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。	(173,192の内数) ※1	(181,834の内数) ※1	国、地方公共団体等	【参考:「海辺の自然学校」関係】 通年	【参考:「海辺の自然学校」関係】 地方整備局等に対して連絡	港湾局海洋・環境課	-	【参考:「海辺の自然学校」関係】 人工干潟での生物観察等を行う「海辺の自然学校」を全国16箇所を実施
4	「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業	継続	「新しい公共」による地域づくり活動に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が連携して、自立的・持続的な活動に向けてコーディネート支援を行う取組を募集・選定し、その取組の効果や課題等を検証するとともに、取組に対する助言指導を公開形式で行い、共有可能なコンテンツとして整理。	(67の内数)	(107の内数)	NPO等の中間支援組織	検討中	検討中	国土政策局地方振興課	実施主体全10団体のうちNPO法人は4団体	-

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

民間まちづくり活動促進事業

市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助する。

○民間主導のまちづくり活動に対する支援の強化

- ・ 民間主導によるまちの賑わいや快適な都市空間を創出するため、法定のまちづくり計画や協定案の作成に対して民間への直接補助を実施
- ・ 民間の創意工夫を活かした施設整備等を推進するため、都市再生整備推進法人による協定に基づく施設整備等（実証事業）に対して直接補助を実施



➤協定制度に基づく、民間によるまちの賑わい、交流の場の創出



➤民間の担い手による公共空間の整備・管理の高質化

◆民間のまちづくり活動に対する支援の全体像

まちづくり計画等の策定・コーディネート

法定のまちづくり計画等

法定の計画提案素案、協定案を含むまちづくり計画の策定及びコーディネート

- ・ 都市再生整備計画の提案素案
- ・ 都市利便増進協定、歩行者経路協定の案
- ・ これらに関連するコーディネート

任意のまちづくり計画等

エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネート

- ・ 地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の作成及びこれに関する立案・調整
- ・ まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動等のまちづくり活動 等

社会実験・実証事業等

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用

- ・ 広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備等
- ・ 広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施 等

まちの賑わい、交流の場の創出や都市施設の管理・活用等に資する社会実験等

- ・ 地域のプロモートイベント（オープンカフェ等）
- ・ 屋外広告物事業
- ・ 空き地・空き店舗等の活用
- ・ 地域のPR・広報 等

自立的な事業展開

補助No.1

暮らし・にぎわい再生事業の概要

衰退し、利便性の低下した中心市街地において、**公益施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、地域交流施設等）を含む建築物の整備等を支援することにより、中心市街地をいきいきと生活できるまちなかとして再生する。**

○補助対象メニュー

【コア事業】

1. 都市機能まちなか立地支援（公益施設の**新築**に対する支援）

<メニュー>

- ・設計費 ・土地の整備費
- ・共用通行部分整備費 ・立体駐車場整備費
- ・賑わい交流施設*整備費 等

※公益施設のうち、住民が随時利用でき、交流の場となる施設：図書館、多目的ホール等

階段	ホール	立体駐車場
	廊下	
土地整備		

2. 空きビル再生支援（**既存ストック**を活用した公益施設の導入に対する支援）

<メニュー>

- ・設計費 ・改修工事費
- ・共用通行部分整備費 ・立体駐車場整備費
- ・賑わい交流施設*整備費 等

※公益施設のうち、住民が随時利用でき、交流の場となる施設：図書館、多目的ホール等

階段	専用部分改修費	図書館
	廊下	

3. 賑わい空間施設整備（**広場の整備**に対する支援）

<メニュー>

- ・設計費 ・建築物除却費 ・公開空地整備費 等

【附帯事業】

1. 計画コーディネート支援（計画作成等の**ソフト活動**の支援）
2. 関連空間施設整備（コア事業とあわせて行う**駐車場、緑化施設の整備**に対する支援）

平成22年度より社会資本整備総合交付金として支援

注）中活協議会施行、UR施行分については従来どおり補助金として支援。

○対象地域

認定中心市街地活性化基本計画の区域

（平成24年度末までは、改正前の中活法に基づく基本計画の見直し方針が明確になっている区域または改正中活法に基づく基本計画の骨子が存在している区域をもって、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく認定基本計画区域と見なして、支援を実施。）

○施行者及び補助率

- ・地方公共団体、都市再生機構、中心市街地活性化協議会（直接補助；事業費の1/3以内）

- ・民間事業者等（NPOを含む。）

（間接補助；事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内）

公益施設の割合が高い（1/10以上）等一定の要件を満たす場合は、補助率加算（1/3 → 2/5）

《制度活用イメージ》



補助No.2

都市再開発支援事業

◇ 目的

地域の拠点となる中心市街地の商業地等の活性化を図る観点から、総合的な整備計画に基づき、市街地再開発事業など各種の事業により、都市計画道路と一体となった総合的な再開発を推進することを目的とする。

◇ 事業のしくみ

(1) ソフト支援措置（国費率1/3）

① 地区再生計画^{※1}の作成に要する費用に対する助成

事業主体：市町村（必要に応じて都道府県）

※1 地区の整備のマスタープラン

② 街区整備計画^{※2}の作成に要する費用に対する助成

事業主体：市町村（必要に応じて都道府県）、法定の市町村都市再生整備協議会（以下「市町村協議会」）、再開発準備組織、再開発会社、まちづくり NPO、まちづくり公益法人及びまちづくり協議会

※2 地区の具体的な整備プログラム

③ コーディネート業務に要する費用に対する助成

1) 計画コーディネート

市町村、都市再生機構、市町村協議会、タウン・マネジメント・センター（第3セクター）、再開発準備組織及び再開発会社が行う以下に掲げるコーディネート

- ・計画立案に係る調査（施設需要予測、整備地区の課題抽出、居住・営業調査、税込増効果算定等）
- ・整備手法及び整備手順の検討（計画立案に向けて基礎となる各種検討、B/C 算定等）
- ・関係機関等との調整（地方公共団体、金融機関、保留床取得者等）
- ・まちづくり活動支援（まちづくり組織の立上げ、人材育成、住民の意見調整等）

2) 事業コーディネート

5,000 m²以上の保留床を賃貸運営する保留床管理法人が、施設建築物工事着工までの間に行う以下に掲げるコーディネート

- ・施設詳細設計・計画に関する調整（テナントミックス案の作成、施設詳細設計・計画に関する施行者との調整等）
- ・保留床価格設定に関する調整（長期収支計画シミュレーション、保留床価格設定に関する施行者との調整等）

(2) ハード支援措置（国費率1/3）

○対象施設

街区整備計画に定められた施設等定められた要件を満たす公開空地、立体的遊歩道、人工地盤等、駐車場及び用途適正配置の観点から建設される住宅等の整備に要する費用に対する助成

○事業主体及び助成対象

- ・地方公共団体、市町村協議会：公開空地、立体的遊歩道、人工地盤等、駐車場及び用途適正配置の観点から建設される住宅等
- ・地方公共団体の出資又は拠出に係る法人その他公益を目的とする者：公開空地、駐車場及び用途適正配置の観点から建設される住宅等
- ・市街地再開発組合の要請を受けて市街地再開発組合の組合員又は当該組合員の出資する法人：用途適正配置の観点から建設される住宅等

都市再生整備計画事業の概要

1. 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

2. 概要

都市再生整備特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。

平成16年度に、「まちづくり交付金」制度として創設。

平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置付け。

① 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標^(注1)と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

② 交付金の交付

交付金を年度ごとに交付。

③ 事後評価

交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価^(注2)を実施し、その結果を公表。

(注1) まちづくりの目標の設定：まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定。

例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する。

指標：来街者数、居住者数(可能な限り数値化を図る)等。

(注2) 数値化された指標の達成状況を評価。

3. 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

4. 交付期間

概ね3～5年

5. 国費率

事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)

※中心市街地活性化等の国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%(通常40%)として重点的に支援。

都市再生総合整備事業の概要

1. 目的

大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生をうながすトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進することを目的とする。

2. 概要

○総合整備型

国土交通大臣が指定する重点地域内で、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき区域において、先行的都市基盤施設の整備や計画策定等、ハード事業からソフト事業までをパッケージにして総合的に支援する。

① 対象区域

1) 都市・居住環境整備重点地域

都市構造再編の観点から都市基盤施設整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域等として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域。

2) 特定地区

都市・居住環境整備重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき区域として、地方公共団体が指定する地区。

② 事業主体：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間等

③ 交付対象等

1) 基本計画策定に要する費用（国費率：1/2）

2) 整備計画策定等に要する費用（国費率：1/2）

3) 都市基盤施設の整備に要する費用（国費率：1/2）

4) 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備に要する費用（国費率：1/3）

5) 既存施設の除却、移転に要する費用（国費率：1/2）

※民間等については間接交付（国費率：1/3）とし、2）、4）、5）の対象事業に限る。

○拠点整備型

総合整備型の対象区域以外において、都市構造の再編や広域的な連携を進めるうえで中核となる都市拠点整備を重点的に支援する。

① 対象地区

基幹的な事業の実施に併せ、市民共有の優れた街並みの形成、魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区。

② 事業主体：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、協議会、民間等

③ 交付対象等

1) 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備、既存施設の除却、移転等に要する費用（国費率：1/3）

2) 1) の整備事業又は市街地再開発事業等の基幹的な事業を促進する関連公共施設の整備に要する費用（国費率：通常事業の国費率に同じ）

3) 都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用や円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援等に関する調査に要する費用（国費率：1/3）

○宅地耐震化推進事業

【目的・概要】

東日本大震災や新潟県中越地震等の大地震時に、大規模盛土造成地の崩壊により住宅が流出するなどの被害が出ているが、このように大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地は全国に数多く存在する。

このような大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ作成）を行い住民への情報提供等を図るとともに、滑動崩落防止工事の実施により耐震性を向上させることに要する費用について補助する。

○ 大規模盛土造成地の変動予測

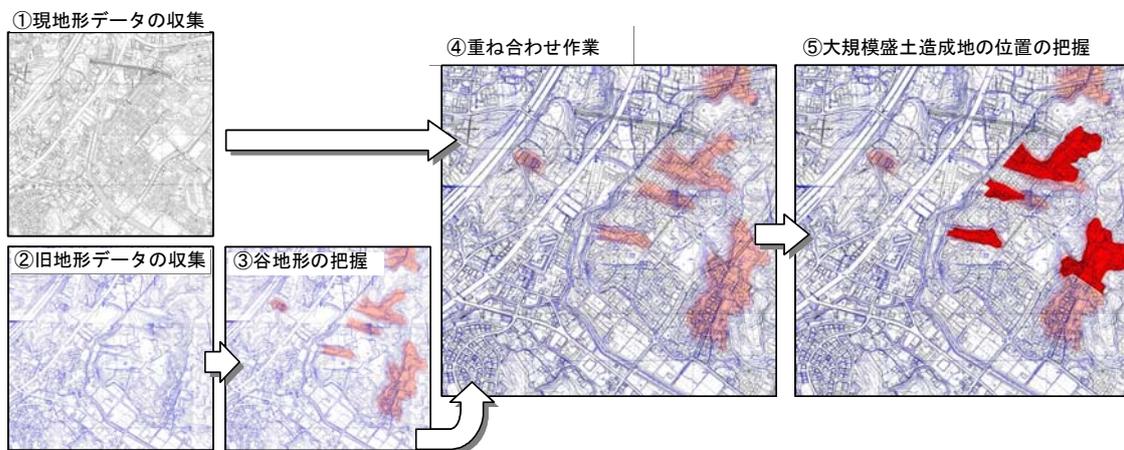
地方公共団体が、大地震時等に変動、崩落する危険性のある大規模盛土造成地について調査を行い、「大規模盛土造成地マップ」として情報提供する場合、調査等に要する費用の一部を補助する。

事業主体：地方公共団体

交付率：1 / 3

交付対象：大規模盛土造成地の変動予測に関する調査に要する費用

【大規模盛土造成地マップ作成イメージ】



○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

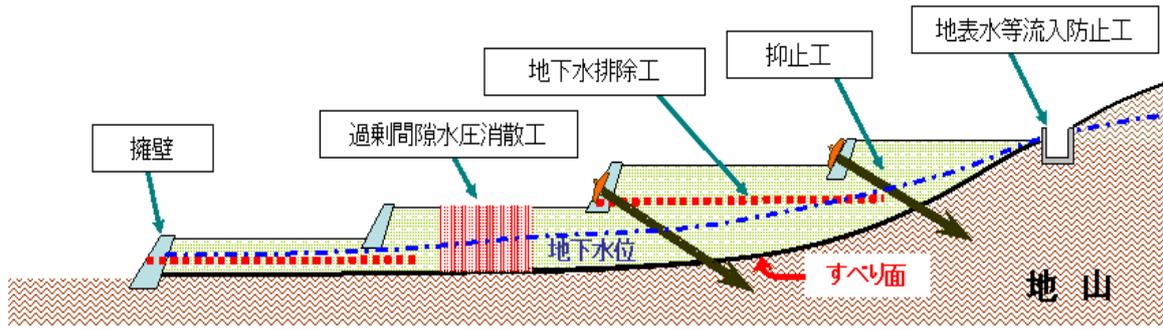
大地震時等に滑動崩落の危険性が特に高い、一定の要件（相当数の居住者、公共施設等へ被害をもたらすおそれ等）を満たす大規模盛土造成地について滑動崩落防止工事が行われる場合、工事に要する費用の一部を補助する。

事業主体：地方公共団体がその費用の一部を助成する場合又は自ら実施する場合に当該地方公共団体に補助

交付率：1 / 4

交付対象：大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費（対象区域面積1 haあたり国費4千万円を限度とする）

【大規模盛土造成地滑動崩落防止工事イメージ】



地下水排除工の例



過剰間隙水圧消散工の例

都市防災総合推進事業の概要

1. 背景・目的

阪神・淡路大震災における教訓をみるまでもなく、我が国の都市は、都市基盤施設の整備を伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。このため、密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業を実施している。

2. 事業の概要

地方公共団体等が行う次の事業メニューに対する支援を実施する。

○ 都市防災の計画づくりに対する補助

災害危険度判定調査

- ・各種災害に対する危険度判定調査

住民等のまちづくり活動支援

- ・防災都市づくりに関して住民等が主体となったまちづくり活動への支援

密集市街地緊急リノベーション事業 (H28年度まで)

- ・重点密集市街地において、都市計画道路整備に併せた沿道整備(防災環境軸の整備)を推進するための計画コーディネート支援、面積要件の緩和

○ 計画に基づく事業実施に対する補助

地区公共施設等整備

- ・道路、公園等の地区公共施設の整備
- ・防災まちづくり拠点施設の整備

都市防災不燃化促進

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の建築物の不燃化に対する助成

地震に強い都市づくり緊急整備事業

- ・「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について交付対象施設の特例を設ける。防災情報通信ネットワーク等

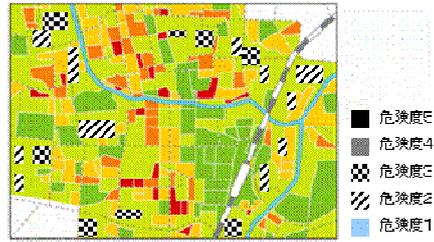
○ 大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援

被災地における復興まちづくり総合支援事業

- ・被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、計画策定から公共施設整備等への一体的な支援

①災害危険度判定調査

目的：地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にすることにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。
交付対象：延焼危険性、消防・避難の困難性など市街地の災害危険度判定に関する調査



<災害危険度判定調査の例>

②住民等のまちづくり活動支援

目的：市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、防災上対策が必要な地区や活性化すべき中心市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

交付対象

- ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・地区のまちづくり方針の作成

③地区公共施設等整備

目的：都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

交付対象

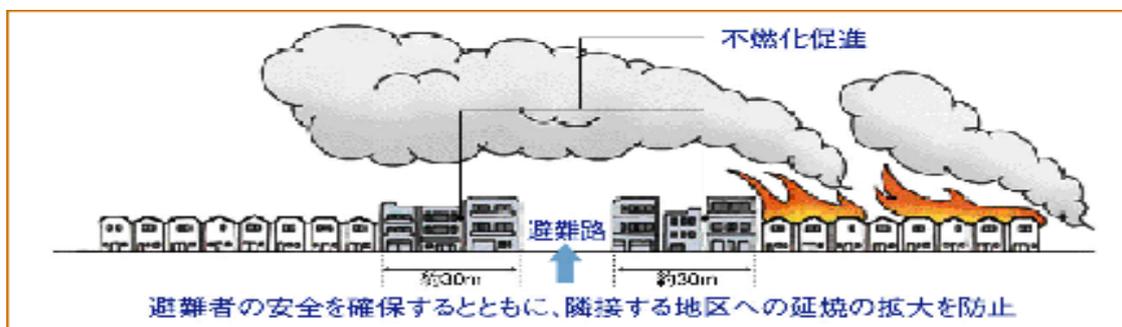
- ・道路又は公園、広場等の地区公共施設
- ・避難所、津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備、災害時協定を締結した民間施設の所有者等に対する間接補助含む）

④都市防災不燃化促進

目的：避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図る。

交付対象

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域（不燃化促進区域）における耐火・準耐火建築物の建築に対する助成等
- ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等



整備効果のイメージ

⑤密集市街地緊急リノベーション事業

目的：重点密集市街地において、複数の事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対する支援と、整備計画に位置付けられた事業について、面積の合計が一定規模以上である場合に、面積要件の緩和を実施することにより、各種事業の総力を結集して防災環境軸の整備を推進する。

交付対象： 整備計画作成・コーディネート

⑥地震に強い都市づくり緊急整備事業

目的：避難地・避難路・ライフライン等総合的な地震防災対策を推進するため「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について、交付対象施設に特例を設ける。

交付対象施設の特例

- ・防災情報通信ネットワークの整備（都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備））
- ・都市公園施設の耐震診断（都市公園事業）
- ・防災関連施設の整備（都市再生区画整理事業、被災市街地復興土地地区画整理事業）
- ・災害時に活用可能な集会所等の整備（市街地再開発事業、防災街区整備事業）

⑦被災地における復興まちづくり総合支援事業

目的：大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。

交付対象

- 復興まちづくり計画策定支援（「復興まちづくり事業計画」の策定、住民合意形成）
- 復興に向けた公共施設等整備
 - ・災害に強いまちに復興するための公共施設等整備
 - ・まちの活性化につながる公共施設の高質化等
- 復興まちづくり施設整備助成
 - ・共同施設整備、修景施設整備等

交付対象要件等(都市防災総合推進事業)

	災害危険度判定調査	住民等のまちづくり活動支援	地区公共施設等整備	都市防災不燃化促進	密集市街地緊急リノベーション事業	地震に強い都市づくり緊急整備事業	被災地における復興まちづくり総合支援事業
大規模地震発生の可能性の高い地域※1	○	○	○	○	×	○	×
三大都市圏の既成市街地等	○	○	○	○	×	○	×
指定都市	○	○	○	○	×	○	×
道府県庁所在都市	○	○	○	○	×	○	×
重点密集市街地※3を含む市町村	×	○	○	○	○	○	×
DID地区	○	○	○	○	×	○	×
大規模な災害による被災地※4	×	×	×	×	×	×	○
事業主体	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構	市町村、防災街区整備推進機構	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構等	都道府県、市町村	都道府県、市区町村、防災街区整備推進機構	※2	市町村等
交付率	1/3	1/3	1/2,1/3	1/2(調査は1/3)	1/2	※2	1/2、1/3

※1：地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、観測強化地域、特定観測地域

※2：地震に強い都市づくり緊急整備事業は、各種事業における重点実施及び交付対象施設の特例を内容とするため、事業主体及び交付率は各種事業の事業主体及び交付率となる。

※3：住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)に基づく地震時に著しく危険な密集市街地

※4：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

○市民緑地等整備事業

【概要】

地方公共団体または緑地管理機構等が、市民緑地契約（都市緑地法第55条に規定する市民緑地契約をいう。）又は緑地保全地域等の土地に係る管理協定（都市緑地法第24条に規定する管理協定をいう。）に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設整備、及び借地公園の整備を実施する。

【対象事業要件】

○対象事業

- ①地方公共団体又は緑地管理機構が、市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。
- ②地方公共団体又は緑地管理機構が、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地に係る管理協定に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。等

○対象都市

以下の①及び②に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

- ①緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市
- ②以下のいずれかの要件を満たす都市
 - 1)環境モデル都市（候補都市を含む。）及び緑化地域、緑化率の最低限度を定めた地区計画、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区又は緑地保全地域の指定により緑の保全・創出を積極的に行っている都市（以下、「重点都市」という。）
 - 2)人口10万人以上の都市
 - 3)大都市圏における以下の政策区域に含まれる都市
 - ・首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯
 - ・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域
 - ・近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域

【交付対象施設】

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおり。

(1)市民緑地契約に基づく施設整備

園路又は広場、修景施設、休憩所、ベンチその他の休養施設、便所、水飲場その他の便益施設、門、さく、照明施設、水道その他の管理施設、備蓄倉庫その他の災害応急対策施設

(2)緑地保全地域における管理協定に基づく施設整備

防火施設、土砂崩壊防止施設、景観保全のための植栽、防火・病虫害防除維持管理上の道路、立入防止柵・標識等の管理施設、散策路、ベンチ、休憩所、公衆便所、解説板、駐輪場、水質保全のための水辺周辺施設 等

【国費率】

- ・地方公共団体の場合 施設費 1 / 2
- ・緑地管理機構の場合 地方公共団体が緑地管理機構の補助に要する費用の 1 / 2 以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の 1 / 3 以内

○都市公園事業

【事業目的】

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園の整備を行う。

【事業主体】

地方公共団体（歴史まちづくり法第5条第8項に位置づけられた都市公園においては、都市公園法第5条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第25条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第5条第3項第2号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）

【交付対象事業要件】

①面積要件

原則として2ha以上とする。ただし、以下の公園を除く。

1) 街区公園、近隣公園

i) 防災公園

ii) 住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園

2) 都市緑地

i) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積0.05ha以上の緑地

ii) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積0.05ha以上の私的空閑地で土地所有者と地方公共団体との間で概ね10年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

②総事業費要件

市区町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上

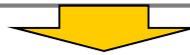
【国費率】

- ・地方公共団体の場合 用地費 1 / 3、施設費 1 / 2
- ・歴史的風致維持向上支援法人の場合 地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の 1 / 2 以内で、かつ当該施設の整備に要する全体事業費の 1 / 3 以内

都市・地域交通戦略推進事業の概要

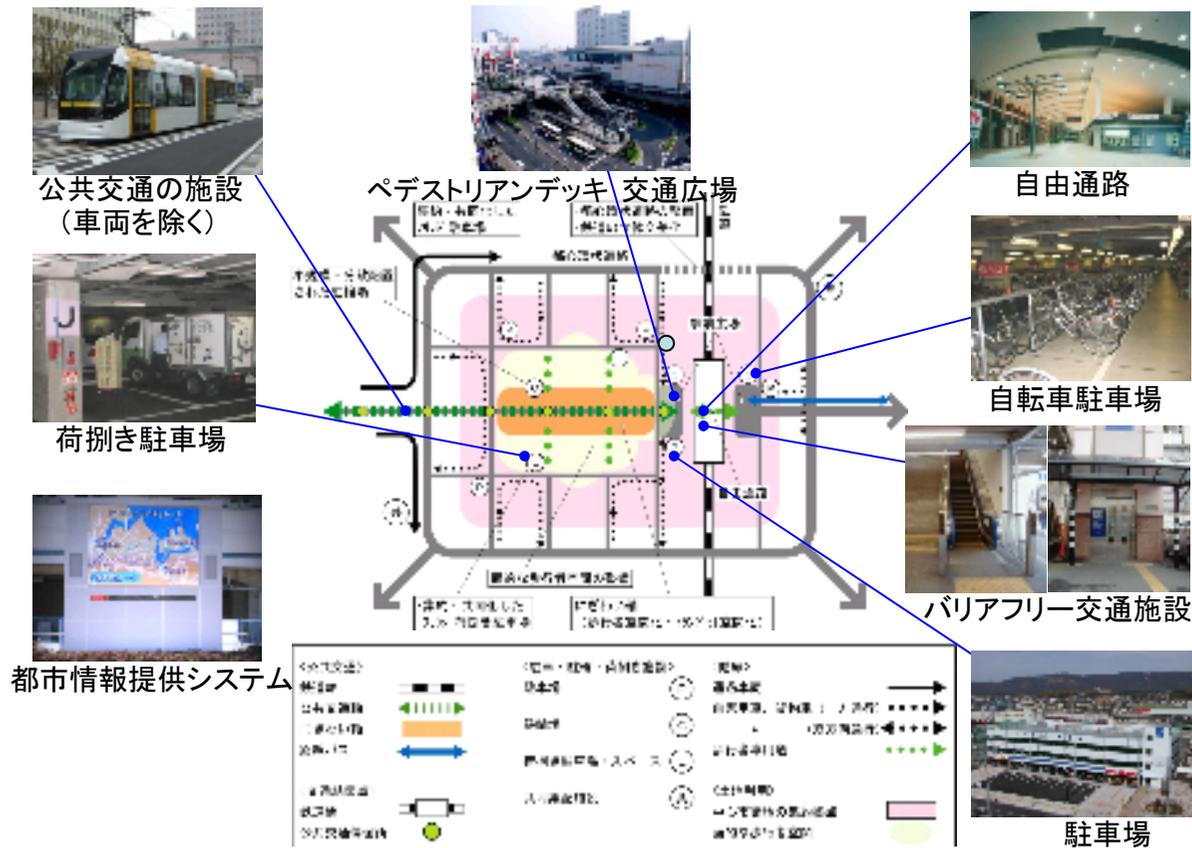
目的

人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に広がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型の集約型都市構造への展開を図る。



補助対象

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、パッケージ施策として総合的に整備
- 補助対象者：地方公共団体等
- 補助率：1/3（自転車関連経費で環境モデル都市等については1/2）



マンション管理適正化・再生推進事業（新規）

1. 目的

新たな管理適正化方式や、東日本大震災を踏まえた新たな防災対策等マンションにおける課題の解決に向けた合意形成等の成功事例の蓄積を通じ、今後増大することが予想されている老朽化したマンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図る。

2. 事業概要

(1) 事業内容 マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けて管理組合における合意形成をサポートする取組み等を公募・支援し、成功事例の収集・分析等を行う。

- ① 専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化
- ② 被災時のマンション生活維持のための環境整備
- ③ 持続可能社会に対応したマンション再生の促進

(2) 事業主体 マンション管理組合の活動を支援する法人等

(3) 補助率 定額補助

(4) 限度額 1,000万円

(5) 事業期間 平成25年度～平成27年度

3. 平成25年度予算額（国費） 1.51億円

基本計画等作成等事業

1. 目的

市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る。

2. 制度の概要

(1) 基本計画及び推進計画

- 基本計画：市街地再開発事業の事業化が見込まれる区域において、都市計画、施設建築物・敷地等の計画、資金計画等について検討を行う。
- 推進計画：所有者等の2/3以上が加入する再開発準備組織が結成されているものについて、組合定款等の検討、事業の計画内容、権利調整の詳細の検討等を行う。
- 国費率：1/3

(2) 市街地総合再生計画

○対象地区

土地の合理的かつ健全な高度利用又は市街地環境の整備が必要な既成市街地のうち、地区面積が概ね1 ha以上であり、かつ再開発事業の実施が確実な区域の面積が概ね5,000㎡以上であるもの等。

○事業内容等

ア) 市街地総合再生計画の策定

現況調査、地区整備の基本方針、再開発が必要な地区及び整備手法の選定等の検討を実施。

- ・国費率：1/3

イ) 市街地総合再生計画に基づく事業の実施

- a 市街地再開発事業：地域要件適合、施行面積要件5,000㎡→1,000㎡
- b 優良建築物等整備事業：地域要件適合、施行面積要件1,000㎡→500㎡
- c 市街地総合再生施設整備：公開空地、立体的遊歩道、駐車場、住宅等の整備

- ・国費率：1/3

(3) コーディネート業務

○業務内容

ア) 計画コーディネート業務

- ・まちづくり活動支援事業

まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓蒙、人材育成並びに住民の意見の調整

- ・計画立案・調整業務

土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討並びに関係機関等との調整

イ) 事業コーディネート

保留床管理法人が施設建築物工事着工までの間に行う施設詳細設計・計

画に関する調整及び保留床価格算定に関する調整

○国費率：1/3

(4) まちなみデザイン推進事業（まちなみ形成の推進）

○対象地区

市街地再開発事業等市街地における建築活動等の適切な誘導を図ることにより、良好なまちなみの形成を促進すべき地区

○事業内容等

地区内地権者等からなる協議会組織による良好なまちなみ形成の推進方策等の検討

・国費率：1/3

住宅市街地総合整備事業の概要

◇密集住宅市街地整備型

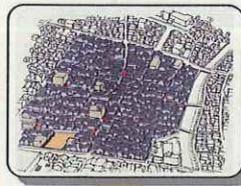
○密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

【整備地区の要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- 地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
- 住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上



地区内の公共施設の整備

- 道路・公園等の整備
- コミュニティ施設の整備
(集会所、子育て支援施設等)
- (補助率：1/2、1/3)

老朽建築物の除却・建替え

老朽建築物の除却

買収費、除却工事費、通搬補償等
(補助率：1/2、1/3)

沿道建築物の不燃化

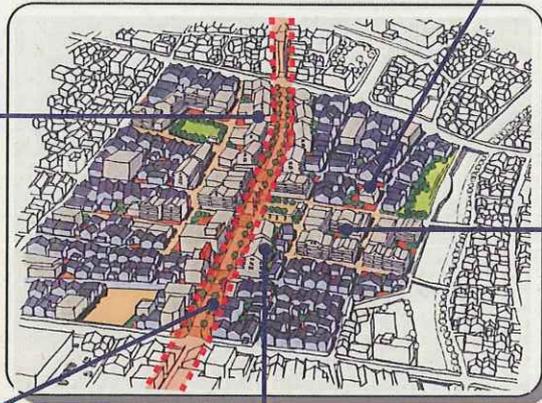
延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等 (補助率：1/3)

共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(補助率：1/3)

防災建替え・認定建替えにより個別の建替を補助(戸建住宅にも補助)

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(補助率：1/3)



事業に関連する公共施設の整備

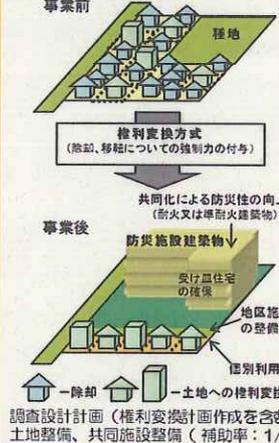
道路・都市公園・河川等の整備
関連公共施設整備
(補助率：通常事業に準ずる)

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備
都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等 (補助率：1/3、1/2、2/3)

防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う



◇拠点開発型・街なか居住再生型

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- 三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- 原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的开发を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- 一定の条件を満たす中心市街地
- 重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備

(集会所、子育て支援施設等)



空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得(用地費は除く。)、移転、増築、改築等



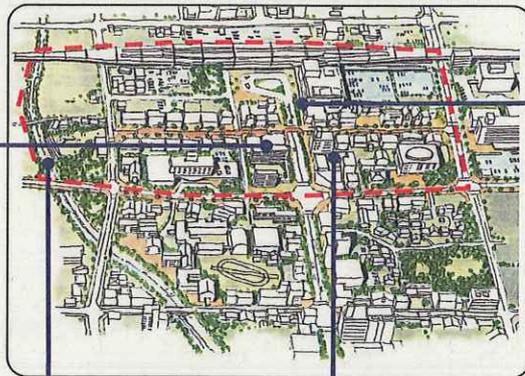
(補助率：1/3)

良質な住宅の供給

拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業
調査設計計画、土地整備、共同施設整備
(補助率：1/3)



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備
関連公共施設整備
(補助率：通常事業に準ずる)

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備
都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等 (補助率：1/3、1/2)

住宅市街地総合整備事業

I 目的

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。

II 事業の概要

(1) 整備地区の要件

- ① 重点整備地区を一つ以上含む地区であること。
- ② 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）であること。
- ③ 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く。）であること。（街なか居住再生型を除く。）

(2) 重点整備地区の要件

- ① 重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）であること。
- ② 次のいずれかの要件に適合すること。
 - a. 拠点開発型（三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね1ha以上かつ面積20%以上の拠点的開発を行う区域を含むこと）
 - b. 密集住宅市街地整備型（換算老朽住宅戸数50戸以上（重点供給地域は25戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること）
 - c. 街なか居住再生型（中心市街地において、概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね30ha以下））

(3) 事業主体

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

(4) 交付・補助内容 [交付率・補助率]

- ①整備計画策定（整備計画、事業計画策定等） [1/3, 1/2, 2/3, 3/4]
 - ②市街地住宅等整備（調査設計計画、共同施設整備、公共空間整備等） [1/3, 1/2]
 - ③居住環境形成施設整備（老朽建築物除却、地区公共施設整備等） [1/3, 1/2]
 - ④耐震改修促進（耐震改修等） [通常事業に準ずる]
 - ⑤延焼遮断帯形成事業（調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備） [1/3]
 - ⑥防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備） [1/3 等]
 - ⑦関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川等） [通常事業に準ずる]
 - ⑧都市再生住宅等整備（調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等） [1/3, 1/2, 2/3]
 - ⑨公営住宅等整備（公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備等）
 - ⑩住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）
 - ⑪街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等） [⑨～⑪：通常事業に準ずる]
- 密集住宅市街地整備型に限る。

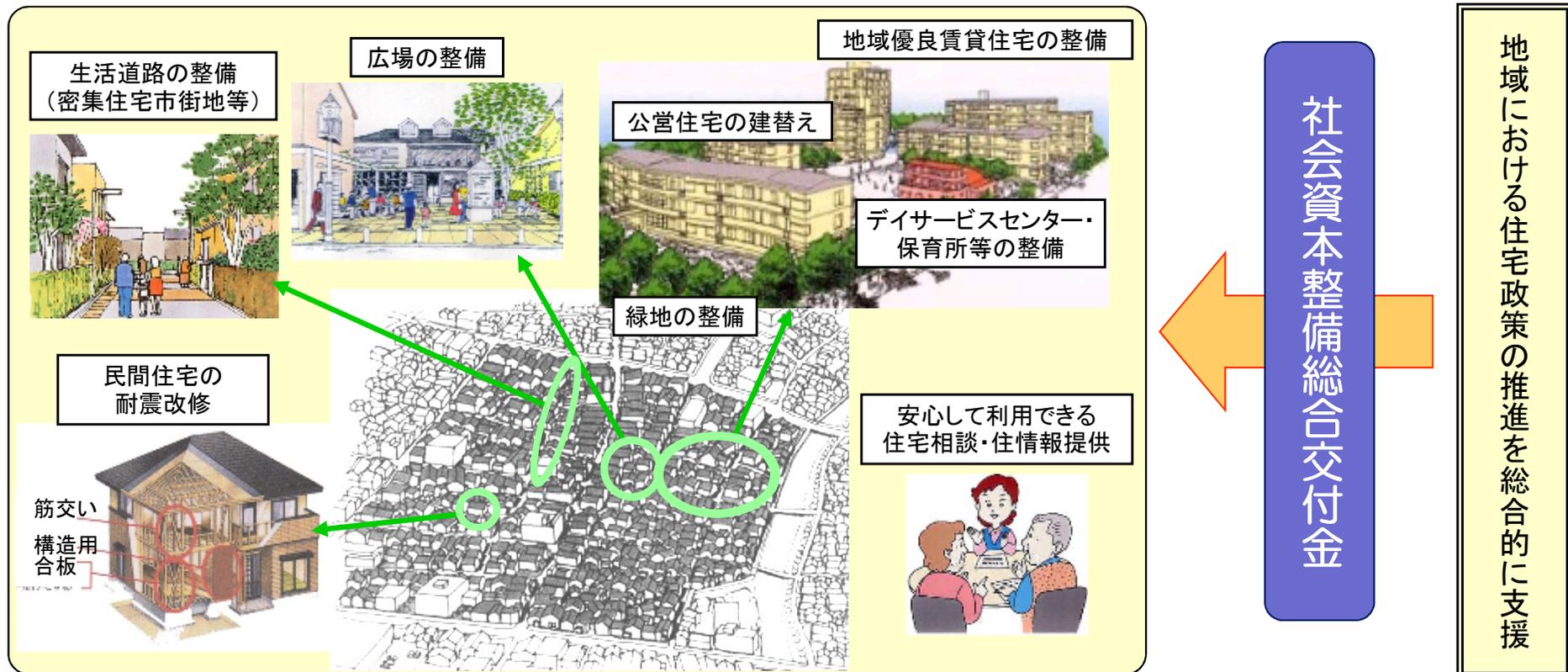
社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）の概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための事業制度

【交付対象事業】

○基幹事業 公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、不良住宅地区の改良、密集住宅市街地の整備、関連公共施設の整備、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修 等

○提案事業 地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業等
(例)民間住宅のバリアフリー改修、公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備、住宅相談・住情報提供



1. 目的

賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を図る。

2. 施策の概要等

(1) 補助内容

① 既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業

- ・補助内容：地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等との連携・協力により、物件情報の収集や管理面での効率化・円滑化の仕組みを構築する取組みを支援し、既存賃貸住宅の一部の借上げによる公営住宅の供給促進に係る取組みに要する経費
- ・事業主体：地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等により構成される協議会等

② 家賃債務保証業等の適正化支援

- ・補助内容：家賃債務保証業務の適正化を図るため、事業者等に対する過去の判例等をまとめた事例集等の情報提供、当該業務のあり方等についての講習会・説明会の実施等に要する経費
- ・事業主体：民間事業者等

③ 賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援

- ・補助内容：裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に要する経費
- ・事業主体：民間事業者等

④ 居住支援協議会等活動支援

- ・補助内容：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に規定する居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動に要する経費
- ・事業主体：居住支援協議会等（ただし、災害害時における民間賃貸住宅の有効活用に係る体制整備に係る事業を実施する場合には、民間事業者等を含む。）

⑤ 改正高齢者住まい法の普及促進事業

- ・補助内容：サービス付き高齢者向け住宅に関する登録制度の円滑な運用及び普及促進に向けた、登録情報の調査・分析、情報提供方法の修正・改善に係る取組みに要する経費
- ・事業主体：民間事業者等

国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援する。

実施概要

具体的には、地域の取組段階に応じて、以下の取組を支援。

- (1) 目指すべき地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築。
 - (2) ブランド戦略に基づき、来訪者の豊かな旅行を支える応接環境の整備、取組の恒常的实施・改善を通じたブランド管理、地域資源の価値を最大限に活かした空間の形成等の実施。
- また、対象地域等において、GPS機能等により蓄積される「位置情報」等を活用した観光客の行動・動態等の調査・分析を実施し、今後の取組への活用方法の検討を行う。

観光地域づくりプラットフォームを有する観光圏

観光地域ブランド化基盤づくり支援

- 観光圏の取組みが一定程度地域に浸透し、かつ、地域独自の価値を戦略的に創出・提供することにより「ブランド」の評価の確立を目指す地域

補助対象事業：ブランド戦略の策定（マーケティング調査、満足度調査、ターゲット・ポジショニングの設定、ブランドイメージの設定等）

補助対象者：地域のマネジメントを中心的に担う民間団体等

補助額：上限500万円

観光地域ブランド化確立支援

- ブランド戦略を策定の上、ブランドの維持・向上に向けたアクションプランに基づき事業を実施する地域

補助対象事業：

- ① 来訪者と地域の交流を支える応接環境の整備
ワンストップ受入環境整備、ブランドイメージを支える滞在プログラム造成等
- ② 取組の恒常的实施・改善を通じたブランド管理
品質管理・保証システムの構築、満足度調査、戦略的プロモーション等
- ③ 地域らしさを演出する地域独自の空間の形成
滞在プログラム等と連動した修景、移動の利便性向上の取組等

補助対象者：地域のマネジメントを中心的に担う民間団体等

補助額：事業費の4割

ブランド観光地域

地域独自の価値を活かした「ブランド」が確立された日本の顔となる地域を登録

支援

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

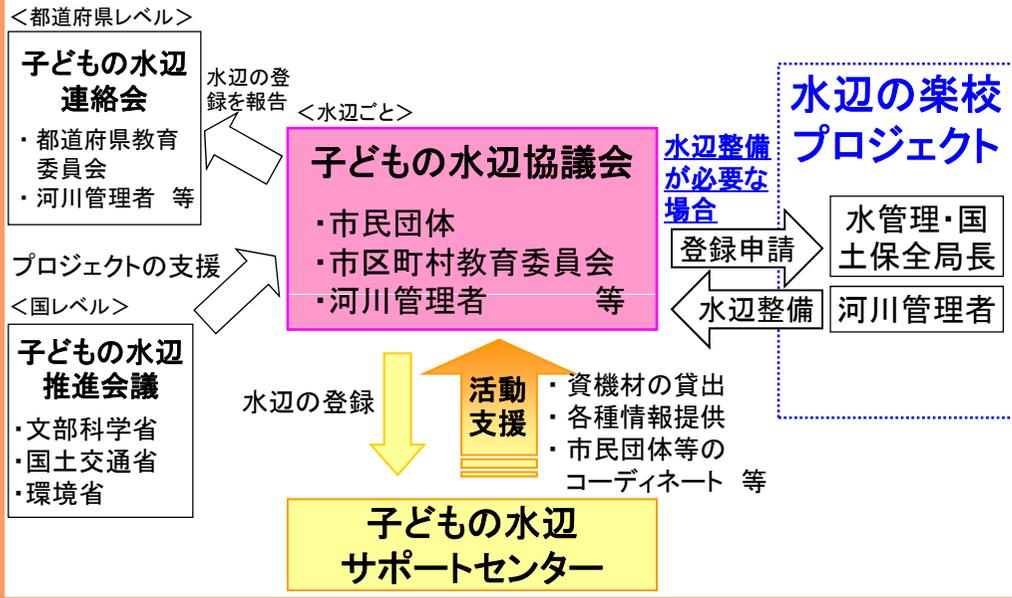
文部科学省・国土交通省・環境省連携プロジェクト H11年度創設・H14年度改訂

- 地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、子どもの水辺協議会を設置。
- 「子どもの水辺サポートセンター」が活動を支援（資機材の貸出、活動のコーディネート等）。
- 必要に応じて「水辺の楽校プロジェクト」により施設整備を実施。
- 平成22年度末現在、全国で290箇所が登録されている。

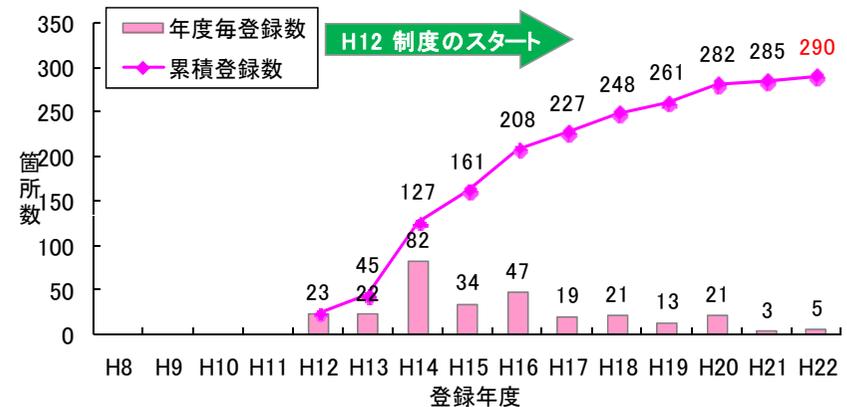


「子どもの水辺」での活動の様子(漁川(北海道))

文部科学省・国土交通省・環境省連携



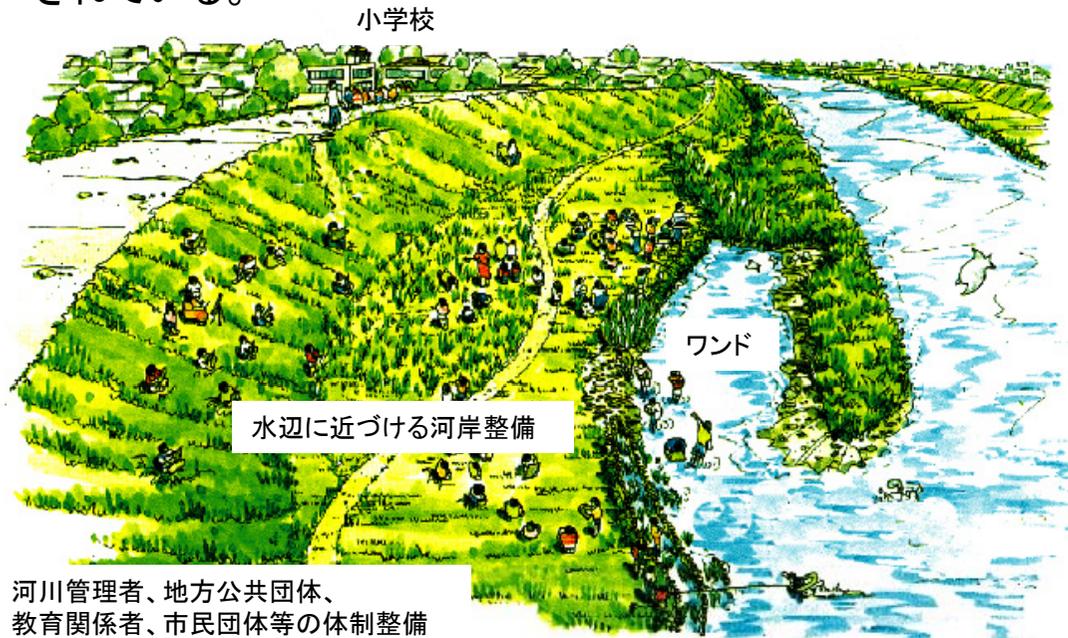
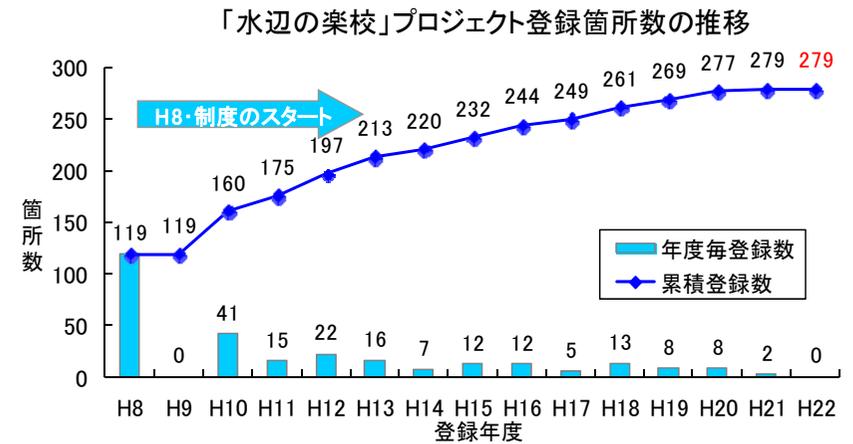
「子どもの水辺」再発見プロジェクト登録箇所数の推移



水辺の楽校プロジェクト

■ 「子どもの水辺」における環境学習や自然体験活動を進めるにあたって河川の整備が必要な場合に、自然の状態を極力残しながら瀬や淵、せせらぎ、ワンド等の自然環境を保全・復元するとともに、子どもたちが安全に自然に出会えるよう河岸等へのアクセス性の改善（堤防の緩傾斜化、水辺に近づける河岸整備）、遊歩道の整備等を行う。

■ 平成22年度末現在、全国で279箇所が登録されており、各地域の特色を活かした様々な取組みが展開されている。



水辺の楽校のイメージ図



桐生川水辺の楽校
(栃木県桐生市)

NPOや住民団体と連携した自然再生の取組み

NPO、地域の住民団体、関係行政機関が連携、協力して、地域における自然の再生を目的に、湿地・干潟の再生や、水辺の再生など自然再生を推進している。

- 実施事例
- ・円山川(兵庫県).....コウノトリと共生できる環境の復元
 - ・国府川・天王川(新潟県)....湿地の創出、河川の自然再生(トキの生息環境の復元)

- ・NPOや地域住民の参画により、現地の状況が的確に把握され事業実施に反映されている。
- ・また、自然再生がより多くの住民の協力により進められている。

円山川の事例

- 円山川は昭和30年頃まで、コウノトリが多数生息する河川。
- 周辺の開発、農薬の影響等により、コウノトリは絶滅。(日本で最後の野生生息地となった)

管理者の取組

湿地の創出(地元住民もコウノトリの生息環境に配慮した高水敷切下げに理解)



コウノトリ野生復帰推進協議会

コウノトリの採餌環境の創出

- ・管理者・川の掘削を行う際に水深が浅い湿地帯を創出、用水路との連続性の確保等
- ・地域住民・無農薬農業の実施等

コウノトリの野生復帰



NPOとの連携

- 自然再生の計画段階から協議会にメンバーとして参画。
- 治水工事における環境への配慮事項について助言。
- モニタリング調査への助言や現地調査を市民も参加して協同で実施。

地元農家等の取組

地元では、極力、農薬を使わない営農を実施。コウノトリの餌となる小魚やドジョウ等の生息環境を確保。



環境負荷の小さいアイガモ農法の実施

海辺の環境教育の推進

将来を担う子供達の自然体験活動や環境教育の場を提供するとともに、これら活動を積極的に支援するため、地方整備局等港湾関係事務所とNPO、教育機関、自治体が連携して、海辺の自然学校を開催。

展開スキーム

国土交通省

- 海辺の環境教育等を行う場となる海浜等の整備
- 多様な主体との連携

自然環境を活かした地域づくりを目指す自治体・NPOなど

- 市民参加の促進
- 総合学習(地域性のある)
- 地域の活性化
- NPOのネットワーク化
- 指導者養成

連携

- 企画立案
- 運営体制整備
- 広報・参加募集

「海辺の自然学校」開校

地域の主体に運営ノウハウ等の蓄積

- NPO、教育機関、自治体等が主体的に実施する体制を整備



自然体験活動(神奈川県、横浜港)



自然体験学習(新潟県、新潟西港)



生物観察(山口県、徳山下松港
大島干潟)



生物観察(広島県、尾道糸崎港
海老干潟)

「新しい公共」の担い手による地域づくり推進経費

人々の支え合いと活気のある地域づくりに向けた様々な当事者の自発的な「協働の場」、すなわち「新しい公共」を実現するため、地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境の整備を推進する。

①「新しい公共」活動環境整備等検討調査

- 全国での個別地域金融機関と活動主体の情報交換の場の設定
- 各地方整備局等による現地調査、ヒアリング等の実施



活動の担い手の視点から活動環境整備のための課題を抽出

活動環境整備に向けた国の施策のあり方等について検討

②地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討調査

H23

活動主体に対する資金的支援や非資金的支援のあり方に関する検討

H24

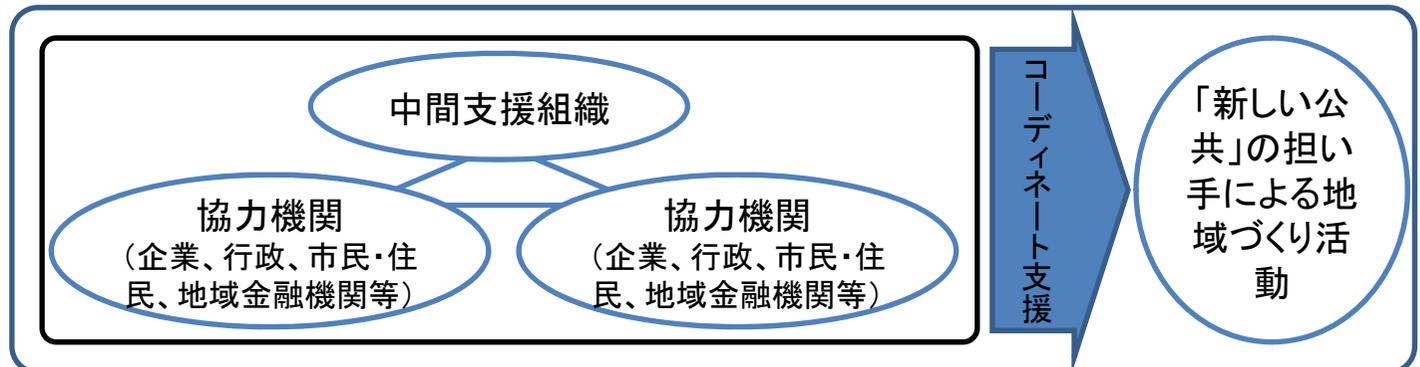
連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり方に関する検討

H25

地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討

③「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業

「新しい公共」による地域づくり活動に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が連携して、自立的・持続的な活動に向けてコーディネート支援を行う取組を募集・選定し、その取組の効果や課題等を検証するとともに、取組に対する助言指導を公開形式で行い、共有可能なコンテンツとして整理



「新しい公共」の担い手による自立的・持続的な地域づくり活動の推進

復興(震災・原発事故)関連事業

平成25年度:NPO関連予算総括表

平成25年 3月13日
国土交通省

1. NPOへの補助

連番	事業名	新・継 区分		H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュー ル	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
1	観光地域づくりプラットフォーム支援事業 (復旧・復興枠)	終了	様々な滞在型観光の取組みを推進し、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、着地型旅行商品の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援。 (NPOを含む) ※被災3県(岩手県、宮城県、福島県)が対象	-	54	①設立準備段階10/10 (定額補助) ②運営初期段階2/5 [直接補助]	民間組織	-	観光庁HPIにて手続きを公表し、地方運輸局にて受付	総合政策局事業 統括調整官室 観光庁観光地域 振興課	-	支援地域数:4 地域
合計		-	-			-	-	-	-	-	-	-

2. NPOとの連携

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
1	「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業	継続	「新しい公共」による地域づくり活動に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が連携して、自立的・持続的な活動に向けてコーディネート支援を行う取組を募集・選定し、その取組の効果や課題等を検証するとともに、取組に対する助言指導を公開形式で行い、共有可能なコンテンツとして整理。	(67の内数)	(107の内数)	NPO等の中間支援組織	検討中	検討中	国土政策局地方振興課	実施主体全10団体のうちNPO法人は4団体	-

「新しい公共」の担い手による地域づくり推進経費

人々の支え合いと活気のある地域づくりに向けた様々な当事者の自発的な「協働の場」、すなわち「新しい公共」を実現するため、地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境の整備を推進する。

①「新しい公共」活動環境整備等検討調査

- 全国での個別地域金融機関と活動主体の情報交換の場の設定
- 各地方整備局等による現地調査、ヒアリング等の実施



活動の担い手の視点から活動環境整備のための課題を抽出

活動環境整備に向けた国の施策のあり方等について検討

②地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討調査

H23

活動主体に対する資金的支援や非資金的支援のあり方に関する検討

H24

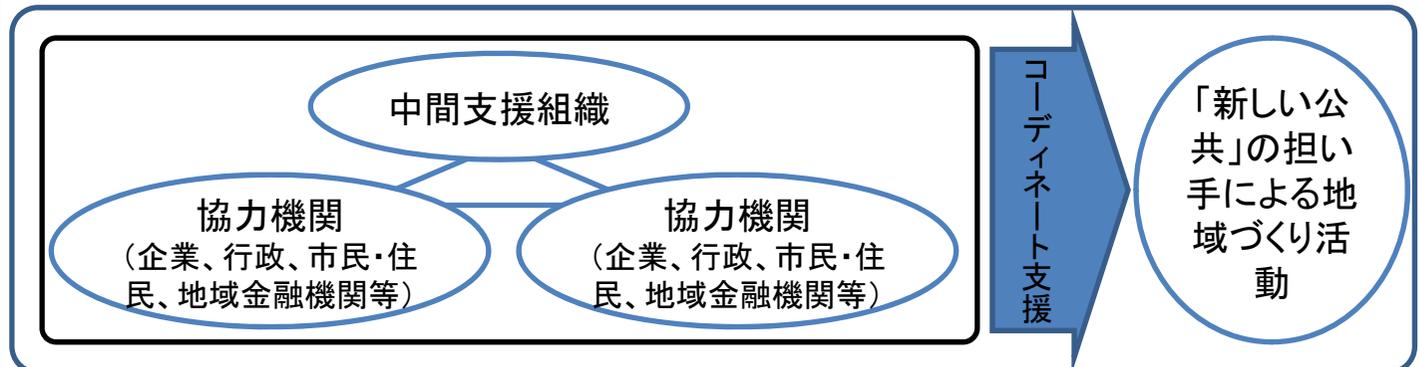
連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり方に関する検討

H25

地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討

③「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業

「新しい公共」による地域づくり活動に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が連携して、自立的・持続的な活動に向けてコーディネート支援を行う取組を募集・選定し、その取組の効果や課題等を検証するとともに、取組に対する助言指導を公開形式で行い、共有可能なコンテンツとして整理



「新しい公共」の担い手による自立的・持続的な地域づくり活動の推進

通常事業

平成25年度:NPO関連予算総括表

											省庁名	環境省
連番	事業名	新規 継続	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績	備考
1	地球環境パートナーシッププラザ運営費	継続	市民・NPO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップ形成促進を図るため、国連大学と共同で東京青山に設置している「地球環境パートナーシッププラザ」において、環境情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施する。	77	77	-	環境省	公募中	応募書類を作成の上、大臣官房会計課に提出	総合環境政策局 民間活動支援室	1件	
2	地方環境パートナーシップ推進費	継続	地域における環境保全活動等に関する情報提供やNPOと自治体、企業、市民等のパートナーシップ促進の拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス」において、対話の場づくり、地域での活動の紹介、環境情報の提供・普及等を実施する。	148	77	-	環境省	契約更新予定の東北地方環境パートナーシップオフィスは、公募中	応募書類を作成の上、東北地方環境事務所へ提出	総合環境政策局 民間活動支援室	2件	
3	環境政策提言事業	終了	-	-	9	-	-	-	-	総合環境政策局 民間活動支援室	-	
4	事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業	継続	持続可能な社会形成に必要な不可欠な新しい経済セクターとしての事業型環境NPO・社会的企業の普及、確率を通じ、環境NPOの経済的自立化を進めるとともに、環境と経済の好循環を実現する新しいまちづくりを全国的に広げ、もって持続可能な社会を地域レベルから構築する。	37	45	-	環境省	3月中旬 ~4月中旬	応募書類を作成の上、東北又は関東地方環境事務所へ郵送にて提出	総合環境政策局 民間活動支援室	3件	
5	地球環境基金助成金	継続	独立行政法人 環境再生保全機構に設置した基金の運用益などにより、環境保全を目的とする民間団体(NGO/NPO等)を対象とし、活動に対する女性を行うとともに、環境保全活動に関する情報提供、神座育成のための研修等を行う。	(711)	(782)	-	独立行政法人 環境再生保全 機構	1/4~1/25 (24年度実績) 1/4~1/25 (25年度実績)	要請書等を実施主体へ郵送提出	総合環境政策局 環境教育推進室	190件 (見込み)	予算額の一部を地球環境基金事業費として支出
6	環境教育等人材認定等事業登録事業	継続	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく人材認定等事業の登録制度(※)の運用。(※)環境保全に関する知識や指導を行う能力を有する人材を育成・認定する民間団体の事業を登録する制度	4	4	-	環境省(文科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	随時	申請書を作成の上、担当省庁に郵送又は電子申請にて提出	総合環境政策局 環境教育推進室	-	
合計 (内数事業を除く)				977 -17 -1.7%	994							

地球環境パートナーシッププラザ運営費

平成25年度予算案 77百万円(平成24年度予算 77百万円)

● 目的

様々な環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するため、市民・NGO／NPO、企業、行政といった各社会主体が、考え方の違いを越え、それぞれの特性を活かしつつ相互に連携する対等・平等な関係(パートナーシップ・協働)による取組の推進を図る。

● 設立年月及び場所

平成8年(1996年)10月、東京・青山に「地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)／環境パートナーシップオフィス(EPO)」を開設。

● 運営形態

GEOCは環境省と国際連合大学との共同事業で、運営の基本方針については両者により組織される共同運営委員会により決定。

GEOC・EPOともに、環境パートナーシップの推進拠点であることから、運営には、行政以外の社会主体(市民・NGO／NPO、企業)の参画を得ることとしており、実際に事業にあたるスタッフは、環境省(民間活動支援室)、国連大学、NPO等の混成チーム。

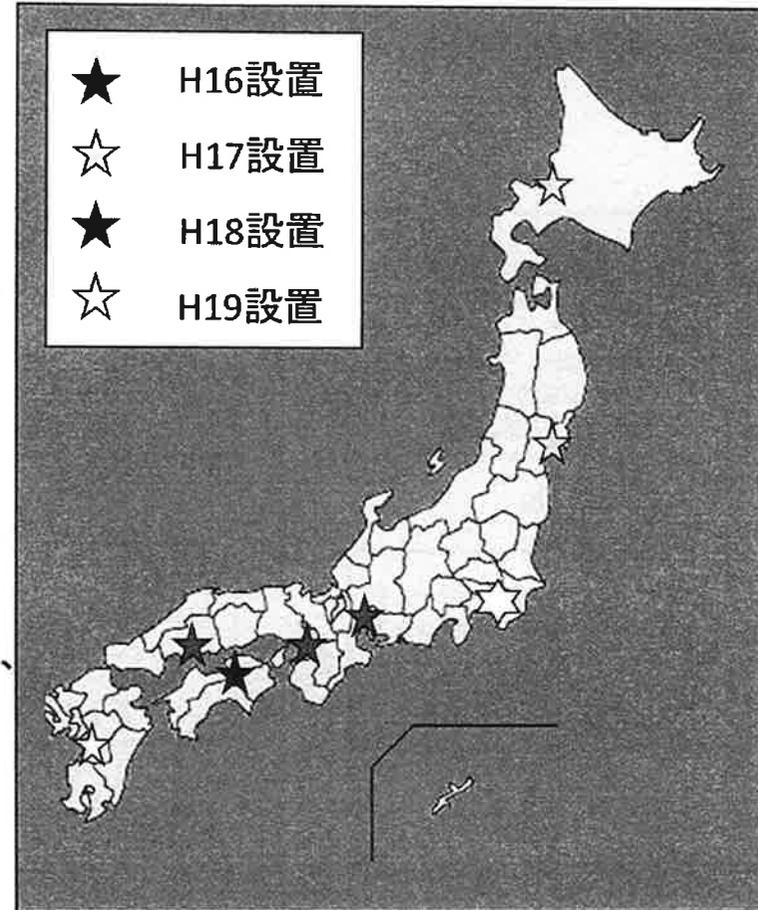
地方環境パートナーシップ推進費

平成25年度予算(案)額148百万円(平成24年度予算額91百万円)

平成14年12月中央環境審議会の「環境保全活動の活性化方策について(中間答申)」及び平成15年に成立した環境教育推進法を踏まえ、地域での環境パートナーシップづくりの支援拠点として、全国各ブロック(7カ所)ごとに地方環境パートナーシップオフィス(地方EPO)を設置。

地方EPOでは、パートナーシップづくりの支援拠点として、環境関連情報の収集と発信、各主体の協働の場づくりセミナーやワークショップ等を実施しているところ。

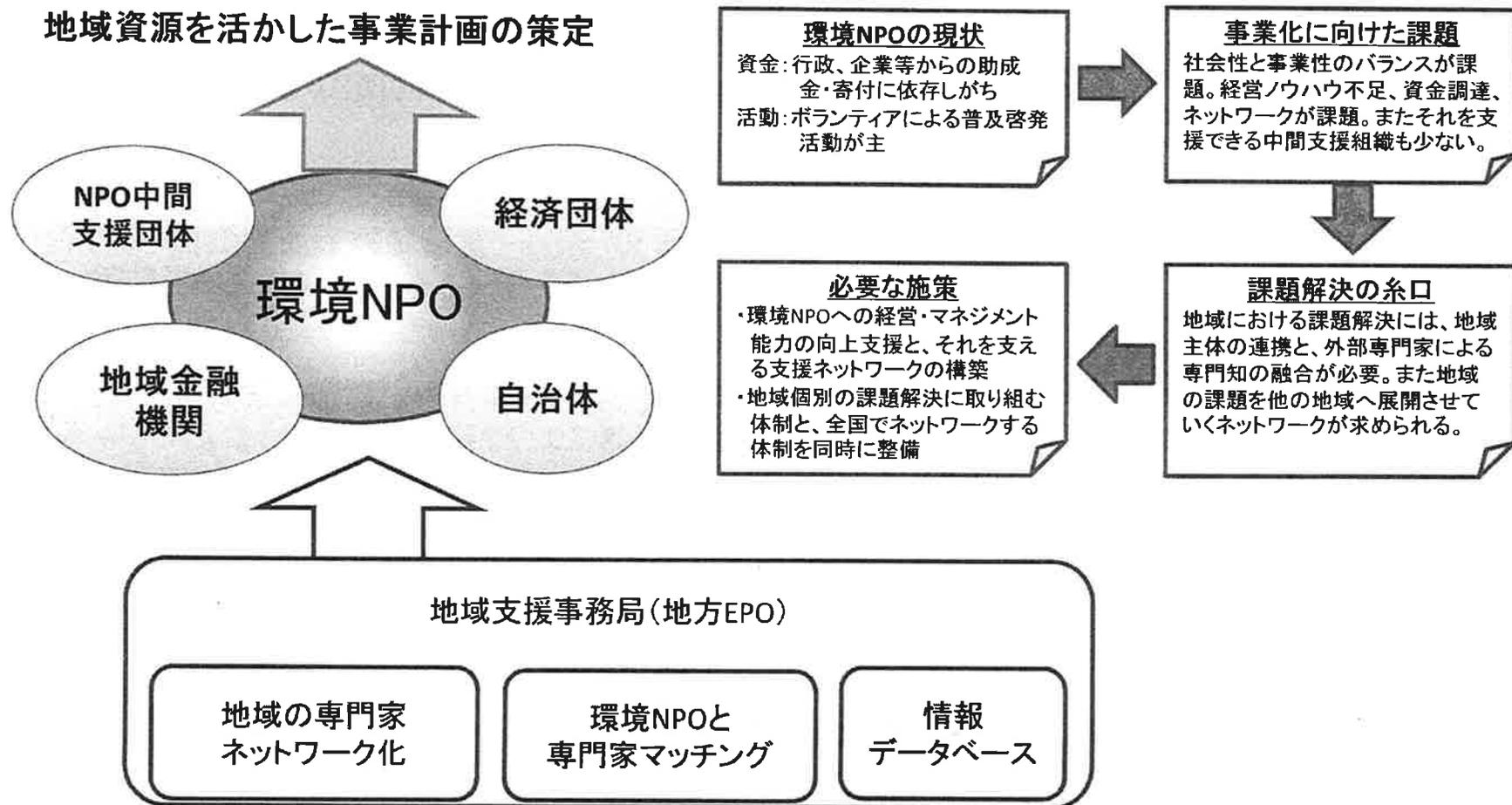
平成24年10月の環境教育等促進法の施行を踏まえ、地方EPOでの情報収集、情報発信、相談対応などの機能を充実・強化。また新たに、地方EPOに協働取組に関する相談対応やコーディネートを行うプロセスマネージャーを配置し、法第21条の4にもとづく協働取組の実施を円滑に進めるほか、地域における協働取組の一層の促進を図る。



事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業

平成25年度予算案 31百万円(平成24年度 45百万円)

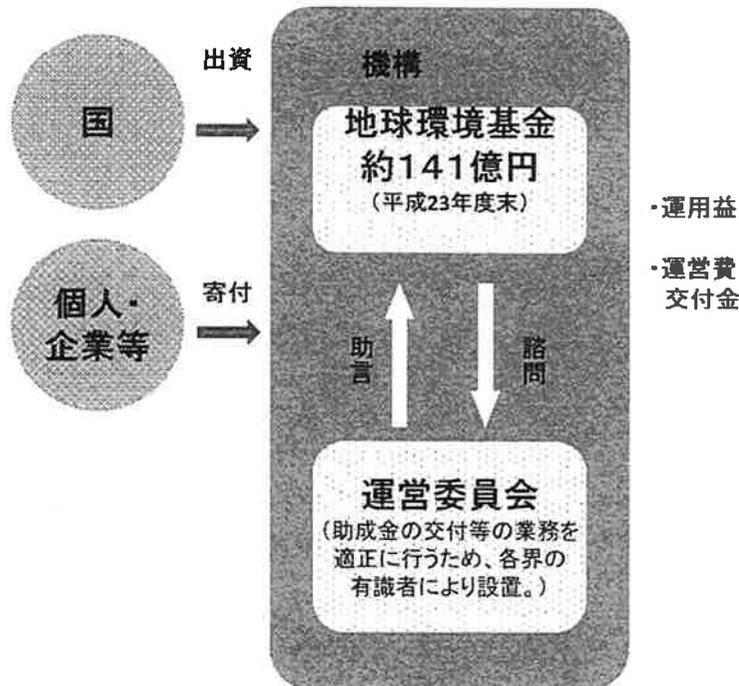
環境NPO等の経済的自立化を進めるとともに、環境と経済の好循環を実現する活動を全国的に拡げ、もって持続可能な社会を地域レベルから構築する。



地球環境基金事業の仕組み

国からの出資金と広く国民からの寄付金により基金を造成し、この運用益と国からの運営費交付金により、内外の民間団体(NGO/NPO)の活動を支援

地球環境基金のしくみ



助成事業

国内外の民間団体(NGO)が開発途上地域又は日本国内で実施する環境保全活動(実践活動、知識の提供・普及啓発、調査研究等)に対し助成金の交付を行う(H23実績:179民間団体を支援。支援額514百万円)。

【助成の対象になる分野】

1. 自然保護・保全・復元
2. 森林保全・緑化
3. 砂漠化防止
4. 大気・水・土壌環境保全
5. 地球温暖化防止
6. 循環型社会形成
7. 環境保全型農業等
8. 環境教育
9. その他(国際会議の開催、国際的なネットワークの形成等)

振興事業

国内外の民間団体(NGO)の環境保全活動を振興するため、調査研究や人材育成研修、情報提供等を行う(H23実績:15件、53百万円)。

1. 調査研究
国内外の環境保全団体の活動状況や、NGO活動を進める上で必要な基礎情報、共通課題等に関する調査研究の実施
2. 研修・講座
NGOスタッフ、ボランティア等へ各種研修機会を提供
3. 情報提供
ホームページ、各種報告書、ニュースレター等による環境保全活動支援のための情報を発信

環境教育の指導者を探している方、指導者になりたい方のためのページ



環境教育の指導者を育成・認定している事業を紹介します。登録人材認定等事業や都道府県・政府の事業を掲載しています。

人材認定等事業とは

「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(改正後:環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)」に基づき設けられました

[法律についての詳細へ\[環境省HP\]](#)

[人材認定等事業の登録制度について\[環境省HP PDF\]](#)

ご登録ください

皆様が行っている事業をご登録下さい。

[登録申請方法詳細へ](#)



環境省

[環境省総合環境政策局環境教育推進室 03-5521-8231\(直通\)](#)

登録事業を分野から探す

環境教育	23事業
森林の保全・緑化	4事業
水・土壌の保全	3事業
リサイクル・廃棄物	3事業
環境全般	2事業
その他	6事業

[登録人材認定事業一覧へ](#)

政府関連の事業

- 環境カウンセラー
[環境省(環境省HP)]
- 環境教育リーダー研修基礎講座
[文部科学省/環境省]

地域生物多様性保全活動支援事業

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



野生鳥獣の保護管理



外来生物対策



重要地域の保全・再生



地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の推進

生物多様性保全計画策定事業
(委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等の策定主体

地域生物多様性保全実証事業
(委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等に位置づけられた活動

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等に位置づけられた実施主体

地域生物多様性保全補助事業
(交付金：国費1/2以内)

地域の多様な主体の連携・協働による地域の生物多様性保全・再生活動

地域住民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体などにより構成される地域生物多様性協議会

地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業

平成25年度予算（案）額100百万円【新規】

背景

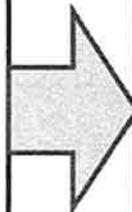
- 平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されることを受け、協働取組の充実が必要とされている。
- 地域の活性化を図るためには、NPO、企業、行政等の協働による取組を活発化させることが必要である。



地域を活性化させるためには、
多様な主体が公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した
協働取組等が必要不可欠

事業の概要

- ①環境NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動を先導的に実施
- ②ブロック単位で採択事業の指導・助言を実施



期待される成果

- ・抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に係る協働取組について、具体的なモデル事業を実施することにより、ノウハウが共有され周辺地域に波及
- ・ブロック単位で支援体制を強化することにより、取組の活発化